令和5年度 包括外部監査結果報告書

随意契約に関する事務の執行について

令和6年3月 宮崎市包括外部監査人 弁護士 山崎 真一朗

目次

第 1	章	包括外部監査の概要1
	第 1	監査の種類1
	第 2	選定した特定の事件1
	第 3	特定の事件の選定理由1
	第 4	監査の対象期間2
	第 5	監査の対象部署2
	第 6	監査の方法等6
	第 7	監査の実施期間7
	第8	包括外部監査人及び補助者の氏名・資格8
	第 9	利害関係の有無8
	第 1	0 本報告書の記載内容に関する留意事項
第2	2 章	宮崎市における随意契約に関する事務の概要9
	第 1	工事の随意契約について9
	第 2	設計コンサルタント等業務委託の随意契約について15
	第 3	物品購入、借入等の随意契約について19
	第 4	設計コンサルタント等を除く業務委託(以下「一般委託」という。)について
	第 5	プロポーザル方式の事務について24
第3	3 章	個別契約に対する監査の実施
	第 1	工事契約26
	1	重点的監査対象の選定について26
	2	監査の視点
	3	監査対象契約の検討
	(1)	宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号1)28
	(2)	宮崎市本庁舎第二庁舎間外渡り廊下屋根修繕工事(通し番号2)30
	(3)	宮崎市第二庁舎一部シーリング打替え工事(通し番号3)32
	(4)	宮崎市本庁舎屋上避雷針修繕工事(通し番号4)33
	(5)	宮崎市本庁舎2階令政会間仕切改修工事(通し番号5)34
	(6)	宮崎市本庁舎5階女性相談室間仕切設置工事(通し番号6)36
	(7)	宮崎市本庁舎5階地域振興部長室遮音間仕切外改修工事(通し番号7)38

(8)	宮崎市本庁舎 5 階子育て支援課間仕切改修工事(通し番号 8)
(9)	宮崎市本庁舎2階社民党間仕切撤去工事外(通し番号9)40
(10)	宮崎市本庁舎 5 階介護保険課外レイアウト変更に伴う電気工事 (通し番号 10)
(11)	宮崎市第二庁舎8階市街地整備課外レイアウト変更に伴う電気工事(通し番号
1	1)
(12)	宮崎市本庁舎 5 階福祉総務課間仕切新設工事外(通し番号 12)45
(13)	宮崎市本庁舎3階市長室内装改修工事(通し番号13)46
(14)	宮崎市本庁舎5階福祉総務課空調機設置工事外(通し番号14)48
(15)	宮崎市本庁舎南面懸垂幕設置工事(通し番号 15)49
(16)	宮崎市第5駐車場一部アスファルト舗装改修工事外(通し番号16)50
(17)	宮崎市第二庁舎3階工業政策課ファンコイルユニット設置工事外(通し番号17)
	51
(18)	宮崎市本庁舎正面玄関床タイル防滑剤塗装工事(通し番号 18)52
(19)	宮崎市第二庁舎旧館部屋上膨張タンク給水管工事外 (通し番号 19) 53
(20)	宮崎市本庁舎地下1階空調機更新工事(通し番号20)55
(21)	宮崎市本庁舎地下1階木製書棚設置工事(通し番号21)56
(22)	小松台法面防草シート補強工事(通し番号 22)57
(23)	宮崎市高岡総合支所地域市民福祉課空調設備増設工事(通し番号23)58
(24)	宮崎市第二庁舎 8 階市街地整備課ファンコイル部品取替外工事 (通し番号 24)
(25)	宮崎市北地域センターサイクルポート更新工事(通し番号 25)60
(26)	観光商工部執務室移転に伴う電話設備工事(通し番号 26)
(27)	宮崎市第四庁舎外消防設備不具合改善工事(通し番号 27)63
(28)	宮崎市高岡総合支所授乳室新設工事(通し番号 28)64
(29)	宮崎市本庁舎地下1階間仕切改修工事(通し番号29)65
(30)	宮崎市電話交換機長距離内線増設工事(通し番号30)66
(31)	宮崎市本庁舎1階休憩室新設工事(通し番号31)
(32)	宮崎西地区交流センター会議室空調更新工事(通し番号32)69
(33)	宮崎西地区交流センター空調設備用電気工事(通し番号 33)70
(34)	住吉公民館管理棟屋根防水改修工事(通し番号 34)72
(35)	住吉公民館管理棟爆裂等補修工事(通し番号35)

(36)	西部地区農村環境改善センターテニスコート照明改修工事(通し番号 36).76
(37)	西部地区農村環境改善センターテニスコートの LED 更新工事 (通し番号 37)
•	
(38)	宮崎西地区交流センター玄関ホール空調更新工事(通し番号38)79
(39)	宮崎西地区交流センター遊戯室東側空調改修工事(通し番号39)81
(40)	宮崎市民プラザ特定天井改修工事(通し番号 40)82
(41)	宮崎市民プラザリモートユニット更新工事 (その 4) (通し番号 41)
(42)	宮崎市葬祭センター地下タンク改修工事(通し番号 42)85
(43)	長溝川河川維持工事(通し番号 43)85
(44)	折生迫停車場線道路維持工事(但し区画線工)(通し番号 44)87
(45)	令和4年フェニックス自然動物園メリーゴーランド外1施設改修工事(通し番号
4	15)
(46)	天神山公園土羽整形等工事(通し番号 46)91
(47)	天神山公園支障木撤去工事(通し番号 47)93
(48)	113 街区外整地工事(通し番号 48)94
(49)	観光案内陶板移設工事(通し番号 49)95
(50)	令和4年度田野町平田1地区(水路)外3市単独災害復旧工事(通し番号50)
•	97
(51)	令和4年度高岡町古園地区(水路)外4地区市単独災害復旧工事(通し番号51)
•	98
(52)	宮崎市立大宮中学校南校舎2階爆裂補修工事(通し番号52)100
(53)	宮崎市立大宮中学校南校舎3階爆裂補修工事(通し番号53)103
(54)	宮崎市立西池小学校少人数1組間仕切り設置工事(通し番号54)104
(55)	宮崎市立西池小学校特別支援教室間仕切り設置工事(通し番号 55)106
(56)	宮崎市立東大宮中学校中学舎 3 階女子便所外洋式化改修工事 (通し番号 56)
•	
(57)	宮崎市立東大宮中学校照明設備改修工事(通し番号 57)109
(58)	宮崎市立生目台中学校職員男女便所様式化改修工事(通し番号 58)110
(59)	宮崎市立生目台中学校屋内運動場男女便所様式化改修工事(通し番号 59) 111
(60)	宮崎市立生目台東小学校中校舎 2 階女子便所洋式化改修工事 (通し番号 60)
•	112
(61)	宮崎市立瓜生野小学校外1校衛生器具設備改修工事(通し番号 61)113

(62)	宮崎市立大淀小学校北側便所棟埋設給水管改修工事(通し番号62)114
(63)	宮崎市立大淀小学校外 1 校給水管改修工事 (通し番号 63)115
(64)	宮崎市立小松台小学校外 2 校漏水改修工事(通し番号 64)116
(65)	宮崎市立小松台小学校屋内運動場男女便所洋式化改修工事(通し番号 65) 118
(66)	宮崎市立小松台小学校音楽室空調設備工事に伴う空調移設工事(通し番号 66)
	119
(67)	宮崎市立生目南中学校北校舎2階男女便所洋式化工事(通し番号67)119
(68)	宮崎市立宮崎西中学校管理棟1階男女便所洋式化改修工事(通し番号68) 120
(69)	宮崎市立生目中学校南校舎2階女子便所洋式化改修工事(通し番号69)121
(70)	宮崎市立大塚中学校職員女子便所洋式化改修工事(通し番号70)122
(71)	宮崎市立加納小学校東校舎1階女子便所洋式化改修工事(通し番号71)123
(72)	宮崎市立加納小学校職員室手洗器取替外工事(通し番号 72)124
(73)	宮崎市立那珂小学校正門北側樹木伐採工事(通し番号 73)125
(74)	宮崎市立那珂小学校屋外運動場樹木伐採工事(通し番号 74)127
(75)	宮崎市立那珂小学校玄関前構造物撤去工事(通し番号 75)129
(76)	宮崎市立広瀬北小学校防音機械室屋上防水改修工事(通し番号 76)130
(77)	宮崎市立広瀬北小学校空調機械室屋上防水改修工事(通し番号 77)132
(78)	宮崎市立清武小学校渡り廊下西面補修工事(通し番号 78)133
(79)	宮崎市立清武小学校渡り廊下東面補修工事(通し番号 79)135
(80)	宮崎市立西池小学校非常放送設備取替工事(通し番号80)136
(81)	宮崎市立西池小学校電話設備改修工事(通し番号 81)137
(82)	宮崎市立久峰中学校売店横男女洋式化改修工事(通し番号82)138
(83)	宮崎市立久峰中学校女子職員便所改修工事(通し番号83)140
(84)	宮崎市立宮崎北中学校西側渡り廊下屋根部分改修工事(通し番号 84)141
(85)	宮崎市立宮崎北中学校南校舎渡り廊下屋根部分改修工事(通し番号85)143
(86)	宮崎市立住吉小学校給食室渡り廊下屋根改修工事(通し番号 86)144
(87)	佐土原学校給食センター重油タンク通気管取替工事(通し番号87)145
(88)	県道日南高岡線道路舗装復旧工事(通し番号88)146
(89)	宮崎市消防団田野分団第 10 部車庫外改修工事(通し番号 89)147
(90)	宮崎市消防団田野分団第 10 部車庫 樹脂窓取付工事(通し番号 90)148
(91)	宮崎市消防団田野分団第 10 部車庫 構造補強工事(通し番号 91)150
4 T	「事契約に対する個別監査実施について(小括)

第 2	設計コンサルタント等業務委託 (設計委託)153
1	重点的監査対象の選定について153
2	監査の視点
3	監査対象契約の検討155
(1)	宮崎市青島地域センター庇設置工事設計業務委託(通し番号 92)155
(2)	清武町一般廃棄物最終処分場外残余容量測量業務委託(通し番号93)156
(3)	佐土原町旭町児童館漏水調査業務委託(通し番号 94)157
(4)	令和 4 年内海地区 2 地区地籍調査事業 F Ⅱ —2·G·H 工程業務委託(通し番号 95)
(5)	本郷地区排水路測量設計業務委託(通し番号 96)160
(6)	準用河川跡江川流域調査業務委託(通し番号 97)163
(7)	令和4年度道路橋定期点検業務委託(通し番号98)164
(8)	番所橋橋梁修繕修正設計業務委託(通し番号 99)164
(9)	加江田地区里道排水調査業務委託(通し番号 100)165
(10)	令和 4 年フェニックス自然動物園マッドマウス設計業務委託(通し番号 101)
(11)	フェニックス自然動物園メリーゴーランド等設計業務委託(通し番号 102)
(12)	宮崎駅東通線(3 工区)修正設計業務委託(但し箱型函渠工)(通し番号 103)
(13)	佐土原町管内路面性状調査業務委託(その4)(通し番号104)170
(14)	佐土原町管内路面構造調査業務委託 (その4) (通し番号105)171
(15)	令和 4 年度さぎせ原 2 期地区地帯総合整備事業農地等状況把握調査業務委託
	(通し番号 106)172
(16)	栗野地区排水溝改修設計業務委託(通し番号 107)173
(17)	三月田1号線用地測量業務委託(通し番号108)174
(18)	粟野中央1号線排水溝改修工事に伴う用地測量業務委託(通し番号 109)176
(19)	役場中山線修正設計業務委託(通し番号 110)178
(20)	宮崎市立宮崎南小学校プレハブ校舎増築基本設計業務委託(通し番号 111)
(21)	宮崎市立那珂小学校校庭道路整備測量設計業務委託(通し番号 112)180

(22) 宮崎市佐土原小学校外 3 校空調設備改修工事基本方針策定業務委託 (通し番	号
113)	31
(23) 宮崎市佐土原中学校外 2 校空調設備改修工事基本方針策定業務委託 (通し番・	号
114)	33
(24) 穆佐城跡排水対策検討業務委託 (通し番号 115)18	34
(25) 宮崎市消防局・北消防署新庁舎基本・実施設計業務委託(通し番号 116)18	35
4 設計委託契約に対する個別監査実施について(小括)18	38
第 3 物品購入契約	39
1 重点的監査対象の選定について	39
2 監査の視点)()
3 監査対象契約の検討	1
(1) 物品名「備蓄品倉庫棚購入(令和4年度)」(通し番号117)19	1
(2) 物品名「宮崎市交通指導員貸与品(令和4年12月新規委嘱者1人分)」(通し	番
号 118))3
(3) 物品名「口蹄疫対策を目的とした消毒剤」(通し番号 119)19)4
(4) 物品名「口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ対策を目的とした消毒剤」(通し	番
号 120)) 5
(5) 物品名「境界確定用品(コノエネイル、境界プレート」(通し番号 121)19	96
(6) 物品名「プラスチックコンテナ」(通し番号 122)19	8(
(7) 物品名「投票用紙計数機」(通し番号 123)19	98
(8) ポスター掲示場設置・投票立会人投票箱送致・地区別啓発推進員謝	忆
(2022004458) (件名同一の場合は契約番号を付す。以下同じ。) (通し番号 124))
19)9
(9) ポスター掲示場設置・投票立会人投票箱送致・地区別啓発推進員謝	忆
(2022020687) (通し番号 125)20)()
(10) ポスター掲示場設置謝礼 (通し番号 126))1
(11) 投票立会人投票箱送致謝礼 (通し番号 127))2
(12) 地区別啓発推進員謝礼 (通し番号 128))2
(13) 物品名「全自動洗濯機、衣類乾燥機外」(2022031373)(通し番号 129)20)3
(14) 物品名「全自動洗濯機・衣類乾燥機外」(2022029118)(通し番号 130)20)4
(15) 物品名「ドラム式洗濯乾燥機」(通し番号 131)20)5
(16) 物品名「サーフボード」(通し番号 132))6

(17)	物品名「ガス自動炊飯器購入(宮崎小)」(通し番号 133)20	7
(18)	貸与品購入(夏救急服上下:異動貸与・年次貸与)(通し番号 134)20	9
(19)	物品名「貸与品購入:作業靴紐有静電(選択貸与品)」(通し番号 135)21	0
(20)	物品名「貸与品購入:ミドリ安全編上靴(異動・選択貸与品)」(通し番号 136)	
•••	21	1
(21)	物品名「貸与品購入:作業靴紐無(選択貸与品)」(通し番号 137)21	2
(22)	物品名「貸与品購入:作業靴紐無静電(選択貸与品)」(通し番号 138)21	3
(23)	物品名「貸与品購入:運動靴(選択貸与品)」(通し番号139)21	4
(24)	物品名「貸与品購入:短靴(選択貸与品)」(通し番号 140)21	4
(25)	物品名「貸与品購入(防火靴:規程貸与品)」(通し番号 141)21	5
(26)	物品名「貸与品購入:アシックス編上靴(選択貸与品)」(通し番号 142)21	6
4 物	7品購入契約に対する個別監査実施について(小括)21	7
第 4	建設コンサルタント等を除く業務委託 (一般委託)21	9
1 重	i 点的監査対象の選定について21	9
2 閨	宝査の視点22	0
3 監	宝査対象契約の検討22	0
(1)	宮崎市天神山公園の桜撮影業務委託(通し番号 143)22	0
(2)	物販施設経営分析業務(通し番号 144)22	2
(3)	宮崎市新地方会計財務書類作成支援業務委託(通し番号145)22	5
(4)	剪定業務委託(小戸)(通し番号 146)22	6
(5)	令和 4 年度社会保障・税番号制度システム整備委託業務(戸籍事務内連携のたる	ク
T)	機能の整備)(通し番号 147)22	7
(6)	こども 5R 学習事業業務委託(通し番号 148)22	8
(7)	たらのき台不燃物埋立場外廃タイヤ処分業務委託(通し番号 149)23	0
(8)	たらのき台不燃物埋立場伐採業務委託(通し番号 150)23	1
(9)	令和4年度旧宮崎市域公設浄化槽清掃業務委託(通し番号151)23	2
(10)	令和 4 年度田野町・高岡町・清武町域公設浄化槽清掃業務委託 (通し番号 152)	
•••	23	4
(11)	令和4年度佐土原町域公設浄化槽清掃業務委託(通し番号153)23	6
(12)	宮崎市障がい福祉窓口受付システム機能拡充(タクシー券等)業務委託(通り	L
	号 154)	
(13)	宮崎市介護認定審査室エアコン清掃業務委託 (通し番号 155)	0

(14)	在宅の障がい者及び要介護者への PCR 検査事業検体採取業務委託 (2022002801)
	(通し番号 156)
(15)	在宅の障がい者及び要介護者への PCR 検査事業検体採取業務委託 (2022002802)
	(通し番号 157)
(16)	在宅の障がい者及び要介護者への PCR 検査事業検体採取業務委託 (2022002803)
	(通し番号 158)
(17)	在宅の障がい者及び要介護者への PCR 検査事業検体採取業務委託 (2022002804)
	(通し番号 159)
(18)	在宅の障がい者及び要介護者への PCR 検査事業検体採取業務委託 (2022002806)
	(通し番号 160)
(19)	在宅の障がい者及び要介護者への PCR 検査事業検体採取業務委託 (2022002807)
	(通し番号 161)
(20)	在宅の障がい者及び要介護者への PCR 検査事業検体採取業務委託 (2022002808)
	(通し番号 162)
(21)	在宅の障がい者及び要介護者への PCR 検査事業検体採取業務委託 (2022002809)
	(通し番号 163)
(22)	在宅の障がい者及び要介護者への PCR 検査事業検体採取業務委託 (2022002812)
	(通し番号 164)
(23)	在宅の障がい者及び要介護者への PCR 検査事業検体採取業務委託 (2022002813)
	(通し番号 165)
(24)	在宅の障がい者及び要介護者への PCR 検査事業検体採取業務委託 (2022002799)
	(通し番号 166)
(25)	在宅の障がい者及び要介護者への PCR 検査事業検体採取業務委託 (2022002805)
	(通し番号 167)
(26)	在宅の障がい者及び要介護者への PCR 検査事業検体採取業務委託 (2022002811)
	(通し番号 168)
(27)	在宅の障がい者及び要介護者への PCR 検査事業検体採取業務委託 (2022002814)
	(通し番号 169)
(28)	宮崎市子ども食堂ネットワーク応援業務委託(通し番号 170)257
(29)	みやざき恋文プロジェクト運営業務委託 (通し番号 171)258
(30)	宮崎市児童遊園等遊具等保守点検業務委託(通し番号 172)260
(31)	宮崎市児童遊園(児童広場)清掃業務委託(通し番号 173)

$(32) \stackrel{\scriptstyle \checkmark}{}$	令和4年度旧生目児童館管理運営業務委託(通し番号174)2	264
(33)	母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収業務委託(通し番号 175)2	267
(34)	インバウンド受入体制整備事業業務委託(動画制作)(通し番号 176)2	268
(35)	令和4年度「神武東遷」認知拡大・観光誘客推進事業業務委託(通し番号17	7)
		270
(36)	田野運動公園巨石等撤去委託(通し番号 178)2	271
(37)	生目の杜運動公園臨時駐車場草刈業務委託(通し番号 179)2	273
(38)	宮崎市営住宅等指定管理料(通し番号 180)2	274
(39)	水門等操作委託(その 1)(通し番号 181)	276
(40)	水門等操作委託(その 2)(通し番号 182)	278
(41)	水門等操作委託(その 3)(通し番号 183)2	279
(42)	水門等操作委託(その 4)(通し番号 184)	281
(43)	水門等操作委託(その 5)(通し番号 185)2	282
(44)	水門等操作委託(その 6)(通し番号 186)	284
(45)	田)南原1号街区公園外8草刈業務委託(通し番号187)2	286
(46)	田)公園通り線外7線草刈業務委託(通し番号188)2	287
(47)	田)中ノ原 2 号街区公園外 8 草刈業務委託(通し番号 189)2	289
(48)	田)天神ダム湖線外 2 線草刈業務委託(通し番号 190)2	290
(49)	麓瓜田線草刈業務委託(通し番号 191)2	292
(50)	天ケ城公園南側法面草刈業務委託(通し番号 192)2	293
(51)	参議院議員通常選挙における投票所交通誘導業務(通し番号 193)	294
(52)	参議院議員通常選挙における投票所交通整理業務 (202209381) (通し番号 19	4)
		295
(53)	参議院議員通常選挙における投票所交通整理業務 (202209388) (通し番号 19	5)
		296
(54) 宮	宮崎県知事選挙における投票所交通整理業務(2022025964)(通し番号 19	6)
		297
(55)	宮崎県知事選挙における投票所交通整理業務(2022025965)(通し番号 19	7)
		298
(56)	宮崎県知事選挙における投票所交通誘導業務(通し番号 198)	299
(57)	期日前・不在者投票所機械警備業務委託(2022024532)(通し番号 199)2	299
(58)	期日前・不在者投票所機械警備業務委託(2022024523)(通し番号 200)ご	300

(59)	期日前・不在者投票所機械警備業務委託(2022024524)(通し番号 201)301
(60)	宮崎県知事選挙に伴う駐車場整理業務(2022025961)(通し番号 202)302
(61)	宮崎県知事選挙に伴う駐車場整理業務(2022025954)(通し番号 203)303
(62)	宮崎県知事選挙 投票用紙読取分類機点検業務委託(通し番号 204)304
(63)	宮崎県知事選挙 投票用紙読取分類機設定業務委託(通し番号 205)305
(64)	選挙時臨時啓発業務委託「宮崎市議会議員選挙等啓発事業業務委託」(通し番号
2	206)306
(65)	宮崎市立木花小学校屋内運動場アリーナ床石綿含有調査業務委託(通し番号207
	307
(66)	宮崎市立江平小学校外1校校舎石綿含有調査業務委託(通し番号 208)309
(67)	宮崎市立大淀中学校管理棟石綿含有調査業務委託(通し番号 209)310
(68)	宮崎市立宮崎南小学校南・中校舎石綿含有調査業務委託(通し番号 210)311
(69)	宮崎市立小松台小学校北校舎石綿含有調査業務委託(通し番号 211)313
(70)	宮崎市立小学校樹木安全点検業務委託(北部)(通し番号 212)314
(71)	宮崎市立小学校樹木安全点検業務委託(南部)(通し番号 213)316
(72)	令和4年度ふるさと文化学習支援事業委託(通し番号214)317
4	一般委託契約に対する個別監査実施について(小括)318
第 5	賃貸借契約320
1	重点的監査対象の選定について320
2	監査の視点320
3	監査対象契約の検討321
(1)	研修生・派遣職員等の職員宿舎賃借料(ステージグランデ台東根岸アジールコー
	ト 1101 号) (通し番号 215)
(2)	研修生・派遣職員等の職員宿舎賃借料 (AXAS 駒込アジールコート 703 号) (通し
-3 1	番号 216)
(3)	研修生・派遣職員等の職員宿舎賃借料(プラウドフラット品川大井町 406 号)(通
1	し番号 217)324
(4)	研修生・派遣職員等の職員宿舎賃借料(クレイシア森下ステーションサイト 412
-	号)(通し番号 218)325
(5)	研修生等・派遣職員等の職員宿舎賃借料(セルビシエ白金801号)(通し番号219)
	326

(6)	研修生・派遣職員等の職員宿舎賃借料 (プリームス青柳 903 号) (通し番号 220)
	327
(7)	自治体専用チャットツール利用料 (通し番号 221)327
(8)	宮交シティ市民サービスコーナー賃借料 (通し番号 222)328
(9)	東部市民サービスコーナー賃借料 (通し番号 223)329
(10)	新型コロナワクチン集団接種会場設置に伴う定期建物賃貸借契約(2022020326)
	(通し番号 224)
(11)	新型コロナワクチン集団接種会場設置に伴う定期建物賃貸借契約(2022039588)
	(通し番号 225)
(12)	新型コロナワクチン集団接種会場使用料(通し番号 226)333
(13)	青島パークゴルフ場賃借料 (土地) (通し番号 227)
(14)	青島パークゴルフ場賃借料(駐車場)(通し番号 228)
(15)	青島パークゴルフ場賃借料 (建物) (通し番号 229)
4 1	賃貸借契約に対する個別監査実施について(小括)338
第4章	監査の結果339
第 1	指摘
第 2	意見
第5章 箱	総括
第1	指摘及び意見の数
第 2	個別契約ごとに見た指摘及び意見の数(巻末資料参照)359
第 3	監査要点ごとの包括外部監査人の所感

第1章 包括外部監査の概要

- 第1 監査の種類 地方自治法第 252 条の 37 第1項に基づく包括外部監査
- 第2 選定した特定の事件 随意契約に関する事務の執行について
- 第3 特定の事件の選定理由
 - 1 宮崎市は、令和5年度当初予算編成において「第五次宮崎市総合計画 基本計画(平成30年度~令和6年度)」に基づき優先的かつ重点的に取り組むべき重点施策の一つとして「市役所改革推進プランの推進と健全 財政の確立」を宣言している。同施策のもと、職員の意識改革や業務の 抜本的見直しを行うことで、業務の生産性を高めるとともに、成果を重 視し、限られた予算の有効活用を図ることを目指している。予算の有効 活用を実現するためには、宮崎市の業務遂行にあたって締結される契約 において、適法性(合規性)、経済性及び公正性等の確保が求められる。
 - 2 地方自治体が活動するためには建設工事、業務委託、物品購入等の契約を締結する必要があり、契約に関する事務は地方自治体の歳入及び歳出の全般に及んでいる。契約の中には相当高額なものもあれば、個々の契約金額は小さくても多数の契約を締結することにより総額として高額になるものもある。地方自治体の契約は、一般競争入札を実施するのが原則であり、指名競争入札や随意契約は一定の要件を満たす場合にのみ例外的に認められている(地方自治法第234条第2項)。
 - 3 宮崎市は令和4年度より建設工事における一般競争入札の対象を拡大するための改革に取り組んでおり、指名競争入札を減らし、一般競争入札を増やすことにより建設工事契約の競争性・経済性等の拡充を推進している。他方で、随意契約については特別の改革等までは予定されていない。

令和4年9月5日に宮崎市ホームページで公表された令和3年度宮崎市内部統制評価報告書(地方自治法第150条第4項に基づく報告書)によると、同年度に確認された不備件数は全244件であり、そのうち65件

が契約に係る事務処理に関するものであり、これらについて再発防止に 向けた取組を進めていると報告されている。

- 4 宮崎市包括外部監査において、これまで「契約」に関連する事務を監査テーマとしたのは、平成28年度の「外部委託の事務の執行について」の1回だけであり、かつ、契約自体というよりも業務の外部委託化に着目したテーマであった。
- 5 そこで今回は、建設工事、委託、物品購入等の随意契約について、契約事務に関する規則・規程・要綱等や職員が参照する手引き等の内容も含め、契約の内容や手続き、履行状況等に対して適法性(合規性)、経済性及び公正性等を監査することは、宮崎市が取り組む市役所改革にとっても必要かつ有効であると考え、「随意契約に関する事務の執行」を監査テーマとして選定した。

第4 監査の対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで (ただし、必要に応じて過年度及び次年度も監査対象とする)

- 第5 監査の対象部署
 - 1 総務部契約課
 - 2 各個別契約に関する事務の執行に関与した担当部署
 - 3 その他契約事務に関連する業務を所管する担当部署
 - 4 対象部署の名称について

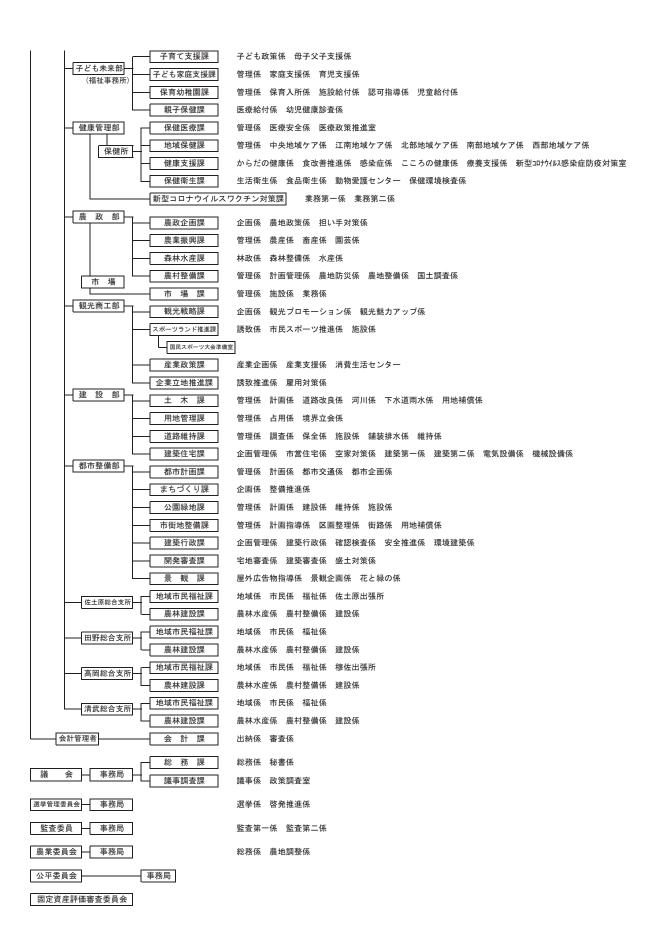
宮崎市では令和5年度組織改編が行われ、企画財政部を総合政策部に、 税務部を財政部にといったように部署名が一部変更された。本報告書で は新しい部署において監査結果を検索しやすいように令和5年度の名称 で対象部署を表記することとした。

また契約種別ごとの監査結果の順序は、次頁の宮崎市行政組織図(令和 5 年 4 月 1 日)に記載されている順に並べることとした(巻末資料の監査実施内容一覧表も参照されたい。)。

宮崎市行政組織図

令和5年4月1日







第6 監査の方法等

1 監査要点

(1) 合法性(合規性)・有効性に関する検討

法律上・規程上、随意契約の要件を満たしているか、契約内容が目的達成のため必要かつ十分であり、特定かつ明確なものとなっているか、記載に誤りがないか、契約に基づく履行が適切に行われているかなどを検討する。

(2) 競争性・経済性に関する検討

随意契約といえども競争性のある見積合わせが原則であり、見積合わせの仕方や一者随契(特命随意契約)等においても契約の競争性・経済性を担保する手続が適切に行われているか、契約の競争性・経済性よりも業務の効率性等他の事情を不当に優先していないかなどを検討する。

(3) 公平性・透明性に関する検討

随意契約の相手方選定基準、検討プロセスや契約締結の過程等に おいて公平性が確保されているか、それらを記録化(客観化)して可 能な限り公開するなど事後的検証を可能とし、透明性が確保されて いるかなどを検討する。

(4) PDCA サイクルを意識した業務の質向上に関する検討

P (Plan・計画)・D (Do・実行)・C (Check・評価)・A (Action・改善) サイクルのプロセスを循環させることによって業務の質の向上を図ることが期待できるため、契約方法・内容の意思決定 (P) \rightarrow 契約締結手続 (D) \rightarrow 契約履行の結果及び事業成果の評価 (C) \rightarrow 契約に関する手引き等の改善・周知 (A) といった業務体制がとられているかなどを検討する。

2 主な監査手続き

(1) 手引き等資料に基づく随意契約手続の把握

契約課の担当者より随意契約に関する手引き等資料の内容説明を 受けて宮崎市における随意契約の手続を把握する。

(2) 令和4年度の随意契約状況の把握と検討

令和4年度の随意契約状況の一覧表等の提出を求めて、全体状況を 把握したうえでその中からサンプリングした契約案件を数件検討し、 その後、重点的監査対象とする契約を200件程度抽出し分析検討する。

(3) ヒアリング等の実施

令和5年5月25日、テーマ決めのために契約課の面談ヒアリングを実施し、随意契約に関する事務の執行をテーマと設定した後は、必要に応じて随意契約に関するヒアリング(質問票を含む。)、担当課への訪問調査等を実施する。

(主なヒアリング実施状況)

令和5年6月14日 契約課 面談ヒアリング (随意契約手続全般) 令和5年7月26日 会計課 訪問及び面談ヒアリング (支出命令書 及び請求書の取扱等)、地下倉庫の会計書類保 管状況の視察

令和 5 年 8 月 9 日 企画政策課宮崎市東京事務所 電話ヒアリング (東京事務所職員等の賃貸借契約)

令和6年2月1日 高岡総合支所農林建設課、建築住宅課、介護保 険課、選挙管理委員会事務局、会計課 面談ヒア リング (監査結果報告書原案)

令和6年2月7日 契約課、土木課、障がい福祉課、都市戦略課 面 談ヒアリング (監査結果報告書原案)

令和6年2月14日 契約課、建築住宅課 面談ヒアリング (監査結 果報告書原案)

令和6年2月28日 都市戦略課 面談ヒアリング (監査結果報告書 原案)

その他、適宜担当部署に電話によるヒアリングを行った。

(4) 以上の検討を踏まえ、監査対象契約の監査実施内容及び指摘・意見の案を作成し、これを各所管課に示して、事実関係に係る誤りの有無等について意見を聴取した。

第7 監査の実施期間

令和5年6月14日から令和6年2月28日まで監査を実施し、令和6

年3月15日に最終的な意見をまとめたものである。

第8 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格

包括外部監査人 弁護士 山崎 真一朗

補助者 弁護士 磯野 健介

補助者 弁護士 安田 文彦

補助者 税理士 有田 信行

第9 利害関係の有無

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第10 本報告書の記載内容に関する留意事項

監査の結果として「指摘」又は「意見」に区分して記載している。

「指摘」とは、宮崎市において措置が必要であると認められる事項であり、主に合法性・合規性に関する事項(法令、条例、規則、規程又は要綱等に抵触する事項)であるが、経済性、効率性及び有効性に関する事項について著しく重要性が高いと判断するものも含むものとする。

「意見」とは、「指摘」には該当しないが、経済性、効率性及び有効性の観点から事務の執行の合理性のために改善を要望する事項であるものとする(これは地方自治法第 199 条第 10 項の「意見」に該当する。)。

なお、上記「指摘」及び「意見」には該当しないが、監査にあたって気づいた点や評価できる点等も適宜記載している。

(凡例)

1 法令、条例、規則等

地方自治法	自治法
地方自治法施行令	自治令
政府契約の支払遅延防止等に関する法律	支払遅延防止法
宮崎市財務規則(平成元年2月21日規則第1号)	市規則
宮崎市財務規則に規定する書類の様式に関する要綱	市規則様式
宮崎市事務決裁規程	市決裁規程
令和 4 年度庶務担当者実務研修資料(建設工事·測量設計等業	令和 4 年度庶務研

務委託の契約事務について)	(工事等)
令和 4 年度庶務担当者実務研修資料(物品契約等に関するも	令和 4 年度庶務研
の)	(物品等)
令和5年度庶務担当者実務研修資料(建設工事・建設コンサル	令和 5 年度庶務研
タント等業務委託の契約事務について)	(工事等)
令和 5 年度庶務担当者実務研修資料(物品契約等に関するも	令和 5 年度庶務研
の)	(物品等)
工事請負契約における随意契約のガイドライン (昭和 59 年	工事の随意契約ガ
7月11日建設省厚発第308号)(国土交通省工事契約実務要	イドライン
覧)	
プロポーザル方式事務の手引き(平成29年3月)	プロポーザル手引
物品調達事務に伴う申し合わせ事項(最終変更平成 15 年 3 月	物品調達申し合わ
26 日伺定)	せ事項
予算執行等事務に関するQ&A(平成 31 年 4 月)宮崎市企画	予算執行Q&A
財政部財政課	

2 文献

橋本勇「改訂版自治体財務の実務と理論」(2019年、ぎょうせい)	橋本
江原勲「詳説自治体契約の実務 改正民法対応版」(2020年、ぎょうせい)	江原
鈴木満「公共入札・契約手続の実務」(2013年、学陽書房)	鈴木
樋口満雄「自治体契約事務のチェックポイント」(2021年、概要書房)	
板垣勝彦「地方自治法の現代的課題」(2019年、第一法規)	

[※] 本文中で引用していない文献も監査にあたっては参考とした。

第2章 宮崎市における随意契約に関する事務の概要

- 第1 工事の随意契約について
 - 1 随意契約について(令和4年度庶務研(工事等)1頁)

随意契約とは、競争の方法によることなく、任意に特定の者を選んで 契約を締結するもので、一般競争入札を原則とする契約締結の例外的な 方法である(自治法第 234 条 2 項)。随意契約は適切に運用されれば、競 争入札に比べて事務手続が簡単であることや、あらかじめ資力、信用、技術力、実績等により相手方を特定して契約を行えることから、確実な契約内容の履行が期待できるなど、有効な契約手法である。

しかし一方で、契約の相手方の偏り、固定化等を招くなど公正な入札の執行が妨げられる可能性が危惧される。したがって、その取扱いについては十分に吟味する必要がある。

- 2 工事の契約締結の執行区分について(令和4年度庶務研(工事等)2頁) 宮崎市では、工事の契約締結にあたって、設計金額によって執行区分 を次のとおり契約課と各担当課に振り分けている。
- (1) 設計金額 130 万円を超える建設工事については、契約課において契約の締結を行う。

原則として、6,000万円以上の建設工事は条件付一般競争入札とし、130万円を超える建設工事は指名競争入札とする(ただし、令和4年より試行的に条件付一般競争入札を拡大している。)。例外として、自治令第167条の2第1項2号以下に該当する場合は、随意契約によることができる。

(2) 設計金額 130 万円以下の建設工事については、各担当課が執行し、 130 万円以下であるため少額随意契約として随意契約によることができる (自治令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号、市規則第 133 条)。ただし、契 約課執行を避けるための安易な分割発注は行ってはならない。

市規則第133条(随意契約によることができる予定価格の範囲)

令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する規則で定める額は、次の各号に定める契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 130 万円
- (2) 財産の買入れ 80 万円
- (3) 物件の借入れ 40 万円
- (4) 財産の売払い 30万円
- (5) 物件の貸付け 30 万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50 万円

3 設計金額について(契約課ヒアリングの結果)

設計金額を定めるに際し、担当課に技術職員がいるときは担当課で作成し、技術職員がいない場合は他の部署の技術職員に依頼して設計金額を作成する。設計金額を定めるとき、特定の業者に対して参考見積書を出してもらい、その見積額を参考にして設計金額を定めることもある。

また、参考見積書を提出した業者に見積合わせへの参加を依頼することも多い。ただし、参考見積書を提出した業者がどこであるかは、競争性を確保するため、他の見積業者に教えないこととしている(令和4年度庶務研(物品等)2頁を参照。)。

4 予定価格について(令和4年度庶務研(工事等)15頁)

予定価格は設計金額と同額とする。入札や随意契約を行う場合、市規 則第 127 条及び同第 135 条の規定に基づき、予定価格を定める必要があ る。なお、予定価格は消費税込みの金額である。

市規則第127条(予定価格)

- 1 予定価格は、入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様 書及び設計書等によって定めるものとし、その予定価格を記載し た予定価格を記載した予定価格書を封書にして封印し、開札の際 これを開札場所に置かなければならない。
- 2 予定価格は、入札に付する事項の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約においては、単価について予定価格を定めることができる。
- 3 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の 実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長 短等を考慮してこれを定めなければならない。
- 4 予定価格は、変更することができない。ただし、入札に付して も落札者がない場合において、その後経済事情の変動等により、 予定価格が明らかに不適当と認められるに至ったときは、この限 りでない。

通常、競争入札や随意契約を執行する前に、予定価格を記載した予定価格書を作成し、封書において封印し、開札の際にこれを開札場所に置かなければならない。ただし、随意契約で市規則第135条第1号又は同第2号に該当する場合は、「予定価格書」の作成を省略することができる。「予定価格の設定」を省略できるという意味ではないことに注意を要する。

予定価格については、金額が外部に漏れることのないよう、その取扱い については十分に注意する。

市規則第135条(随意契約の予定価格)

随意契約をしようとするときは、あらかじめ第 127 条の規定に準じ、予定価格を定めなければならない。この場合において、当該契約が次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格書の作成を省略することができる。

- (1) 法令に基づき取引価格が定められていることその他特別の事 由があることにより、特定取引価格によらなければ契約すること が不可能又は著しく困難であると認められるとき。
- (2) 予定価格が第 133 条各号に掲げる契約の種類に応じ当該各号 に定める額以下の場合であって、予定価格書の作成を省略しても 支障がないと認められるとき。
- 5 「建設工事等に係る担当課発注の業者選定」について(令和 4 年度庶 務研(工事等)29頁)
 - (1) 「建設工事等」に係る業者選定は、原則として「競争入札参加資格者 名簿(市内、第1希望)」の中から選定する(市内業者で受注可能な案 件については、市内業者への依頼が基本となる。)。
 - (2) 「小規模修繕工事(設計金額 50 万円以下)」に係る業者選定は、「競争入札参加資格者名簿(市内、第1希望)」若しくは「宮崎市小規模修繕工事契約希望者登録名簿」の中から選定する。
- 6 随意契約に係る留意事項(建設工事等)(令和4年度庶務研29頁)
 - (1) 地方公共団体の契約は、公平性、経済性、適正履行の確保の観点から適切に行うことが求められている。特に、随意契約は、競争入札が原

則とされている中、自治令第 167 条の 2 第 1 項各号の事由に該当する 場合にのみ認められた契約方式であることから、安易な随意契約は厳 に慎まなければならないこととされている。

- (2) また、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号から同第 9 号に該当する「特命随契 (1 者随契)」は競争性がないことから、各号に合致するかどうか慎重に判断する必要がある。各号の解説は、工事の随意契約ガイドライン(令和 4 年度庶務研 (工事等) 7 頁)を参考にする。
- (3) 随意契約の理由が「第1号」と「第2号以下」の複数に該当する場合には、第1号が優先適用となるが、特命随契(1者随契)の場合には、その理由をきちんと整理する。単に「現場に精通している」「知識揮経験が豊富である」などでは、特命随契の理由にはならないので注意する。
- (4) 分割発注するためには「合理的理由」が必要となる。特に、分割することにより少額随契(自治令第167条の2第1項第1号)になる場合には、契約課発注を避けるための分割とならないよう注意する。 価格面、数量面、工程面等からみて分割して発注することが、経済合理性、公平性等に反しないか十分に検討する。
- (5) 各課執行案件における見積依頼業者の選定にあたっては、「随意契約状況報告」を参考に、宮崎市の「競争入札参加資格者名簿」に登載されている業者の中から、地域区分(市内業者が優先)、希望順位(第1希望が優先)、所在地、技術力、実績等を勘案しながら、相手方に偏りや固定化を招くことがないように注意する。

分割発注案件の業者選定については、特に留意する。

小規模修繕工事(設計金額が1件当たり50万円以下のもので、修繕又は工事の内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易と認められるもの)については、「宮崎市小規模修繕工事契約希望者登録名簿」からの選定も可能である。

7 工事の随意契約ガイドライン(令和4年度庶務研(工事等)7頁)について

自治令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適さない」の解釈について、工事の随意契約ガイドラインの解説は以下のとおりである。

- (1) 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と締結しなければ契約の目的を達することができない場合。
 - ① 特許工法等の新開発工法等を用いる必要がある工事
 - ② 文化財等の極めて特殊な建築物等の為、施工者が特定される補修、 増築等工事
 - ③ 実験、研究等のための極めて特殊な設備等で、施工可能な者が特定される設備、機器等の新設、増設等の工事
 - ④ ガス事業法等の法令等の規定に基づき、施工者が特定される工事
- (2) 施工上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある場合。
 - ① 本施工前の試験的施工の結果、その者に施工させなければならない本工事
 - ② 既設の設備と密接な関係にあり、同一施工者以外に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障を来す恐れがある設備、機器等の増設、改修等の工事
 - ③ 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で、特殊な技術、手法等の必要 がある工事
- 8 請求書と代金支払いについて(会計課等ヒアリングの結果)

支払遅延防止法第 6 条により、契約の相手方から請求書が届いた日より代金支払いまで、原則として工事では 40 日以内、それ以外の契約では 30 日以内(ただし、契約書により支払の時期を明らかにしないときは 15 日以内。同法第 10 条)に支払わなければ、遅延利息の支払い義務が発生する。

契約課又は担当課は、請求書が郵送の場合は到着時に文書受付印を押し、請求書持参の場合には受領時に文書受付印を押し、各文書受付印の日付が請求日となる

請求書受領後、通常は当日のうちに支出命令書を起案し、支払予定日を請求日の15日以内(初日算入)の日で記入し、速やかに会計課に回付する。

その会計課への回付前に、請求書と支出命令書の写しを担当課の契約資料に綴じる方がよいと案内されているようであるが、明確なルールは示されておらず、統一されていない。

なお、担当課において宮崎市財務システムにより会計課が支払ったか否 か及び支払日を確認することができる。

9 会計課の決裁について(会計課ヒアリングの結果)

担当課から庁内便等で会計課に届く支払関係書類(執行何書、負担行為、支出命令書)を財務規則に従って確認し、財務システムで受付処理を行った後、事務決裁規程に基づき会計課の決裁を行う。

決裁した支払関係書類の中から支出命令書と請求書の原本を引き抜き、 残りの書類を担当課に戻す。

決裁後、支払確定担当職員が財務システムにて支払日毎に支払処理を行う。そして、支払日の2営業日前の午後4時までに、同日支払いの金額が確定したことについて財務システムを管理する業者(富士通)に電話をして、同業者において支払処理がなされる。

支払金額の確定をしたことについては、担当課へは連絡しない。ただ、 会計課の支払いが担当課指定の支払い予定日と異なる日になる場合には 担当課に連絡を入れる。

なお、担当課において財務システムの端末を使って会計課の支払いが決 裁されたか否かは確認できる。

第2 設計コンサルタント等業務委託の随意契約について

1 設計コンサルタント等業務委託(以下「設計委託」という。)について 宮崎市の契約事務においては、建築設計、建設コンサル、測量、地質調 査、補償コンサルに関する委託業務を「設計委託」と称して、他の業務委 託と取扱いを異にしている。

設計委託について随意契約ができる場合は、自治令第 167 条の 2 に次のとおり定められている。

- (1) 予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えないとき 市規則第 133 条第 6 号(前掲)により、予定価格が 50 万円以下の 設計委託契約については随意契約ができる(少額随契)。
- (2) 性質又は目的が競争入札に適しないとき。
- (3) 障害者支援施設等から受ける契約をするとき。
- (4) 新たな事業分野の開拓を図る者から買い入れる契約をするとき。
- (5) 緊急の必要があるとき。
- (6) 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
- (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結できるとき。
- (8) 競争入札に付し入札者がないとき。
- (9) 落札者が契約を締結しないとき。
- 2 契約締結の執行区分と入札・契約事務及び必要書類

宮崎市では設計金額に応じて、次のとおり契約締結の執行区分や入札・契約事務、必要書類が異なる。委託業務の計画(執行伺)、契約相手の選定(見積合わせ)、契約、(委託業務の実施)、完成検査、代金支払いの場面に分けて説明する。なお、落札の上限額である予定価格は、設計金額と同額とし、積算の際の端数の控除(歩切り)は禁止されている。

- (1) 設計金額10万円未満の場合
 - ① 契約締結の執行区分 担当課(令和4年度庶務研(工事等)2頁)
 - ② 入札・契約事務及び必要書類について
 - ア 執行伺:担当課が、仕様書などを作成した上で執行伺の決裁を受 ける。必要書類 仕様書等、執行伺書
 - イ 見積:設計金額 10 万円未満の場合には、1 者からの見積りの提出を認めている。(物品調達申し合わせ事項)。この場合、 随契理由書及び業者選定表(案)の作成も不要である。

必要書類 (1者の)見積書

ウ 契約:契約は、担当課が行う(令和4年庶務研(工事等)2頁)。 必要書類 契約締結何・支出負担行為書、契約保証金に関 する書類、課税・免税事業者届出書 契約を証する書面として見積書で契約書の代わりとすることができる(市規則第103条、物品調達申し合わせ事項)。

- エ 完成検査:50万円以下の設計委託の場合、検査命令書及び検査 調書の添付は不要である(令和4年庶務研(工事等) 13頁)。必要書類 業務完了届、写真
- オ 代金支払:請求書を受け取ってから、担当課が支出命令書を作成 し、請求書等支払関係書類とともに会計課へ回付する。 必要書類 請求書、支出命令書
- (2) 設計金額 10 万円から 50 万円以下の場合
 - ① 契約締結の執行区分 担当課(令和4年度庶務研(工事等)2頁)
 - ② 入札・契約事務及び必要書類
 - ア 執行伺:担当課が、仕様書などを作成した上で、執行伺の決裁を 取る。必要書類 仕様書等、執行伺書
 - イ 見積合わせ:少額随契の場合でも原則 3 者以上の見積りから見積合わせを行わなければならない。ただし、見積合せ調書の作成は任意である。
 - 1者見積の場合は、随契理由書、業者選定表(案)を 作成し、決裁を取る。

必要書類 (原則3者の)見積書、(見積合せ調書)(1者見積の場合)随契理由書、業者選定表(案)

ウ 契約:契約は、担当課が行う(令和4年庶務研(工事等)2頁)。

必要書類 契約締結何・支出負担行為書、契約保証金に関する書類、課税・免税事業者届出書

契約を証する書面として30万円以下は見積書を、30万円 を超える場合は請書を契約書の代わりとすることができる (市規則第103条、物品調達申し合わせ事項)。

エ 完成検査:50万円以下の設計委託の場合、検査命令書及び検査 調書の添付は不要である(令和4年度庶務研(工事等) 13頁)。 必要書類 業務完了届、写真 オ 代金支払:請求書を受け取ってから、担当課が支出命令書を作成し、請求書とともに会計課へ回付する。

必要書類 請求書、支出命令書

- (3) 設計金額50万円超の場合
 - ① 契約締結の執行区分 契約課(令和4年度庶務研(工事等)2頁)
 - ② 入札・契約事務及び必要書類
 - ア 執行伺:設計金額が 50 万円を超えて随意契約を締結する場合、 担当課において執行伺の決裁を行ったうえで、契約課に 対し随意契約締結依頼を行う。設計金額が 50 万円を超え て随意契約を結ぶ場合には、自治法令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号以下の理由により特定の業者と契約することに なるから1者見積となり、この場合、随契理由書・業者選 定表(案)の作成が必須である。

必要書類 仕様書等、執行伺書、随意契約締結依頼書、随 契理由書・業者選定表(案)

- イ 見積合わせ: 少額随契以外の理由による随意契約となるため、見 積合わせは実施されない。
- ウ 契約:担当課より随意契約締結依頼を受けた契約課が契約を行 う(令和4年度庶務研(工事等)2頁)。

必要書類 契約締結何・支出負担行為書、契約保証金に関する書類、課税・免税事業者届出

契約を証する書面として 80 万円以下の場合は請書を契約書の代わりとすることができるが、同額を超える場合には契約書が必要である(市規則第 103 条、物品調達申し合わせ事項)。

- エ 完成検査:設計金額が50万円を超える場合には、検査命令書及 び検査調書が必要である(令和4年度庶務研(工事等)
 - 11 頁)。必要書類 業務完了届、検査命令書、検査調書
- オ 代金支払:請求書を受け取ってから、担当課が支払命令書を作成 し、請求書とともに会計課へ回付する。

必要書類 請求書、支出命令書

- 第3 物品購入、借入等の随意契約について
 - 1 宮崎市においては各担当課で共通して使用する事務用品や消耗品等については、市全体の見込み使用数等を基に単価契約することで経費節約をしている。それ以外の個別の物品購入等については予定価格により取扱いを定めている。
 - 2 宮崎市の契約事務においては、物品の購入、借入れ、修繕、処分を物 品契約としており、少額随意契約ができる場合は、市規則第 133 条第 2 号、第 3 号(前掲)により次のとおりとなる。
 - ・物品の購入については、予定価格80万円以下。
 - ・物品の借入については、予定価格 40 万円以下。
 - 3 契約課への契約締結依頼の必要書類(令和4年度庶務研(物品等)1~11頁)

消耗品の購入については、極めて少額なものを除き、担当課で必要なものについて、各課で見積書の依頼、単価調整等をするのではなく、一括して調整検討することで事務負担の軽減や経費節減を目的として、契約課において契約に関する事務手続きをすることとしており、その際に以下の書類を担当課から契約課に提出することとしている。書類作成上の注意事項も以下付記する。

- (1) 執行伺書
- (2) 参考見積書
 - ① 数社(2者以上)による。
 - ② 参考見積は、原則として執行何の起案日から1月以内で、有効期間のある見積書を使用し、徴取日を記載する。
 - ③ 見積入札が終了するまで、見積業者を公表しない。
 - ④ 履行期限(納品期限)の入力漏れに注意する。
- (3) 仕様書等
- (4) カタログの写し
- (5) 物品購入に係る選定理由書 (購入物品を指定する必要があるとき。)

- (6) 随意契約理由書(契約の相手方が1者に限られる場合は、随契理由書と業者選定表案、物品購入に関する選定理由書が必要である。ただし、令和5年度庶務研(物品等)においては、契約の相手方が1者の場合でも物品購入に関する選定理由書を必要としていない。)
- 4 執行伺額が10万円以上の物品購入の事務処理の流れ(令和4年度庶務 研(物品等)6頁)
 - (1) 執行伺書を、担当課から契約課へ提出する。
 - (2) 契約課において、業者に対し、見積依頼・入札(2者以上)及び契約 締結(契約額確定)を行う。
 - (3) 契約課から担当課へ、執行伺書((1)で提出したもの)及び契約締結 伺・支出行為負担書を廻す。
 - (4) 担当課において納品チェック及び請求書の受取を行う。
 - (5) 担当課から会計課へ、請求書及び支出命令書を提出する。
 - (6) 会計課において業者に対し代金支払をする。
- 5 契約締結における契約書及び請書について

宮崎市においては、物品調達申し合わせ事項に以下のとおり規定されており、10万円以下の工事等の契約でも準用されている(令和4年度庶務研(工事等)14頁の50万円以下備考欄を参照)

- (1) 契約金額が30万円を超え80万円以下については、請書とし、30万円以下については、入札(見積)書とする(市規則第103条)。
- (2) 学校長執行において、執行伺額が、備品については10万円以下、消耗品等については30万円以下の場合、支出負担行為書を省略して、支出負担行為伺判で処理する。(ただし、実際の運用では「支出負担行為伺判」ではなく、「支出伝票」で処理されている。)
- (3) 予定価格書の作成は、執行伺額80万円超とする。
- (4) 予定価格書を作成したものについては、入札開札調書を作成する。
- (5) 1件5万円以上10万円以下の契約課執行については、2者以上の見積とする。
- (6) 1 件 10 万円未満の各課執行については、1 者の見積書でよいものと する。

(7) 支出負担行為書に添付する書類

30 万円以下	見積書・支出伝票	
30 万円超~80 万円以下	見積書・請書・支出伝票	
80 万円超	執行伺書、入札書、予定価格書(含封筒)・	
	入札説明書・開札調書・契約書・支出伝票	

- 6 担当課執行の物品契約事務(令和4年度庶務研(物品等)17頁)
- (1) 執行伺額に関係なく執行できる物品(契約課及び管財課で契約した 単価契約品等)
- (2) 執行伺額が1件10万円未満のとき執行できる物品(「報償費」で購入する物品等)
- (3) 執行伺額が1件30万円未満のとき執行できる物品(消耗品費、既成のパンフレット及びリーフレット等)
 - 10 万円以上 30 万円未満について 1 者との随意契約を行う場合は 「随意契約締結伺書」が必要である。
- (4) 電気や水道等の役務の提供の取扱い
- 7 物品の賃貸借
- (1) 契約方法の区分(市規則第133条第3号)

物品の借入 40万円以下 随意契約 (少額随契)

40 万円超 原則として、条件付一般競争入札又は指 名競争入札(例外につき自治法令第 167 条 の 2 第 1 項第 2 号以下)

(備考) 令和5年度庶務研(物品等)2頁では、物品のリースにつき、「40万円未満が随意契約。40万円以上が条件付一般競争入札又は指名競争入札」と記載されている。しかし、市規則第133条第3号では、随意契約ができるのは予定価格が40万円を「超えない」ときと規定されているため、正確には「40万円以下が随意契約。40万円超が条件付一般競争入札又は指名競争入札」となる。

(2) 宮崎市の賃貸借契約については、次の①複写機賃貸借契約及び②F AX等のファイナンスリース取引については契約課執行とし、③再リース取引及び④レンタル契約については担当課執行となる。

また、宮崎市の賃貸借契約のうち④レンタル契約に係る事務については、①から③以外の賃貸借(住宅や土地の賃貸借等)を含んでいるものとして運営されている。

- ① 複写機(コピー機)賃貸借契約(保守、消耗品の提供含む。)
- ② ファイナンスリース取引 (FAX専用機等)
- ③ 再リース取引
- ④ レンタル契約
- (3) 賃貸借についての事務処理 物品購入の場合と概ね同じである。
- 第4 設計コンサルタント等を除く業務委託(以下「一般委託」という。)に ついて
 - 1 宮崎市においては、設計コンサルタント等に係る業務委託以外の業務 委託を「一般委託」としており、少額随意契約ができる場合は、予定価 格 50 万円以下となる(自治令第 167 条の 2 及び市規則第 133 条)。
 - 2 宮崎市において一般委託については、次の(1)から(4)までの清掃、警備等の各担当課に共通して必要な業務で一括して契約することにより事務処理の軽減及び経費節減をすることができる契約についての業者選定は契約課で執行し、それ以外の広範囲の一般委託については各担当課で執行することとしている(令和4年度庶務研(物品等)20頁)。

(年度当初から履行する業務委託)

同じ時期に発注が集中するため、契約課で案件をとりまとめ、業者を 選定するもの。

(1) 清掃、警備、浄化槽保守点検

(随時発注する業務委託)

- ・契約課で業者選定を行い、現場説明や入札は担当課が行うもの
 - (2) 植栽管理·草刈業務委託

- (3) 建築物空気環境測定、建築物飲料水貯水槽清掃、建築物ねずみこ ん虫等防除、冷暖房設備運転保守管理、消防設備保守管理等の業務 委託
- (4) 自家用電気工作物保安業務
- ・担当課で全ての事務を行うもの
 - (5) その他の業務委託
- 3 業務委託の事務契約に必要な書類(ただし、令和 4 年度庶務研(物品等)21 頁には、「例」として記載されている。)

) 21 貝には、「例」として記載されている。)		
設計金額		添付書類
50 万円以下の	1	設計書・仕様書等
場合	2	執行伺書(随意契約理由書※1)
	3	予定価格書 (作成の省略可)
	4	見積書(原則3者以上)
	(5)	随意契約締結伺書
	6	契約締結伺·支出負担行為書
	7	請書 ※2
	8	課税・免税事業者届出書
	9	業務完了届
	10	写真 (必要な場合のみ)
50 万円超の場	1	設計書・仕様書等
合	2	執行伺書(随意契約理由書※1)
	3	入札執行伺書
	4	予定価格書
	(5)	見積書(原則3者以上)
	6	随意契約締結伺書または入札開札調書
	7	契約保証金等
	8	契約書(個人情報取扱特記事項を添付。)
	9	課税・免税事業者届出書
	10	契約締結伺·支出負担行為書

- ① 業務完了届
- ⑫ 検査命令書
- ③ 写真(必要な場合のみ)
- ⑪ 検査調書
- ⑮ 成果物引渡申出書(必要な場合のみ)
- ※1 随意契約理由書については、執行伺額が 1 件 10 万円以上で契約の相 手方が 1 者に限られる場合に添付する。
- ※2 契約額が1万円未満の場合は省略可。
- (備考) 一般委託の設計金額が50万円超の場合は、契約書の作成が必要。50万円以下の場合は契約書作成を省略できるが請書の提出が必要。
- 第5 プロポーザル方式の事務について
 - 1 プロポーザル方式の定義と特徴
 - (1) プロポーザル方式とは、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 (契約の性質又は目的が競争入札に適しないもの)による随意契約として、複数の事業者から企画提案を受け、プレゼンテーションやヒアリング等を経て、提案内容について審査及び評価を行ったうえで、当該業務の履行に最も適した事業者(受託候補者)を選定する方式である。
 - (2) 発注者が業務内容についての詳細な仕様書や設計書を確定するのではなく、民間の発想力や経験などを基に、事業者に当該業務の実施方針等を提案してもらい、それを評価したうえで受託者候補者を選定するため、価格のみではなく、価格を含む提案内容等に対する評価点で競争を行う点に特徴がある。
 - 2 プロポーザル方式の実施における基本原則

宮崎市では、プロポーザル手引1頁において、プロポーザル方式の実施において次の3つの基本原則に留意する必要があると記載している。

- (1) 競争性の確保 より多くの事業者が参加できるよう条件設定は必要最低限にする。
- (2) 公平性の原則 実施業務に最適な提案を総合的に判断できる選定基準を設定する。
- (3) 透明性の確保

公募や審査経緯、結果等手続を市民や提案者に可能な限り公表する。

3 プロポーザル方式の対象業務

プロポーザル方式は随意契約であり、地方自治体の契約における一般 競争入札の原則に対する例外であるため、高度・専門的な技術力又は経 験やノウハウ等を必要とする業務等、競争入札によることが適さない業 務であり、価格のみによる競争では目的を達成できない業務が対象とな る。

4 プロポーザル方式の種類

プロポーザル方式の種類として、公募型(広く参加を募集し、申込が あった者の中から参加資格要件を満たす者に提案を求める方式)と、指 名型(参加資格要件を満たす者の中から指名選定し提案を求める方式) がある。宮崎市においては、競争性・公平性の観点から、公募型を原則 としている(プロポーザル手引2頁)。

5 プロポーザル方式の事務手順

宮崎市におけるプロポーザル方式の事務手順は概ね次のとおりである (プロポーザル手引3頁以下)。

公募型の場合、①プロポーザル方式の導入検討、事前準備、②選定委員会の設置(決裁)、③選定委員会の開催(実施要領等の審査)、④プロポーザル方式の実施決定、⑤実施要領等の公表・説明会、⑥参加申込書の受付、⑦質問及び回答、⑧参加申込書の審査、⑨参加資格審査結果の通知、⑩企画提案書・見積書の提出、⑪プレゼンテーション等の実施、⑫選定委員会の開催(受託候補者選定の審査)、⑬受託候補者の選定・結果通知及び公表、⑭仕様書の協議、⑮仕様書・設計書の作成、⑯執行伺の起票・決裁と進み、設計金額によって次のとおり契約課執行と担当課執行に分けられ、それぞれの課において⑪見積合わせ、⑱随意契約の締結がなされる。

130 万円超の工事・50 万円超の設計委託→契約課執行

130 万円以下の工事・50 万円以下の設計委託→担当課執行

なお、参加者の検討・作成時間を一定程度設ける必要があるため、前記手順のうち、⑤と⑥の間は原則 20 日以上、⑨と⑩の間は原則 10 日以上の期間を設ける必要がある。

6 プロポーザル方式の事務に対する監査の視点

宮崎市のプロポーザル手引 14 頁以降には標準例として参考様式等が掲載されており、プロポーザル方式の事務を実施する担当課において使いやすくなっている。ただ、前述のプロポーザル方式の基本原則である競争性・公平性の見地より、次の点について特に注意が必要であると考える(樋口36~37,86~87 頁を参照。)。

- (1) プロポーザル方式の事業者選定基準の適正・公平
- (2) 点数付与の適正・公平
- (3) 事業者選定委員会のメンバー選定の適正・公平

第3章 個別契約に対する監査の実施

第1 工事契約

- 1 重点的監査対象の選定について
 - (1) 令和 4 年度に宮崎市が締結した工事の随意契約の件数は、1,749 件であった。そのうち契約課執行となる予定価格 130 万円超と担当課執行(少額随意契約)となる 130 万円以下を分けると次のとおりであった。

(全1,749件) ①予定価格130万円超 45件(契約課執行)

②予定価格 130 万円以下 1,704 件(担当課執行)

以上からすると、工事の随意契約のうち約 97%が予定価格 130 万 円以下であり、少額随意契約として担当課執行になっていることが分 かった。

(2) さらに予定価格 130 万円以下の 1,704 件のうち、少額随意契約の上限額 130 万円に近いものとして、予定価格 120 万~130 万円の契約件数、さらに、そのうち 125 万~130 万円の契約件数を見ると、次のとおりであり、少額随意契約の上限 130 万円に近い金額の随意契約が集中して分布していることが分かった。

- ①予定価格 120 万円以上·130 万円以下 165 件
- ②予定価格 125 万円以上·130 万円以下 124 件

以上からすると、上限 130 万円に近い 5 万円以内の②が①の約 75% も占めていることから、予定価格が 130 万円を超える可能性がある場合に、作為的に予定価格を僅かに引き下げて 130 万円以下にしたり、本来1つの契約ですべき案件を分割して各契約を 130 万円以下にしたりしている可能性(いわゆる分割発注)が考えられる。

(3) 随意契約の時期に着目すると、年度終わりの2月・3月に契約が取りまとめられた件数が次のとおり多くみられ、年度末に近づくと駆け込み的に随意契約を締結している可能性も考えられる。

取りまとめ月2月・3月の契約 380件 (130万円以下の22%)

- (4) 随意契約における原則的手続である見積合わせが実施されない一者随意契約(特命随契)のうち、予定価格 130万円以下の契約については、130件(全1,704件の約7.6%)であった。さらにその130件の特命随契のうち、100万円以上が13件、80万円以上が17件であった。このことから、特命随契については、随契理由が厳格に判断されるためか、全体に占める件数割合は比較的少なく、少額随契の上限額130万円に近い金額に集中している状況にもなかった。
- (5) 以上より、工事契約については、予定価格が少額随契の上限額 130 万円に近い金額である契約、工事件名から分割発注の可能性が考えられる契約、年度末に近い時期に締結されている契約、その他災害等緊急工事以外の高額な随意契約等を重点的監査対象に選定した。

2 監査の視点

工事契約については主に次の視点をもって監査に当った。

- ① 契約目的に沿った契約内容となっているか
- ② 予定価格(設計金額)は適正か、分割発注のおそれはないか
- ③ 随意契約の理由は適正か
- ④ 見積合せ調書の作成は任意であるが、作成すべき場合ではないか
- ⑤ 原則3者以上の見積がなされているか
- ⑥ 業者選定の理由は適正か

- ⑦ 工事完成の時期・内容は適正か
- ⑧ 代金支払いの遅れはないか
- ⑨ 下請契約がある場合、その内容や手続きは適正か
- ⑩ その他法令違反はないか
- ⑪ その他令和4年度庶務研(工事等)の手続違反はないか
- 3 監査対象契約の検討
 - (1) 宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号1)

① 契約の概要

担当課	総務部管財課
契約の目的	宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根の修繕
執行伺起案日	令和 4 年 10 月 25 日
予定価格(設計金額)	1,293,600 円
当初契約額(最終額)	1,287,000 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書有り、見積業者数 3 者 (税込①
見積業者数、業者選定	1,287,000 円、②1,320,000 円、③1,369,500 円)
の理由等	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。最も少額
	である。
契約の相手方	有限会社児玉板金
契約日 (変更契約日)	令和 4 年 10 月 25 日
着工日、完成日、完成	着工日: 令和 4 年 10 月 28 日
検査日	完成日: 令和 4 年 11 月 14 日
	完成検査日:令和4年11月14日
請求日、代金支払日	請求日:請求書なし
	代金支払日:確認できない。
·	

② 監査結果

ア 予定価格について

1件の工事単位の基準として「場所、時期及び種類を大体において同じくするもので、現に契約をしようとする分量と契約を必

要とすることが予定されるものを一括して、これを1件として算出された予定価格の金額でなければならない(1件1契約)。」(江原101頁)とされている。

本件工事と次の宮崎市本庁舎第二庁舎外間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号 2) に記載の工事は同一場所であり工事内容についても同じ渡り廊下修繕であるため、これらの工事は1件の工事であると解さざるをえない。

両工事を1件1契約として予定価格を合計すると、1,293,600 円+264,000 円=1,557,600 円となり、130 万円以下である随意 契約の要件(自治令第167条の2第1号、市規則第133条)を満 たさないこととなり、随意契約により契約をすることができない。

なお、担当課ヒアリングで本件各工事は夏場の台風による廊下 屋根破損と冬季の強風による他の箇所の破損であり修繕原因や 時期場所が異なり別々の修繕であるとの説明があった。しかし、 各執行伺書の場所欄には「宮崎市本庁舎外」、概要欄には工事件 名しか記載がなく、契約の目的や必要性が明確かつ具体的に書か れていないため、別々の工事であるとは記録上判断できない。

【指摘】

場所、時期及び種類を大体において同じくするもので、現に契約をしようとする分量と契約を必要とすることが予定されるものについては、一括して、1件として算出された予定価格の金額とすべきである。

イ 見積依頼の方法等について

本件工事は、執行伺起案日及び業者見積提出日、契約締結日までが全て同一の日付となっている。同日に業者に見積提出依頼を して同日に受け取ることが可能なのか甚だ疑問である。

本件は外形的には3者から見積書が提出されているが、実質的には1者から何らかの働きかけが他の2者になされていないかどうかなどを把握するため、見積依頼の方法や見積書受領のあり方等を見直すべきである。

また見積価額が予定価格(設計金額)を超えた場合は 随意契約といえども特段の事情がなければ契約締結すべきではないため予定価格(設計金額)が上限価格であるとみられているはずである。それにもかかわらず契約の相手方業者以外の2者の見積価額が予定価格(設計金額)を超えているのは、見積依頼の方法等に問題があるのではないかと思われる。

【意見】

見積提出依頼をした業者に対してどのような連絡方法で見積依頼をし、見積依頼をした業者のうち回答があった業者を把握管理する手続きを整理されたい。

ウ 請求書及び支出命令書について

令和4年度庶務研(工事等)13 頁において、代金支払いに関して、請求書及び支出命令書が必要書類として添付が求められている。ヒアリングの結果、請求書及び支出命令書の原本は会計課に提出され、写しを契約資料として残すかどうかは各課の判断に委ねられているとのことであった。しかし、支払遅延防止法第6条第1項により相手方から適法な請求を受けた日から工事については40日以内に支払いをしなければならないため、支払遅延は厳格に防止すべきであり、会計課任せにせず原課でも二重チェックすべく、請求書及び支出命令書の写しを契約資料として綴じるように各課に指導すべきである。

【意見】

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

- (2) 宮崎市本庁舎第二庁舎間外渡り廊下屋根修繕工事(通し番号2)
 - ① 契約の概要

担当課	総務部管財課
-----	--------

契約の目的	宮崎市本庁舎第二庁舎間外渡り廊下屋根の修繕
執行伺起案日	令和 5 年 2 月 10 日
予定価格(設計金額)	264,000 円
当初契約額 (最終額)	264,000 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書有り、見積業者数3者
見積業者数、業者選定	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。最も少額
の理由等	である。
契約の相手方	有限会社児玉板金
契約日 (変更契約日)	令和 5 年 2 月 10 日
着工日、完成日、完成	着工日:令和5年2月10日
検査日	完成日: 令和 5 年 2 月 20 日
	完成検査日:50万円以下につき検査調書なし
請求日、代金支払日	請求日:請求書なし
	代金支払日:確認できない。

ア 予定価格について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号 1)②アに述べたとおりである。

【指摘】

場所、時期及び種類を大体において同じくするもので、現に契約をしようとする分量と契約を必要とすることが予定されるものについては、一括して、1件として算出された予定価格の金額とすべきである。

イ 見積依頼の方法等について

本件工事は、執行伺起案日及び業者見積提出日、契約締結日までが全て同一の日付となっている。同日に業者に見積提出依頼をして同日に受け取ることが可能なのか甚だ疑問である。

本件は外形的には3者から見積書が提出されているが、実質的には1者から何らかの働きかけが他の2者になされていないかどうかなどを把握するため、見積依頼の方法や見積書受領のあり方等を見直すべきである。

【意見】

見積提出依頼をした業者に対してどのような連絡方法で見積依頼をし、見積依頼をした業者のうち回答があった業者を把握管理する手続きを整理されたい。

ウ 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号1)②ウに述べたとおりである。

【意見】

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

(3) 宮崎市第二庁舎一部シーリング打替え工事(通し番号3)

担当課	総務部管財課
契約の目的	宮崎市第二庁一部シーリングの打替え
執行伺起案日	令和 4 年 10 月 31 日
予定価格(設計金額)	1,296,900 円
当初契約額(最終額)	1,287,000 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書有り、見積業者数3者
見積業者数、業者選定	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。最も少額
の理由等	である。
契約の相手方	株式会社スイケン
契約日 (変更契約日)	令和 4 年 10 月 31 日

着工日、完成日、完成	着工日:令和4年11月4日
検査日	完成日: 令和 4 年 11 月 28 日
	完成検査日:令和4年11月28日
請求日、代金支払日	請求日:請求書なし
	代金支払日:確認できない。

ア 見積依頼の方法等について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間外渡り廊下屋根修繕工事(通し番号2)②イに述べたとおりである。

【意見】

見積提出依頼をした業者に対してどのような連絡方法で見積依頼をし、見積依頼をした業者のうち回答があった業者を把握管理する手続きを整理されたい。

イ 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号1)②ウに述べたとおりである。

【意見】

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

(4) 宮崎市本庁舎屋上避雷針修繕工事(通し番号4)

担当課	総務部管財課
契約の目的	宮崎市本庁舎屋上の避雷針の修繕
執行伺起案日	令和5年3月3日
予定価格(設計金額)	973,500 円
当初契約額(最終額)	902,000 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項 1 号(市規則第 133 条)

見積合せ調書の有無、	見積合せ調書有り、見積業者数3者
見積業者数、業者選定	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。最も少額
の理由等	である。
契約の相手方	三桜電気工業株式会社
契約日 (変更契約日)	令和5年3月6日
着工日、完成日、完成	着工日:令和5年3月10日
検査日	完成日: 令和 5 年 3 月 13 日
	完成検査日:令和5年3月13日
請求日、代金支払日	請求日:請求書なし
	代金支払日:確認できない。

ア 執行伺から見積提出日までの期間設定について

指摘及び意見ではないが、本件工事は、執行伺起案日3月3日、 業者見積提出日及び契約締結日が同日の3月6日となっており、 極めて短期間で執行伺から契約締結までがなされている。このよ うな短期間で業者が適正な見積を行えるか疑問があるため執行 伺から見積提出日までの期間設定を検証すべきである。

イ 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号1)②ウに述べたとおりである。

【意見】

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

- (5) 宮崎市本庁舎2階令政会間仕切改修工事(通し番号5)
 - ① 契約の概要

担当課	総務部管財課
-----	--------

契約の目的	宮崎市本庁舎 2 階にある令政会という会派の間仕
	切を改修する。
	97 2 0 0 0 0
執行伺起案日	令和4年4月5日
予定価格(設計金額)	821,700 円
当初契約額(最終額)	787,600 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書有り、見積業者数3者
見積業者数、業者選定	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。最も少額
の理由等	である。
契約の相手方	有限会社大川建設
契約日 (変更契約日)	令和 4 年 4 月 5 日
着工日、完成日、完成	着工日:令和4年4月22日
検査日	完成日:令和4年4月25日
	完成検査日:令和4年4月25日
請求日、代金支払日	請求日:請求書なし
	代金支払日:確認できない。

ア 見積依頼の方法等について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間外渡り廊下屋根修繕工事(通し番号2)②イに述べたとおりである。

【意見】

見積提出依頼をした業者に対してどのような連絡方法で見積依頼をし、見積依頼をした業者のうち回答があった業者を把握管理する手続きを整理されたい。

イ 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号 1)②ウに述べたとおりである。

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

(6) 宮崎市本庁舎 5 階女性相談室間仕切設置工事 (通し番号 6)

① 契約の概要

担当課	総務部管財課
契約の目的	宮崎市本庁舎 5 階にある女性相談室の間仕切を設
	置する。
執行伺起案日	令和 4 年 4 月 5 日
予定価格(設計金額)	1,296,900 円
当初契約額 (最終額)	1,190,200 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書有り、見積業者数3者
見積業者数、業者選定	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。最も少額
の理由等	である。
契約の相手方	株式会社アートイプス
契約日 (変更契約日)	令和 4 年 4 月 5 日
着工日、完成日、完成	着工日:令和4年4月7日
検査日	完成日:令和4年4月11日
	完成検査日:令和4年4月11日
請求日、代金支払日	請求日:請求書なし
	代金支払日:確認できない。

② 監査結果

ア 予定価格について

1件の工事単位の基準として「場所、時期及び種類を大体において同じくするもので、現に契約をしようとする分量と契約を必要とすることが予定されるものを一括して、これを1件として算

出された予定価格の金額でなければならない(1件1契約)。」(江原 101 頁) とされている。

本件工事と次の宮崎市本庁舎 5 階地域振興部長室遮音間仕切外改修工事(通し番号7)の工事場所は同一場所であり工事内容も同じ間仕切工事であり、さらに工期についても令和4年4月7日から4月11日と同じであるため、これらの工事は1件の工事であると解さざるをえない。

両工事を 1 件 1 契約として予定価格を合計すると、1,296,900 円+649,000 円=1,945,900 円となり、130 万円以下である随意 契約の要件(自治令第 167 条の 2 第 1 号、市規則第 133 条)を満 たさないこととなり、随意契約により契約をすることができない。

【指摘】

場所、時期及び種類を大体において同じくするもので、現に契約をしようとする分量と契約を必要とすることが予定されるものについては、一括して、1件として算出された予定価格の金額とすべきである。

イ 見積依頼の方法等について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間外渡り廊下屋根修繕工事(通し番号2)②イに述べたとおりである。

【意見】

見積提出依頼をした業者に対してどのような連絡方法で見積依頼をし、見積依頼をした業者のうち回答があった業者を把握管理する手続きを整理されたい。

ウ 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号1)②ウに述べたとおりである。

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

(7) 宮崎市本庁舎 5 階地域振興部長室遮音間仕切外改修工事(通し番号7)

① 契約の概要

担当課	総務部管財課
契約の目的	宮崎市本庁舎 5 階にある地域振興部長室の遮音間
	仕切等を改修する。
執行伺起案日	令和 4 年 4 月 5 日
予定価格(設計金額)	649,000 円
当初契約額 (最終額)	591,800 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書有り、見積業者数3者
見積業者数、業者選定	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。最も少額
の理由等	である。
契約の相手方	株式会社アートイプス
契約日 (変更契約日)	令和 4 年 4 月 5 日
着工日、完成日、完成	着工日:令和4年4月7日
検査日	完成日:令和4年4月11日
	完成検査日:令和4年4月11日
請求日、代金支払日	請求日:請求書なし
	代金支払日:確認できない。

② 監査結果

ア 予定価格について

前記宮崎市本庁舎 5 階女性相談室間仕切設置工事(通し番号 6) ②アで述べたとおりである。

【指摘】

場所、時期及び種類を大体において同じくするもので、現に契約をしようとする分量と契約を必要とすることが予定されるものについては、一括して、1件として算出された予定価格の金額とすべきである。

イ 見積依頼の方法等について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間外渡り廊下屋根修繕工事(通し番号2)②イに述べたとおりである。

【意見】

見積提出依頼をした業者に対してどのような連絡方法で見積依頼をし、見積依頼をした業者のうち回答があった業者を把握管理する手続きを整理されたい。

ウ 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号 1)②ウに述べたとおりである。

【意見】

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

(8) 宮崎市本庁舎 5 階子育て支援課間仕切改修工事 (通し番号 8)

担当課	総務部管財課
契約の目的	宮崎市本庁舎 5 階にある子育て支援課の間仕切を
	改修する。
執行伺起案日	令和 4 年 4 月 20 日
予定価格(設計金額)	1,030,700 円
当初契約額 (最終額)	968,000 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項1号(市規則第133条)

見積合せ調書の有無、	見積合せ調書有り、見積業者数3者
見積業者数、業者選定	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。最も少額
の理由等	である。
契約の相手方	株式会社ヒラヌマ
契約日 (変更契約日)	令和 4 年 4 月 20 日
着工日、完成日、完成	着工日:令和4年4月22日
検査日	完成日:令和4年4月22日
	完成検査日:令和4年4月25日
請求日、代金支払日	請求日:請求書なし
	代金支払日:確認できない。

ア 見積依頼の方法等について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間外渡り廊下屋根修繕工事(通し番号2)②イに述べたとおりである。

【意見】

見積提出依頼をした業者に対してどのような連絡方法で見積依頼をし、見積依頼をした業者のうち回答があった業者を把握管理する手続きを整理されたい。

イ 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号1)②ウに述べたとおりである。

【意見】

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

- (9) 宮崎市本庁舎2階社民党間仕切撤去工事外(通し番号9)
 - ① 契約の概要

担当課	総務部管財課
-----	--------

契約の目的	宮崎市本庁舎 2 階にある社民党の間仕切の撤去工
	事等を行う。
執行伺起案日	令和 4 年 4 月 5 日
予定価格(設計金額)	1,087,900 円
当初契約額 (最終額)	976,470 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書有り、見積業者数3者
見積業者数、業者選定	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。最も少額
の理由等	である。
契約の相手方	有限会社天神建設
契約日 (変更契約日)	令和 4 年 4 月 5 日
着工日、完成日、完成	着工日:令和4年4月8日
検査日	完成日:令和4年4月11日
	完成検査日:令和4年4月11日
請求日、代金支払日	請求日:請求書なし
	代金支払日:確認できない。

ア 見積依頼の方法等について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間外渡り廊下屋根修繕工事(通し番号2)②イに述べたとおりである。

【意見】

見積提出依頼をした業者に対してどのような連絡方法で見積依頼をし、見積依頼をした業者のうち回答があった業者を把握管理する手続きを整理されたい。

イ 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号 1)②ウに述べたとおりである。

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

(10) 宮崎市本庁舎 5 階介護保険課外レイアウト変更に伴う電気工事 (通し番号 10)

① 契約の概要

担当課	総務部管財課
契約の目的	宮崎市本庁舎 5 階にある介護保険課外レイアウト
	変更に伴う電気工事を行う。
執行伺起案日	令和4年4月1日
予定価格(設計金額)	1,295,800 円
当初契約額 (最終額)	1,258,400 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書有り、見積業者数3者
見積業者数、業者選定	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。最も少額
の理由等	である。
契約の相手方	有限会社時任電設
契約日 (変更契約日)	令和4年4月1日
着工日、完成日、完成	着工日:令和4年4月1日
検査日	完成日:令和4年5月9日
	完成検査日:令和4年5月9日
請求日、代金支払日	請求日:請求書なし
	代金支払日:確認できない。

② 監査結果

ア 見積依頼の方法等について

本件工事は、執行伺起案日及び業者見積提出日、契約締結日までが全て同一の日付となっている。さらに本件工事の工期の着工

日までもが同日となっている。同日に業者に見積提出依頼をして 同日に受け取ることが可能なのか甚だ疑問である。

本件は外形的には3者から見積書が提出されているが、実質的には1者から何らかの働きかけが他の2者になされていないかどうかなどを把握するため、見積依頼の方法や見積書受領のあり方等を見直すべきである。

【意見】

見積提出依頼をした業者に対してどのような連絡方法で見積依頼をし、見積依頼をした業者のうち回答があった業者を把握管理する手続きを整理されたい。

イ 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号1)②ウに述べたとおりである。

【意見】

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

(11) 宮崎市第二庁舎 8 階市街地整備課外レイアウト変更に伴う電気工事(通し番号 11)

担当課	総務部管財課
契約の目的	宮崎市第二庁舎8階市街地整備課外レイアウト変
	更に伴う電気工事
執行伺起案日	令和4年4月1日
予定価格(設計金額)	916,300 円
当初契約額(最終額)	830,500 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項1号(市規則第133条)

見積合せ調書の有無、	見積合せ調書有り、見積業者数 3 者
見積業者数、業者選定	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。最も少額
の理由等	である。
契約の相手方	有限会社小戸電工
契約日 (変更契約日)	令和4年4月1日
着工日、完成日、完成	着工日:令和4年4月1日
検査日	完成日: 令和 4 年 4 月 25 日
	完成検査日:令和4年4月25日
請求日、代金支払日	請求日:請求書なし
	代金支払日:確認できない。

ア 見積依頼の方法等について

本件工事は、執行伺起案日及び業者見積提出日、契約締結日までが全て同一の日付となっている。さらに本件工事の工期の着工日までもが同日となっている。同日に業者に見積提出依頼をして同日に受け取ることが可能なのか甚だ疑問である。

本件は外形的には3者から見積書が提出されているが、実質的には1者から何らかの働きかけが他の2者になされていないかどうかなどを把握するため、見積依頼の方法や見積書受領のあり方等を見直すべきである。

【意見】

見積提出依頼をした業者に対してどのような連絡方法で見積依頼をし、見積依頼をした業者のうち回答があった業者を把握管理する手続きを整理されたい。

イ 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号1)②ウに述べたとおりである。

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

(12) 宮崎市本庁舎 5 階福祉総務課間仕切新設工事外 (通し番号 12)

① 契約の概要

担当課	総務部管財課
契約の目的	宮崎市本庁舎 5 階にある福祉総務課の間仕切を新
	設する工事等
執行伺起案日	令和 4 年 5 月 9 日
予定価格(設計金額)	851,400 円
当初契約額 (最終額)	812,900 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書有り、見積業者数3者
見積業者数、業者選定	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。最も少額
の理由等	である。
契約の相手方	有限会社山下建設
契約日 (変更契約日)	令和 4 年 5 月 13 日
着工日、完成日、完成	着工日:令和4年5月13日
検査日	完成日: 令和 4 年 5 月 23 日
	完成検査日:令和4年5月23日
請求日、代金支払日	請求日:請求書なし
	代金支払日:確認できない。

② 監査結果

ア 執行伺から見積提出日までの期間設定について

指摘及び意見ではないが、本件工事は、執行伺起案日5月9日、 業者見積提出日及び契約締結日が同日の5月13日となっており、 極めて短期間で執行伺から契約締結までがなされている。このよ うな短期間で業者が適正な見積を行えるか疑問があるため執行 伺から見積提出日までの期間設定を検証すべきである。

イ 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号1)②ウに述べたとおりである。

【意見】

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

(13) 宮崎市本庁舎3階市長室内装改修工事(通し番号13)

担当課	総務部管財課
契約の目的	宮崎市本庁舎 3 階にある市長室の内装を改修す
	る。
執行伺起案日	令和4年6月3日
予定価格(設計金額)	906,600 円
当初契約額 (最終額)	836,000 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書有り、見積業者数3者
見積業者数、業者選定	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。最も少額
の理由等	である。
契約の相手方	株式会社三舟建設
契約日 (変更契約日)	令和4年6月6日
着工日、完成日、完成	着工日:令和4年6月6日
検査日	完成日:令和4年6月27日
	完成検査日:令和4年6月27日
請求日、代金支払日	請求日:請求書なし
	代金支払日:確認できない。

ア 見積依頼の方法等について

本件工事は、執行伺起案日 6 月 3 日、業者見積提出日及び契約締結日が同日の 6 月 6 日となっている。

本件工事については、契約保証金として金84,000円の収受があるが、受入調定書起案日は、見積提出日及び契約日6月6日より前の6月3日、契約保証金収入日が6月6日となっている。受入調定書には相手方記載があるが業者見積提出日より前の日付となっている。これによれば業者見積提出日より前に業者選定が既に決まっていたことになる。

【指摘】

契約締結日前に契約保証金の受入調定書起案をして納入書を作成している。執行伺から契約締結、契約保証金の手続きについて時系列が不自然である。事業選定について公平さが担保されているか疑わしい。

イ 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号1)②ウに述べたとおりである。

【意見】

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

ウ 契約保証金について

本件工事については、契約保証金についての受入調定書及び納入書コピーはファイルに綴じているが、契約保証金の返還についての書類が綴じられていない。契約保証金の返金についても本件工事契約代金の支払いと同じく会計課任せにせず原課でも二重チェックすべく、請求書及び払出命令書を契約資料として綴じるように指導すべきである。

契約保証金に係る請求書及び払出命令書についても、契約金額 に係る請求書及び支出命令書と同じく支払日の二重チェックの ため各書類の写しを契約書類に綴じるように指導されたい。

(14) 宮崎市本庁舎 5 階福祉総務課空調機設置工事外 (通し番号 14)

① 契約の概要

担当課	総務部管財課
契約の目的	宮崎市本庁舎 5 階にある福祉総務課の空調機設置
	工事等
執行伺起案日	令和 4 年 5 月 30 日
予定価格(設計金額)	787,600 円
当初契約額(最終額)	707,300 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書有り、見積業者数3者
見積業者数、業者選定	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。最も少額
の理由等	である。
契約の相手方	江坂設備工業株式会社
契約日 (変更契約日)	令和 4 年 5 月 30 日
着工日、完成日、完成	着工日:令和4年6月3日
検査日	完成日: 令和 4 年 6 月 30 日
	完成検査日:令和4年6月30日
請求日、代金支払日	請求日:請求書なし
	代金支払日:確認できない。

② 監査結果

ア 見積依頼の方法等について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間外渡り廊下屋根修繕工事(通し番号2)②イに述べたとおりである。

見積提出依頼をした業者に対してどのような連絡方法で見積依頼をし、見積依頼をした業者のうち回答があった業者を把握管理する手続きを整理されたい。

イ 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号1)②ウに述べたとおりである。

【意見】

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

(15) 宮崎市本庁舎南面懸垂幕設置工事 (通し番号 15)

担当課	総務部管財課
契約の目的	宮崎市本庁舎南面に懸垂幕を設置する。
執行伺起案日	令和 4 年 6 月 10 日
予定価格(設計金額)	567,600 円
当初契約額(最終額)	506,000 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書有り、見積業者数3者
見積業者数、業者選定	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。最も少額
の理由等	である。
契約の相手方	株式会社宮崎総合スポーツ
契約日 (変更契約日)	令和 4 年 6 月 13 日
着工日、完成日、完成	着工日:令和4年6月15日
検査日	完成日: 令和 4 年 6 月 20 日
	完成検査日:令和4年6月20日
請求日、代金支払日	請求日:請求書なし
	代金支払日:確認できない。

ア 執行伺から見積提出日までの期間設定について

指摘及び意見ではないが、本件工事は、執行伺起案日6月10日、 業者見積提出日及び契約締結日が同日の6月13日となっており、 極めて短期間で執行伺から契約締結までがなされている。このよ うな短期間で業者が適正な見積を行えるか疑問があるため執行伺 から見積提出日までの期間設定を検証すべきである。

イ 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号1)②ウに述べたとおりである。

【意見】

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

(16) 宮崎市第5駐車場一部アスファルト舗装改修工事外(通し番号16)

担当課	総務部管財課
契約の目的	宮崎市第5駐車場一部についてアスファルト舗装
	を改修等する。
執行伺起案日	令和 4 年 5 月 23 日
予定価格(設計金額)	757,900 円
当初契約額 (最終額)	687,115 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書有り、見積業者数3者
見積業者数、業者選定	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。最も少額
の理由等	である。
契約の相手方	有限会社天神建設
契約日(変更契約日)	令和 4 年 5 月 27 日

着工日、完成日、完成	着工日:令和4年5月27日
検査日	完成日:令和4年6月6日
	完成検査日:令和4年6月6日
請求日、代金支払日	請求日:請求書なし
	代金支払日:確認できない。

ア 執行伺から見積提出日までの期間設定について

指摘及び意見ではないが、本件工事は、執行伺起案日5月23日、 業者見積提出日及び契約締結日が同日の5月27日となっており、 極めて短期間で執行伺から契約締結までがなされている。このよ うな短期間で業者が適正な見積を行えるか疑問があるため執行伺 から見積提出日までの期間設定を検証すべきである。

イ 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号 1)②ウに述べたとおりである。

【意見】

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

(17) 宮崎市第二庁舎 3 階工業政策課ファンコイルユニット設置工事外 (通し番号 17)

担当課	総務部管財課
契約の目的	宮崎市第二庁舎 3 階工業政策課のファンコイルユ
	ニットの設置等をする。
執行伺起案日	令和4年7月1日
予定価格(設計金額)	937,200 円
当初契約額 (最終額)	880,000 円

随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書有り、見積業者数3者
見積業者数、業者選定	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。最も少額
の理由等	である。
契約の相手方	江坂設備工業株式会社
契約日 (変更契約日)	令和4年7月1日
着工日、完成日、完成	着工日:令和4年7月1日
検査日	完成日:令和4年9月2日
	完成検査日:令和4年9月2日
請求日、代金支払日	請求日:請求書なし
	代金支払日:確認できない。

ア 見積依頼の方法等について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間外渡り廊下屋根修繕工事(通し番号2)②イに述べたとおりである。

【意見】

見積提出依頼をした業者に対してどのような連絡方法で見積依頼をし、見積依頼をした業者のうち回答があった業者を把握管理する手続きを整理されたい。

イ 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号1)②ウに述べたとおりである。

【意見】

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

- (18) 宮崎市本庁舎正面玄関床タイル防滑剤塗装工事(通し番号 18)
 - ① 契約の概要

担当課	総務部管財課
契約の目的	宮崎市本庁舎正面にある玄関床タイルに防滑剤塗
	装をする。
執行伺起案日	令和 4 年 7 月 25 日
予定価格(設計金額)	884,400 円
当初契約額(最終額)	825,000 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書有り、見積業者数3者
見積業者数、業者選定	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。最も少額
の理由等	である。
契約の相手方	有限会社ヒダカシーリング
契約日 (変更契約日)	令和4年8月3日
着工日、完成日、完成	着工日:令和4年8月10日
検査日	完成日令:令和4年8月15日
	完成検査日:令和4年8月15日
請求日、代金支払日	請求日:請求書なし
	代金支払日:確認できない。

ア 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号 1)②ウに述べたとおりである。

【意見】

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

- (19) 宮崎市第二庁舎旧館部屋上膨張タンク給水管工事外 (通し番号 19)
 - ① 契約の概要

担当課	総務部管財課
-----	--------

契約の目的	宮崎市第二庁舎旧館部屋上膨張タンク給水管工事
	外
執行伺起案日	令和 4 年 4 月 18 日
予定価格(設計金額)	706,200 円
当初契約額(最終額)	651,200 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書有り、見積業者数3者
見積業者数、業者選定	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。最も少額
の理由等	である。
契約の相手方	江坂設備工業株式会社
契約日(変更契約日)	令和 4 年 4 月 18 日
着工日、完成日、完成	着工日:令和4年4月22日
検査日	完成日:令和4年6月15日
	完成検査日:令和4年6月15日
請求日、代金支払日	請求日:請求書なし
	代金支払日:確認できない。

ア 見積依頼の方法等について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間外渡り廊下屋根修繕工事(通し番号2)②イに述べたとおりである。

【意見】

見積提出依頼をした業者に対してどのような連絡方法で見積依頼をし、見積依頼をした業者のうち回答があった業者を把握管理する手続きを整理されたい。

イ 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号 1)②ウに述べたとおりである。

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

(20) 宮崎市本庁舎地下1階空調機更新工事(通し番号20)

① 契約の概要

担当課	総務部管財課
契約の目的	宮崎市本庁舎地下1階の空調機の更新工事
執行伺起案日	令和4年8月9日
予定価格(設計金額)	848,100 円
当初契約額 (最終額)	715,000 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書有り、見積業者数3者
見積業者数、業者選定	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。最も少額
の理由等	である。
契約の相手方	株式会社サナエ空設
契約日(変更契約日)	令和4年8月9日
着工日、完成日、完成	着工日:令和4年8月19日
検査日	完成日: 令和 4 年 8 月 22 日
	完成検査日:令和4年8月22日
請求日、代金支払日	請求日:請求書なし
	代金支払日:確認できない。

② 監査結果

ア 見積依頼の方法等について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間外渡り廊下屋根修繕工事(通し番号2)②イに述べたとおりである。

見積提出依頼をした業者に対してどのような連絡方法で見積依頼をし、見積依頼をした業者のうち回答があった業者を把握管理する手続きを整理されたい。

イ 契約締結伺・支出負担行為書と契約締結日について

本契約は、契約締結伺・支出負担行為書の起案日が8月9日、決裁日が8月10日となっているが、契約締結日が決裁日前日の8月9日となっており、決裁日前に契約締結していたことになる。契約締結伺・支出負担行為書の決裁日前に契約締結することはありえず、誤記又は決裁を受けずに契約締結した手続違反になると思われる。その経緯や原因を明らかにしたうえで、今後生じないよう対策を講ずるべきである。

【指摘】

契約締結を、契約締結伺に対する決裁前に行うのは手続違反であり、その経緯や原因を明らかにしたうえで、将来に向けての対策を講ずるべきである。

ウ 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号1)②ウに述べたとおりである。

【意見】

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

(21) 宮崎市本庁舎地下1階木製書棚設置工事(通し番号21)

担当課	総務部管財課
契約の目的	宮崎市本庁舎地下 1 階の木製書棚の設置工事
執行伺起案日	令和 4 年 8 月 16 日
予定価格(設計金額)	1,250,700 円

当初契約額 (最終額)	1,237,500 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書有り、見積業者数3者
見積業者数、業者選定	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。最も少額
の理由等	である。
契約の相手方	株式会社アートイプス
契約日 (変更契約日)	令和 4 年 8 月 18 日
着工日、完成日、完成	着工日:令和4年8月23日
検査日	完成日:令和4年8月29日
	完成検査日:令和4年8月29日
請求日、代金支払日	請求日:請求書なし
	代金支払日:確認できない。

ア 執行伺から見積提出日までの期間設定について

指摘及び意見ではないが、本件工事は、執行伺起案日3月3日、 業者見積提出日及び契約締結日が同日の3月6日となっており、 極めて短期間で執行伺から契約締結までがなされている。このよ うな短期間で業者が適正な見積を行えるか疑問があるため執行 伺から見積提出日までの期間設定を検証すべきである。

イ 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号1)②ウに述べたとおりである。

【意見】

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

- (22) 小松台法面防草シート補強工事(通し番号 22)
 - ① 契約の概要

担当課	総務部管財課
契約の目的	小松台法面防草シート補強工事
執行伺起案日	令和 4 年 10 月 14 日
予定価格(設計金額)	624,800 円
当初契約額 (最終額)	616,000 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書有り、見積業者数3者
見積業者数、業者選定	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。最も少額
の理由等	である。
契約の相手方	株式会社のざき造園
契約日(変更契約日)	令和 4 年 10 月 24 日
着工日、完成日、完成	着工日:令和4年8月23日
検査日	完成日:令和4年8月29日
	完成検査日:令和4年8月29日
請求日、代金支払日	請求日: 令和 4 年 11 月 25 日
	代金支払日:令和4年12月9日

指摘及び意見はない。

(23) 宮崎市高岡総合支所地域市民福祉課空調設備増設工事(通し番号 23)

担当課	総務部管財課
契約の目的	宮崎市高岡総合支所地域市民福祉課空調設備増設
	工事
執行伺起案日	令和 4 年 12 月 7 日
予定価格(設計金額)	1,299,100 円
当初契約額(最終額)	1,296,900 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項1号(市規則第133条)

見積合せ調書の有無、	見積合せ調書有り、見積業者数3者
見積業者数、業者選定	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。最も少額
の理由等	である。
契約の相手方	江坂設備工業株式会社
契約日 (変更契約日)	令和 4 年 12 月 14 日
着工日、完成日、完成	着工日: 令和 4 年 12 月 19 日
検査日	完成日: 令和 5 年 1 月 19 日
	完成検査日:令和5年1月19日
請求日、代金支払日	請求日:請求書なし
	代金支払日:確認できない

ア 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号1)②ウに述べたとおりである。

【意見】

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

(24) 宮崎市第二庁舎 8 階市街地整備課ファンコイル部品取替外工事 (通し番号 24)

担当課	総務部管財課
契約の目的	宮崎市第二庁舎8階市街地整備課ファンコイル部
	品取替外工事
執行伺起案日	令和5年1月6日
予定価格(設計金額)	740,300 円
当初契約額 (最終額)	697,400 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項1号(市規則第133条)

見積合せ調書の有無、	見積合せ調書有り、見積業者数3者
見積業者数、業者選定	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。最も少額
の理由等	である。
契約の相手方	江坂設備工業株式会社
契約日 (変更契約日)	令和5年1月6日
着工日、完成日、完成	着工日: 令和 5 年 1 月 16 日
検査日	完成日: 令和 5 年 1 月 20 日
	完成検査日:令和5年1月20日
請求日、代金支払日	請求日:請求書なし
	代金支払日:確認できない

ア 見積依頼の方法等について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間外渡り廊下屋根修繕工事(通し番号2)②イに述べたとおりである。

【意見】

見積提出依頼をした業者に対してどのような連絡方法で見積依頼をし、見積依頼をした業者のうち回答があった業者を把握管理する手続きを整理されたい。

イ 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号1)②ウに述べたとおりである。

【意見】

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

- (25) 宮崎市北地域センターサイクルポート更新工事(通し番号 25)
 - ① 契約の概要

担当課	総務部管財課
-----	--------

契約の目的	宮崎市北地域センターサイクルポート更新工事
執行伺起案日	令和5年1月11日
予定価格(設計金額)	1,293,600 円
当初契約額(最終額)	1,221,000 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書有り、見積業者数3者
見積業者数、業者選定	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。最も少額
の理由等	である。
契約の相手方	オーゾノ建材株式会社
契約日 (変更契約日)	令和 5 年 1 月 11 日
着工日、完成日、完成	着工日: 令和 5 年 1 月 16 日
検査日	完成日: 令和 5 年 2 月 20 日
	完成検査日:令和5年2月20日
請求日、代金支払日	請求日:請求書なし
	代金支払日:確認できない

ア 見積依頼の方法等について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間外渡り廊下屋根修繕工事(通し番号2)②イに述べたとおりである。

【意見】

見積提出依頼をした業者に対してどのような連絡方法で見積依頼をし、見積依頼をした業者のうち回答があった業者を把握管理する手続きを整理されたい。

イ 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号 1)②ウに述べたとおりである。

【意見】

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

(26) 観光商工部執務室移転に伴う電話設備工事 (通し番号 26)

① 契約の概要

担当課	総務部管財課
契約の目的	観光商工部執務室移転に伴う電話設備工事
執行伺起案日	令和 4 年 12 月 26 日
予定価格(設計金額)	1,296,900 円
当初契約額 (最終額)	1,265,000 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書有り、見積業者数3者
見積業者数、業者選定	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。最も少額
の理由等	である。
契約の相手方	株式会社山田電設
契約日(変更契約日)	令和 4 年 12 月 28 日
着工日、完成日、完成	着工日: 令和 4 年 12 月 28 日
検査日	完成日: 令和 5 年 5 月 19 日
	完成検査日:令和5年5月19日
請求日、代金支払日	請求日:請求書なし
	代金支払日:確認できない

② 監査結果

ア 執行伺から見積提出日までの期間設定について

指摘及び意見ではないが、本件工事は、執行伺起案日 12 月 26 日、業者見積提出日及び契約締結日が同日の 12 月 28 日となっており、極めて短期間で執行伺から契約締結までがなされている。このような短期間で業者が適正な見積を行えるか疑問があるため執行伺から見積提出日までの期間設定を検証すべきである。

イ 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号 1)②ウに述べたとおりである。

【意見】

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

(27) 宮崎市第四庁舎外消防設備不具合改善工事 (通し番号 27)

① 契約の概要

担当課	総務部管財課
契約の目的	宮崎市第四庁舎外消防設備不具合改善工事
執行伺起案日	令和 5 年 1 月 13 日
予定価格(設計金額)	737,000 円
当初契約額(最終額)	692,450 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書有り、見積業者数3者
見積業者数、業者選定	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。最も少額
の理由等	である。
契約の相手方	株式会社エレック日栄
契約日(変更契約日)	令和 5 年 1 月 26 日
着工日、完成日、完成	着工日:令和5年1月27日
検査日	完成日: 令和 5 年 2 月 10 日
	完成検査日:令和5年2月10日
請求日、代金支払日	請求日:請求書なし
	代金支払日:確認できない

② 監査結果

ア 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号1)②ウに述べたとおりである。

【意見】

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

(28) 宮崎市高岡総合支所授乳室新設工事(通し番号 28)

① 契約の概要

担当課	総務部管財課
契約の目的	宮崎市高岡総合支所授乳室新設工事
執行伺起案日	令和 5 年 2 月 1 日
予定価格(設計金額)	823,900 円
当初契約額(最終額)	770,000 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書有り、見積業者数3者
見積業者数、業者選定	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。最も少額
の理由等	である。
契約の相手方	株式会社八幡屋内装工業
契約日(変更契約日)	令和5年2月3日
着工日、完成日、完成	着工日:令和5年1月27日
検査日	完成日: 令和 5 年 2 月 10 日
	完成検査日:令和5年2月10日
請求日、代金支払日	請求日:請求書なし
	代金支払日:確認できない

② 監査結果

ア 執行伺及び業者よりの見積提出について

本件工事は、執行伺起案日2月1日、業者見積提出日及び契約 締結日が同日の2月3日となっている。また本件工事については 契約保証金として金 80,000 円を収受しているが契約保証金の受入調定者起案日が当初 2 月 2 日となっていたものを手書き訂正のうえ 2 月 3 日と訂正している。当初起案日の 2 月 2 日の時点で業者見積提出前に業者が選定されていたことになる。

【指摘】

契約保証金が必要な契約について執行伺から見積書提出、契約 保証金の収受及び契約締結までの適正な手続きが管理されてい るか疑いのある工事である。文書における手書きによる日付訂 正はいつの時点で訂正されたのかも判定できないため、簡単に 訂正印による訂正をするべきではない。

イ 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号1)②ウに述べたとおりである。

【意見】

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

(29) 宮崎市本庁舎地下1階間仕切改修工事(通し番号29)

担当課	総務部管財課
契約の目的	宮崎市本庁舎地下1階間仕切改修工事
執行伺起案日	令和 4 年 8 月 10 日
予定価格(設計金額)	915,200 円
当初契約額(最終額)	852,500 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書有り、見積業者数3者
見積業者数、業者選定	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。最も少額
の理由等	である。

契約の相手方	宮崎ユニット工業株式会社
契約日 (変更契約日)	令和 4 年 8 月 18 日
着工日、完成日、完成	着工日:令和4年8月19日
検査日	完成日:令和4年8月22日
	完成検査日:令和4年8月22日
請求日、代金支払日	請求日:請求書なし
	代金支払日:確認できない

ア 執行伺及び業者よりの見積提出について

本件工事は、執行伺起案日 8 月 10 日、業者見積提出日及び契約締結日が同日の 8 月 18 日となっている。また本件工事については契約保証金として金 90,000 円を収受しているが契約保証金の受入調定書起案日が 8 月 17 日となっている。起案日の 8 月 17日の時点で業者見積提出前に業者が選定されていたことになる。

【指摘】

契約保証金が必要な契約について執行伺から見積書提出、契約 保証金の収受及び契約締結までの適正な手続きが実施されるよ う管理されたい。

イ 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号1)②ウに述べたとおりである。

【意見】

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

- (30) 宮崎市電話交換機長距離内線増設工事(通し番号30)
 - ① 契約の概要

担当課	総務部管財課
-----	--------

契約の目的	宮崎市電話交換機長距離内線増設工事
執行伺起案日	令和5年3月3日
予定価格(設計金額)	639,100 円
当初契約額 (最終額)	635,800 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書無し、見積業者数 1 者
見積業者数、業者選定	本庁舎3階の電話交換機長距離内線の増設工事で
の理由等	内部の機器や電話回線の工事が必要となる。また、
	既存電話交換機のデータを更新する必要もあり、
	電話交換機の設定等を熟知している業者でないと
	対応できないため庁内の電話交換機を設置した業
	者を選定した。
契約の相手方	OKIクロステック株式会社
契約日 (変更契約日)	令和 5 年 3 月 3 日
着工日、完成日、完成	着工日:令和5年3月6日
検査日	完成日:令和5年3月23日
	完成検査日:令和5年3月23日
請求日、代金支払日	請求日:請求書なし
	代金支払日:確認できない

ア 特命随契の場合について

特命随契の場合、令和 4 年度庶務研(工事等) 12 頁より随契理 由書と業者選定表(案)を必要書類としているところ、本件契約資 料において随契理由書はあるが、業者選定表(案)がない。

【指摘】

特命随契の場合に必要な書類である業者選定表(案)が不足している。

イ 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号1)②ウに述べたとおりである。

【意見】

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

(31) 宮崎市本庁舎1階休憩室新設工事(通し番号31)

① 契約の概要

担当課	総務部管財課
契約の目的	宮崎市本庁舎1階休憩室新設工事
執行伺起案日	令和5年3月15日
予定価格(設計金額)	816,200 円
当初契約額 (最終額)	761,750 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書有り、見積業者数3者
見積業者数、業者選定	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。最も少額
の理由等	である。
契約の相手方	有限会社天神建設
契約日 (変更契約日)	令和5年3月15日
着工日、完成日、完成	着工日:令和5年3月17日
検査日	完成日: 令和 5 年 3 月 27 日
	完成検査日:令和5年3月27日
請求日、代金支払日	請求日:請求書なし
	代金支払日:確認できない

② 監査結果

ア 見積依頼の方法等について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間外渡り廊下屋根修繕工事(通し番号2)②イに述べたとおりである。

【意見】

見積提出依頼をした業者に対してどのような連絡方法で見積依頼をし、見積依頼をした業者のうち回答があった業者を把握管理する手続きを整理されたい。

イ 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号 1)②ウに述べたとおりである。

【意見】

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

(32) 宮崎西地区交流センター会議室空調更新工事(通し番号 32)

担当課	地域振興部地域コミュニティ課
契約の目的	宮崎西地区交流センターの会議室の空調を更新す
	る工事の実施
執行伺書起案日	令和 4 年 10 月 17 日
予定価格(設計金額)	1,221,000 円
当初契約額(最終額)	1,182,170 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書に準ずる「工事等随意契約締結伺書」
無、見積業者数、業	あり。見積合わせ業者は3者で、いずれも「経験・
者選定の理由等	実績が豊富で直ちに対応できる。」として選定。最安
	値の業者に決定。
契約の相手方	セイコー電気
契約日(変更契約日)	令和 4 年 10 月 19 日 (工事請書)
着工日、完成日、完	着工日:令和4年11月1日
成検査日	完成日:令和4年11月7日

	検査日:令和4年11月7日
請求日、代金支払日	請求日:令和4年10月11日
	代金支払日:令和4年11月21日(ただし予定日)

ア 予定価格の設定について

契約の単位は、1件1契約とすべきである。「1件1契約」については、通し番号1②アを参照されたい。

本件工事は、令和4年11月に施工されているが、施工場所が同年9月に施工された宮崎西地区交流センター空調設備用電気工事(通し番号33)と同じであり、同電気工事は本件工事における空調設置個所である会議室へ電線を引くものである。そうすると、同電気工事は本件工事を予定したうえで実施されたものであると解さざるをえない。

もし両工事を 1 件 1 契約として予定価格を算出すると、 1,221,000円+154,000円=1,375,000円となり130万円となるため、130万円以下という少額随意契約の要件(地自令第167条の2 第1項第1号、市規則第133条)を満たさないこととなる。

仮に1件1契約ではないのであれば、透明性の見地より、それ が分かるような合理的説明を明記した記録を残すべきである。

【指摘】

場所、時期及び種類を大体において同じくするもので、当然予定 される複数の工事は工事全体を1件として契約することとして、 適正な予定価格を設定されたい。

(33) 宮崎西地区交流センター空調設備用電気工事(通し番号 33)

担当課	地域振興部地域コミュニティ課
契約の目的	宮崎西地区交流センターの空調設備用の電気工事
執行伺書起案日	令和 4 年 9 月 14 日

予定価格(設計金額)	154,000 円
当初契約額(最終額)	154,000 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項第1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書に準ずる「工事等随意契約締結伺書」
無、見積業者数、業	あり。見積合せ業者は3者で、いずれも「経験・実
者選定の理由等	績が豊富で直ちに対応できる。」として選定。最安値
	の業者に決定。
契約の相手方	セイコー電気
契約日(変更契約日)	令和 4 年 9 月 14 日 (工事請書)
着工日、完成日、完	着工・完成日・検査日: すべて令和4年9月16日
成検査日	
請求日、代金支払日	請求日:令和4年10月11日
	代金支払日:令和4年10月21日(ただし予定日)

ア 予定価格の設定について

前記宮崎西地区交流センター会議室空調更新工事(通し番号32) ②アに述べたとおりである。

【指摘】

場所、時期及び種類を大体において同じくするもので、当然予定される複数の工事は工事全体を1件として契約することとして、 適正な予定価格を設定されたい。

イ 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号1)②ウに述べたとおりである。

【意見】

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

ウ 添付書類チェック表について

「添付書類チェック表」をファイル裏表紙に添付し、チェック 漏れがないように対応している部署(建設部土木課等)もあるの で、本課でも、本件契約においては、チェックリストを使用するの が望ましい。

【意見】

添付書類の添付漏れがないようにチェックするため、添付書類 チェック表などのチェックリストをできる限り利用するように 推奨されたい。

(34) 住吉公民館管理棟屋根防水改修工事 (通し番号 34)

① 契約の概要

担当課	地域振興部地域コミュニティ課
契約の目的	公立公民館施設設備改善のため。
執行伺書起案日	令和 5 年 2 月 2 日
予定価格(設計金額)	1,205,600 円
当初契約額(最終額)	1,155,000 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項第1号(市規則第133条)
見積合せ調書等の有	工事等随意契約締結伺書あり。見積業者3者。
無、見積業者数、業	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。
者選定の理由等	見積り最低額
契約の相手方	株式会社さつき工業
契約日(変更契約日)	令和5年2月7日
着工日、完成日、完	着工日:令和5年2月8日
成検査日	完成日: 令和5年2月20日
	検査日:令和5年2月20日
請求日、代金支払日	請求日:令和5年4月25日
	支払日:令和5年5月8日(ただし予定日)

② 監査結果

ア 予定価格について

本工事と次の住吉公民館管理棟爆裂等補修工事(通し番号 35)とは、少額随意契約となるように分割された疑いがある。

契約の単位は、1件1契約とすべきである。「1件1契約」につき、通し番号1②アを参照されたい。

本工事と住吉公民館管理棟爆裂等補修工事(通し番号35)とは、同一施設に対して、令和5年2月及び3月に行われた、補修工事である。契約の相手方のみならず、他の見積り提出を行った2者も同一であり、技術的に施工会社を分ける必要性も見当たらない。本工事と住吉公民館管理棟爆裂等補修工事(通し番号35)とは、その工事単位を合わせて1件として予定価格を定める必要があった。

本工事の施工状況写真には、管理棟に設置された足場が写り込んでいるが、本工事には作業用足場仮設は予定されていない。本工事の約1か月後に契約された住吉公民館管理棟爆裂等補修工事(通し番号35)には、管理棟の作業用足場仮設設置が行われているところ、同工事のための足場であると考えられる。そうすると、同工事も受注することが予定されていた契約相手方がすでに設置していたものと言える。担当課においても契約相手方においても、1件の工事という認識で契約が行われたものと言える。

【指摘】

本来実施されるべき入札手続きを回避するために 1 件として設定されるべき工事及び予定価格が分割されたものである。1 件 1 契約による適正な予定価格を設定されたい。

イ 見積合わせについて

予定価格(設計金額)算定のための参考見積りを取っているが、同一会社が契約の際の見積合わせに参加している。一方、執行伺書決裁日から見積提出期限まで土日を挟んで5日しかなく、他の見積参加者の検討期間は2日しかない。そうすると、参考見積りを行った会社とその他の見積参加者との間に情報量、検討期間に大きな開きが生じている。結果として、予定価格算定のための見

積りを作成した会社が格段に有利になる。予定調和的に予定価格 算定のために見積りを作成した会社が見積合わせで最低額とな り契約締結に至っている。見積合わせは形式上行われているが、 競争原理は働いていない。

【意見】

予定価格(設計金額)算定にあたって見積書を提出した業者を見積合わせに参加させた場合には、他の業者にも十分な情報と検討期間を確保すべきである。

(35) 住吉公民館管理棟爆裂等補修工事 (通し番号 35)

① 契約の概要

担当課	地域振興部地域コミュニティ課
契約の目的	区立公民館等施設設備改善のため。
執行伺書起案日	令和5年3月8日
予定価格(設計金額)	396,000 円
当初契約額(最終額)	396,000 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項第1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有	工事等随意契約締結伺書あり。見積業者3者。
無、見積業者数、業	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。
者選定の理由等	見積り最低額
契約の相手方	株式会社さつき工業
契約日(変更契約日)	令和 5 年 3 月 10 日
着工日、完成日、完	着工日:令和5年3月13日
成検査日	完成日: 令和5年3月17日
請求日、代金支払日	請求日:令和5年4月25日
	支払日:令和5年5月8日(ただし予定日)

② 監査結果

ア 予定価格の設定について

前記住吉公民館管理棟屋根防水改修工事(通し番号 34)②アに述べたとおりである。

【指摘】

本来実施されるべき入札手続きを回避するために 1 件として設定されるべき工事及び予定価格が分割されたものである。1 件 1 契約による適正な予定価格を設定されたい。

イ 見積合わせについて

参考見積作成業者と他の見積り業者との検討期間及び情報格差については、前記住吉公民館管理棟屋根防水改修工事(通し番号34)②イに述べたとおりである。

特に令和 5 年 2 月 20 日に終了したはずの住吉公民館管理棟屋 根防水改修工事(通し番号 34)に、本工事で使用されたとみられ る昇降用足場の設置がされている。このことからすると、同一の 契約相手方が契約することは当初から予定されていたものと言え、 見積合わせが形骸化していたものと言える。

【意見】

予定価格(設計金額)算定にあたって見積書を提出した業者を見積合わせに参加させた場合には、他の業者にも十分な情報と検討期間を確保すべきである。

ウ 工事期間について

令和 5 年 2 月 20 日に終了したはずの住吉公民館管理棟屋根防水改修工事(通し番号 34)に、本工事で使用されたとみられる昇降用足場の設置がされている。そうすると着工日は、同年 3 月 13 日とは言えないはずである。

【指摘】

成果物を正しく評価するためにも、金額、期間、工事の質は重要な指標である。実際の工事期間を記載されたい。

エ 工事検査について

本工事は、本来住吉公民館管理棟屋根防水改修工事と合わせて 1件の工事として契約されるべきであった。しかし、分割され設計 金額 50 万円以下の工事となったため、検査調書が添付されていない。工事施工の良否を将来的に確認することができない。

【意見】

分割されなければ完成検査が実施されていたはずの工事である。分割により設計金額 50 万円を下回った場合にも、工事検査を実施すべきである。

(36) 西部地区農村環境改善センターテニスコート照明改修工事(通し番号 36)

① 契約の概要

地域振興部地域コミュニティ課
西部地区農村環境改善テニスコート照明改修工事
令和 4 年 11 月 21 日
1,213,300 円
1,159,400 円
自治令 167 条の 2 第 1 項 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書有り、見積業者数3者
経験・実績が豊富で直ちに対応できる。最も少額
である。
セイコー電気
令和 4 年 11 月 29 日
着工日: 令和 4 年 11 月 30 日
完成日: 令和 4 年 12 月 5 日
完成検査日:令和4年12月5日
請求日:請求書なし
代金支払日:確認できない。

② 監査結果

ア 予定価格について

契約の単位は、1件1契約とすべきである。「1件1契約」につき、 通し番号1②アを参照されたい。

本工事による照明改修工事の後、次の西部地区農村環境改善センターテニスコートの LED 更新工事(通し番号 37) に記載の LED 更新工事をしているが、これらの工事は一の計画により進められるべきものであると解さざるをえない。

両工事を1件1契約として予定価格を合計すると、1,213,300円 +1,195,700円=2,409,000円となり、130万円以下である随意契約 の要件(自治令第167条の2第1号、市規則第133条)を満たさな いこととなり、随意契約により契約をすることができない。

また、見積額が予定価格(設計金額)を超えた場合は原則契約不成立となるため、予定価格(設計金額)とは上限額とみられているはずである。それにもかかわらず契約の相手方業者以外の2者の見積額が予定金額(設計金額)を超えている現況では予定金額(設計金額)の設定が適正とはいいがたい。

【指摘】

場所、時期及び種類を大体において同じくするもので、当然予定される工事は1件として契約することとして、適正な予定価格を設定されたい。

イ 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号1)②ウに述べたとおりである。

【意見】

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

ウ 契約保証金について

本件契約には、契約保証金として金 115,940 円の定めがあるが 当該保証金の受入れ(受入調定書及び納付書写し)及び返還にか かる確認資料(払出命令書及び請求書写し)が資料に綴じられていない。

【意見】

契約保証金に係る請求書及び払出命令書についても、契約金額 に係る請求書及び支出命令書と同じく支払日の二重チェックの ため各書類の写しを契約書類に綴じるように指導されたい。

(37) 西部地区農村環境改善センターテニスコートの LED 更新工事 (通し番号 37)

① 契約の概要

担当課	地域振興部地域コミュニティ課
契約の目的	西部地区農村環境改善テニスコート LED 更新工
	事
執行伺起案日	令和 5 年 2 月 8 日
予定価格(設計金額)	1,195,700 円
当初契約額(最終額)	1,131,900 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書有り、見積業者数3者
見積業者数、業者選定	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。最も少額
の理由等	である。
契約の相手方	セイコー電気
契約日(変更契約日)	令和 5 年 2 月 10 日
着工日、完成日、完成	着工日: 令和 5 年 2 月 22 日
検査日	完成日: 令和 5 年 2 月 28 日
	完成検査日:令和5年2月28日
請求日、代金支払日	請求日:請求書なし
	代金支払日:確認できない。

② 監査結果

ア 予定価格について

前記西部地区農村環境改善センターテニスコート照明改修工事 (通し番号 36)で述べたとおりである。

【指摘】

場所、時期及び種類を大体において同じくするもので、当然予定される工事は1件として契約することとして、適正な予定価格を設定されたい。

イ 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号1)②ウに述べたとおりである。

【意見】

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

ウ 契約保証金について

本件契約には、契約保証金として金 113,190 円の定めがあるが 当該保証金の受入れ(受入調定書及び納付書写し)及び返還にか かる確認資料(払出命令書及び請求書写し)が資料に綴じられて いない。

【意見】

契約保証金に係る請求書及び払出命令書についても、契約金額 に係る請求書及び支出命令書と同じく支払日の二重チェックの ため各書類の写しを契約書類に綴じるように指導されたい。

(38) 宮崎西地区交流センター玄関ホール空調更新工事(通し番号 38)

担当課	地域振興部地域コミュニティ課
契約の目的	宮崎西地区交流センターの玄関ホールの空調を更
	新する工事
執行伺起案日	令和 4 年 12 月 8 日

予定価格(設計金額)	1,214,400 円
当初契約額(最終額)	1,165,340 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書有り、見積業者数3者
見積業者数、業者選定	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。最も少額
の理由等	である。
契約の相手方	セイコー電気
契約日 (変更契約日)	令和 5 年 1 月 12 日
着工日、完成日、完成	着工日:令和5年1月19日
検査日	完成日: 令和 5 年 1 月 25 日
	完成検査日:令和5年1月25日
請求日、代金支払日	請求日:請求書なし
	代金支払日:確認できない。

ア 予定価格について

契約の単位は、1件1契約とすべきである。「1件1契約」につき、通し番号1②アを参照されたい。

本件工事と次の宮崎西地区交流センター遊戯室東側空調改修工事(通し番号 39) に記載の工事は同一場所であり工事内容についても同じ空調に関するものであるため、これらの工事は1件の工事であると解さざるをえない。

両工事を 1 件 1 契約として予定価格を合計すると、1,214,400円 +1,175,900 円 =2,390,300 円となり、130 万円以下である随意契約の要件(自治令第 167 条の 2 第 1 号、市規則第 133 条)を満たさないこととなり、随意契約の方法により契約をすることができない。

また、見積額が予定価格(設計金額)を超えた場合は原則契約不成立となるため、予定価格(設計金額)とは上限額とみられているはずである。それにもかかわらず契約の相手方業者以外の2

者の見積額が予定金額(設計金額)を超えている現況では予定金額(設計金額)の設定が適正とはいいがたい。

【指摘】

場所、時期及び種類を大体において同じくするもので、当然予定される工事は1件として契約することとして、適正な予定価格を設定されたい。

イ 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号1)②ウに述べたとおりである。

【意見】

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

ウ 契約保証金について

本件契約には、契約保証金として金 116,534 円の定めがあるが 当該保証金の受入れ(受入調定書及び納付書写し)及び返還にか かる確認資料(払出命令書及び請求書写し)が資料に綴じられて いない。

【意見】

契約保証金に係る請求書及び払出命令書についても、契約金額 に係る請求書及び支出命令書と同じく支払日の二重チェックの ため各書類の写しを契約書類に綴じるように指導されたい。

(39) 宮崎西地区交流センター遊戯室東側空調改修工事(通し番号 39)

担当課	地域振興部地域コミュニティ課
契約の目的	宮崎西地区交流センター遊戯室東側空頭改修工事
執行伺起案日	令和 5 年 3 月 10 日
予定価格(設計金額)	1,175,900 円

当初契約額 (最終額)	1,161,600 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書有り、見積業者数3者
見積業者数、業者選定	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。最も少額
の理由等	である。
契約の相手方	セイコー電気
契約日 (変更契約日)	令和 5 年 3 月 13 日
着工日、完成日、完成	着工日:令和5年3月17日
検査日	完成日:令和5年3月24日
	完成検査日:令和5年3月24日
請求日、代金支払日	請求日:令和5年4月25日
	代金支払日:確認できない。

ア 予定価格について

前記宮崎西地区交流センター玄関ホール空調更新工事(通し番号38)に述べたとおりである。

【指摘】

場所、時期及び種類を大体において同じくするもので、当然予定される工事は 1 件として契約することとして、適正な予定価格を設定されたい。

(40) 宮崎市民プラザ特定天井改修工事(通し番号 40)

担当課	地域振興部文化・市民活動課(契約課執行)
契約の目的	宮崎市民プラザオルブライトホール特定天井改修
	工事
	既存と同等の意匠・音響を保つ必要があり今回選
	定した方法は既存天井を残し、特殊繊維強化塗料
	をワイヤーにより天井の落下を防止するものであ

	,
	り、他工法に比べ音響性に与える影響が少なく、
	工事費用も安価であるが、実施にあたっては、そ
	の特殊性により業者が限られる。
執行伺書起案日	令和 4 年 5 月 13 日
予定価格(設計金額)	98,362,000 円
当初契約額(最終額)	95,700,000 円
随意契約の理由	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書 無し
見積業者数、業者選定	見積業者数 1者
の理由等	工法が特殊であり業者が限られる。
契約の相手方	株式会社鴻池組 南九州支店
契約日 (変更契約日)	令和 4 年 7 月 20 日
着工日、完成日、完成	着工日:令和4年7月21日
検査日	完成日:令和5年2月8日
	検査日: 令和 5 年 2 月 20 日
請求日、代金支払日	38,280,000 円
	請求日:令和4年9月12日
	代金支払日:確認できる資料がない。
	19,140,000 円
	請求日: 令和 4 年 12 月 28 日
	代金支払日:確認できる資料がない。
	38,280,000 円
	請求日:令和5年3月7日
	代金支払日:確認できる資料がない。

指摘及び意見はない。

- (41) 宮崎市民プラザリモートユニット更新工事(その 4)(通し番号 41)
 - ① 契約の概要

担当課	地域振興部文化・市民活動課(契約課執行)
契約の目的	宮崎市民プラザ中央監視装置用設備の更新工事一
	式
	今回工事は空調制御システムの一部であるリモー
	トユニットの更新等を行うものであるが、実施に
	当たっては、本設備の使用特性上、短期間に施工
	し、施設の運営の影響を最小限にするため、作業
	内容・現場状況に精通している必要があり業者が
	限られる。
執行伺書起案日	令和 4 年 6 月 20 日
予定価格(設計金額)	34,694,000 円
当初契約額(最終額)	34,100,000 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 2 号
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書 無し
見積業者数、業者選定	見積業者数 1者
の理由等	工法が特殊であり業者が限られる。
契約の相手方	アズビル株式会社
契約日 (変更契約日)	令和4年8月4日
着工日、完成日、完成	(変更前 請負契約書)
検査日	着工日:令和4年8月5日
	完成日:令和5年3月14日予定
	(令和5年2月13日変更後)
	契約当初、令和5年1月頃納期予定の部品が納期
	遅れとなったため
	着工日:令和4年8月5日
	完了日:令和5年9月8日予定
	検査日:監査時完了前のため検査未了
請求日、代金支払日	請求日:現在進行中のためなし
	代金支払日: 同上

本件は現在進行中であり、監査実施時点では指摘及び意見はない。

(42) 宮崎市葬祭センター地下タンク改修工事 (通し番号 42)

① 契約の概要

担当課	環境部環境政策課 (契約課執行)
契約の目的	葬祭センターの地下タンクを改修するため。
執行伺書起案日	令和 4 年 9 月 30 日
予定価格(設計金額)	26,631,000 円
当初契約額 (最終額)	26,631,000 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 8 号
見積合せ調書の有無、	調書無。見積業者1者。不調不落案件。
見積業者数、業者選定	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。
の理由等	
契約の相手方	ナンテック株式会社
契約日 (変更契約日)	令和5年1月16日
着工日、完成日、完成	着工日:令和5年1月17日
検査日	完成日: 令和 5 年 5 月 31 日
	検査日:令和5年6月9日
請求日、代金支払日	請求日:令和5年6月27日
	代金支払日:令和5年7月10日(ただし予定日)

② 監査結果

指摘及び意見はない。

(43) 長溝川河川維持工事 (通し番号 43)

担当課	建設部土木課
契約の目的	河川の整備・維持を行うことで、安全で快適な市民
	生活を確保する。

執行伺起案日	令和5年3月3日
予定価格(設計金額)	1,299,100 円
当初契約額(最終額)	1,299,100 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項第1号(市規則第133条)
見積合せ調書等の有	見積合せ調書等:有り 見積業者:3 者
無、見積業者数、業	業者選定の理由:経験・実績が豊富で直ちに対応で
者選定の理由等	きる。
契約の相手方	貴島緑地建設株式会社
契約日(変更契約日)	令和 5 年 3 月 9 日
着工日、完成日、完	着工日:令和5年3月10日
成検査日	完成日: 令和5年3月30日
	完成検査日:令和5年3月31日
請求日、代金支払日	請求日:令和5年4月4日
	代金支払日:令和5年4月17日(ただし予定日)

ア 代金支払いについて

令和4年度庶務研(工事等)13頁によると、代金支払いに関する書類として、請求書、支出命令書が添付書類(必要書類)とされているところ、これらは確認できる。

しかし、上記支出命令書に代金支払予定日が記載されるのみであって、その他代金支払いや代金支払日等が記載された書面が記録上確認できないことから、代金支払いの事実の有無、支払遅延の有無、遅延損害金発生の有無等を確認することができない。

ヒアリングの結果、請求書及び支出命令書の原本は会計課に提出されるとのことであった。会計課においては支払遅延等の確認がなされていると考えられる。

しかしながら、支払遅延防止法に基づき支払遅延等は厳格に確認されるべきものであり、会計課のみならず担当課においても支払遅延等を確認すべく、代金支払いの事実、代金支払日、支払遅延

の有無等を確認できる書類の写しを契約資料として記録に残すべきである。

【意見】

会計課のみならず担当課においても支払遅延等を確認すべく代金支払いの事実、代金支払日、支払遅延の有無等を確認できる書類の写しを契約資料として記録に残すべきである。

イ 執行伺書及び工事見積書について

指摘及び意見はない。

ただし、執行伺書の消費税額を控除した金額は1,181,000円であるところ、契約の相手方業者が提出した工事見積書の金額も1,181,000円であり、1,000円単位まで一致する点に不自然さを感じるところである。

定まった単価の計算をした結果として上記 1,181,000 円が算定されるのであれば、契約の相手方業者以外の 2 者が作成する工事見積書の金額も同様の金額になると考えられるが、契約の相手方業者以外の 2 者が作成した工事見積書の金額はいずれも自治令第167 条の 2 第 1 項第 1 号、市規則第 133 条に基づき随意契約を締結することができる金額である 130 万円を超えるものである。

競争性を担保し、適切に随意契約を締結するために、執行何書 及び工事見積書について疑義が生じない形で作成されることが 望ましい。

(44) 折生迫停車場線道路維持工事(但し区画線工)(通し番号 44)

担当課	建設部道路維持課
契約の目的	折生迫停車場線道路の区画線工を実施し、道路を維
	持管理する。
執行伺起案日	令和 5 年 2 月 22 日
予定価格(設計金額)	1,298,000 円

当初契約額(最終額)	1,298,000 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書等の有	見積合せ調書等:有り 見積業者:3 者
無、見積業者数、業	業者選定の理由:経験・実績が豊富で直ちに対応で
者選定の理由等	きる。
契約の相手方	有限会社アクティブ
契約日(変更契約日)	令和 5 年 2 月 28 日
着工日、完成日、完	着工日:令和5年3月1日
成検査日	完成日: 令和5年3月23日
	完成検査日:令和5年3月24日
請求日、代金支払日	請求日:不明
	代金支払日:不明

ア 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号 1)②ウに述べたとおりである。

【意見】

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

(45) 令和 4年フェニックス自然動物園メリーゴーランド外 1 施設改修 工事 (通し番号 45)

担当課	都市整備部公園緑地課(契約課執行)
契約の目的	フェニックス自然動物園内にある遊戯施設メリー
	ゴーランド及びスカイバルーンの老朽化が進んで
	あり、劣化部の破損等が重大事故につながる可能

	性があることから、早急に改修し安全性を確保す
	る。
執行伺書起案日	令和 4 年 12 月 19 日
予定価格(設計金額)	37,004,000 円
当初契約額(最終額)	37,004,000 円
随意契約の理由	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書:無し 見積業者数:1 者
見積業者数、業者選定	業者選定の理由:当該遊戯施設は、フェニックス
の理由等	自然動物園のために製作されており、施設の安全
	性を確保するためには、当該遊戯施設の構造及び
	整備等の作業内容や現場状況に精通している必要
	があることから、当該遊戯施設の製作会社であり、
	保守点検業者でもある株式会社谷口製作所に限ら
	れる。
契約の相手方	株式会社谷口製作所
契約日 (変更契約日)	令和5年2月6日
着工日、完成日、完成	着工日:令和5年2月7日
検査日	完成日:工事中
	検査日:工事中
請求日、代金支払日	請求日:工事中のため未定
	代金支払日:工事中のため未定

ア 随契理由書について

令和4年度庶務研(工事等)7頁によれば、自治法第234条2項、自治令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適さないとき」の検討にあたっては、工事の随意契約ガイドラインの要件を検討する必要がある。

ヒアリングの結果、本件が工事の随意契約ガイドラインにおける「(1)特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の

者と締結しなければ契約の目的を達することができない場合」、「①特許工法等の新開発工法等を用いる必要がある工事」に該当する旨の説明がなされた。

本件における随契理由書には、「メリーゴーランド及びスカイバルーン(H3年4月設置)は、設置後31年以上が経過しており、腐食などにより老朽化が進んでいる状況である。特に基礎部分の部材の老朽化が著しく進んでおり、劣化部の破損等が重大事故につながる可能性がある。当該遊戯施設は利用者が搭乗する乗り物であるため、早急に改修し安全性が十分に確保される必要がある。また、当該遊戯施設は、本動物園のために製作されており、施設の安全性を確保するためには、当該遊戯施設の構造及び整備等の作業内容や現場状況に精通している必要があることから、当該遊戯施設の製作会社であり、保守点検業者である(株)谷口製作所に限られる。」と記載されている。

同随契理由書には、ヒアリングで説明がなされた工事の随意契約ガイドラインにおける「(1)特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と締結しなければ契約の目的を達することができない場合」、「①特許工法等の新開発工法等を用いる必要がある工事」に該当するか否かについて検討がなされたことを確認できる明確な記載はない。

同随契理由書の「当該遊戯施設は、本動物園のために製作されており、施設の安全性を確保するためには、当該遊戯施設の構造及び整備等の作業内容や現場状況に精通している必要がある」の記載は、むしろ工事の随意契約ガイドラインにおける「(2)施工上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある場合」に該当するか否かを検討したかのような記載となっており、要件の検討を十分に行ったかについて疑義が生じるおそれがある。

随意契約の理由については、庶務研、各種ガイドラインに沿った形式で検討し、分かりやすく記載することが望ましい。

【意見】

随意契約の理由については、令和4年度庶務研(工事等)7頁に おける工事の随意契約ガイドラインに沿った形式で検討し、分 かりやすく記載することが望ましい。

(46) 天神山公園土羽整形等工事 (通し番号 46)

① 契約の概要

担当課	都市整備部公園緑地課
契約の目的	天神山公園の土羽の整形及び樹木の剪定を行う。
執行伺書起案日	令和 4 年 5 月 31 日
予定価格(設計金額)	126,500 円
当初契約額(最終額)	126,500 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則 133 条)
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書有。見積業者3者。
見積業者数、業者選定	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。
の理由等	見積最低額。
契約の相手方	有限会社守田造園土木
契約日(変更契約日)	令和 4 年 5 月 31 日
着工日、完成日、完成	着工日:令和4年6月1日
検査日	完成日:令和4年6月30日
	検査日:令和4年6月30日
請求日、代金支払日	不明

② 監査結果

ア 予定価格の設定について

本工事と天神山公園支障木撤去工事(通し番号 47)とは、少額 随意契約となるように分割された疑いがある。

契約の単位は、1件1契約とすべきである。「1件1契約」につき、通し番号1②アを参照されたい。

本工事と天神山公園工事支障木撤去(通し番号 47)とは、同一施設に対して、令和 5 年 6 月及び 8 月から 12 月に行われた、立木の剪定、撤去、土羽の鋤取りでありいずれも造園工事である。契約の相手方のみならず、他の見積り提出を行った 2 者も同一であり、技術的に施工会社を分ける必要性も見当たらない。本工事参考見積依頼時点で支障木の存在に気が付かなかった事情も見受けられない。そうすると、本工事と天神山公園支障木撤去工事(通し番号 47)とは、場所、時期、種類を大体にして同じくするものであるから、その工事単位を合わせて 1 件として予定価格を定める必要があった。

【指摘】

本来実施されるべき入札手続きを回避するために 1 件として設定されるべき工事及び予定価格が分割されたものである。1 件 1 契約による適正な予定価格を設定されたい。

イ 見積合わせについて

設計書策定のための参考見積りを取っているが、同一会社が契約の際の見積合わせにも参加している。一方、他の見積参加者は、執行伺書決裁日の翌日が見積提出期限であり、検討期間は正味 1日もない。

参考見積作成業者と他の見積参加者との検討期間及び情報格差については、通し番号34②イに述べたとおりである。

【意見】

予定価格(設計金額)算定にあたって見積書を提出した業者を見積合わせに参加させた場合には、他の業者にも十分な情報と検討期間を確保すべきである。

ウ 工事検査について

分割により 50 万円以下となった契約の完成検査につき、通し番号 34②エに述べたとおりである。

【意見】

分割されなければ完成検査が実施されていたはずの工事である。分割により設計金額 50 万円を下回った場合にも、工事検査を実施すべきである。

(47) 天神山公園支障木撤去工事 (通し番号 47)

① 契約の概要

担当課	都市整備部公園緑地課
契約の目的	天神山公園の支障木を撤去するため。
執行伺書起案日	令和 4 年 8 月 4 日
予定価格(設計金額)	1,298,000 円
当初契約額(最終額)	1,289,970 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則 133 条)
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書有。見積業者3者。
見積業者数、業者選定	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。
の理由等	見積最低額。
契約の相手方	有限会社守田造園土木
契約日(変更契約日)	令和 4 年 8 月 9 日
着工日、完成日、完成	着工日:令和4年8月10日
検査日	完成日: 令和 4 年 12 月 14 日
	検査日: 令和 4 年 12 月 15 日
請求日、代金支払日	請求日: 令和 4 年 12 月 19 日
	代金支払日:令和4年12月27日(ただし予定日)

② 監査結果

ア 予定価格の設定について

天神山公園土羽整形等工事(通し番号 46)②アに述べたとおりである。

【指摘】

本来実施されるべき入札手続きを回避するために 1 件として設定されるべき工事及び予定価格が分割されたものである。1 件 1 契約による適正な予定価格を設定されたい。

イ 見積合せについて

天神山公園土羽整形等工事(通し番号46)②イに述べたとおりである。

【意見】

予定価格(設計金額)算定にあたって見積書を提出した業者を見積合せに参加させた場合には他の業者にも十分な情報と検討期間を確保すべきである。

(48) 113 街区外整地工事 (通し番号 48)

担当課	都市整備部市街地整備課
契約の目的	土地区画整理のため。
執行伺書起案日	令和 5 年 2 月 22 日
予定価格(設計金額)	1,299,100 円
当初契約額(最終額)	1,299,100 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書有。見積業者3者。
無、見積業者数、業	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。
者選定の理由等	見積り最低額
契約の相手方	株式会社坂口組
契約日(変更契約日)	令和 5 年 2 月 22 日
着工日、完成日、完	着工日: 令和5年2月24日
成検査日	完成日: 令和 5 年 3 月 24 日
	検査日:令和5年3月28日
請求日、代金支払日	請求日: 令和5年3月28日
	支払日:令和5年4月7日(ただし予定日)

指摘及び意見ではないが、以下の点を付言する。

ア 契約締結までの手続きについて

執行何書起案から同書決裁、見積り合わせ、契約締結何・支出 負担行為書起案、同書決裁、工事契約日が全て令和5年2月22日 に行われている。これらが同一日にすべて行われたのか疑問が残 る。仮に同一日に行われたとすると、見積合せ業者が工事につい て十分な情報を得て検討したうえで見積書を提出したとは到底 考えられない。それにも拘わらず、契約額は、予定価格(設計金 額)と100円単位まで同一である。予定価格が漏洩していた可能 性もある。

イ 契約の目的について

工事完成届から、どのような工事が行われたかはうかがい知ることができるが、これと執行何書等の書類を見合わせてもどのような目的のために行われた工事であるのか理解することは困難である。本工事は最終的な目的までの一工程であると思われるが、担当課以外が工事の当否を確認するためにも執行何書にも最終的な目的と本工事の位置づけを記載することが望ましい。

(49) 観光案内陶板移設工事(通し番号 49)

担当課	佐土原総合支所 地域市民福祉課
契約の目的	私有地に建てられた市の観光案内看板を公有地に
	移設するため。
執行伺書起案日	令和 5 年 3 月 8 日
予定価格(設計金額)	705,100 円
当初契約額(最終額)	705,100 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)

見積合せ調書の有	見積合せ調書有。見積業者3者
無、見積業者数、業	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。
者選定の理由等	見積最低額。
契約の相手方	株式会社戸敷開発
契約日(変更契約日)	令和5年3月10日
着工日、完成日、完	着工日:令和5年3月14日
成検査日	完成日: 令和5年3月28日
	検査日:令和5年3月30日
請求日、代金支払日	請求日:令和5年3月30日
	代金支払日:令和5年4月12日(ただし予定日)

ア 見積合わせについて

財政課協議報告書によると、業者から参考見積りを取ったとの 記載がある。ただし、同参考見積は添付されていない。

執行伺書決裁日から見積提出期限まで2日しかなかったにもかかわらず、契約の相手方提出の見積りは設計金額と全く同一であった。そのため、契約の相手方が参考見積を提出した業者と考えられる。

仮に契約の相手方が参考見積を提出した業者とすると、参考見 積りを行った会社とその他の見積参加者との間に情報量、検討期 間に大きな開きが生じている。結果として、設計書策定のための 見積りを作成した会社が格段に有利になる。見積合わせは形式上 行われているが、競争原理が働いていなかった可能性がある。

【意見】

予定価格(設計金額)算定にあたって見積書を提出した業者は見積合わせに参加させないことが望ましく、参加させた場合には他の業者にも十分な情報と検討期間を確保すべきである。

イ 契約の目的について

指摘及び意見ではないが、次の点を付言する。

観光案内看板の移設の経緯が財政課協議報告書に記載されている。私有地に観光案内看板を設置していたところ、私有地の所有者が死亡し、遺産分割未了であるものの、元所有者の配偶者から撤去を求められたものである。

担当課からのヒアリングによると、元所有者との土地利用権原は単年の賃貸借契約であったが相続開始後に相続人の1人が再契約に反対したため土地利用が出来なくなったところ、看板が地元の著名な作家の作成によるものなのでこれを保存するために移設することになったとのことである。著名な作家の作成にかかるものであり長期の使用が望まれるものであるならば相応の長期の賃貸借契約を締結すれば、多額の税金を再度投入して移転する必要性もなかったものと思われる。

(50) 令和4年度田野町平田1地区(水路)外3市単独災害復旧工事(通 し番号50)

担当課	田野総合支所 農林建設課
契約の目的	台風により被害を受けた水路、道路を復旧する。
執行伺起案日	令和 5 年 2 月 17 日
予定価格(設計金額)	1,299,100 円
当初契約額(最終額)	1,298,000 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書等の有	見積合せ調書等:有り 見積業者:3 者
無、見積業者数、業	業者選定の理由:近隣業者である。
者選定の理由等	
契約の相手方	有限会社高添組
契約日(変更契約日)	令和 5 年 2 月 20 日
着工日、完成日、完	着工日:令和5年2月21日
成検査日	完成日:令和5年3月24日

	完成検査日:令和5年3月24日
請求日、代金支払日	請求日:不明
	代金支払日:不明

ア 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号1)②ウに述べたとおりである。

【意見】

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

イ 建設工事・修繕・設計委託チェックシートについて

本工事においては、建設工事・修繕・設計委託チェックシートが作成されている。これは随意契約手続を適正・円滑に進める上で評価できる運用である。

ただし、上記のとおり、請求書、支出命令書が記録上確認できず、建設工事・修繕・設計委託チェックシートに基づき手続が進められたか否かの検証ができないため、かかる点は改善するのが望ましい。

【意見】

請求書、支出命令書が記録上確認できず、建設工事・修繕・設計 委託チェックシートに基づき手続が進められたか否かの検証が できないため、かかる点は改善するのが望ましい。

- (51) 令和4年度高岡町古園地区(水路)外4地区市単独災害復旧工事 (通し番号51)
 - ① 契約の概要

担当課	高岡総合支所 農林建設課
契約の目的	台風により被害を受けた水路を復旧する。

執行伺起案日	令和 5 年 3 月 15 日
予定価格(設計金額)	1,298,000 円
当初契約額(最終額)	1,298,000 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書等の有	見積合せ調書等:有り 見積業者:3 者
無、見積業者数、業	業者選定の理由:経験・実績が豊富で直ちに対応で
者選定の理由等	きる。
契約の相手方	有限会社宮崎植木市場
契約日(変更契約日)	令和 5 年 3 月 16 日
着工日、完成日、完	着工日:令和5年3月17日
成検査日	完成日: 令和5年3月31日
	完成検査日:令和5年3月31日
請求日、代金支払日	請求日:令和5年4月17日
	代金支払日:令和5年4月28日(ただし予定日)

ア 代金支払いについて

前記長溝川河川維持工事(通し番号43)②アに述べたとおりである。

【意見】

会計課のみならず担当課においても支払遅延等を確認すべく代金支払いの事実、代金支払日、支払遅延の有無等を確認できる書類の写しを契約資料として記録に残すべきである。

イ 工事見積書について

指摘及び意見はない。

ただし、令和5年3月15日に執行何書が作成された後、その翌日である令和5年3月16日に工事見積書が提出されており、あまりに検討の時間が少ないことから、工事見積書が適切に作成されたか疑問が生じるところである。

通常工事見積書作成に必要とされる期間を確保した上で工事 見積書の作成を求める等して、工事見積書について疑義が生じな い形で作成されることが望ましい。

ウ 建設工事・修繕・設計委託チェックシートについて 指摘及び意見はない。

本工事においては、建設工事・修繕・設計委託チェックシートが作成されている。これは随意契約手続を適正・円滑に進める上で評価できる運用である。

他の担当課においても同様のチェックシートを導入するのが 望ましい。

(52) 宮崎市立大宮中学校南校舎2階爆裂補修工事(通し番号52)

担当課	教育委員会学校施設課
契約の目的	生徒等にとって安全で安心な教育環境を維持する
	ため、校舎の外壁の適正な維持管理及び改善工事に
	より、施設の長寿命化を図る。
執行伺書起案日	令和 5 年 2 月 15 日
予定価格(設計金額)	1,177,000 円
当初契約額(最終額)	1,144,000 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書等の有	見積合せ調書等:有り 見積業者:3 者
無、見積業者数、業	業者選定の理由:経験・実績が豊富で直ちに対応で
者選定の理由等	きる。
契約の相手方	株式会社三愛工業
契約日(変更契約日)	令和 5 年 2 月 17 日
着工日、完成日、完	着工日:令和5年2月20日
成検査日	完成日:令和5年3月10日
	完成検査日:令和5年3月13日

請求日、代金支払日 | 請求日:不明

代金支払日:不明

② 監査結果

ア 予定価格について

自治法 234 条第 2 項、自治令 167 条の 2 第 1 号、市規則 133 条によれば、工事の場合、予定価格が 130 万円を超えないときに随意契約の締結によることができると規定されている。

契約の単位は、1件1契約とすべきである。「1件1契約」につき、通し番号1②アを参照されたい。

宮崎市立大宮中学校南校舎2階爆裂補修工事(通し番号52)と 宮崎市立大宮中学校南校舎3階爆裂補修工事(通し番号53)は、 受注業者、工事場所が共通しており、また、工事内容も宮崎市立 大宮中学校の南校舎の階数が異なるだけで爆裂補修工事及び塗 膜防水工事という点で共通している。

工期についても、宮崎市立大宮中学校南校舎2階爆裂補修工事 (通し番号52)が令和5年2月20日から令和5年3月10日ま でであり、宮崎市立大宮中学校南校舎3階爆裂補修工事(通し番 号53)が令和5年3月20日から令和5年3月31日までと大体 において同じくするものである。

したがって、宮崎市立大宮中学校南校舎 2 階爆裂補修工事(通 し番号 52)と宮崎市立大宮中学校南校舎 3 階爆裂補修工事(通し 番号 53)は 1 件として算出された予定価格の金額でなければな らない。

上記各工事を1件として算出した場合、予定価格の合計金額は2,475,000円となり、予定価格が130万円を超えることから、自治令第167条の2第1項第1号に該当しないこととなる。

なお、この点について、担当課から「外壁の破損は落下による 事故に繋がるため、爆裂補修工事は緊急性の高い箇所から、順次 早急に対応する必要がある。一方、工期は学校の運営に支障が生 じない時期を設定する必要がある。3階部分(通し番号53)は2 階部分(通し番号 52) 工事完了後にしか取り掛かれない箇所となっていたため、緊急性を鑑み、先に 2 階部分を取り掛かることとした。 2 階施工中に学校と調整を行い、3 階部分の工事が年度内完了が見込めるようになったことから別契約としたことは適切であったと考える。」との意見があったが、かかる事情は提出の記録上確認できず、また、見積合せ調書において自治令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に該当することを示す○印がつけられていない。仮にかかる事情があるのであれば、その旨の記録を残すべきであると考える。

【指摘】

場所、時期及び種類を大体において同じくするもので、現に契約をしようとする分量と契約を必要とすることが予定されるものについては、一括して、1件として算出された予定価格の金額とすべきである。

イ 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号1)②ウに述べたとおりである。

【意見】

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

ウ 工事見積書について

指摘及び意見はない。

ただし、令和5年2月15日に執行伺書、随意契約業者選定資料が作成された後、その翌日である令和5年2月16日に工事見積書が提出されており、あまりに検討の時間が少ないことから、工事見積書が適切に作成されたかについて疑問が生じるところである。

また、3者から提出された工事見積書の金額がちょうど1万円ずつ異なる金額であることも、不自然さを感じるところである。

工事見積書について疑義が生じない形で作成されることが望ま しい。

(53) 宮崎市立大宮中学校南校舎3階爆裂補修工事(通し番号53)

① 契約の概要

担当課	教育委員会学校施設課
契約の目的	生徒等にとって安全で安心な教育環境を維持する
	ため、校舎の外壁の適正な維持管理及び改善工事に
	より、施設の長寿命化を図る。
執行伺起案日	令和 5 年 3 月 15 日
予定価格(設計金額)	1,298,000 円
当初契約額(最終額)	1,287,000 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書等の有	見積合せ調書等:有り 見積業者:3 者
無、見積業者数、業	業者選定の理由:経験・実績が豊富で直ちに対応で
者選定の理由等	きる。
契約の相手方	株式会社三愛工業
契約日(変更契約日)	令和 5 年 3 月 17 日
着工日、完成日、完	着工日:令和5年3月20日
成検査日	完成日: 令和5年3月31日
	完成検査日:令和5年5月13日
請求日、代金支払日	請求日:不明
	代金支払日:不明

② 監査結果

ア 予定価格について

宮崎市立大宮中学校南校舎2階爆裂補修工事(通し番号52)② アに述べたとおりである。

【指摘】

場所、時期及び種類を大体において同じくするもので、現に契約をしようとする分量と契約を必要とすることが予定されるものについては、一括して、1件として算出された予定価格の金額とすべきである。

イ 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号1)②ウに述べたとおりである。

【意見】

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

ウ 工事見積書について

指摘及び意見はない。

ただし、令和5年3月15日に執行何書、随意契約業者選定資料が作成された後、その翌日である令和5年3月16日に工事見積書が提出されており、あまりに検討の時間が少ないことから、工事見積書が適切に作成されたか疑問が生じるところである。

見積書を提出した業者は、宮崎市立大宮中学校南校舎 2 階爆裂補修工事(通し番号 52)の業者と同じであって、業者の選定が適切になされているかについても疑義が生じる。

また、3 者から提出された工事見積書の金額がちょうど 1 万円 ずつ異なる金額である。宮崎市立大宮中学校南校舎 2 階爆裂補修 工事(通し番号 52)の工事見積書の金額もちょうど 1 万円ずつ異 なる金額であったことからすれば、不自然さは増すばかりである。

工事見積書について疑義が生じない形で作成されることが望ま しい。

- (54) 宮崎市立西池小学校少人数1組間仕切り設置工事(通し番号54)
 - ① 契約の概要

担当課	教育委員会学校施設課
契約の目的	少人数1組の間仕切り設置
執行伺起案日	令和 5 年 2 月 1 日
予定価格(設計金額)	1,298,000 円
当初契約額(最終額)	1,292,500 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書有り、見積業者数3者
見積業者数、業者選定	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。最も少額
の理由等	である。
契約の相手方	有限会社三和インテリア
契約日 (変更契約日)	令和5年2月3日
着工日、完成日、完成	着工日:令和5年2月6日
検査日	完成日:令和 5 年 2 月 28 日
	完成検査日:令和5年3月13日
請求日、代金支払日	請求書日:請求書なし
	代金支払日:令和5年5月5日(ただし予定日)

ア 予定価格について

契約の単位は、1件1契約とすべきである。「1件1契約」につき、通し番号1②アを参照されたい。

本件工事は、令和5年2月に施工されているが、その翌月令和5年3月に宮崎市立西池小学校特別支援教室間仕切り設置工事(通し番号55)を施工している。この2件の工事は場所及び種類も大体にして同じであり連続して同じ業者が施工していることから、当初から予定されていた1件の工事であったと解さざるをえない。

両工事を 1 件 1 契約として予定価格を合計すると、1,295,200 円+1,295,200 円=2,590,400 円となり、130 万円以下である随意 契約の要件(自治令 167条の 2 第 1 号、市規則第 133条)を満た さないこととなり、随意契約により契約をすることができない。 また見積価額が予定価格(設計金額)を超えた場合は 契約不成立となるため予定価格(設計金額)とは適正が上限価格であるとみられているはずである。それにもかかわらず契約の相手方業者以外の2者の見積価額が予定金額(設計金額)を超えている現況では予定金額(設計金額)の設定が適正とはいいがたい。

【指摘】

場所、時期及び種類を大体において同じくするもので、当然予定される工事は 1 件として契約することとして、適正な予定価格を設定されたい。

イ 執行伺から見積提出日までの期間設定について

指摘及び意見ではないが、本件工事は、執行伺起案日2月1日、 業者見積提出日2月2日及び契約締結日が2月3日となっており、極めて短期間で執行伺から契約締結までがなされている。このような短期間で業者が適正な見積を行えるか疑問があるため執行伺から見積提出日までの期間設定を検証すべきである。

ウ 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号1)②ウに述べたとおりである。

【意見】

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

(55) 宮崎市立西池小学校特別支援教室間仕切り設置工事(通し番号 55)

担当課	教育委員会学校施設課
契約の目的	特別支援教室の間仕切り設置
執行伺起案日	令和5年3月2日

予定価格(設計金額)	1,298,000 円
当初契約額 (最終額)	1,292,500 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書有り、見積業者数3者
見積業者数、業者選定	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。最も少額
の理由等	である。
契約の相手方	有限会社三和インエリア
契約日 (変更契約日)	令和5年3月8日
着工日、完成日、完成	着工日:令和5年2月6日
検査日	完成日:令和 5 年 2 月 28 日
	完成検査日:令和5年3月13日
請求日、代金支払日	請求日:請求書なし
	代金支払日:令和5年5月10日(手書きで記載)

ア 予定価格について

前記宮崎市立西池小学校少人数 1 組間仕切り設置工事(通し番号 54)に述べたとおりである。

【指摘】

場所、時期及び種類を大体において同じくするもので、当然予定される工事は1件として契約することとして、適正な予定価格を設定されたい。

イ 執行伺から見積提出日までの期間設定について

指摘及び意見ではないが、本件工事は、執行伺起案日3月2日、 業者見積提出日3月7日及び契約締結日が3月8日となっており、極めて短期間で執行伺から契約締結までがなされている。このような短期間で業者が適正な見積を行えるか疑問があるため執行伺から見積提出日までの期間設定を検証すべきである。

ウ 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号 1)②ウに述べたとおりである。

【意見】

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

(56) 宮崎市立東大宮中学校中学舎3階女子便所外洋式化改修工事(通 し番号56)

① 契約の概要

担当課	教育委員会学校施設課
契約の目的	中学舎 3 階女子便所及び管理棟 1 階女子便所の和
	便器を洋便器に改修
執行伺起案日	令和5年2月27日
予定価格(設計金額)	1,299,100 円
当初契約額(最終額)	1,298,000 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書有り、見積業者数3者
見積業者数、業者選定	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。最も少額
の理由等	である。
契約の相手方	藤岡工業株式会社
契約日(変更契約日)	令和5年3月7日
着工日、完成日、完成	着工日:令和5年3月7日
検査日	完成日:令和 5 年 3 月 30 日
	完成検査日:令和5年3月31日
請求日、代金支払日	請求日:請求書なし
	代金支払日:令和5年4月26日(ただし予定日)

② 監査結果

ア 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号1)②ウに述べたとおりである。

【意見】

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

(57) 宮崎市立東大宮中学校照明設備改修工事(通し番号 57)

① 契約の概要

担当課	教育委員会学校施設課
契約の目的	LED照明設備への変更
執行伺起案日	令和 5 年 2 月 14 日
予定価格(設計金額)	1,299,100 円
当初契約額(最終額)	1,298,000 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書有り、見積業者数3者
見積業者数、業者選定	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。最も少額
の理由等	である。
契約の相手方	宮崎電業株式会社
契約日(変更契約日)	令和 5 年 3 月 2 日
着工日、完成日、完成	着工日:令和5年3月3日
検査日	完成日: 令和5年3月31日
	完成検査日:令和5年3月31日
請求日、代金支払日	請求日:請求書なし
	代金支払日:令和5年5月8日(ただし予定日)

② 監査結果

ア 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号 1)②ウに述べたとおりである。

【意見】

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

(58) 宮崎市立生目台中学校職員男女便所様式化改修工事(通し番号 58)

① 契約の概要

担当課	教育委員会学校施設課
契約の目的	職員男女便所和式から洋式便器に取替するため。
執行伺書起案日	令和 4 年 5 月 27 日
予定価格(設計金額)	1,216,600 円
当初契約額(最終額)	1,163,800 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書有。見積業者3者。
見積業者数、業者選定	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。
の理由等	見積最低額。
契約の相手方	有限会社長沼設備
契約日 (変更契約日)	令和4年6月1日
着工日、完成日、完成	着工日:令和4年6月1日
検査日	完成日: 令和 4 年 6 月 24 日
	検査日:令和4年6月28日
請求日、代金支払日	不明

② 監査結果

ア 予定価格の設定について

本工事と宮崎市立生目台中学校屋内運動場男女便所洋式化改修工事(通し番号 59)とは、少額随意契約となるように分割された疑いがある。

契約の単位は、1件1契約とすべきである。「1件1契約」につき、通し番号1②アを参照されたい。

本工事と宮崎市立生目台中学校屋内運動場男女便所洋式化改修工事(通し番号 59)とは、同一施設に対して、令和 4 年 6 月及び 7 月に行われた、便器の取替工事である。場所、工事内容を全く同じくするものであり、工事単位を合わせて 1 件として予定価格を定める必要があった。

【指摘】

本来実施されるべき入札手続きを回避するために 1 件として設定されるべき工事及び予定価格が分割されたものである。1 件 1 契約による適正な予定価格を設定されたい。

(59) 宮崎市立生目台中学校屋内運動場男女便所様式化改修工事(通し番号 59)

担当課	教育委員会学校施設課
契約の目的	屋内運動場男女便所を和式から洋式便器に取り換
	えるため。
執行伺書起案日	令和 4 年 6 月 24 日
予定価格(設計金額)	1,194,600 円
当初契約額(最終額)	1,164,900 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項第1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書有。見積業者3者
無、見積業者数、業	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。
者選定の理由等	見積最低額。
契約の相手方	有限会社長沼設備
契約日(変更契約日)	令和4年7月4日
着工日、完成日、完	着工日:令和4年7月6日
成検査日	完成日:令和4年8月5日
	検査日:令和4年8月10日
請求日、代金支払日	不明

ア 予定価格の設定について

前記宮崎市立生目台中学校職員男女便所様式化改修工事(通し番号 58) ②アに述べたとおりである。

【指摘】

本来実施されるべき入札手続きを回避するために 1 件として設定されるべき工事及び予定価格が分割されたものである。1 件 1 契約による適切な予定価格を設定されたい。

(60) 宮崎市立生目台東小学校中校舎2階女子便所洋式化改修工事(通 し番号60)

担当課	教育委員会学校施設課
契約の目的	中校舎 2 階女子便所の和式便器を洋式便器に回収
	するため。
執行伺書起案日	令和 4 年 11 月 2 日
予定価格(設計金額)	1,295,800 円
当初契約額(最終額)	1,290,300 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書有。見積業者3者
無、見積業者数、業	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。
者選定の理由等	見積最低額。
契約の相手方	有限会社長沼設備
契約日(変更契約日)	令和 4 年 11 月 9 日
着工日、完成日、完	着工日: 令和 4 年 11 月 18 日
成検査日	完成日: 令和 5 年 1 月 13 日
	検査日:令和5年1月16日
請求日、代金支払日	請求日:令和5年1月17日
	代金支払日:令和5年1月31日(ただし予定日)

ア 予定価格の設定について

本工事と宮崎市立瓜生野小学校外 1 校衛生器具設備改修工事 (61)(生目台東小学校部分)とは、少額随意契約となるように 分割された疑いがある。

契約の単位は、1件1契約とすべきである。「1件1契約」につき、通し番号1②アを参照されたい。

本工事と宮崎市立瓜生野小学校外 1 校衛生器具設備改修工事 (61)(生目台東小学校部分)とは、同一施設に対して、令和 5 年 1 月に行われた、便所改修工事である。場所、工事内容を全く同じくするものであり、工事単位を合わせて 1 件として予定価格を 定める必要があった。

【指摘】

本来実施されるべき入札手続きを回避するために 1 件として設定されるべき工事及び予定価格が分割されたものである。1 件 1 契約による適切な予定価格を設定されたい。

- (61) 宮崎市立瓜生野小学校外1校衛生器具設備改修工事(通し番号61)
 - ① 契約の概要

担当課	教育委員会学校施設課
契約の目的	瓜生野小学校の男女便所推薦金具及び排水金具の
	改修と生目台東小学校和式便所のフラッシュバル
	ブ及び洋式便所便座改修のため。
執行伺書起案日	令和 3 年 1 月 5 日
予定価格(設計金額)	1,120,900 円
当初契約額(最終額)	1,086,800 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)

見積合せ調書の有	見積合せ調書有。見積業者3者
無、見積業者数、業	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。
者選定の理由等	見積最低額。
契約の相手方	有限会社長沼設備
契約日(変更契約日)	令和 5 年 1 月 10 日
着工日、完成日、完	着工日:令和5年1月10日
成検査日	完成日: 令和 5 年 1 月 30 日
	検査日:令和5年2月10日
請求日、代金支払日	不明

ア 予定価格について

前記宮崎市立生目台東小学校中校舎 2 階女子便所洋式化改修工事 (通し番号 60) ②アに述べたとおりである。

【指摘】

本来実施されるべき入札手続きを回避するために 1 件として設定されるべき工事及び予定価格が分割されたものである。1 件 1 契約による適切な予定価格を設定されたい。

(62) 宮崎市立大淀小学校北側便所棟埋設給水管改修工事(通し番号 62)

担当課	教育委員会学校施設課
契約の目的	埋設給水管を改修するため。
執行伺書起案日	令和 4 年 10 月 17 日
予定価格(設計金額)	959,200 円
当初契約額(最終額)	958,100 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項第1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書有。見積業者3者
無、見積業者数、業	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。
者選定の理由等	見積最低額。

契約の相手方	有限会社長沼設備
契約日(変更契約日)	令和 4 年 10 月 24 日
着工日、完成日、完	着工日: 令和 4 年 10 月 25 日
成検査日	完成日: 令和 4 年 11 月 30 日
	検査日: 令和 4 年 12 月 5 日
請求日、代金支払日	不明

ア 予定価格の設定について

本工事と宮崎市立大淀小学校外1校給水管改修工事(63)とは、 少額随意契約となるように分割された疑いがある。

契約の単位は、1件1契約とすべきである。「1件1契約」につき、通し番号1②アを参照されたい。

本工事と宮崎市立大淀小学校外1校給水管改修工事(63)とは、同一施設に対して、令和4年11月から令和5年1月に行われた、給水管改修工事である。場所、工事内容を全く同じくするものであり、工事単位を合わせて1件として予定価格を定める必要があった。

【指摘】

本来実施されるべき入札手続きを回避するために 1 件として設定されるべき工事及び予定価格が分割されたものである。1 件 1 契約による適切な予定価格を設定されたい。

(63) 宮崎市立大淀小学校外1校給水管改修工事(通し番号63)

担当課	教育委員会学校施設課
契約の目的	大淀小学校及び高岡小学校の給水管改修のため。
執行伺書起案日	令和 4 年 12 月 2 日
予定価格(設計金額)	993,300 円
当初契約額(最終額)	987,800 円

随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書有。見積業者3者
無、見積業者数、業	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。
者選定の理由等	見積最低額。
契約の相手方	有限会社長沼設備
契約日(変更契約日)	令和 4 年 12 月 13 日
着工日、完成日、完	着工日: 令和 4 年 12 月 14 日
成検査日	完成日: 令和 5 年 1 月 25 日
	検査日:令和5年2月7日
請求日、代金支払日	不明

ア 予定価格について

前記宮崎市立大淀小学校北側便所棟埋設給水管改修工事(通し番号 62) ②アに述べたとおりである。

【指摘】

本来実施されるべき入札手続きを回避するために 1 件として設定されるべき工事及び予定価格が分割されたものである。1 件 1 契約による適切な予定価格を設定されたい。

(64) 宮崎市立小松台小学校外2校漏水改修工事(通し番号64)

担当課	教育委員会学校施設課
契約の目的	小松台小学校:プールシャワー漏水改修、大宮小
	学校:便所漏水改修、瓜生野小学校:給水管バル
	ブ外改修
執行伺起案日	令和 5 年 1 月 26 日
予定価格(設計金額)	1,299,100 円
当初契約額(最終額)	1,298,000 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項1号(市規則第133条)

見積合せ調書の有無、	見積合せ調書有り、見積業者数3者
見積業者数、業者選定	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。最も少額
の理由等	である。
契約の相手方	有限会社長沼設備
契約日 (変更契約日)	令和5年2月6日
着工日、完成日、完成	着工日:令和5年2月6日、
検査日	完成日:令和 5 年 2 月 20 日
	完成検査日:令和5年3月2日
請求日、代金支払日	請求日:請求書なし
	代金支払日:令和5年4月17日(手書き記載)

ア 工事単位について

指摘及び意見ではないが、本件工事は、小松台小学校、大宮小学校、瓜生野小学校の3件の改修工事を1件の工事として処理しているが、1件の工事として処理することが明らかに経済的に有利であるなどの特別な理由がない限り別々の工事として処理すべきである。漏水工事のように緊急のものであればなおさら別々の工事として進めることにより迅速に対応できるはずである。

イ 設計金額について

3 件の工事見積をまとめて設計金額を作成しているが別々の場所において直接工事費は現場毎に区分して算定しているが、共通仮設費、現場管理費、一般管理費を一式として算定しており3か所の現場の経費を一式として計算することができるのか疑問である。

【意見】

共通仮設費、現場管理費、一般管理費を一式として算定している 数か所の工事は、それぞれ1区分の工事とすべきである。

ウ 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号1)②ウに述べたとおりである。

【意見】

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

(65) 宮崎市立小松台小学校屋内運動場男女便所洋式化改修工事(通し番号 65)

① 契約の概要

担当課	教育委員会学校施設課
契約の目的	屋内運動場男女便所の和式から洋式便器に改修す
	るため。
執行伺書起案日	令和 5 年 2 月 13 日
予定価格(設計金額)	1,299,100 円
当初契約額(最終額)	1,298,000 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書有。見積業者3者
無、見積業者数、業	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。
者選定の理由等	見積最低額。
契約の相手方	有限会社長沼設備
契約日(変更契約日)	令和 5 年 2 月 24 日
着工日、完成日、完	着工日: 令和5年2月24日
成検査日	完成日: 令和 5 年 3 月 27 日
	検査日: 令和5年3月30日
請求日、代金支払日	不明

② 監査結果

指摘及び意見はない。

(66) 宮崎市立小松台小学校音楽室空調設備工事に伴う空調移設工事 (通し番号 66)

① 契約の概要

担当課	教育委員会学校施設課
契約の目的	補助金により音楽室に空調設備を新設することに
	なったため、音楽室の既設の空調設備を家庭科室に
	移設するため。
執行伺書起案日	令和 5 年 3 月 1 日
予定価格(設計金額)	1,181,400 円
当初契約額(最終額)	1,117,600 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書有。見積業者3者
無、見積業者数、業	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。
者選定の理由等	見積最低額。
契約の相手方	有限会社長沼設備
契約日(変更契約日)	令和5年3月6日
着工日、完成日、完	着工日:令和5年3月10日
成検査日	完成日: 令和5年3月30日
	検査日:令和5年3月31日
請求日、代金支払日	不明

② 監査結果

指摘及び意見はない。

(67) 宮崎市立生目南中学校北校舎2階男女便所洋式化工事(通し番号 67)

担当課	教育委員会学校施設課
契約の目的	北校舎2階男女便所を洋式化改修するため。
執行伺書起案日	令和 5 年 2 月 20 日

予定価格(設計金額)	1,081,300 円
当初契約額(最終額)	1,053,800 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項第1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書有。見積業者3者
無、見積業者数、業	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。
者選定の理由等	見積最低額。
契約の相手方	有限会社長沼設備
契約日(変更契約日)	令和 5 年 2 月 28 日
着工日、完成日、完	着工日:令和5年3月1日
成検査日	完成日:令和5年3月17日
	検査日: 令和5年3月28日
請求日、代金支払日	不明

指摘及び意見はない。

(68) 宮崎市立宮崎西中学校管理棟1階男女便所洋式化改修工事(通し番号 68)

担当課	教育委員会学校施設課
契約の目的	管理棟 1 階男女便所を洋式化改修するため。
執行伺書起案日	令和 5 年 3 月 10 日
予定価格(設計金額)	1,012,000 円
当初契約額(最終額)	987,800 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項第1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書有。見積業者3者
無、見積業者数、業	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。
者選定の理由等	見積最低額。
契約の相手方	有限会社長沼設備
契約日(変更契約日)	令和 5 年 3 月 13 日

 着工日、完成日、完
 着工日: 令和5年3月20日

 成検査日
 完成日: 令和5年3月30日

 検査日: 令和5年3月31日

 請求日、代金支払日
 請求日: 不明

 代金支払日: 不明

② 監査結果

指摘及び意見はない。

(69) 宮崎市立生目中学校南校舎2階女子便所洋式化改修工事(通し番号69)

① 契約の概要

担当課	教育委員会学校施設課
契約の目的	和便器 1 個を洋便器に一式取り換える工事
執行伺書起案日	令和5年3月1日
予定価格(設計金額)	1,173,700 円
当初契約額(最終額)	1,122,000 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書あり。見積合わせ業者は3者(いずれ
無、見積業者数、業	も「経験・実績が豊富で直ちに対応できる。」として
者選定の理由等	選定。)。最安値の業者に決定。
契約の相手方	有限会社長沼設備
契約日(変更契約日)	令和5年3月6日
着工日、完成日、完	着工日:令和5年3月8日
成検査日	完成日: 令和 5 年 3 月 22 日
	検査日: 令和5年3月31日
請求日、代金支払日	請求日:不明
	代金支払日:不明

② 監査結果

ア 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号1)②ウに述べたとおりである。

【意見】

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

(70) 宮崎市立大塚中学校職員女子便所洋式化改修工事(通し番号 70)

① 契約の概要

担当課	教育委員会学校施設課
契約の目的	和便器 2 個を洋便器に一式取り換える工事
執行伺書起案日	令和5年3月3日
予定価格(設計金額)	1,078,000 円
当初契約額(最終額)	1,051,600 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書あり。見積合せ業者は3者(いずれも
無、見積業者数、業	「経験・実績が豊富で直ちに対応できる。」として選
者選定の理由等	定。)。最安値の業者に決定。
契約の相手方	有限会社長沼設備
契約日(変更契約日)	令和5年3月9日
着工日、完成日、完	着工日:令和5年3月10日
成検査日	完成日: 令和5年3月31日
	検査日: 令和5年3月31日
請求日、代金支払日	請求日:不明
	代金支払日:不明

② 監査結果

ア 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号 1)②ウに述べたとおりである。

【意見】

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

(71) 宮崎市立加納小学校東校舎1階女子便所洋式化改修工事(通し番号71)

① 契約の概要

担当課	教育委員会学校施設課
契約の目的	宮崎市立加納小学校東校舎1階女子便所洋式化改
	修工事
執行伺起案日	令和 5 年 2 月 9 日
予定価格(設計金額)	1,273,800 円
当初契約額(最終額)	1,246,300 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書有り、見積業者数3者
見積業者数、業者選定	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。最も少額
の理由等	である。
契約の相手方	株式会社宮崎衛生公社
契約日 (変更契約日)	令和 5 年 2 月 16 日
着工日、完成日、完成	着工日:令和5年2月17日
検査日	完成日: 令和 5 年 3 月 10 日
	完成検査日:令和5年3月13日
請求日、代金支払日	請求日:請求書なし
	代金支払日:確認できない。

② 監査結果

ア 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号 1)②ウに述べたとおりである。

【意見】

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

(72) 宮崎市立加納小学校職員室手洗器取替外工事 (通し番号 72)

① 契約の概要

担当課	教育委員会学校施設課
契約の目的	宮崎市立加納小学校職員室手洗器取替外工事
執行伺起案日	令和 5 年 2 月 16 日
予定価格(設計金額)	290,400 円
当初契約額 (最終額)	280,060 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書有り、見積業者数3者
見積業者数、業者選定	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。最も少額
の理由等	である。
契約の相手方	株式会社宮崎衛生公社
契約日 (変更契約日)	令和 5 年 2 月 28 日
着工日、完成日、完成	着工日:令和5年3月1日
検査日	完成日: 令和5年3月10日
	完成検査日:50万円以下のため検査調書なし
請求日、代金支払日	請求日:請求書なし
	代金支払日:確認できない。

② 監査結果

ア 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号1)②ウに述べたとおりである。

【意見】

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

(73) 宮崎市立那珂小学校正門北側樹木伐採工事(通し番号 73)

① 契約の概要

担当課	教育委員会学校施設課
契約の目的	宮崎市立那珂小学校正門北側の樹木を伐採する。
執行伺起案日	令和 5 年 2 月 1 日
予定価格(設計金額)	1,298,000 円
当初契約額(最終額)	1,296,900 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書等の有	見積合せ調書等:有り 見積業者:3 者
無、見積業者数、業	業者選定の理由:経験・実績が豊富で直ちに対応で
者選定の理由等	きる。
契約の相手方	有限会社清山園芸場
契約日(変更契約日)	令和 5 年 2 月 3 日
着工日、完成日、完	着工日:令和5年2月6日
成検査日	完成日: 令和 5 年 2 月 15 日
	完成検査日:令和5年2月16日
請求日、代金支払日	請求日:確認できない。
	代金支払日:令和5年3月6日(ただし予定日)

② 監査結果

ア 予定価格について

契約の単位は、1件1契約とすべきである。「1件1契約」につき、通し番号1②アを参照されたい。

宮崎市立那珂小学校正門北側樹木伐採工事(通し番号 73)と宮崎市立那珂小学校屋外運動場樹木伐採工事(通し番号 74)は、受

注業者、工事場所が共通しており、また、工事内容も樹木伐採という点で共通している。

工期についても、宮崎市立那珂小学校正門北側樹木工事(通し番号 73) が令和 5 年 2 月 6 日から令和 5 年 2 月 15 日までであり、宮崎市立那珂小学校屋外運動場樹木伐採工事(通し番号 74) が令和 5 年 3 月 17 日から令和 5 年 3 月 31 日までと大体において同じくするものである(なお、受注業者は、令和 5 年 3 月 3 日から令和 5 年 3 月 15 日まで宮崎市立那珂小学校玄関前構造物撤去工事(通し番号 75) も受注しており、同所において工事が連続している。)。

したがって、宮崎市立那珂小学校正門北側樹木工事(通し番号73)と宮崎市立那珂小学校屋外運動場樹木伐採工事(通し番号74)は1件として算出された予定価格の金額でなければならない。

上記各工事を1件として算出した場合、予定価格の合計金額は2,593,800円となり、予定価格が130万円を超えることから、自治令第167条の2第1項第1号に該当しないこととなる。

なお、この点について、担当課から、「他県の樹木の枝折れによる死亡事故を受け、短時間で調査を行い、早急な対応が求められた工事である。学校からの要望を受け、入札時期を待たずに順次対応していったものである。安全性の確保から随意契約によって進めることは適正であったと考える。」との意見があったが、かかる事情は提出の記録上確認できず、また、見積合せ調書において自治令第167条の2第1項第5号に該当することを示す○印がつけられていない。仮にかかる事情があるのであれば、その旨の記録を残すべきであると考える。

【指摘】

場所、時期及び種類を大体において同じくするもので、現に契約をしようとする分量と契約を必要とすることが予定されるものについては、一括して、1件として算出された予定価格の金額とすべきである。

イ 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号1)②ウに述べたとおりである。

【意見】

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

ウ 工事見積書について

指摘及び意見はない。

ただし、令和5年2月1日に執行何書、随意契約業者選定資料が作成された後、令和5年2月3日に工事見積書が提出されており、あまりに検討の時間が少ないことから、工事見積書が適切に作成されたかについて疑問が生じるところである。

工事見積書について疑義が生じない形で作成されることが望ましい。

(74) 宮崎市立那珂小学校屋外運動場樹木伐採工事(通し番号74)

担当課	教育委員会学校施設課
契約の目的	宮崎市立那珂小学校屋外運動場の樹木を伐採する。
執行伺起案日	令和 5 年 3 月 14 日
予定価格(設計金額)	1,299,100 円
当初契約額(最終額)	1,296,900 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書等の有	見積合せ調書等:有り 見積業者:3 者
無、見積業者数、業	業者選定の理由:経験・実績が豊富で直ちに対応で
者選定の理由等	きる。
契約の相手方	有限会社清山園芸場
契約日(変更契約日)	令和 5 年 3 月 16 日

着工日、完成日、完	着工日: 令和5年3月17日
成検査日	完成日: 令和 5 年 3 月 31 日
	完成検査日:令和5年3月31日
請求日、代金支払日	請求日:確認できない。
	代金支払日:令和5年4月24日(ただし予定日)

ア 予定価格について

前記宮崎市立那珂小学校正門北側樹木伐採工事(通し番号 73) ②アに述べたとおりである。

【指摘】

場所、時期及び種類を大体において同じくするもので、現に契約をしようとする分量と契約を必要とすることが予定されるものについては、一括して、1件として算出された予定価格の金額とすべきである。

イ 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号1)②ウに述べたとおりである。

【意見】

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

ウ 工事見積書について

指摘及び意見はない。

ただし、令和5年3月14日に執行何書、随意契約業者選定資料が作成された後、令和5年3月16日に工事見積書が提出されており、あまりに検討の時間が少ないことから、工事見積書が適切に作成されたかについて疑問が生じるところである。

工事見積書について疑義が生じない形で作成されることが望ましい。

(75) 宮崎市立那珂小学校玄関前構造物撤去工事(通し番号 75)

① 契約の概要

担当課	教育委員会学校施設課
契約の目的	宮崎市立那珂小学校玄関前の構造物を撤去する。
執行伺起案日	令和 5 年 2 月 28 日
予定価格(設計金額)	759,000 円
当初契約額(最終額)	735,900 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項第1号(市規則第133条)
見積合せ調書等の有	見積合せ調書等:有り 見積業者:3 者
無、見積業者数、業	業者選定の理由:経験・実績が豊富で直ちに対応で
者選定の理由等	きる。
契約の相手方	有限会社清山園芸場
契約日(変更契約日)	令和 5 年 3 月 2 日
着工日、完成日、完	着工日:令和5年3月3日
成検査日	完成日: 令和5年3月15日
	完成検査日:令和5年3月16日
請求日、代金支払日	請求日:確認できない。
	代金支払日:令和5年4月3日(ただし予定日)

② 監査結果

ア 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号 1)②ウに述べたとおりである。

【意見】

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

イ 工事見積書について

指摘及び意見はない。

ただし、令和5年2月28日に執行伺書、随意契約業者選定資料が作成された後、令和5年3月2日に工事見積書が提出されており、あまりに検討の時間が少ないことから、工事見積書が適切に作成されたかについて疑問が生じるところである。

工事見積書について疑義が生じない形で作成されることが望ましい。

(76) 宮崎市立広瀬北小学校防音機械室屋上防水改修工事(通し番号 76)

① 契約の概要

担当課	教育委員会学校施設課
契約の目的	宮崎市立広瀬北小学校防音機械室屋上の防水改修
	工事を行う。
執行伺起案日	令和 5 年 1 月 10 日
予定価格(設計金額)	1,199,000 円
当初契約額(最終額)	1,155,000 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項第1号(市規則第133条)
見積合せ調書等の有	見積合せ調書等:有り 見積業者:3者
無、見積業者数、業	業者選定の理由:経験・実績が豊富で直ちに対応で
者選定の理由等	きる。
契約の相手方	株式会社宮防
契約日(変更契約日)	令和 5 年 1 月 13 日
着工日、完成日、完	着工日:令和5年1月16日
成検査日	完成日: 令和 5 年 2 月 17 日
	完成検査日:令和5年2月24日
請求日、代金支払日	請求日:確認できない。
	代金支払日:令和5年4月10日(ただし予定日)

② 監査結果

ア 予定価格について

契約の単位は、1件1契約とすべきである。「1件1契約」につき、通し番号1②アを参照されたい。

宮崎市立広瀬北小学校防音機械室屋上防水改修工事(通し番号 76)と宮崎市立広瀬北小学校空調機械室屋上防水改修工事(通し番号 77)は、受注業者、工事場所が共通しており、また、工事内容も防水改修工事という点で共通している。

工期についても、宮崎市立広瀬北小学校防音機械室屋上防水改修工事(通し番号 76)が令和 5年1月16日から令和 5年2月17日までであり、宮崎市立広瀬北小学校空調機械室屋上防水改修工事(通し番号 77)が令和 5年3月10日から令和 5年3月29日までと大体において同じくするものである。

したがって、宮崎市立広瀬北小学校防音機械室屋上防水改修工事(通し番号 76)と宮崎市立広瀬北小学校空調機械室屋上防水改修工事(通し番号 77)は1件として算出された予定価格の金額でなければならない。

上記各工事を1件として算出した場合、予定価格の合計金額は2,387,000円となり、予定価格が130万円を超えることから、自治令167条の2第1号に該当しないこととなる。

【指摘】

場所、時期及び種類を大体において同じくするもので、現に契約をしようとする分量と契約を必要とすることが予定されるものについては、一括して、1件として算出された予定価格の金額とすべきである。

イ 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号1)②ウに述べたとおりである。

【意見】

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

ウ 工事見積書について

指摘及び意見はない。ただし、令和5年1月10日に執行伺書、随意契約業者選定資料が作成された後、令和5年1月12日に工事見積書が提出されており、あまりに検討の時間が少ないことから、工事見積書が適切に作成されたかについて疑問が生じるところである。

工事見積書について疑義が生じない形で作成されることが望ましい。

(77) 宮崎市立広瀬北小学校空調機械室屋上防水改修工事(通し番号 77)

担当課	教育委員会学校施設課
契約の目的	宮崎市立広瀬北小学校空調機械室屋上の防水改修
	工事を行う。
執行伺起案日	令和 5 年 2 月 28 日
予定価格(設計金額)	1,254,000 円
当初契約額(最終額)	1,232,000 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書等の有	見積合せ調書等:有り 見積業者:3 者
無、見積業者数、業	業者選定の理由:経験・実績が豊富で直ちに対応で
者選定の理由等	きる。
契約の相手方	株式会社宮防
契約日(変更契約日)	令和 5 年 3 月 9 日
着工日、完成日、完	着工日:令和5年3月10日
成検査日	完成日: 令和 5 年 3 月 24 日
	完成検査日:令和5年3月28日

請求日、代金支払日	請求日:確認できない。
	代金支払日:令和5年4月10日(ただし予定日)

ア 予定価格について

前記宮崎市立広瀬北小学校防音機械室屋上防水改修工事(通し番号 76)②アに述べたとおりである。

【指摘】

場所、時期及び種類を大体において同じくするもので、現に契約をしようとする分量と契約を必要とすることが予定されるものについては、一括して、1件として算出された予定価格の金額とすべきである。

イ 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号1)②ウに述べたとおりである。

【意見】

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

(78) 宮崎市立清武小学校渡り廊下西面補修工事(通し番号 78)

担当課	教育委員会学校施設課
契約の目的	渡り廊下西面の外壁補修と鉄骨の塗装工事のため。
執行伺書起案日	令和5年2月6日
予定価格(設計金額)	1,133,000 円
当初契約額(最終額)	1,120,000 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項第1号(市規則第133条)

見積合せ調書の有	見積合せ調書有。見積業者3者
無、見積業者数、業	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。
者選定の理由等	見積最低額。
契約の相手方	有限会社カワコウ
契約日(変更契約日)	令和 5 年 2 月 8 日
着工日、完成日、完	着工日:令和5年2月8日
成検査日	完成日: 令和 5 年 2 月 28 日
	検査日:令和5年3月13日
請求日、代金支払日	不明

ア 予定価格の設定について

本工事と宮崎市立清武小学校渡り廊下東面補修工事(通し番号 79)とは、少額随意契約となるように分割された疑いがある。

契約の単位は、1件1契約とすべきである。「1件1契約」につき、通し番号1②アを参照されたい。

本工事と宮崎市立清武小学校渡り廊下東面補修工事(通し番号79)とは、同一施設の同じ渡り廊下の西側と東側に対して、令和5年2月及び3月に行われた、補修工事である。場所、時期、工事内容を全く同じくするものであり、工事単位を合わせて1件とし予定価格を定める必要があった。1件として競争入札を行えば、更に競争性を確保できたのみならず、共通して使用する仮設足場を省略し、人員を効率よく配置するなどして、より短期間に、低コストで補修工事を行えた蓋然性があった。

【指摘】

本来実施されるべき入札手続きを回避するために 1 件として設定されるべき工事及び予定価格が分割されたものである。1 件 1 契約による適切な予定価格を設定されたい。

イ 工事写真台帳について

指摘及び意見ではないが、契約相手から提出された工事写真台帳には、宮崎市立清武小学校渡り廊下東面補修工事(通し番号79)

の工事写真台帳に貼付されている写真(既存手摺手壁撤去、下地 鉄骨撤去)と同一のものが使用されている。担当課が厳格な完了 検査をしているのか疑問が残る。

(79) 宮崎市立清武小学校渡り廊下東面補修工事(通し番号 79)

① 契約の概要

担当課	教育委員会学校施設課
契約の目的	渡り廊下東面の外壁補修と鉄骨の塗装工事のため。
執行伺書起案日	令和 5 年 2 月 24 日
予定価格(設計金額)	1,133,000 円
当初契約額(最終額)	1,120,000 円(1,402,718 円※)
	※工事途中に鉄骨下地の腐食が発覚し追加工事が
	発生した。
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書有。見積業者3者
無、見積業者数、業	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。
者選定の理由等	見積最低額。
契約の相手方	有限会社カワコウ
契約日(変更契約日)	令和 5 年 2 月 28 日 (令和 5 年 3 月 28 日)
着工日、完成日、完	着工日:令和5年3月1日
成検査日	完成日: 令和5年3月31日
	検査日: 令和5年3月31日
請求日、代金支払日	不明

② 監査結果

ア 予定価格について

前記宮崎市立清武小学校渡り廊下西面補修工事(通し番号 78) ②アに述べたとおりである。

【指摘】

本来実施されるべき入札手続きを回避するために 1 件として設定されるべき工事及び予定価格が分割されたものである。 1 件 1 契約による適切な予定価格を設定されたい。

イ 工事写真台帳について

指摘及び意見ではないが、工事写真の使い回しについては、通 し番号 78②イに述べたとおりである。

また、西面補修工事(通し番号 78)の完成写真(4 頁 2 葉)が 混在している。担当課が厳格な完了検査を行っているのか疑問が 残る。

(80) 宮崎市立西池小学校非常放送設備取替工事 (通し番号 80)

① 契約の概要

担当課	教育委員会学校施設課
契約の目的	非常放送設備を取り換えるため。
執行伺書起案日	令和 4 年 4 月 22 日
予定価格(設計金額)	1,279,300 円
当初契約額(最終額)	1,210,000 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項第1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書有。見積業者3者
無、見積業者数、業	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。
者選定の理由等	見積最低額。
契約の相手方	株式会社白陽
契約日(変更契約日)	令和 4 年 4 月 27 日
着工日、完成日、完	着工日:令和4年4月28日
成検査日	完成日: 令和 4 年 8 月 25 日
	検査日:令和4年9月2日
請求日、代金支払日	不明

② 監査結果

ア 予定価格について

本工事と宮崎市立西池小学校電話設備改修工事(通し番号 81) とは、少額随意契約となるように分割された疑いがある。

契約の単位は、1件1契約とすべきである。「1件1契約」につき、通し番号1②アを参照されたい。

本工事と宮崎市立西池小学校電話設備改修工事(通し番号 81) とは、同一施設に対して行われたいずれもいわゆる弱電工事である。本工事の工期は令和 4 年 4 月 28 日から同年 8 月 26 日であり、電話設備改修工事の工期は 5 月 16 日から同年 8 月 26 日であり、ほとんどの工期を同じくする。場所、時期、工事内容を大体において同じくするものであり、工事単位を合わせて 1 件とし予定価格を定める必要があった。

【指摘】

本来実施されるべき入札手続きを回避するために 1 件として設定されるべき工事及び予定価格が分割されたものである。1 件 1 契約による適切な予定価格を設定されたい。

(81) 宮崎市立西池小学校電話設備改修工事(通し番号81)

担当課	教育委員会学校施設課
契約の目的	電話設備の改修のため。
執行伺書起案日	令和 4 年 5 月 10 日
予定価格(設計金額)	1,135,200 円
当初契約額(最終額)	1,067,000 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項第1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書有。見積業3者
無、見積業者数、業	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。
者選定の理由等	見積最低額。
契約の相手方	株式会社白陽
契約日(変更契約日)	令和 5 年 5 月 13 日

成検査日	完成日: 令和 4 年 7 月 19 日
	検査日: 令和 4 年 7 月 26 日
請求日、代金支払日	

ア 予定価格について

前記宮崎市立西池小学校非常放送設備取替工事(通し番号 80) ②アに述べたとおりである。

【指摘】

本来実施されるべき入札手続きを回避するために 1 件として設定されるべき工事及び予定価格が分割されたものである。1 件 1 契約による適切な予定価格を設定されたい。

(82) 宮崎市立久峰中学校売店横男女洋式化改修工事 (通し番号 82)

担当課	教育委員会学校施設課
契約の目的	生徒等が生活様式に適した洋式便器を利用できる
	ようにして、衛生的なトイレ環境を学校間の格差な
	く確保する。
執行伺起案日	令和 5 年 2 月 16 日
予定価格(設計金額)	965,800 円
当初契約額(最終額)	958,100 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書等の有	見積合せ調書等:有り 見積業者:3 者
無、見積業者数、業	業者選定の理由:経験・実績が豊富で直ちに対応で
者選定の理由等	きる。
契約の相手方	株式会社ミヤスイ
契約日(変更契約日)	令和 5 年 2 月 24 日

着工日、完成日、完	着工日: 令和5年2月24日
成検査日	完成日: 令和 5 年 3 月 30 日
	完成検査日:令和5年3月31日
請求日、代金支払日	請求日:確認できない。
	代金支払日:令和5年4月17日(ただし予定日)

ア 予定価格について

契約の単位は、1件1契約とすべきである。「1件1契約」につき、通し番号1②アを参照されたい。

宮崎市立久峰中学校売店横男女洋式化改修工事(通し番号 82) と宮崎市立久峰中学校女子職員便所改修工事(通し番号 83)は、 受注業者、工事場所が共通しており、また、工事内容も便所洋式 化改修工事という点で共通している。

工期についても、宮崎市立久峰中学校売店横男女洋式化改修工事(通し番号82)が令和5年2月24日から令和5年3月31日までであり、宮崎市立久峰中学校女子職員便所改修工事(通し番号83)が令和5年2月27日から令和5年3月24日までと大体において同じくするものである。

したがって、宮崎市立久峰中学校売店横男女洋式化改修工事(通 し番号82)と宮崎市立久峰中学校女子職員便所改修工事(通し番 号83)は1件として算出された予定価格の金額でなければならな い。

上記各工事を 1 件として算出した場合、予定価格の合計金額は 1,403,600 円となり、予定価格が 130 万円を超えることから、自 治令 167 条の 2 第 1 号に該当しないこととなる。

【指摘】

場所、時期及び種類を大体において同じくするもので、現に契約をしようとする分量と契約を必要とすることが予定されるもの

については、一括して、1件として算出された予定価格の金額と すべきである。

イ 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号 1)②ウに述べたとおりである。

【意見】

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

(83) 宮崎市立久峰中学校女子職員便所改修工事(通し番号83)

担当課	教育委員会学校施設課
契約の目的	生活様式に適した洋式便器を利用できるようにし
	て、衛生的なトイレ環境を確保する。
執行伺起案日	令和 5 年 2 月 22 日
予定価格(設計金額)	479,600 円
当初契約額(最終額)	445,500 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書等の有	見積合せ調書等:有り 見積業者:3 者
無、見積業者数、業	業者選定の理由:経験・実績が豊富で直ちに対応で
者選定の理由等	きる。
契約の相手方	株式会社ミヤスイ
契約日(変更契約日)	令和 5 年 2 月 27 日
着工日、完成日、完	着工日:令和5年2月27日
成検査日	完成日: 令和5年3月24日
	完成検査日:確認できない。
請求日、代金支払日	請求日:確認できない。
	代金支払日:令和5年4月24日(ただし予定日)

ア 予定価格について

前記宮崎市立久峰中学校売店横男女洋式化改修工事(通し番号82)②アに述べたとおりである。

【指摘】

場所、時期及び種類を大体において同じくするもので、現に契約をしようとする分量と契約を必要とすることが予定されるものについては、一括して、1件として算出された予定価格の金額とすべきである。

イ 添付書類について

上記のとおり、宮崎市立久峰中学校売店横男女洋式化改修工事 (通し番号82)、宮崎市立久峰中学校女子職員便所改修工事(通 し番号83)を一括して1件の契約とする場合、宮崎市立久峰中 学校女子職員便所改修工事は50万円以下の工事ではなくなるた め、令和4年度庶務研(工事等)13頁、14頁によると、添付資 料として検査調書等が不要となる場合に該当しないことになる。

【指摘】

宮崎市立久峰中学校女子職員便所改修工事について、検査調書 等の必要な添付資料を作成すべきである。

ウ 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号1)②ウに述べたとおりである。

【意見】

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

- (84) 宮崎市立宮崎北中学校西側渡り廊下屋根部分改修工事(通し番号 84)
 - ① 契約の概要

担当課	教育委員会学校施設課
契約の目的	渡り廊下屋根の改修工事を行う。
執行伺起案日	令和 5 年 2 月 1 日
予定価格(設計金額)	1,210,000 円
当初契約額(最終額)	1,110,450 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書等の有	見積合せ調書等:有り 見積業者:3者
無、見積業者数、業	業者選定の理由:経験・実績が豊富で直ちに対応で
者選定の理由等	きる。
契約の相手方	有限会社郡山板金工業所
契約日(変更契約日)	令和5年2月7日
着工日、完成日、完	着工日:令和5年2月8日
成検査日	完成日: 令和 5 年 2 月 24 日
	完成検査日:令和5年3月3日
請求日、代金支払日	請求日:確認できない。
	代金支払日:令和5年4月24日(ただし予定日)

ア 予定価格について

契約の単位は、1件1契約とすべきである。「1件1契約」につき、通し番号1②アを参照されたい。

宮崎市立宮崎北中学校西側渡り廊下屋根部分改修工事(通し番号 84)と宮崎市立宮崎北中学校南校舎渡り廊下屋根部分改修工事(通し番号 85)は、受注業者、工事場所が共通しており、また、工事内容も渡り廊下屋根部分改修工事という点で共通している。

工期についても、宮崎市立宮崎北中学校西側渡り廊下屋根部分改修工事(通し番号84)が令和5年2月8日から令和5年2月24日までであり、宮崎市立宮崎北中学校南校舎渡り廊下屋根部分改修工事(通し番号85)が令和5年3月6日から令和5年3月31日までと大体において同じくするものである。

したがって、宮崎市立宮崎北中学校西側渡り廊下屋根部分改修 工事と宮崎市立宮崎北中学校南校舎渡り廊下屋根部分改修工事 は1件として算出された予定価格の金額でなければならない。

上記各工事を1件として算出した場合、予定価格の合計金額は2,220,900円となり、予定価格が130万円を超えることから、自治令167条の2第1号に該当しないこととなる。

【指摘】

場所、時期及び種類を大体において同じくするもので、現に契約をしようとする分量と契約を必要とすることが予定されるものについては、一括して、1件として算出された予定価格の金額とすべきである。

イ 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号1)②ウに述べたとおりである。

【意見】

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

(85) 宮崎市立宮崎北中学校南校舎渡り廊下屋根部分改修工事(通し番号 85)

担当課	教育委員会学校施設課
契約の目的	渡り廊下屋根の改修工事を行う。
執行伺起案日	令和 5 年 2 月 27 日
予定価格(設計金額)	1,177,000 円
当初契約額(最終額)	1,110,450 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項第1号(市規則第133条)

見積合せ調書等の有	見積合せ調書等:有り 見積業者:3 者
無、見積業者数、業	業者選定の理由:経験・実績が豊富で直ちに対応で
者選定の理由等	きる。
契約の相手方	有限会社郡山板金工業所
契約日(変更契約日)	令和5年3月3日
着工日、完成日、完	着工日:令和5年3月6日
成検査日	完成日: 令和 5 年 3 月 22 日
	完成検査日:令和5年3月24日
請求日、代金支払日	請求日:確認できない。
	代金支払日:令和5年4月26日(ただし予定日)

ア 予定価格について

前記宮崎市立宮崎北中学校西側渡り廊下屋根部分改修(通し番号84)②アに述べたとおりである。

【指摘】

場所、時期及び種類を大体において同じくするもので、現に契約をしようとする分量と契約を必要とすることが予定されるものについては、一括して、1件として算出された予定価格の金額とすべきである。

イ 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号1)②ウに述べたとおりである。

【意見】

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

- (86) 宮崎市立住吉小学校給食室渡り廊下屋根改修工事(通し番号 86)
 - ① 契約の概要

担当課	教育委員会保健給食課
契約の目的	学校給食施設設備の維持管理のため。
執行伺書起案日	令和 4 年 12 月 8 日
予定価格(設計金額)	1,195,496 円
当初契約額(最終額)	1,190,506 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項第1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有	無
無、見積業者数、業	3 者
者選定の理由等	見積最低額
契約の相手方	有限会社郡山板金工業所
契約日(変更契約日)	令和 4 年 12 月 15 日
着工日、完成日、完	着工日: 令和 4 年 12 月 20 日
成検査日	完成日: 令和 5 年 2 月 20 日
	検査日: 令和 5 年 2 月 21 日
請求日、代金支払日	不明

指摘及び意見はない。

(87) 佐土原学校給食センター重油タンク通気管取替工事(通し番号 87)

担当課	教育委員会保健給食課
契約の目的	給食センター重油タンク通気管取替のため。
執行伺書起案日	令和 5 年 2 月 21 日
予定価格(設計金額)	1,298,000 円
当初契約額(最終額)	1,298,000 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項第1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書無。見積業者3者。
無、見積業者数、業	見積最低額。
者選定の理由等	

契約	の相手方	巴設備工業株式会社
契約	日(変更契約日)	令和 5 年 2 月 28 日
着工	日、完成日、完	着工日:令和5年3月1日
成検	査日	完成日: 令和 5 年 3 月 29 日
		検査日;令和5年3月29日
請求	日、代金支払日	不明

指摘及び意見はない。

(88) 県道日南高岡線道路舗装復旧工事 (通し番号 88)

担当課	上下水道局水道部営業所工務課
契約の目的	傷んだ道路の一部 (約 17m) のアスファルト舗装を
	補修する。
執行伺書起案日	令和5年1月31日
予定価格(設計金額)	1,298,000 円
当初契約額(最終額)	1,298,000 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項第1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書に準ずる「業者選定兼見積合せ執行伺
無、見積業者数、業	書」あり。見積合わせ業者は3者を業種舗装から選
者選定の理由等	定。最安値の業者に決定。
契約の相手方	株式会社金本組(契約保証金13万円の支払いあり)
契約日(変更契約日)	令和5年2月15日
着工日、完成日、完	着工日:令和5年2月16日
成検査日	完成日: 令和 5 年 2 月 28 日
	検査日:令和5年3月13日
請求日、代金支払日	請求日:不明
	代金支払日:不明

(契約書ファイルに「添付書類チェック表」が添付
されているものの、「請求書・支出伝票」のチェック
がない。)

ア 請求書及び支出命令書について

前記宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事(通し番号1)②ウに述べたとおりである。

なお、本契約では、せっかく「添付書類チェック表」がファイルに添付されているのに、「請求書・支出伝票」欄にチェックがなされておらず、請求書及び支出命令書の有無も確認できない。

【意見】

請求書及び支出命令書の写しが添付されていないので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契約資料として綴じるように指導されたい。

イ 契約保証金の返還について

契約の相手方から契約保証金 13 万円を受領しているが、工事目的物引渡しを受けた後にその返還の有無・時期が記録上不明である。また、前記「添付書類チェック表」には「※契約保証金の返金等の確認」欄があるが、何らチェックがなされていない。

【意見】

契約保証金を受領した場合は、その返金の有無・時期をファイル 内で明確に記録しておくべきである。

(89) 宮崎市消防団田野分団第10部車庫外改修工事(通し番号89)

担当課	消防局総務課
契約の目的	宮崎市消防団田野分団車庫の外部控え壁の改修及
	び青島分団床改修のため。
執行伺書起案日	令和 4 年 7 月 29 日

予定価格(設計金額)	1,298,000 円
当初契約額(最終額)	1,276,000 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項第1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書有。見積業者3者。
無、見積業者数、業	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。
者選定の理由等	見積最低額。
契約の相手方	有限会社鶴本建設
契約日(変更契約日)	令和 4 年 8 月 17 日
着工日、完成日、完	着工日:令和4年8月17日
成検査日	完成日: 令和 4 年 12 月 14 日
	検査日: 令和 4 年 12 月 14 日
請求日、代金支払日	請求日: 令和 4 年 12 月 14 日
	代金支払日:令和4年12月27日(ただし予定日)

指摘及び意見はない。

(90) 宮崎市消防団田野分団第 10 部車庫 樹脂窓取付工事(通し番号 90)

担当課	消防局総務課
契約の目的	宮崎市消防団田野分団第 10 部車庫の外壁面サッシ
	ュ 6 箇所への樹脂製内窓を設置するため。
執行伺書起案日	令和 4 年 12 月 12 日
予定価格(設計金額)	487,000 円
当初契約額(最終額)	462,000 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項第1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書有。見積業者3者。
無、見積業者数、業	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。
者選定の理由等	見積最低額。

契約の相手方	有限会社鶴本建設
契約日(変更契約日)	令和 4 年 12 月 19 日
着工日、完成日、完	着工日: 令和 4 年 12 月 19 日
成検査日	完成日: 令和 5 年 1 月 11 日
	検査日:令和5年1月11日
請求日、代金支払日	請求日:令和5年3月1日
	代金支払日:令和5年3月15日(ただし予定日)

ア 予定価格の設定について

本工事(宮崎市消防団田野分団第 10 部車庫 樹脂窓取付工事) と宮崎市消防団田野分団第 10 部車庫 構造補強工事(通し番号 91)とは、少額随意契約となるように分割された疑いがある。

契約の単位は、1件1契約とすべきである。「1件1契約」につき、通し番号1②アを参照されたい。

本工事(宮崎市消防団田野分団第10部車庫 樹脂窓取付工事)と宮崎市消防団田野分団第10部車庫 構造補強工事(通し番号91)とは、同一施設に対して行われたいずれも改修工事である。2件の工期は、およそ令和4年12月から令和5年3月にかかるもので、大体において工期も同じくする。そうすると、場所、時期、工事内容を大体において同じくするものであり、工事単位を合わせて1件とし予定価格を定める必要があった。

なお、担当課のヒアリングの結果、前期宮崎市消防団田野分団第10部車庫外改修工事(通し番号89)の工事期間に大型台風が発生し本工事と宮崎市消防団田野分団第10部車庫 構造補強工事(通し番号91)の必要性が明らかになったとのことである。本工事と前期宮崎市消防団田野分団第10部車庫外改修工事(通し番号89)とを纏めて1件として予定価格を設定することは困難であったと思われる。

【指摘】

本来実施されるべき入札手続きを回避するために 1 件として設定されるべき工事及び予定価格が分割されたものである。1 件 1 契約による適切な予定価格を設定されたい。

(91) 宮崎市消防団田野分団第10部車庫 構造補強工事(通し番号91)

① 契約の概要

担当課	消防局総務課
契約の目的	宮崎市消防局田野分団第 10 部車庫の外部鉄骨フレ
	ーム設置により構造補強するため。
執行伺書起案日	令和 4 年 12 月 19 日
予定価格(設計金額)	1,241,000 円
当初契約額(最終額)	1,210,000 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書有。見積業者3者
無、見積業者数、業	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。
者選定の理由等	見積最低額。
契約の相手方	有限会社鶴本建設
契約日(変更契約日)	令和 4 年 12 月 26 日
着工日、完成日、完	着工日: 令和 4 年 12 月 26 日
成検査日	完成日: 令和5年3月24日
	検査日: 令和5年3月24日
請求日、代金支払日	請求日:令和5年3月30日
	代金支払日:令和5年4月12日(ただし予定日)

② 監査結果

ア 予定価格の設定について

前期宮崎市消防団田野分団第 10 部車庫 樹脂窓取付工事(通し番号 90) ②アに述べたとおりである。

【指摘】

本来実施されるべき入札手続きを回避するために 1 件として設定されるべき工事及び予定価格が分割されたものである。1 件 1 契約による適切な予定価格を設定されたい。

4 工事契約に対する個別監査実施について(小括)

- (1) 指摘及び意見等の概況
 - ① 個別監査を実施した工事契約の件数 91 件
 - ② 指摘 45 件、意見 92 件
 - ③ 指摘項目について

最も多かった指摘が予定価格に関する事項で37件にのぼり、種類 及び場所を同じくする工事について分割発注をした疑いのあるもの であった。またそのうち教育委員会の契約が18件あった。

次に見積提出(通し番号 28,29) に関する事項が 2 件あり、見積依頼方法(通し番号 13)、契約締結日(通し番号 20)執行伺・見積提出(通し番号 28,29)、特命随契必要書類(通し番号 30) 工事期間(通し番号 35)、添付書類(通し番号 83) がそれぞれ 1 件ずつであった。

④ 意見項目について

まず支払関係に関する意見が最も多く 58 件 (通し番号 $1\sim21,23\sim31,33,36\sim38,43,44,50\sim57,69\sim77,82\sim85,88$) であり関係書類綴りに支出命令書及び請求書写しが無いものが目立った。

次に見積依頼方法に関する事項が 17 件 (通し番号 1~5,6~11,14,17,19,20,24,25,31)、見積合わせに関する事項が 5 件 (通し番号 34,35,46,47,49)、契約保証金に関する事項が 5 件 (通し番号 13,36,37,38,88)、チェック表 2 件 (通し番号 33,50)、工事検査 2 件 (通し番号 35,46)、随契理由書 1 件 (通し番号 45)、設計金額 1 件 (通し番号 46) であった。

- (2) 工事契約に関する小括意見(所感)
 - ① 宮崎市における契約事務では設計金額を算定した場合は、設計金額を予定価格とすることとしているが、工事については業者から提出

された参考見積書を基にその見積金額をそのまま設計金額としているものがほとんどであった。

契約課の事前ヒアリングでは、「設計金額を定めるに際し、担当課に技術職員がいるときは担当課で作成し、技術職員がいない場合は他の部署の技術職員に依頼して設計金額を作成する。設計金額を定めるとき、特定の業者に対して参考見積書を出してもらい、その見積額を参考にして設計金額を定めることもある。」とのことであったが、監査を実施した工事については業者から提出された参考見積書を基にその見積金額をそのまま設計金額としているものが多くみられた。

またその工事のほとんどが当初参考見積を提出した業者が請け負っている傾向が顕著であり予定金額が適正なものであるかの検証がなされたか否か確認することができなかった。

以上のことから、事業者において参考見積を提出するということは、 そのまま工事を受注できるという認識を形成させている可能性もある。 その場合に通常より高い参考見積が提出されたとしても何ら検証され ることなく工事発注となっている可能性もあり是正が必要である。

- ② 参考見積書を提出した業者以外が見積合わせに提出する見積書についてはその内訳や算定根拠を添付する様式となっていないため、今後見積書だけでなく、見積明細書や見積内訳書も提出させ記録に綴るべきである。
- ③ 契約事務として執行伺起案日から見積合わせのための見積書提出 日及び工事契約日までの期間が短いものが多く、中には執行伺起案日 から契約日までが全て同日というものもあり、特に総務課管財課にそ の傾向が顕著であった。
- ④ 工事の種類及び場所を同じくする一体の工事について、本来1の契約とすべきところであるが、工事現場における場所(例えば同じ種類の工事を一の学校に施工する場合に教室の別、階層の別による区分)及び工事期間したうえで少額随契とするために分割している疑いのあるものが多かった。

- ⑤ 会計年度末に近い2月及び3月については、年度内の予算消化のためか、契約を早期に成立させる少額随契とするための見積期間短縮と分割発注の疑いがあり、教育委員会に特にその傾向がみられた。
- ⑥ 工事のうち便所洋式化改修工事関係の契約全般について、学校は違うが同時期に複数校における便所洋式化改修工事を行っており、ある程度まとめて一般競争入札にすればより安く発注できる可能性があり検討を要する。

第2 設計コンサルタント等業務委託(設計委託)

- 1 重点的監査対象の選定について
 - (1) 令和 4 年度に宮崎市が締結した設計委託の随意契約の件数は、168件であった。そのうち契約課執行となる予定価格 50 万円超と担当課執行(少額随意契約)となる 50 万円以下を分けると次のとおりであった。
 - (全 168 件) ①予定価格 50 万円超(契約課執行) 23 件 ②予定価格 50 万円以下(担当課執行) 145 件 以上からすると、設計委託の随意契約のうち約 86%が少額随意契約 として担当課執行になっていることが分かる。
 - (2) さらに予定価格 50 万円以下の 145 件のうち、少額随意契約の上限額 50 万円に近いものとして、予定価格 40 万~50 万円の契約件数、さらに、そのうち 45 万~50 万円の契約件数を見ると、次のとおりであり、少額随意契約の上限 50 万円に近い金額の随意契約が集中して分布していることが分かった。
 - ①予定価格 40 万円以上·50 万円以下 84 件
 - ②予定価格 45 万円以上·50 万円以下 74 件

以上からすると、②が①の約88%を占めていることから、予定価格が50万円を超える可能性がある場合に、作為的に予定価格を僅かに引き下げて50万円以下の契約にしたり、本来1つの契約ですべき案件を分割して発注したりしている可能性が考えられる。

(3) 随意契約の時期に着目すると、年度終わりの2月・3月に契約が取

りまとめられた件数が次のとおりであり、設計委託については、年度末の駆け込み的な随意契約の締結の可能性は低いと考えられる。

取りまとめ月2,3月の契約29件(50万円以下の17%)

- (4) 随意契約における原則的手続である見積合わせが実施されない一者随意契約(特命随契)のうち、予定価格 50 万以下の契約については、10件(全 168件の約6%)だけであった。さらにその10件の特命随契のうち、20万円以上が5件のみであった。このことから、特命随契については、随契理由が厳格に判断されるためか、全体に対する件数は少なく、少額随契の上限額50万円に近い金額に集中している状況にもなかった。
- (5) 以上より、設計委託については、予定価格が少額随契の上限額 50 万円に近い金額である契約、委託件名から分割発注の可能性が考えられる契約、その他災害等緊急業務委託以外の高額な随意契約などを重点的監査対象に選定した。

2 監査の視点

設計委託契約については主に次の視点をもって監査に当った。

- ①契約目的に沿った契約内容となっているか
- ②予定価格(設計金額)は適正か、分割発注のおそれはないか
- ③随意契約の理由は適正か
- ④見積合せ調書の作成は任意だが、作成すべき場合ではないか
- ⑤原則3以上の見積がなされているか
- ⑥業者選定の理由は適正か
- ⑦業務完了の時期・内容は適正か
- ⑧代金支払いの遅れはないか
- ⑨再委託契約がある場合、その内容や手続きが適正か
- ⑩その他に法令違反はないか
- ⑪その他に令和4年度庶務研(工事等)の手続違反はないか
- ②何らかの問題が発見された場合、適切にフィードバックされているか

3 監査対象契約の検討

(1) 宮崎市青島地域センター庇設置工事設計業務委託 (通し番号 92)

① 契約の概要

担当課	総務部管財課
契約の目的	宮崎市青島地域センターを平成 29 年に建替えたと
	ころ、建物中心部分に空洞スペースがあるもののそ
	こに屋根がなく雨天時に利用者が濡れる不都合が
	生じたため、同場所に庇を設置することとした。
執行伺書起案日	令和 5 年 1 月 31 日
予定価格(設計金額)	495,000円(なお、契約の相手方が参考見積書とし
	て令和 4 年 12 月 27 日付け見積書 498,300 円を提
	出している。)
当初契約額(最終額)	495,000 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項第1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書あり。見積業者は3者で、いずれも「経
無、見積業者数、業	験・実績が豊富で直ちに対応できる。」として選定。
者選定の理由等	最安値の業者に決定。なお、3者とも委託見積書の
	日付が令和5年2月1日となっている。
契約の相手方	有限会社コラム設計
契約日(変更契約日)	令和5年2月1日(委託請書)
始期、終期、完了検	始期:令和5年2月1日
查日	終期:同年3月31日
	検査日:同年3月31日
請求日、代金支払日	不明 (請求書及び支出命令書なし)

② 監査結果

ア 契約の目的の明確化について

契約の件名や執行伺書の記載だけからは庇設置工事の目的・必要性が不明であり、担当課にヒアリングをした結果、前記①契約の概要「契約の目的」欄記載のとおりであったことが分かった。

契約の目的は、決裁に際しての判断要素として重要であり、記録 上分かりやすくするため簡単にでも執行伺書等に記載しておく べきである。

【意見】

契約の件名等だけで契約の目的が明らかでない場合は、執行同 書等において契約の目的や必要性を明記しておくべきである。

イ 請求書及び支出命令書について

契約資料の中に請求書及び支出命令書の写しが綴じられていない。しかし、支払遅延防止法第6条第1項により相手方から適法な請求を受けた日から工事以外の給付については30日以内に支払いをしなければならないため、担当課でも支払の有無や支払日を確認できるように、請求書及び支出命令書の写しを一件記録に綴じて保管すべきである。

【意見】

契約事務の一件記録の中に、請求書及び支出命令書の写しを綴じて保管すべきである。

- (2) 清武町一般廃棄物最終処分場外残余容量測量業務委託 (通し番号 93)
 - ① 契約の概要

担当課	環境部環境施設課
契約の目的	清武町一般廃棄物最終処分場及び田野町一般廃棄
	物最終処分場の残余容量を算定すること。
執行伺書起案日	令和 5 年 2 月 14 日
予定価格(設計金額)	498,300円(なお、契約の相手方が参考見積書とし
	て令和 5 年 1 月 31 日付け見積書 498,300 円を提出
	している。)
当初契約額(最終額)	495,000 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)

見積合せ調書の有	見積合せ調書あり。見積業者は3者で、いずれも「経
無、見積業者数、業	験・実績が豊富で直ちに対応できる。」として選定。
者選定の理由等	最安値の業者に決定。見積合わせ日を 2/28 実施。
契約の相手方	有限会社宮崎エンジニアリング
契約日(変更契約日)	令和5年2月28日(委託請書)
始期、終期、完了検	始期:令和5年3月1日
查日	終期:同年3月31日
	完了日:同年3月31日
請求日、代金支払日	請求日:令和5年4月12日
	代金支払日:令和5年4月26日(ただし予定日)

ア 添付書類チェック表について

前記宮崎西地区交流センター空調設備用電気工事(通し番号33) ②ウに述べたとおりである。

【意見】

添付書類の添付漏れがないようにチェックするため、添付書類 チェック表などのチェックリストをできる限り利用するように 推奨されたい。

(3) 佐土原町旭町児童館漏水調査業務委託 (通し番号 94)

担当課	子ども未来部子育て支援課
契約の目的	佐土原町旭町児童館の水道料金が例年より高くな
	っており水道業者に漏水の修繕を依頼しようとし
	たが、漏水箇所が特定できないと修繕費用の見積が
	できないため、漏水箇所特定のため漏水調査を行
	う。
執行伺書起案日	令和4年4月8日

予定価格(設計金額)	264,000円(株式会社宮崎衛生公社による令和4年
	3月9日付け参考見積書から設計。)
当初契約額(最終額)	264,000 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書に準ずる業務委託随意契約締結伺書
無、見積業者数、業	あり。見積業者は3者で、いずれも「経験・実績が
者選定の理由等	豊富で直ちに対応できる。」として選定。最安値の業
	者に決定。なお、3者とも委託見積書の日付が令和
	4年4月15日となっている。
契約の相手方	株式会社宮崎衛生公社
契約日(変更契約日)	令和 4 年 4 月 15 日 (委託請書)
始期、終期、完了検	始期:令和4年4月18日
查日	終期: 令和4年5月31日
	業務完了日:令和4年5月16日(検査調書は50万
	円以下のため省略可。)
請求日、代金支払日	請求日:令和4年5月16日
	代金支払日:令和4年5月30日(ただし予定日)

ア 予定価格の設定について

本件では、見積合わせに参加する業者から参考見積書を事前に 徴求して設計金額(予定価格)を定めている。結果として、事前 に見積書を提出した業者は事前見積額にて本件契約を落札してい る。かかる契約方法自体が禁止されているわけではないが、見積 合わせが形骸化し競争性が乏しくなっていると思われる。本件契 約における履行期間は 4/18~5/31 を見込んでいたものの、実際は 5/16 には履行完了となっている。参考見積書の内訳をみると、「調 査費一式 20 万円」「諸経費 4 万円」としか書かれておらず、内訳 が不透明な内容となっており、担当課において参考見積額の妥当 性を検討した形跡がみられない。従って、設計金額を定めるため に参考見積書を徴求する場合は、見積内容の妥当性を十分に吟味 し慎重に設計金額を定めるべきである。

【意見】

設計金額(予定価格)を設定するために参考見積書の提出を求める場合は、同見積書の内訳について、「一式」等ではなく、具体的な明細や数量、単価等を提出させるなどして、見積書の金額が妥当なものであるかどうかを慎重に検討したうえで、設計金額を定めるべきである。

- (4) 令和4年内海地区2地区地籍調査事業FⅡ-2・G・H工程業務委託(通し番号95)
 - ① 契約の概要

担当課	農政部農村整備課 (契約課執行)
契約の目的	地籍調査
執行伺書起案日	令和 4 年 4 月 21 日
予定価格(設計金額)	5,357,000 円
当初契約額 (最終額)	5,280,000 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 2 号
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書無し
見積業者数、業者選定	見積業者数 1者
の理由等	
契約の相手方	株式会社国土開発コンサルタント
契約日 (変更契約日)	令和4年6月1日
始期、終期、完了検査	始期:令和4年6月2日
日	終期:令和5年3月15日
	検査日: 令和5年3月23日
請求日、代金支払日	1,580,000 円
	請求日:令和4年8月23日
	代金支払日:確認できない。

3,700,000 円

請求日:令和5年3月30日

代金支払日:確認できない。

② 監査結果

ア 事業目的について

担当者にヒアリングしたところ 本件事業は宮崎市内の地籍 図がまだ出来ていない場所における地籍調査業務(第7次10か年 計画の2年目)とのことであったが、契約の当否や事後的検証の ため事業目的を記録上明確にすべく、執行伺においてその旨を簡 潔に記載されたい。

【意見】

契約の当否や事後的検証のため、事業の目的等を簡潔に記録されたい。

イ 契約の相手方の選定について

前年に境界立ち合いをした測量士なので調査内容を十分把握しているとのことで自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により契約の相手方業者を選定している。ただ公平性・経済性の見地からいえば担当課による過去の業務情報を管理さえしていれば、広く他の測量士に機会を与えることもでき、それにより業務の効率化と費用節減が実行される可能性も否定できない。

【意見】

公平性・経済性の見地より自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により契約の相手方を選定している理由として妥当か否かを厳正に判断されたい。

(5) 本郷地区排水路測量設計業務委託(通し番号96)

担当課	建設部土木課
-----	--------

契約の目的	交差点部の道路地盤高が低く冠水するため、各戸の
	宅地高、駐車場高を計測し、道路盛土を実施するた
	めの排水計画を行う。
執行伺書起案日	令和 4 年 6 月 14 日
予定価格(設計金額)	360,800円(なお、契約の相手方が令和4年5月3
	1日付け参考見積書 360,800 円を事前提出。)
当初契約額(最終額)	360,800 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項第1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書あり。見積業者は3者で、いずれも「経
無、見積業者数、業	験・実績が豊富で直ちに対応できる。」として選定。
者選定の理由等	最安値の業者に決定。なお、3 者に見積指名通知書
	を令和4年6月15日付けで発し、見積書提出期限
	を同月 17 日としている。
契約の相手方	株式会社アクアテックコンサルタント
契約日(変更契約日)	令和4年6月17日(委託請書)
始期、終期、完了検	始期:令和4年6月20日
查日	終期:同年9月30日
	検査日:同年9月30日
請求日、代金支払日	請求日:令和4年10月3日
	代金支払日:令和4年10月17日(ただし予定日)

ア 見積合わせの実施方法について

本契約では予定価格(設計金額)の算定にあたって参考見積書を1者から事前に徴取し(徴取日:令和4年5月31日)、同業者のほか他の業者2者が見積参加しているが、他の業者2者は見積指名通知(通知日:同年6月15日)を受けて実質1日しか見積作成期間(提出期限:同月17日)が設けられていない。そのため、他の業者2者において競争性のある見積作成が困難な状況になっている可能性がある。参考見積業者は一定期間の余裕をもって見

積書を作成できるのに対し、他の2者は実質1日しか見積を検討する時間が与えられないため、このような見積合わせの実施の仕方は公平性・競争性に欠けると考える。

また、令和4年度庶務研(物品等)2頁には、「※市発注の案件(物品購入・業務委託を含む。)について、公平性を確保するため、参考見積業者等を他の業者に伝えないようにしてください。」とあるが、他の2者の見積額が35万円(税別)、36万円(同)となっており、見積期間が実質1日しかなかったにもかかわらず参考見積額328,000円(同)に近接し若干それを上回る金額となっていることから、他の2者は参考見積業者の見積額を何らかの方法で知っていた可能性も疑われる。かかる事態は、他の2者に必要かつ十分な見積作成期間が与えられていないことも影響していると考えられる。

【意見】

見積合わせを実施する際、見積指名通知を交付して見積合わせ 実施までの見積作成期間の設定については、参考見積業者の見 積書作成期間との公平性に配慮しつつ、見積業者が競争性のあ る見積書を作成できる期間を考慮して、見積合わせを実施する のが望ましい。

イ 添付書類チェック表の確認印について

本契約資料ファイルの表紙裏に「添付書類チェック表(委託業務 50 万円以下)」を添付して、添付書類の添付漏れをチェックするようになっている。そのチェック欄にチェックが入っており、本契約について添付漏れは確認されなかったが、確認印欄への押印が漏れている。チェック漏れの二重チェックのため確認印も押すようにすべきである。

【意見】

添付書類チェック表への押印漏れがないように徹底されたい。

(6) 準用河川跡江川流域調査業務委託 (通し番号 97)

① 契約の概要

担当課	建設部土木課
契約の目的	準用河川跡江川流域について、流域外からの流入有
	無及び流域内の土地開発状況を確認し、それによる
	当該流域への影響の有無を確認する。
執行伺書起案日	令和 5 年 2 月 10 日
予定価格(設計金額)	496,100円(なお、契約の相手方が参考見積書とし
	て令和 5 年 2 月 10 日付け見積書 496,100 円を提出
	している。)
当初契約額(最終額)	496,100 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項第1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書あり。見積業者は3者で、いずれも「経
無、見積業者数、業	験・実績が豊富で直ちに対応できる。」として選定。
者選定の理由等	最安値の業者に決定。なお、2/14 に指名通知・現場
	説明を実施し、2/17 に見積入札実施。
契約の相手方	株式会社ロードリバーコンサルタント
契約日(変更契約日)	令和5年2月17日(委託請書)
始期、終期、完了検	始期: 令和5年2月20日
查日	終期:同年3月17日
	検査日:同年3月15日
請求日、代金支払日	請求日:令和5年3月16日
	代金支払日:令和5年3年29日(ただし予定日)

② 監査結果

ア 添付書類チェック表について 前記宮崎西地区交流センター空調設備用電気工事(通し番号33) ②ウに述べたとおりである。

【意見】

添付書類の添付漏れがないようにチェックするため、添付書類 チェック表などのチェックリストをできる限り利用するように 推奨されたい。

(7) 令和4年度道路橋定期点検業務委託(通し番号98)

① 契約の概要

担当課	建設部道路維持課
契約の目的	橋梁長寿命化修繕計画策定のため。
執行伺書起案日	令和 4 年 12 月 16 日
予定価格(設計金額)	497,200 円
当初契約額(最終額)	497,200 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号、7 号(市規則第
	133条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書有。1 者
無、見積業者数、業	通常価格の約7割の金額で業務委託が可能なため。
者選定の理由等	
契約の相手方	株式会社国土開発コンサルタント
契約日(変更契約日)	令和 5 年 1 月 5 日
始期、終期、完了検	始期:令和5年1月6日
查日	終期: 令和5年3月17日
	完了届: 令和5年3月16日
代金支払日	不明

② 監査結果

指摘及び意見はない。

(8) 番所橋橋梁修繕修正設計業務委託 (通し番号 99)

担当課	建設部道路維持課
契約の目的	橋梁長寿命化修繕のため。

執行伺書起案日	令和 5 年 1 月 11 日
予定価格(設計金額)	495,000 円
当初契約額 (最終額)	495,000 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号、7 号(市規則第
	133条)
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書有。見積業1者
見積業者数、業者選定	50万円以下であり、時価に比して著しく有利であ
の理由等	るから。
契約の相手方	株式会社九州測地コンサルタント
契約日 (変更契約日)	令和5年1月13日
始期、終期、完了検査	始期: 令和5年1月16日
日	終期:令和5年3月17日
	完了届:令和5年3月17日
請求日、代金支払日	不明

指摘及び意見はない。

(9) 加江田地区里道排水調査業務委託 (通し番号 100)

担当課	建設部道路維持課
契約の目的	加江田地区浸水対策検討のため。
執行伺書起案日	令和 5 年 1 月 24 日
予定価格(設計金額)	498,300 円
当初契約額(最終額)	495,000 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有無、	あり
見積業者数、業者選定	3 者
の理由等	見積り最低額
契約の相手方	株式会社白浜測量設計

契約日 (変更契約日)	令和 5 年 2 月 1 日
始期、終期、完了検査	始期:令和5年2月1日
日	終期: 令和5年3月31日
	完了届: 令和 5 年 3 月 30 日
請求日、代金支払日	不明

指摘及び意見はない。

- (10) 令和4年フェニックス自然動物園マッドマウス設計業務委託(通 し番号101)
 - ① 契約の概要

担当課	公園緑地課
契約の目的	マッドマウス設計
執行伺起案日	令和 4 年 6 月 22 日
予定価格(設計金額)	481,800 円
当初契約額(最終額)	481,800 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書有り
見積業者数、業者選定	見積業者数3者
の理由等	前回業者で現場や業務内容に精通している。経験・
	実績が豊富で直ちに対応できる。最も少額であっ
	た。
契約の相手方	株式会社塩谷設計
契約日 (変更契約日)	令和 4 年 6 月 29 日
始期、終期、完了検査	始期:令和 4 年 6 月 30 日
日	終期:令和4年8月30日まで
	完了日:令和 4 年 8 月 30 日
請求書、代金支払日	請求日:請求書なし
	代金支払日:確認できない

ア 添付書類チェック表について

本契約資料ファイルの表紙裏に「添付書類チェック表 (委託業務 50 万円以下)」を添付して、添付書類の添付漏れをチェックしているが、請求書及び支払命令者にチェックがあるが当該書類の保存がない。

【意見】

添付書類チェック表へチェックがある書類の確認をすべきである。

イ 参考見積算定根拠について

実施設計書作成の予定価格が選定業者からの見積を基に作成されているが、そもそもその見積自体に内容が不明の諸経費135,300円(消費税抜き)の金額が見積全体481,800円(消費税抜き)の25%を超える金額を占めている。この見積書では随意契約の上限50万円に調整するために諸経費を計上している可能性を否定できない。

【意見】

参考見積金額のうちに諸経費等の内容不明の金額がある場合は、その内容を精査したうえで予定価格を算定すべきである。

(11) フェニックス自然動物園メリーゴーランド等設計業務委託(通し番号 102)

担当課	都市整備部公園緑地課
契約の目的	フェニックス自然動物園メリーゴーランドの改修
	工事の実施設計
執行伺書起案日	令和 4 年 6 月 22 日
予定価格(設計金額)	495,000 円
当初契約額(最終額)	495,000 円

随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書の有無:有り 見積業者数3者
無、見積業者数、業	業者選定の理由:前回業者で現場や業務内容に精通
者選定の理由等	している。経験・実績が豊富で直ちに対応できる。
契約の相手方	株式会社塩谷設計
契約日(変更契約日)	令和 4 年 6 月 29 日
始期、終期、完了届	始期: 令和 4 年 6 月 30 日
日	終期: 令和 4 年 8 月 30 日
	完了届日:令和4年8月30日
代金支払日、代金支	請求日:不明
払日	代金支払日:不明

ア 請求書及び支出命令書について

前期宮崎市青島地域センター庇設置工事設計業務委託(通し番号 92) に述べたとおりである。

【意見】

契約事務の一件記録の中に、請求書及び支出命令書の写しを綴じて保管すべきである。

イ 委託請書について

指摘及び意見はない。

ただし、委託請書をもって契約書に代えることに問題がないか については検討を要する。

市規則 102 条は、契約を締結するときは原則として契約書を作成する旨規定し、市規則 103 条は、例外的に契約書の作成を省略し、請書をもって契約書に代えることができる場合について規定している。

本件における委託請書をもって契約書に代える運用は、市規則に反してはいない。

しかし、契約書を作成しないことによって契約内容が明確でないことを原因とする契約当事者間のトラブルはもちろんのこと、

委託料の支払い、損害賠償請求等において様々な法的リスク、訴訟リスクを負うおそれがある。

したがって、できる限り委託請書をもって契約書に代える運用 は控え、委託請書をもって契約書に代える運用を行う場合でも委 託請書の後に具体的な契約事項の記載された書面を綴る等法的 リスク、訴訟リスクを負わないよう運用することが望ましい。

(12) 宮崎駅東通線(3工区)修正設計業務委託(但し箱型函渠工)(通 し番号 103)

① 契約の概要

担当課	都市整備部市街地整備課(契約課執行)
契約の目的	道路詳細設計において修正設計をする必要が生じ
	たため
執行伺書起案日	令和 4 年 8 月 4 日
予定価格(設計金額)	3,847,800 円
当初契約額(最終額)	3,847,800 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項第7号
見積合せ調書の有無、	随意契約理由書有。見積業者1者
見積業者数、業者選定	従前の設計業務を受託した業者であり、現場の状
の理由等	況を把握しており、有利な価格で契約を締結でき
	るため。
契約の相手方	フェニックスコンサルタント株式会社
契約日 (変更契約日)	令和 4 年 10 月 5 日
始期、終期、完了検査	始期:令和4年10月6日
日	終期:令和5年5月31日
	検査日:令和5年6月6日
請求日、代金支払日	請求日:令和5年6月20日
	代金支払日:令和5年7月3日(ただし予定日)

② 監査結果

ア 随契理由書について

本件は平成 28 年に行った道路詳細設計業務について、再検討を行ったところ修正設計の必要が生じたことから、当時設計を受注した同一会社に、現場の状況を把握していることや有利な価格で契約を締結できることから随意契約を結んだものである。従前受注した会社が修正設計を行うにあたり、より安価に発注できることは当然である。むしろ、修正設計の必要が生じた理由が当該業者にあるのであれば、同社への発注は避け、新たに入札を行うべきものであった。随契理由書には、修正設計の必要性を生じた理由が何であったのかを記載すべきであったが、この点に関する記載はなかった。

【意見】

随契理由書には、修正設計の必要性が生じた事情まで記載され たい。

(13) 佐土原町管内路面性状調査業務委託(その4)(通し番号104)

担当課	佐土原総合支所 農林建設課
契約の目的	道路舗装打換のため。
執行伺書起案日	令和 4 年 11 月 7 日
予定価格(設計金額)	495,000 円
当初契約額(最終額)	495,000 円
随意契約の理由	自治令第 167 条の 2 第 1 項 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書有。見積業者3者
無、見積業者数、業	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。
者選定の理由等	見積り最低額
契約の相手方	ニチレキ株式会社九州支店
契約日(変更契約日)	令和 4 年 11 月 11 日

始期、終期、完了検	始期: 令和 4 年 11 月 14 日
查日	終期: 令和5年2月17日
	完了届:令和5年2月17日
請求日、代金支払日	請求日:令和5年3月6日
	支払日:令和5年3月17日(ただし予定日)

指摘及び意見はない。ただし、以下の点を付言する。

本業務委託及び佐土原町管内路面構造調査業務委託(その4)(通 し番号105)は、同一期間内に、同一箇所の調査を行うものである。 性状調査と構造調査は調査内容に違いはあるものの、同じ測量技師 等が実施しうるものであり、調査方法も測量機器を積んだ自動車を 走らせることによって行うものである。二つを合わせて1件とする ことが可能であったと思われる。

(14) 佐土原町管内路面構造調査業務委託 (その4) (通し番号105)

担当課	佐土原総合支所 農林建設課
契約の目的	道路舗装打換のため。
執行伺書起案日	令和 4 年 11 月 7 日
予定価格(設計金額)	495,000 円
当初契約額(最終額)	495,000 円
随意契約の理由	自治令第 167 条の 2 第 1 項 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書有。見積業者3者
無、見積業者数、業	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。
者選定の理由等	見積り最低額
契約の相手方	ニチレキ株式会社九州支店
契約日(変更契約日)	令和 4 年 11 月 11 日
始期、終期、完了検	始期: 令和 4 年 11 月 14 日
查日	終期;令和5年2月17日

	完了届:令和5年2月17日
請求日、代金支払日	請求日:令和5年3月6日
	支払日:令和5年3月17日(ただし予定日)

指摘及び意見はない。ただし、前記佐土原町管内路面性状調査業務委託(その4)(通し番号104)②に述べたとおりである。

(15) 令和 4 年度さぎせ原 2 期地区地帯総合整備事業農地等状況把握調 査業務委託 (通し番号 106)

担当課	田野総合支所 農林建設課(契約課執行)
契約の目的	県営畑地帯総合整備事業の採択申請資料や事業同
	意徴集の基礎資料となる土地情報の調査、とりま
	とめ、換地手法毎の土地調書作成を行う。
執行伺書起案日	令和 4 年 8 月 18 日
予定価格(設計金額)	3,646,500 円
当初契約額(最終額)	3,520,000 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 2 号
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書:無し 見積業者数:1 者
見積業者数、業者選定	業者選定の理由:宮崎県土地改良事業団体連合会
の理由等	は、これまで実施してきている県及び県内市町村
	の県営事業等土地改良事業の換地を伴う調査計画
	業務全てを受託しているため、事業内容を熟知し、
	他調査計画業務との整合性を持たせられることか
	ら、宮崎県土地改良事業団体連合会以外の団体が
	受諾することは困難である。
契約の相手方	宮崎県土地改良事業団体連合会
契約日 (変更契約日)	令和 4 年 10 月 11 日

始期、終期、完了検査	始期: 令和 4 年 10 月 11 日
日	終期: 令和5年3月22日
	検査日:令和5年3月28日
請求日、代金支払日	不明

ア 請求書及び支出命令書について

前期宮崎市青島地域センター庇設置工事設計業務委託(通し番号 92)に述べたとおりである。

【意見】

契約事務の一件記録の中に、請求書及び支出命令書の写しを綴じて保管すべきである。

(16) 粟野地区排水溝改修設計業務委託 (通し番号 107)

担当課	高岡総合支所 農林建設課
契約の目的	市道三月田1号線の里道において近隣住民より大
	雨時に暗渠排水で処理しきれず臨地の畑や里道ま
	で水が上がってくるとの相談を受け調査等を行っ
	た結果、排水溝を改修することとし、その設計を委
	託する。
執行伺書起案日	令和4年7月5日
予定価格(設計金額)	493,900 円
当初契約額(最終額)	489,500 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書なし(令和4年度庶務研上、省略可)。
無、見積業者数、業	ただし、見積業者は3者で、最安値の業者に決定。
者選定の理由等	なお、3者とも委託見積書の日付が令和4年7月8
	日となっている。
契約の相手方	有限会社宮崎エンジニアリング

契約日(変更契約日)	令和 4 年 7 月 13 日 (委託請書)
始期、終期、完了検	始期:令和4年7月13日
查日	終期: 令和 4 年 9 月 30 日
	業務完了日:令和4年9月30日(検査調書は50万
	円以下のため省略可。)
請求日、代金支払日	請求日:令和4年9月30日
	代金支払日:令和4年10月14日(ただし予定日)

ア 添付書類チェック表について 前記宮崎西地区交流センター空調設備用電気工事(通し番号33) ②ウに述べたとおりである。

【意見】

添付書類の添付漏れがないようにチェックするため、添付書類 チェック表などのチェックリストをできる限り利用するように 推奨されたい。

(17) 三月田1号線用地測量業務委託(通し番号108)

担当課	高岡総合支所 農林建設課
契約の目的	前出の粟野地区排水溝改修設計業務委託(通し番号
	107)を実行するにあたり、排水溝が一部私有地に
	かかるため排水溝の用地として隣地の一部の寄付
	を受けるために必要な測量を行う。
執行伺書起案日	令和 4 年 11 月 24 日
予定価格(設計金額)	475,200 円
当初契約額(最終額)	399,300 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)

見積合せ調書の有	見積合せ調書なし(令和4年度庶務研上、省略可)。
無、見積業者数、業	ただし、見積業者は3者で、最安値の業者に決定。
者選定の理由等	なお、3者とも委託見積書の日付が令和4年 11 月
	25 日となっている。
契約の相手方	有限会社宮崎エンジニアリング
契約日(変更契約日)	令和 4 年 11 月 25 日 (委託請書)
始期、終期、完了検	始期: 令和4年11月28日
查日	終期: 令和5年3月17日
	業務完了日:令和5年2月7日(検査調書は50万
	円以下のため省略可。)
請求日、代金支払日	請求日:令和5年2月9日
	代金支払日:令和5年2月22日(ただし予定日)

ア 契約の目的・対象等の明確化について

本件契約の対象場所は、前出の粟野地区排水溝改修設計業務委託(通し番号 107)と全く同じ場所であることが、同業務委託の契約資料を当外部監査人が調査したことで判明し、本件契約の目的を知ることができた(前記①契約の概要「契約の目的」欄を参照。)。

本件契約の執行伺の概要欄には「用地測量 N=0.05万㎡」としか記載されておらず、これだけでは本件契約の目的が何かが全く分からない。むしろ執行伺の場所欄をみると、本件契約では「宮崎市高岡町花見」とあるのに、上記業務委託では「宮崎市高岡町高浜」と記載されており、全く別の場所であるかのようにも見える。同一場所の設計委託業務で、同一業者が受注しているため、両業務委託はまとめて1つの契約とすると設計金額が50万円を超え、随意契約ではなく、一般競争入札で対応すべきこととなる。ただ、両契約の時期が約4か月異なること及び排水溝改修と用地測量では具体的委託内容が異なることから、不当な分割発注とまでは言い難い。

しかしながら、不当な分割発注の疑いが持たれぬよう執行何や 随契理由書の中で、契約の目的を具体的に記載し別々に委託発注 する必要性等を明示すべきである。

【指摘】

不当な分割発注の疑いが持たれぬように、透明性の見地より、執行何や随契理由書等の中で、契約の目的を具体的に記載し、各業務を分けて別々に委託発注する理由や必要性を明確にすべきである。

イ 添付資料チェックリストのチェック項目について

本件では、「添付書類チェック表(委託業務 50 万円以下)」という添付資料チェックリストが契約資料ファイルの表紙裏に添付されており、その点は評価できる。しかし、そのチェック項目の中に、「見積合せ調書」という項目が記載されていないため、このままだと 50 万円以下の業務委託において見積合せ調書は常に必要がないと担当者が誤解するおそれがある。そこで、チェック項目の中に「見積合せ調書(任意)」といった項目も入れるべきである。

【意見】

契約資料ファイルにチェックリストを添付している点は評価できるが、チェック項目の中に任意であるものの「見積合せ調書」も盛り込んだうえで、同調書もできる限り作成するようにする旨を記載されたい。

(18) 粟野中央1号線排水溝改修工事に伴う用地測量業務委託(通し番号 109)

担当課	高岡総合支所 農林建設課
契約の目的	宮崎市高岡町高浜における粟野中央1号線の排水溝
	改修工事に伴う用地測量を行う。

執行伺書起案日	令和4年9月5日
予定価格(設計金額)	473,000 円
当初契約額(最終額)	473,000 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書なし(令和4年度庶務研上、省略可)。
無、見積業者数、業	ただし、見積業者は3者で、最安値の業者に決定。
者選定の理由等	なお、3者とも委託見積書の日付が令和4年9月7
	日となっている。
契約の相手方	有限会社宮崎エンジニアリング
契約日(変更契約日)	令和 4 年 9 月 7 日 (委託請書)
始期、終期、完了検	始期:令和4年9月8日
查日	終期: 令和 4 年 10 月 31 日
	業務完了日:令和4年10月31日(検査調書は50
	万円以下のため省略可。)
請求日、代金支払日	請求日:令和4年11月8日
	代金支払日:令和4年11月22日(ただし予定日)

ア 添付資料チェックリストのチェック項目について

前記三月田1号線用地測量業務委託 (通し番号 108) ②イに述べたとおりである。

特に本件では、設計金額と全く同じ金額の見積書が1者から提出されているが、見積業者3者に対して委託内容をいつどのように説明したかなどが記録上は全く分からないため、談合の疑いを持たれる可能性もある。随意契約の透明性を確保するためにも見積合せ調書はできる限り作成すべきである。

【意見】

契約資料ファイルにチェックリストを添付している点は評価で きるが、チェック項目の中に任意であるものの「見積合せ調書」 も盛り込んだうえで、同調書もできる限り作成するようにする 旨を記載されたい。

(19) 役場中山線修正設計業務委託 (通し番号 110)

① 契約の概要

担当課	高岡総合支所 農林建設課
契約の目的	市道である役場中山線の道路整備にあたって、現設
	計のアンカー補強土壁工では経済性、工期、安全性等
	に問題があるため、修正案である張出歩道工で工事
	する場合の設計委託を行う。
執行伺書起案日	令和 4 年 12 月 20 日
予定価格(設計金額)	480,700 円
当初契約額(最終額)	473,000 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書なし(令和4年度庶務研上、省略可)。
無、見積業者数、業	ただし、見積業者は3者で、最安値の業者に決定。な
者選定の理由等	お、3者とも委託見積書の日付が令和4年 12月 21
	日となっている。
契約の相手方	株式会社日興コンサルタント
契約日(変更契約日)	令和 4 年 12 月 22 日 (委託請書)
始期、終期、完了検	始期: 令和4年12月23日
查日	終期: 令和5年3月24日
	業務完了日:令和5年3月24日(検査調書は50万
	円以下のため省略可。)
請求日、代金支払日	請求日:令和5年3月29日
	代金支払日:令和5年4月12日(ただし予定日)

② 監査結果

ア 添付資料チェックリストのチェック項目について

前記三月田 1 号線用地測量業務委託 (通し番号 108) ②イに述べたとおりである。

また本件では、せっかくチェックリストがあるのに、チェック 欄のチェックが途中までしかなく、確認印欄への押印もなく、中 途半端なチェック状況となってしまっている。

【意見】

契約資料ファイルにチェックリストを添付している点は評価できるが、チェック項目の中に任意であるものの「見積合せ調書」も盛り込んだうえで、同調書もできる限り作成するようにする旨を記載されたい。また、チェック項目のチェック及び確認印の実施も適切に行ってほしい。

(20) 宮崎市立宮崎南小学校プレハブ校舎増築基本設計業務委託(通し番号 111)

担当課	教育委員会学校施設課
契約の目的	宮崎南小学校プレハブ校舎増築基本設計
執行伺起案日	令和5年1月17日
予定価格(設計金額)	498,740 円
当初契約額 (最終額)	495,000 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書有り 見積業者数3者
見積業者数、業者選定	前回業者で現場や業務内容に精通している。経験・
の理由等	実績が豊富で直ちに対応できる。最も少額であっ
	た。
契約の相手方	有限会社石川設計監理
契約日 (変更契約日)	令和 5 年 1 月 20 日
始期、終期、完了検査	始期:令和 5 年 1 月 23 日
日	終期:令和5年3月31日まで

	完了日:令和5年3月31日
請求日、代金支払日	請求日:請求書なし
	代金支払日:令和5年5月8日(ただし予定日)

ア 請求書の添付について

前記宮崎市青島地域センター庇設置工事設計業務委託(通し番号 92) ②イに述べたとおりである。

【意見】

契約事務の一件記録の中に、請求書及び支出命令書の写しを綴じて保管すべきである。

イ 執行伺から見積提出日までの期間設定について

指摘及び意見ではないが、本件委託契約は、執行伺起案日1月17日、業者見積提出日1月18日及び契約締結日1月20日となっており、極めて短期間で執行伺から契約締結までがなされている。このような短期間で業者が適正な見積を行えるか疑問があるため執行伺から見積提出日までの期間設定を検証すべきである。

(21) 宮崎市立那珂小学校校庭道路整備測量設計業務委託(通し番号 112)

担当課	教育委員会学校施設課
契約の目的	那珂小学校校庭道路整備
執行伺起案日	令和5年3月2日
予定価格(設計金額)	496,100 円
当初契約額(最終額)	496,100 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書有り 見積業者数3者
見積業者数、業者選定	
の理由等	

	前回業者で現場や業務内容に精通している。経験・
	実績が豊富で直ちに対応できる。最も少額であっ
	<i>t</i> c。
契約の相手方	株式会社ジオセンターエム
契約日(変更契約日)	令和5年3月3日
始期、終期、完了検査	始期:令和5年3月6日
日	終期:令和5年8月31日まで
	完了日:令和5年5月31日
請求日、代金支払日	請求日:請求書なし 代金支払日:令和5年4月
	24 日(ただし予定日)

ア 執行伺から見積提出日までの期間設定について

指摘及び意見ではないが、本件委託契約は、執行伺起案日3月2日、業者見積提出日及び契約締結日が同日の3月3日となっており、極めて短期間で執行伺から契約締結までがなされている。このような短期間で業者が適正な見積を行えるか疑問があるため執行伺から見積提出日までの期間設定を検証すべきである。

(22) 宮崎市佐土原小学校外 3 校空調設備改修工事基本方針策定業務委 託(通し番号 113)

担当課	教育委員会学校施設課
契約の目的	佐土原小学校、那珂小学校、広瀬小学校、広瀬北
	小学校の空調設備改修工事における基本方針策
	定業務
執行伺起案日	令和 4 年 11 月 25 日
予定価格(設計金額)	497, 561 円
当初契約額(最終額)	495, 000 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項1号(市規則第133条)

見積合せ調書の有	見積合せ調書有り
無、見積業者数、業者	見積業者数3者
選定の理由等	最も少額であった。
契約の相手方	有限会社新城設計企画室
契約日(変更契約日)	令和 4 年 12 月 2 日
始期、終期、完了検査	始期: 令和4年12月5日
日	終期:令和5年8月24日まで
	完了日:令和5年3月20日
請求日、代金支払日	請求日:請求書なし
	代金支払日:確認できる書類がない

ア 予定価格について

本件方針策定については、佐土原小学校をはじめとして合計 4校の方針策定となっているが、次の宮崎市佐土原中学校外 2校空調設備改修工事基本方針策定業務委託(通し番号 114)と種類を同じくするものと推察される。参考見積にもすべてを合わせた990,000円の資料があることから、少額随意契約のために分割しているにすぎないとの疑いがある。

【指摘】

場所、時期及び種類を大体において同じくするもので、当然予定される契約は1件として契約することとして、適正な予定価格を設定されたい。

イ 請求書の添付について

前記宮崎市青島地域センター庇設置工事設計業務委託(通し番号 92) ②イに述べたとおりである。

【意見】

契約事務の一件記録の中に、請求書及び支出命令書の写しを綴じて保管すべきである。

(23) 宮崎市佐土原中学校外 2 校空調設備改修工事基本方針策定業務委 託(通し番号 114)

① 契約の概要

担当課	教育委員会学校施設課
契約の目的	佐土原中学校、広瀬中学校、久峰中学校の空調設
	備改修工事における基本方針策定業務
執行伺起案日	令和 4 年 11 月 25 日
予定価格(設計金額)	497,561 円
当初契約額(最終額)	495,000 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書有り
見積業者数、業者選定	見積業者数 3 者
の理由等	最も少額であった。
契約の相手方	有限会社新城設計企画室
契約日 (変更契約日)	令和 4 年 12 月 2 日
始期、終期、完了検査	始期: 令和 4 年 12 月 5 日
日	終期:令和5年8月24日まで
	完了日: 令和 5 年 3 月 20 日
請求日、代金支払日	請求日:請求書なし
	代金支払日:確認できる書類がない

② 監査結果

ア 予定価格について

前記宮崎市佐土原小学校外 3 校空調設備改修工事基本方針策定 業務委託(通し番号 113) ①アに述べたとおりである。

【指摘】

場所、時期及び種類を大体において同じくするもので、当然予定される契約は1件として契約することとして、適正な予定価格を設定されたい。

イ 請求書の添付について

前記宮崎市青島地域センター庇設置工事設計業務委託(通し番号 92) ②イに述べたとおりである。

【意見】

契約事務の一件記録の中に、請求書及び支出命令書の写しを綴じて保管すべきである。

(24) 穆佐城跡排水対策検討業務委託 (通し番号 115)

① 契約の概要

担当課	教育委員会文化財課
契約の目的	国指定史跡である穆佐城内の排水問題における対
	策案を検討すること。
執行伺書起案日	令和 5 年 1 月 31 日
予定価格(設計金額)	499,400円(なお、3者より参考見積書を徴求し、
	その3者による見積合わせが実施されている。)
当初契約額(最終額)	498,300 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項第1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書に準ずる随意契約締結伺書あり。見積
無、見積業者数、業	業者は3者で、いずれも「経験・実績が豊富で直ち
者選定の理由等	に対応できる。」として選定。最安値の業者に決定。
	なお、3者とも委託見積書の日付が令和5年2月1
	日となっている。
契約の相手方	株式会社測進開発
契約日(変更契約日)	令和5年2月1日(委託請書)
始期、終期、完了検	始期:令和5年2月6日
查日	終期:同年3月17日
	検査日:同年3月17日
請求日、代金支払日	請求日: 令和5年3月22日
	代金支払日:令和5年4月5日(ただし予定日)
E/ /. I. E	

② 監査結果

ア 見積書の日付について

市規則第 103 条により見積書の提出が義務付けられ、市規則様式第 58 号の 2 において日付の記載が必要的記載事項とされている。また、契約事務の手続経緯を明確にするためにも、見積書には日付が必要である。

しかし、本契約における見積合わせに参加した業者3者のうち2者の見積書に作成年月日が付されていない。見積業者から提出される見積書には必ず作成日付を明記するように業者に指導すべきである。

【指摘】

市規則上、また、契約事務の手続経緯を明確化するため、業者提出の見積書には日付を必ず明記するよう業者に指導すべきである。

(25) 宮崎市消防局・北消防署新庁舎基本・実施設計業務委託(通し番号 116)

担当課	消防局総務課(契約課執行)
	ただし、一部再委託は建設部建築住宅課が担当。
契約の目的	最大規模の降雨による洪水浸水想定区域内に位置
	し、老朽化や狭隘化も進んでいる消防局・北消防
	署庁舎の課題を解決し、本市の防災拠点として今
	後も消防機能を発揮するために、新消防庁舎の移
	転整備を行う(消防局・北消防署新庁舎
	整備事業)。同実施ための基本・実施設計等業務委
	託。
執行伺書起案日	令和 4 年 8 月 18 日
予定価格(設計金額)	229,972,582 円 (設計金額)
当初契約額 (最終額)	229,900,000円(前払金、部分払1回あり)

随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 2 号
	公募型プロポーザルを採用。
見積合せ調書の有無、	プロポーザルに4共同事業体から技術提案があ
見積業者数、業者選定	り、選定委員会による評価の結果、最も評価が高
の理由等	かった共同事業体を選定した。
契約の相手方	久米・岩切特定委託業務共同事業体
	(事業体代表者;株式会社久米設計九州支社、同
	構成員:株式会社岩切設計)
	ただし、一部再委託あり
	①地盤調査業務(693万円税抜):富士工業株式会
	社
	②造成外構設計(340万円税抜):株式会社エイワ
	設計
	なお、契約の相手方と一部再委託先との間におけ
	る契約書写し等は綴じられていない。
契約日 (変更契約日)	令和 4 年 9 月 16 日
始期、終期、完了検査	始期: 令和4年9月20日
日	終期: 令和5年12月28日
	令和4年度業務分の完了検査日:令和5年3月3
	0 日
請求日、代金支払日	業務委託料前金(14,987,400円)請求日:令和4
	年10月4日(保証証書あり)
	代金支払日:令和4年10月17日(ただし予定日)
	令和 4 年度部分払(29,974,600円)請求日:令和
	5年4月17日
	代金支払日:令和5年4月28日(ただし予定日)
	令和 5 年度の(53,982,600 円)払請求日:令和 5
	年5月15日(保証証書あり)
	代金支払日:令和5年5月26日(ただし予定日)

ア 一部再委託について

本件では、契約の相手方が地盤調査業務及び造成外構設計について一部再委託することとなり、市に対して一部再委託承諾を申請し、市はこれを承諾している(一部再委託承諾に係る担当課は、消防局総務課ではなく、建設部建築住宅課となる。)。

上記一部再委託は、本件契約の中の宮崎市業務委託契約約款第 9条で禁止される一括再委託等には該当しないとして、市は一部 再委託を承諾している。しかし、記録上、一部再委託の内容や再 委託代金の妥当性等について検討された形跡はない。

確かに、再委託の具体的な内容や再委託代金額の妥当性は契約の相手方において判断されるものであり、一部再委託先の業者で生じた問題については、契約の相手方が一次的責任を負うべきものであることから、そのような妥当性の検討は不要とも思われる。

しかし、一部再委託先の業者において、個人情報漏洩等の問題 が発生した場合、市は委託先に対する管理責任問題が生じうる。

この点、本件契約中の個人情報取扱特記事項第 10 条 (再委託の禁止)においても、「受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務における個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。」と定め、発注者である市が受注者による委託 (再委託)を承諾する以上は、受注者が再委託先に対して適正な個人情報取扱の確保措置を取らせていることを発注者である市が確認すべきである。

とすれば、市は受注者(契約の相手方)が再委託先との間でどのような契約書を取り交わしたのか、とりわけ個人情報保護に関する規定等が定められ、受注者が再委託先に対して適正な個人情報取扱確保の措置を取っているか否かを確認すべきである。

また、再委託先に反社会的勢力が関与していないかどうか、も し関与していた場合に契約解除等ができる暴力団排除条項を定 めているかなどに関する妥当性も市は確認したうえで一部再委 託を承諾すべきである。

【指摘】

一部再委託先を承諾するにあたっては、契約の相手方と再委託 先との間で締結される契約書等の内容を確認し、個人情報取扱 規程や暴力団排除条項等が定められているかどうかなどの妥当 性を検討したうえで再委託承諾の可否を判断すべきである。

- 4 設計委託契約に対する個別監査実施について(小括)
 - (1) 指摘及び意見等の概況
 - ① 個別監査を実施した設計委託契約の件数 25 件
 - ② 指摘 5 件、意見 21 件
 - ③ 指摘項目について

指摘数は5件であり、指摘項目としては、契約の目的・対象等の明確化(通し番号108)、予定価格(通し番号113,114)、見積書の日付(通し番号115)及び一部再委託(通し番号116)であった。

④ 意見項目について

21 件の意見のうち、契約の目的・必要性、事業目的の不明確さや 随契理由に関するものがみられた(通し番号 92,95,103)。また、予 定価格(設計金額)の設定の仕方(通し番号 94)、契約の相手方の選 定(通し番号 95)及び見積合わせの実施方法(通し番号 96)といっ た契約の手続面に関する意見もあった。そのほか、他の契約にも共通 して見られた支払関係(通し番号 92,102,103,111,113,114)や添付 書類のチェック表(通し番号 93,96,97,101,107~110)に関する意見 も多くあった。

- (2) 設計委託契約に関する小括意見(所感)
 - ① 設計委託契約の重点的監査対象として、予定価格が少額随契の上限 50 万円に近い契約を選定したところ、工事契約に多くみられた分割発注の疑いは比較的少なかったが、見積書の内訳を「~一式」等として見積金額を調整することにより少額随契の上限を超えないようにしているのではないかという印象を受けるものが多かった。

- ② 監査対象とした 25 件中 19 件において見積合わせが実施されているが、そのうち 10 件が予定価格と同額で契約締結がなされている。また、見積合わせにより減額されても減額幅が数千円しかないものがほとんどであり、見積合わせによって契約額が予定価格からほとんど下がっていないといえる。このことから見積合わせの方法が形骸化し競争性が失われている可能性がある。
- ③ 設計委託という専門性が大きく関与する性質上、同一業者と再度 随意契約をすることが多い印象があったが、それを繰り返すと門戸 が狭まり、競争性が失われるため、業者の選定にあたっては安易に 同一業者を繰り返し選定しない工夫が必要である。

第3 物品購入契約

- 1 重点的監査対象の選定について
 - (1) 令和 4 年度物品購入契約のうち随意契約の件数は、全 29,747 件であった。そのうち予定価格 80 万円超(契約課執行・2 号以下随契)は 19 件であり、予定価格 10 万円超~80 万円以下(契約課執行・1 号の少額随契)は 730 件、予定価格 10 万円以下(担当課執行・1 号の少額 随契)は 28,998 件であった。
 - (2) 執行伺額が予定価格とされているが、10万円超~80万円以下(契約 課執行)の物品購入契約では見積合わせ等の結果、契約額が減額されている件数が比較的多いと思われた。そこで、10万円超~80万円以下の物品購入契約について、予定価格(執行伺額)と契約額について契約件数の分布を調べたところ、次のとおりであった。
 - 10万円超~80万円以下の予定価格(執行伺額)の契約件数の分布

予定価格 (執行伺額)	契約件数
10万円超~20万円未満	250
20~30万円	170
30~40 万円	101
40~50万円	81

50~60 万円	55
60~70万円	40
70~80 万円	33
10~80 万円	730

10万円超~80万円以下の契約額の契約件数の分布

契約額	契約件数
10万円超、20万円以下	254
20~30万円	155
30~40万円	105
40~50万円	78
50~60万円	53
60~70万円	24
70~80万円	20
10~80 万円	706

以上の調査結果から、予定価格(執行伺額)70~80万円の価格帯にあった33件が、見積合わせの結果、契約額70~80万円の価格帯件数が20件に減少していることに現れているように、全ての価格帯において見積合わせにより契約額が予定価格(執行伺額)より下がっていることが分かった。従って、10万円超(契約課執行)の物品購入契約については、見積合わせにより競争性が確保されていることが推認される。

(3) 以上より、物品購入契約の監査対象としては、物品名から価格競争性があると思われる契約、物品名から契約対象物が明らかでない契約(例えば「謝礼」等。)、予定価格(執行伺額)と契約額が全く同じ金額(落札率 100%)である契約等を選定した。

2 監査の視点

物品購入契約については主に次の視点をもって監査に当った。

- ①契約目的に沿った契約内容となっているか
- ②予定価格(設計金額)は適正か、分割発注のおそれはないか

- ③随意契約の理由は適正か(より低価の同等品の有無)
- ④見積合せ調書の作成は任意だが、作成すべき場合ではないか
- ⑤原則2者以上の見積がなされているか(物品契約では二社以上)
- ⑥業者選定の理由は適正か
- ⑦物品納入の時期・内容は適正か
- ⑧代金支払いの遅れはないか
- ⑨その他に法令違反はないか
- ⑩その他に令和4年度庶務研(物品等)の手続違反はないか
- ⑪何らかの問題が発見された場合、適切にフィードバックされているか

3 監査対象契約の検討

(1) 物品名「備蓄品倉庫棚購入(令和4年度)」(通し番号117)

① 契約の概要

担当課	危機管理部地域安全課 (契約課執行)
契約の目的	宮崎市立小松台小学校体育館備蓄品倉庫棚の購入
執行伺書起案日	令和 4 年 12 月 12 日
予定価格(設計金額)	701,800 円
当初契約額(最終額)	701,800 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項第1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書に準ずる入札・開札調書有り
無、見積業者数、業	見積業者数:5者
者選定の理由等	業者選定の理由:最安値の業者を選定
契約の相手方	有限会社みうら商店
契約日(変更契約日)	令和 5 年 1 月 18 日
物品納品日、納品書	令和 5 年 3 月 2 日
等の有無	納品書:あり
請求日、代金支払日	請求日:令和5年3月3日
	代金支払日:令和5年3月17日(ただし予定日)

② 監査結果

ア 参考見積受付日について

令和4年度庶務研(物品等)1頁には、「※参考見積受付日(原則として、執行伺起案日から1ヶ月程度前までの見積書を使用すること)を記入してください。古い見積りを使用し、製造終了した製品を発注するトラブルが多数発生しております。」と記載されている。

本契約については参考見積書を2通取得しているところ、いず れの参考見積書にも参考見積受付日が記載されていない。

【指摘】

令和 4 年度庶務研(物品等)に基づき、参考見積書には参考見積 受付日が記載されるべきである。

イ 代金支払いについて

本契約における代金支払いに関する書類として、請求書、支出命令書が確認できる。

しかし、上記支出命令書に代金支払予定日が記載されるのみであって、その他代金支払いや代金支払日等が記載された書面が記録上確認できないことから、代金支払いの事実の有無、支払遅延の有無、遅延損害金発生の有無等を確認することができない。

ヒアリングの結果、請求書及び支出命令書の原本は会計課に提出されとのことであった。会計課においては支払遅延等の確認がなされていると考えられる。

しかしながら、支払遅延防止法第6条第1項により相手方から 適法な請求を受けた日から工事以外の給付については30日以内 に支払いをしなければならないことから、支払遅延等は厳格に確 認されるべきものである。

会計課のみならず担当課においても支払遅延等を確認すべく、 代金支払いの事実、代金支払日、支払遅延の有無等を確認できる 書類の写しを契約資料として記録に残すべきである。

【意見】

会計課のみならず担当課においても支払遅延等を確認すべく代金支払いの事実、代金支払日、支払遅延の有無等を確認できる書類の写しを契約資料として記録に残すべきである。

(2) 物品名「宮崎市交通指導員貸与品(令和4年12月新規委嘱者1人分)」(通し番号118)

① 契約の概要

担当課	危機管理部地域安全課 (契約課執行)
契約の目的	市長が宮崎市交通指導員設置要綱第3条に基づき
	令和4年12月に委嘱した交通指導員1人につき、
	同要綱第13条所定の貸与品1人分を購入する。
執行伺書起案日	令和 4 年 11 月 11 日
予定価格(設計金額)	216,293 円
当初契約額(最終額)	210,881 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有	令和4年12月15日に入札実施し、2者入札(見積
無、見積業者数、業	合わせ)の結果、最低額の入札者が落札した。
者選定の理由等	
契約の相手方	株式会社宮崎山形屋
契約日(変更契約日)	令和 4 年 12 月 15 日 (落札日)
物品納品日、納品書	令和5年3月30日(当初納期限は同月17日であ
等の有無	ったが、縫製工場の縮小等の影響による生地生産の
	遅延により納期限を変更。変更協議による承諾あ
	9。)
	納品書:あり
請求日、代金支払日	請求日:令和5年3月30日
	代金支払日:令和5年4月12日(ただし予定日)

② 監査結果

指摘及び意見はない。

(3) 物品名「口蹄疫対策を目的とした消毒剤」(通し番号 119)

① 契約の概要

担当課	農政部農業振興課 (契約課執行)
契約の目的	口蹄疫対策を目的とした消毒剤を配布するため。
執行伺書起案日	令和 4 年 4 月 11 日
予定価格(設計金額)	2,190,078 円
当初契約額 (最終額)	2,190,078 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 2 号
見積合せ調書の有無、	入札・改札調書有。見積業者1者
見積業者数、業者選定	市内各所に消毒施設を有する事業所を配置してい
の理由等	る唯一の事業者であるため。
契約の相手方	宮崎中央農業協同組合
契約日(変更契約日)	令和 4 年 4 月 15 日
物品納品日、納品書等	令和 4 年 4 月 27 日
の有無	納品書:有
請求日、代金支払日	請求日:令和4年5月18日
	代金支払日:令和4年6月1日(ただし予定日)

② 監査結果

ア 物品購入に係る選定理由書について

令和4年度庶務研(物品等)2頁によると、契約の相手方が1者に限られる場合は、随意契約理由書と業者選定表案に加えて、「物品購入に係る選定理由書」が必要とされているが、本件では「物品購入に係る選定理由書」が添付されていない(ただし、令和5年度庶務研(物品等)2頁では「物品購入に係る選定理由書」は必須とされていない。)。

【指摘】

令和4年度庶務研(物品等)2頁に従って、物品購入に係る選定 理由書を作成、添付されたい。

イ 見積依頼・入札事務について

指摘及び意見ではないが、以下の点を付言する。

本件は、口蹄疫対策を目的とした消毒剤の購入にあたり、消毒 施設を持つ事業所を複数配置する契約相手に対し、競争入札に適 さないこと(自治令第167条の2第1項第2号)を理由に随意契 約を結んだものである。参考見積りを取った上で執行伺書が起案 され、決裁を受けたのち、更に相手方に見積書の提出を求め、入 札・改札調書が作成され、契約に至っている。競争に付すことが 適さないため随意契約となったものであるから、参考見積を取っ た後にさらに見積書の提出を求めることは、競争性の担保の観点 からも契約相手の選定という点でも意味はない。余計な行政事務 を増やすことでもあるし、契約相手にも二度手間を課すことにな っている。契約金額が予定価格に収まっているかを確認する意味 はあるが、参考見積徴取から契約締結までの期間を短縮したり、 業者に価格の変更がないかを問い合わせすることで代替可能で ある。効率化の観点から、見積依頼・入札事務は省略するか、参 考価格に変動はないか問い合わせるにとどめるのが、効率的であ る。

(4) 物品名「口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ対策を目的とした消毒 剤」(通し番号 120)

担当課	農政部農業振興課 (契約課執行)
契約の目的	口蹄疫、高病原性インフルエンザ対策のため。
執行伺書起案日	令和4年9月5日
予定価格(設計金額)	2,838,407 円
当初契約額(最終額)	2,838,407 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 2 号

見積合せ調書の有無、	入札・改札調書有。見積業者1者
見積業者数、業者選定	市内各所に消毒施設を有する事業所を配置してい
の理由等	る唯一の事業者であるため。
契約の相手方	宮崎中央農業協同組合
契約日 (変更契約日)	令和 4 年 9 月 15 日
物品納品日、納品書等	令和 4 年 10 月 24 日
の有無	納品書:有
請求日、代金支払日	請求日:令和4年11月7日
	代金支払日:令和4年11月21日(ただし予定日)

ア 物品購入に係る選定理由書について 前記物品名「口蹄疫対策を目的とした消毒剤」(通し番号 119) ②アに述べたとおりである。

【指摘】

物品購入に係る選定理由書を作成、添付されたい。

- イ 見積依頼・入札事務について 前記物品名「口蹄疫対策を目的とした消毒剤」(通し番号 119) ②イに述べたとおりである。
- (5) 物品名「境界確定用品(コノエネイル、境界プレート」(通し番号 121)

担当課	建設部用地管理課 (契約課執行)
契約の目的	境界確定用品の購入
執行伺書起案日	令和 4 年 4 月 28 日
予定価格(設計金額)	715,000 円
当初契約額(最終額)	650,000 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項第1号(市規則第133条)

見積合せ調書の有	見積合せ調書:無し 見積業者数3者
無、見積業者数、業	業者選定の理由:最安値の業者を選定
者選定の理由等	
契約の相手方	エスケイ測機
契約日(変更契約日)	令和 4 年 5 月 26 日
物品納品日、納品書	令和 4 年 6 月 14 日
等の有無	納品書:あり
請求日、代金支払日	請求日:令和4年6月14日
	代金支払日:令和4年6月27日(ただし予定日)

ア 参考見積受付日について

令和4年度庶務研(物品等)1頁には、「※参考見積受付日(原則として、執行伺起案日から1ヶ月程度前までの見積書を使用すること)を記入してください。古い見積りを使用し、製造終了した製品を発注するトラブルが多数発生しております。」と記載されている。

しかし、本契約の参考見積書には、参考見積受付日が記載されていない。

【指摘】

令和 4 年度庶務研(物品等)に基づき、参考見積書には参考見積 受付日が記載されるべきである。

イ 代金支払いについて

前記物品名「備蓄品倉庫棚購入(令和4年度)」(通し番号117) ②イに述べたとおりである。

【意見】

会計課のみならず担当課においても支払遅延等を確認すべく代金支払いの事実、代金支払日、支払遅延の有無等を確認できる書類の写しを契約資料として記録に残すべきである。

(6) 物品名「プラスチックコンテナ」(通し番号 122)

① 契約の概要

担当課	都市整備部市街地整備課(契約課執行)
契約の目的	宮崎市埋蔵文化財センター(生目の杜遊古館)で使
	用するプラスチック製のコンテナ(収納ボックス)
	70 個を購入する。
執行伺書起案日	令和 5 年 2 月 9 日
予定価格(設計金額)	155,540 円
当初契約額(最終額)	148,918 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有	令和5年3月1日に入札実施し、6者入札(見積合
無、見積業者数、業	わせ)の結果、最低額の入札者が落札した。
者選定の理由等	
契約の相手方	株式会社ハニー パオワールド
契約日(変更契約日)	令和5年3月1日(落札日)
物品納品日、納品書	令和5年3月7日
等の有無	納品書:あり
請求日、代金支払日	請求日:令和5年3月27日
	代金支払日:令和5年4月10日(ただし予定日)

② 監査結果

指摘及び意見はない。

(7) 物品名「投票用紙計数機」(通し番号 123)

担当課	選挙管理委員会選挙管理委員会事務局(契約課執
	行)
契約の目的	選挙事務における計数作業の効率化のため。
執行伺書起案日	令和 5 年 2 月 8 日
予定価格(設計金額)	704,000 円

当初契約額(最終額)	704,000 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書有。見積業者1者
無、見積業者数、業	従来順次購入している機器が同一メーカーであり、
者選定の理由等	選挙開票時に同メーカー職員が立ち会うことから、
	故障時に即座の対応が可能である。本製品の取り扱
	いは、同メーカーに限られる。
	「物品購入に係る選定理由書」あり。
契約の相手方	株式会社ムサシ
契約日(変更契約日)	令和 5 年 2 月 20 日
物品納品日、納品書	令和 5 年 3 月 24 日
等の有無	納品書:あり
請求日、代金支払日	請求日:令和5年4月3日
	代金支払日:令和5年4月17日(ただし予定日)

ア 参考見積受付日について

前記物品名「備蓄品倉庫棚購入 (令和 4 年度)」(通し番号 117) ②アに述べたとおりである。

【指摘】

令和4年度庶務研(物品等)に基づき、参考見積書には参考見積 受付日を記載されたい。

- (8) ポスター掲示場設置・投票立会人投票箱送致・地区別啓発推進員謝礼(2022004458)(件名同一の場合は契約番号を付す。以下同じ。)(通し番号 124)
 - ① 契約の概要

担当課	選挙管理委員会選挙管理委員会事務局(契約課執
	行)

契約の目的	ポスター掲示板設置・投票立会人投票箱送致・地区
	別啓発推進員謝礼
執行伺書起案日	令和 4 年 5 月 12 日
予定価格(設計金額)	567,820 円
当初契約額(最終額)	406,054 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項第1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書 有(入札・開札調書)
無、見積業者数、業	見積業者数 5者
者選定の理由等	見積の中での最低金額
契約の相手方	有限会社橋本商会
契約日(変更契約日)	令和 4 年 5 月 24 日
物品納品日、納品書	令和4年6月6日
等の有無	納品書:あり
請求日、代金支払日	請求日:令和4年6月6日
	代金支払日:確認できる資料がない。

指摘及び意見はない。

(9) ポスター掲示場設置・投票立会人投票箱送致・地区別啓発推進員謝礼(2022020687)(通し番号 125)

担当課	選挙管理委員会選挙管理委員会事務局(契約課執
	行)
契約の目的	ポスター掲示板設置・投票立会人投票箱送致・地区
	別啓発推進員謝礼
執行伺書起案日	令和 4 年 10 月 3 日
予定価格(設計金額)	591,140 円
当初契約額(最終額)	483,340 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項第1号(市規則第133条)

見積合せ調書の有	見積合せ調書 有(入札・開札調書)
無、見積業者数、業	見積業者数 5者
者選定の理由等	見積の中での最低金額
契約の相手方	株式会社ギフトショップまつざき
契約日(変更契約日)	令和 4 年 10 月 14 日
物品納品日、納品書	令和 4 年 11 月 14 日
等の有無	納品書:あり
請求日、代金支払日	請求日: 令和 4 年 11 月 14 日
	代金支払日:確認できる資料がない。

指摘及び意見はない。

(10) ポスター掲示場設置謝礼 (通し番号 126)

担当課	選挙管理委員会選挙管理委員会事務局(契約課執
	行)
契約の目的	ポスター掲示板設置謝礼
執行伺書起案日	令和 4 年 10 月 3 日
予定価格(設計金額)	244,200 円
当初契約額(最終額)	231,000 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書 無し(ただし入札(見積)書あり)
無、見積業者数、業	見積業者数 3 者
者選定の理由等	見積の中での最低金額
契約の相手方	株式会社ギフトショップまつざき
契約日(変更契約日)	令和 5 年 2 月 10 日(設計金額 30 万円以下のため
	請書の添付なし。)
物品納品日、納品書	令和5年3月3日
等の有無	納品書:あり

請求日、代金支払日	請求日:令和5年3月3日
	代金支払日:確認できる資料がない。

指摘及び意見はない。

(11) 投票立会人投票箱送致謝礼 (通し番号 127)

① 契約の概要

担当課	選挙管理委員会選挙管理事務局(契約課執行)
契約の目的	投票立会人投票箱送致謝礼
執行伺書起案日	令和 4 年 10 月 3 日
予定価格(設計金額)	433,840 円
当初契約額(最終額)	404,236 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書 無し(ただし入札(見積)書あり)
無、見積業者数、業	見積業者数 2者
者選定の理由等	見積の中での最低金額
契約の相手方	株式会社あじさいギフト
契約日(変更契約日)	令和 5 年 2 月 9 日
物品納品日、納品書	令和 5 年 3 月 13 日
等の有無	納品書:あり
請求日、代金支払日	請求日:令和5年3月13日
	代金支払日:確認できる資料がない。

② 監査結果

指摘及び意見はない。

(12) 地区別啓発推進員謝礼 (通し番号 128)

担当課	選挙管理委員会選挙管理委員会事務局(契約課執	
	行)	

契約の目的	地区別啓発推進員謝礼
執行伺書起案日	令和 5 年 1 月 24 日
予定価格(設計金額)	401,280 円
当初契約額(最終額)	376,464 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書 無し(ただし入札(見積)書あり)
無、見積業者数、業	見積業者数 3 者
者選定の理由等	見積の中での最低金額
契約の相手方	有限会社橋本商会
契約日(変更契約日)	令和 5 年 2 月 13 日
物品納品日、納品書	令和 5 年 3 月 1 日
等の有無	納品書:あり
請求日、代金支払日	請求日:令和5年3月1日
	代金支払日:確認できる資料がない。

指摘及び意見はない。

(13) 物品名「全自動洗濯機、衣類乾燥機外」(2022031373)(通し番号 129)

担当課	教育委員会企画総務課(契約課執行)
契約の目的	宮崎市立大淀小学校全自動洗濯機、衣類乾燥機等の
	購入
執行伺書起案日	令和 4 年 12 月 26 日
予定価格(設計金額)	158,400 円
当初契約額(最終額)	132,638 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項第1号(市規則第133条)

見積合せ調書の有	見積合せ調書に準ずる入札・開札調書有り
無、見積業者数、業	見積業者数3者
者選定の理由等	業者選定の理由:最安値の業者を選定
契約の相手方	有限会社こんにちは電器
契約日(変更契約日)	令和 5 年 1 月 30 日
物品納品日、納品書	令和 5 年 2 月 1 4 日
等の有無	納品書:あり
請求日、代金支払日	請求日:令和5年2月17日
	代金支払日:令和5年3月3日(ただし予定日)

ア 代金支払いについて

前記物品名「備蓄品倉庫棚購入(令和4年度)」(通し番号117) ②イに述べたとおりである。

【意見】

会計課のみならず担当課においても支払遅延等を確認すべく代金支払いの事実、代金支払日、支払遅延の有無等を確認できる書類の写しを契約資料として記録に残すべきである。

(14) 物品名「全自動洗濯機・衣類乾燥機外」(2022029118)(通し番号 130)

担当課	教育委員会企画総務課(契約課執行)
契約の目的	宮崎市立大淀中学校全自動洗濯機、衣類乾燥機等の
	購入
執行伺書起案日	令和 4 年 12 月 26 日
予定価格(設計金額)	138,160 円
当初契約額(最終額)	134,750 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)

見積合せ調書の有	見積合せ調書:無し
無、見積業者数、業	見積業者数:2者
者選定の理由等	業者選定の理由:最安値の業者を選定
契約の相手方	宮尾電技商会
契約日(変更契約日)	令和 4 年 12 月 27 日
物品納品日、納品書	令和 5 年 1 月 16 日
等の有無	納品書:あり
請求日、代金支払日	請求日:令和5年2月3日(請求書受領日)
	代金支払日:令和5年2月17日(ただし予定日)

ア 代金支払いについて

前記物品名「備蓄品倉庫棚購入(令和4年度)」(通し番号117) ②イに述べたとおりである。

【意見】

会計課のみならず担当課においても支払遅延等を確認すべく代金支払いの事実、代金支払日、支払遅延の有無等を確認できる書類の写しを契約資料として記録に残すべきである。

(15) 物品名「ドラム式洗濯乾燥機」(通し番号 131)

担当課	教育委員会企画総務課(契約課執行)
契約の目的	宮崎市立赤江小学校ドラム式洗濯乾燥機の購入
執行伺書起案日	令和 4 年 12 月 28 日
予定価格(設計金額)	327,800 円
当初契約額(最終額)	319,000 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書:無し
無、見積業者数、業	見積業者数:2者
者選定の理由等	業者選定の理由:最安値の業者を選定

契約の相手方	株式会社マツシタ電器
契約日(変更契約日)	令和 5 年 2 月 1 日
物品納品日、納品書	令和 5 年 2 月 8 日
等の有無	納品書:あり
請求日、代金支払日	請求日:令和5年2月10日
	代金支払日:令和5年2月24日(ただし予定日)

ア 請求書の日付について

本件における請求書には、日付が記載されていない。

支払遅延防止法第6条第1項及び第10条により、物品の請書で 支払時期が明らかでない場合は、相手方から適法な請求を受けた 日から15日以内に支払いをしなければならないことから、支払遅 延等は厳格に確認されるべきものであるところ、請求書の日付の 記載は支払遅延等を確認する上で必要なものである。

請求書に日付が記載されていない場合、担当課において請求書 に日付を記載するよう業者に対し指導すべきである。

【意見】

請求書に日付が記載されていない場合、担当課において請求書 に日付を記載するよう業者に対し指導すべきである。

イ 代金支払いについて

前記物品名「備蓄品倉庫棚購入(令和4年度)」(通し番号117) ②イに述べたとおりである。

【意見】

会計課のみならず担当課においても支払遅延等を確認すべく代金支払いの事実、代金支払日、支払遅延の有無等を確認できる書類の写しを契約資料として記録に残すべきである。

- (16) 物品名「サーフボード」(通し番号 132)
 - ① 契約の概要

担当課	教育委員会企画総務課(契約課執行)
契約の目的	宮崎市立青島中学校サーフボードの購入
執行伺書起案日	令和5年2月9日
予定価格(設計金額)	324,500 円
当初契約額(最終額)	321,750 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書に準ずる入札・開札調書有り
無、見積業者数、業	見積業者数3者(ただし1者辞退した業者有り)
者選定の理由等	業者選定の理由:最安値の業者を選定
契約の相手方	井内銃砲火薬店
契約日(変更契約日)	令和 5 年 2 月 22 日
物品納品日、納品書	令和5年3月3日
等の有無	納品書:あり
請求日、代金支払日	請求日:令和5年3月3日
	代金支払日:令和5年3月17日(ただし予定日)

ア 代金支払いについて

前記物品名「備蓄品倉庫棚購入 (令和 4 年度)」(通し番号 117) ②イに述べたとおりである。

【意見】

会計課のみならず担当課においても支払遅延等を確認すべく代金支払いの事実、代金支払日、支払遅延の有無等を確認できる書類の写しを契約資料として記録に残すべきである。

- (17) 物品名「ガス自動炊飯器購入(宮崎小)」(通し番号133)
 - ① 契約の概要

担当課	教育委員会保健給食課(契約課執行)
-----	-------------------

契約の目的	宮崎小学校の炊飯器 (平成 10 年購入) が使用開始
	から 20 年以上経過し、機器の耐用年数を大きく超
	えているため計画的に更新する。
執行伺書起案日	令和 4 年 10 月 27 日
予定価格(設計金額)	1,364,000 円
当初契約額(最終額)	1,320,000 円
随意契約の理由	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号(不落)
見積合せ調書の有無、	当初、一般競争入札を 11/17 に実施したが、3回
見積業者数、業者選定	入札をしても予定価格を下回る落札者がなかった
の理由等	(1回目10者、2回目7者、3回目5者)。その
	結果、最低価格入札者との間で随意契約を締結し
	た。
契約の相手方	有限会社丸一厨房
契約日 (変更契約日)	令和 4 年 11 月 17 日
物品納品日、納品書等	令和5年3月3日
の有無	納品書:あり
請求日、代金支払日	請求日:不明
	代金支払日: 不明

ア 参考見積受付日について

前記物品名「備蓄品倉庫棚購入(令和4年度)」(通し番号117) ②アに述べたとおりである。

本件では参考見積書に作成日付が記載されておらず、その受領日の記載も記録上見当たらない。競争入札が不落になったこととの関係は不明であるが、製造終了や価格改訂のおそれがあるので、せめて見積書の日付を明記されるようにされたい。

【指摘】

令和4年度庶務研(物品等)に基づき、参考見積書には参考見積 受付日を記載されたい。

イ 代金支払いについて

前記物品名「備蓄品倉庫棚購入(令和4年度)」(通し番号117) ②イに述べたとおりである。

【意見】

会計課のみならず担当課においても支払遅延等を確認すべく代金支払いの事実、代金支払日、支払遅延の有無等を確認できる書類の写しを契約資料として記録に残すべきである。

(18) 貸与品購入(夏救急服上下: 異動貸与・年次貸与)(通し番号 134)

① 契約の概要

担当課	消防局総務課
契約の目的	消防職員に貸与する服の購入のため
執行伺書起案日	令和 4 年 5 月 11 日
予定価格(設計金額)	760,760 円
当初契約額(最終額)	760,760 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項第1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書 有(入札・開札調書)
無、見積業者数、業	見積業者数 2者
者選定の理由等	見積の中での最低金額
契約の相手方	株式会社クリエイトコーポレーション
契約日(変更契約日)	令和 4 年 6 月 14 日
物品納品日、納品書	令和 5 年 1 月 13 日
等の有無	納品書:あり
請求日、代金支払日	請求日:令和5年1月13日
	代金支払日:確認できる資料がない。

② 監査結果

指摘及び意見はない。

(19) 物品名「貸与品購入:作業靴紐有静電(選択貸与品)」(通し番号 135)

① 契約の概要

担当課	消防局総務課(契約課執行)
契約の目的	消防職員に貸与する被服の購入のため。
執行伺書起案日	令和 4 年 5 月 13 日
予定価格(設計金額)	247,500 円
当初契約額(最終額)	240,900 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項第1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書有。見積業者3者
無、見積業者数、業	見積最低額
者選定の理由等	
契約の相手方	株式会社エイコー
契約日(変更契約日)	令和 4 年 6 月 17 日
物品納品日、納品書	令和 4 年 7 月 5 日
等の有無	納品書:あり
請求日、代金支払日	請求日:令和4年7月13日
	代金支払日:令和4年7月27日(ただし予定日)

② 監査結果

ア 予定価格について

本物品購入とミドリ安全編上靴 (通し番号 136)、作業靴紐無 (通 し番号 137)、作業靴紐無静電 (通し番号 138) とは、少額随意契 約となるように分割された疑いがある。

契約の単位は、1件1契約とすべきである。「1件1契約」につき、通し番号1②アを参照されたい。

上記、物品は同一メーカーが作る作業靴ないし安全靴である。 種類を大体において同じくするものである。執行伺書起案日、納 入先も同一である。応札業者もほぼ同じであり、一部の会社しか 仕入れることができないという事情も窺われない。 そうすると、これらは一括して競争入札に付すべきであった。 ただし、いずれも見積合わせが行われており、一定程度競争性 が保たれていたことは付け加えておく。

なお、官公需について中小企業者の受注の確保に関する法律から、地元中小企業単体では受けられない巨大工事の競争性を確保 しながら適切に分割することなどの方針が導き出せるが、同法は 少額随契になるような分割を許容する趣旨ではないと考える。

【指摘】

本来実施されるべき入札手続きを回避するために 1 件として設定されるべき物品及び予定価格が分割されたものである。1 件 1 契約による適正な予定価格を設定されたい。

(20) 物品名「貸与品購入:ミドリ安全編上靴(異動・選択貸与品)」(通し番号136)

担当課	消防局総務課(契約課執行)
契約の目的	消防職員に貸与する被服を購入するため
執行伺書起案日	令和 4 年 5 月 13 日
予定価格(設計金額)	571,450 円
当初契約額(最終額)	512,050 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項第1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書無。見積業者 6 者。
無、見積業者数、業	見積最低額。
者選定の理由等	
契約の相手方	株式会社 KOEI
契約日(変更契約日)	令和 4 年 6 月 20 日
物品納品日、納品書	令和 4 年 7 月 28 日
等の有無	納品書:あり
請求日、代金支払日	請求日:令和4年7月28日

代金支払日:令和4年8月10日(ただし予定日)

② 監査結果

ア 予定価格について

前記物品名「貸与品購入:作業靴紐有静電(選択貸与品)」(通 し番号 135) に述べたとおりである。

【指摘】

本来実施されるべき入札手続きを回避するために 1 件として設定されるべき物品及び予定価格が分割されたものである。1 件 1 契約による適正な予定価格を設定されたい。

(21) 物品名「貸与品購入:作業靴紐無(選択貸与品)」(通し番号137)

① 契約の概要

担当課	消防局総務課(契約課執行)
契約の目的	消防職員に貸与する被服の購入のため。
執行伺書起案日	令和 4 年 5 月 13 日
予定価格(設計金額)	601,920 円
当初契約額(最終額)	568,656 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項第1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有	無
無、見積業者数、業	7 者
者選定の理由等	見積最低額
契約の相手方	株式会社 KOEI
契約日(変更契約日)	令和 4 年 6 月 17 日
物品納品日、納品書	令和 4 年 7 月 28 日
等の有無	納品書:あり
請求日、代金支払日	請求日:令和4年7月28日
	代金支払日:令和4年8月10日(ただし予定日)

② 監査結果

ア 予定価格について

前記物品名「貸与品購入:作業靴紐有静電(選択貸与品)」(通 し番号 135) に述べたとおりである。

【指摘】

本来実施されるべき入札手続きを回避するために 1 件として設定されるべき物品及び予定価格が分割されたものである。1 件 1 契約による適正な予定価格を設定されたい。

(22) 物品名「貸与品購入:作業靴紐無静電(選択貸与品)」(通し番号 138)

① 契約の概要

担当課	消防局総務課(契約課執行)
契約の目的	消防職員に貸与する被服の購入のため。
執行伺書起案日	令和 4 年 5 月 13 日
予定価格(設計金額)	628,100 円
当初契約額(最終額)	598,345 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項第1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有	無
無、見積業者数、業	7者
者選定の理由等	見積最低額
契約の相手方	株式会社 KOEI
契約日(変更契約日)	令和 4 年 6 月 17 日
物品納品日、納品書	令和 4 年 7 月 28 日
等の有無	納品書:あり
請求日、代金支払日	請求日:令和4年7月28日
	代金支払日:令和4年8月10日(ただし予定日)

② 監査結果

ア 予定価格について

前記物品名「貸与品購入:作業靴紐有静電(選択貸与品)」(通 し番号 135) に述べたとおりである。

【指摘】

本来実施されるべき入札手続きを回避するために 1 件として設定されるべき物品及び予定価格が分割されたものである。1 件 1 契約による適正な予定価格を設定されたい。

- (23) 物品名「貸与品購入:運動靴(選択貸与品)」(通し番号 139)
 - ① 契約の概要

担当課	消防局総務課(契約課執行)
契約の目的	消防職員に貸与する被服の購入のため。
執行伺書起案日	令和 4 年 5 月 13 日
予定価格(設計金額)	573,540 円
当初契約額 (最終額)	505,758 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号 (市規則第 133
	条)
見積合せ調書の有無、見	見積合せ調書有。見積業者6者。
積業者数、業者選定の理	見積最低額
由等	
契約の相手方	有限会社かわにし
契約日 (変更契約日)	令和 4 年 6 月 26 日
物品納品日、納品書等の	令和 4 年 9 月 21 日
有無	納品書:あり
請求日、代金支払日	請求日:令和4年9月21日
	代金支払日:令和4年10月日(ただし予定日)

② 監査結果

指摘及び意見はない。

- (24) 物品名「貸与品購入:短靴(選択貸与品)」(通し番号140)
 - ① 契約の概要

担当課	消防局総務課(契約課執行)
-----	---------------

契約の目的	消防職員に貸与する被服の購入のため。
執行伺書起案日	令和 4 年 5 月 13 日
予定価格(設計金額)	507,650 円
当初契約額(最終額)	507,650 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有	有
無、見積業者数、業	6 者
者選定の理由等	見積最低額
契約の相手方	シューズのオニツカ
契約日(変更契約日)	令和 4 年 6 月 16 日
物品納品日、納品書	令和 4 年 6 月 27 日
等の有無	納品書:あり
請求日、代金支払日	請求日:令和4年6月27日
	代金支払日:令和4年7月11日(ただし予定日)

指摘及び意見はない。

(25) 物品名「貸与品購入(防火靴:規程貸与品)」(通し番号 141)

担当課	消防局総務課(契約課執行)
契約の目的	消防職員に貸与する被服の購入のため。
執行伺書起案日	令和 5 年 9 月 8 日
予定価格(設計金額)	610,500 円
当初契約額(最終額)	610,500 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項第1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有	無
無、見積業者数、業	3 者
者選定の理由等	見積最低額
契約の相手方	株式会社武田ポンプ店

契約日(変更契約日)	令和 4 年 9 月 26 日
物品納品日、納品書	令和 4 年 12 月 16 日
等の有無	納品書:あり
請求日、代金支払日	請求日: 令和 4 年 12 月 16 日
	代金支払日:令和4年12月27日(ただし予定日)

ア 前記物品名「備蓄品倉庫棚購入(令和4年度)」(通し番号117) ②アに述べたとおりである。

【指摘】

令和4年度庶務研(物品等)に基づき、参考見積書には参考見積 受付日を記載されたい。

(26) 物品名「貸与品購入:アシックス編上靴(選択貸与品)」(通し番号 142)

担当課	消防局総務課(契約課執行)
契約の目的	消防職員に貸与する被服の購入のため。
執行伺書起案日	令和 4 年 5 月 13 日
予定価格(設計金額)	758,230 円
当初契約額(最終額)	758,230 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書有。見積業者8者
無、見積業者数、業	7者は辞退した。
者選定の理由等	
契約の相手方	株式会社キシヤ
契約日(変更契約日)	令和 4 年 6 月 20 日
物品納品日、納品書	令和 4 年 7 月 28 日
等の有無	納品書:あり
請求日、代金支払日	請求日:令和4年7月28日

代金支払日:令和4年8月10日(ただし予定日)

② 監査結果

ア 見積参加者について

見積合わせにおいて 8 者に見積りを求めているが、7 者は辞退し、見積りを提出したのが契約の相手方 1 者であった。辞退者からは、入荷不可能や入荷困難との理由が付されているものもあった。そもそも、見積を求めた相手が適切であったのか疑問が残る。入荷困難な物品であるならば、契約課が事前に業者に取扱の有無などを確認する必要があった。

【意見】

納入可能な複数業者によって見積合わせを実施されたい。

- 4 物品購入契約に対する個別監査実施について(小括)
 - (1) 指摘及び意見等の概況
 - ① 個別監査を実施した物品購入契約の件数 26 件
 - ② 指摘 11 件、意見 9 件
 - ③ 指摘項目について

11 件の指摘の内 5 件(通し番号 117、121、123、133、141) は、参 考見積りに受付日が記載されていないものであった。

予定価格に関する 4 件 (通し番号 134~137) の指摘は、1 つの担当課に係る分割発注の疑いに関するものである。いずれの件も複数者による見積合わせは行われている。指名競争入札をまとめて 1 度実施する方が、業者だけでなく、行政側も事務の効率化に資するものであったと考えられる。

残りの指摘事項は、契約の相手が 1 者に限られる場合の「物品購入に係る選定理由書」の不備である(通し番号 119、120)。

④ 意見項目について

他の随意契約と同様、支払関係書類が担当課保管資料に添付されていないものや、請求書に日付が記載されていないものなど、支払遅延の有無に対する確認方法に係る意見が複数あった。また、1件のみ

であるが、見積合わせに参加した業者のほとんどが辞退した件があった(通し番号142)。

- (2) 物品購入契約に関する小括意見(所感)
 - ① 工事や委託などと異なり、分割発注が窺われる件はあまりなく、 複数業者による見積合わせの実施により概ね予定価格よりも安価 に契約が行われ、随意契約を結ぶ上でも競争性が確保されていると の印象を受けた。
 - ② 参考見積に受付日が記載されていない件について、令和4年庶務研(物品等)には、下線を引いた上で「古い見積書を使用し、製造終了した製品を発注するトラブルが多発しております。」と注意喚起されているにもかかわらず徹底されていないものであり、改善を要する事項である。また、近年為替変動や燃料費の高騰により物価上昇が顕著である。製造が終了しないまでも、期間の経過により参考見積額では供給できない物品も出てくる可能性もある。業者側が参考見積額で契約に応じなければならない義務はないものの、業者に参考見積額での契約に応じさせる事態も懸念される。参考見積には、業者側に見積り有効期限の記載を求めるなど、宮崎市と業者との公正な取引関係を維持するための方策も検討すべきである。
 - ③ 「物品購入に係る選定理由書」については、令和5年庶務研(物品等)によると、契約の相手が1者に限られる場合にも物品を指定する必要がなければ「物品購入に係る選定理由書」は求めない規程に変更された。物品を指定する場合というのがどのような場面を想定しているか曖昧であるうえ、「随契理由書」及び「業者選定表案」に記載すべき事項との整理がなされていないように思われる。これについては、物品契約事務の方法について更に改善が必要である。
 - ④ 見積参加者8者の内7者が辞退した件については、随意契約においても競争性を担保するという見積合わせの意義を損なうものである。件数としては限られると考えられるが改善が求められる。

- 第4 建設コンサルタント等を除く業務委託(一般委託)
 - 1 重点的監査対象の選定について
 - (1) 令和 4 年度一般委託契約の随意契約は、全 2,146 件であった。その うち予定価格 10 万円以下の契約件数が 610 件、予定価格 10 万円超~ 50 万円(少額随契の上限)以下の契約件数が 677 件、予定価格 50 万円 超の契約件数が 859 件であった。
 - (2) さらに予定価格 10 万円超~50 万円以下の 677 件のうち、少額随意契約の上限額 50 万円に近いものとして、予定価格 40 万~50 万円の契約件数、さらに、そのうち 45 万~50 万円の契約件数を見ると、次のとおりであり、少額随意契約の上限 50 万円に近い金額の随意契約が集中して分布していることが分かった。
 - ①予定価格 40 万円以上·50 万円以下 190 件
 - ②予定価格 45 万円以上・50 万円以下 135 件

以上からすると、①が予定価格 10 万円超~50 万円以下の 677 件の約 28%を占めておりやや多い価格帯にあるところ、②は①の約 71%を占めていることから、予定価格が 50 万円を超える可能性がある場合に、作為的に予定価格を僅かに引き下げて 50 万円以下の契約にしたり、本来 1 つの契約ですべき案件を分割して発注したりしている可能性が考えられる。

(3) 随意契約の時期に着目すると、年度終わりの2月・3月に契約が取りまとめられた予定価格10万円超~50万円以下の件数が次のとおりであり、一般委託については、年度末の駆け込み的な随意契約の締結の可能性は高いと考えられる。

予定価格 10 万円超~50 万円以下の取りまとめ月 2 月・3 月の契約 214 件 (同価格帯全体の約 46%)

- (4) 随意契約における原則的手続である見積合わせが実施されない一者随意契約(特命随契)は、13件(全2,146件の約0.6%)だけであった。特命随契については、随契理由が厳格に判断されるためか、全体に対する件数は少なかった。
- (5) 以上より、一般委託については、予定価格が少額随契の上限額50万

円に近い金額である契約、委託件名から分割発注の可能性が考えられる契約、その他委託件名からは契約内容が明らかではない契約等を重点的監査対象に選定した。

2 監査の視点

- 一般委託契約については主に次の視点をもって監査に当った。
- ①契約目的に沿った契約内容となっているか
- ②予定価格(設計金額)は適正か、分割発注のおそれはないか
- ③随意契約の理由は適正か
- ④見積合せ調書の作成は任意だが、作成すべき場合ではないか
- ⑤原則2者以上の見積がなされているか
- ⑥業者選定の理由は適正か
- ⑦業務完了の時期・内容は適正か
- ⑧代金支払いの遅れはないか
- ⑨再委託契約がある場合、その内容や手続きが適正か
- ⑩その他に法令違反はないか
- ⑪その他に令和4年度庶務研の手続違反はないか
- ⑩何らかの問題が発見された場合、適切にフィードバックされているか

3 監査対象契約の検討

(1) 宮崎市天神山公園の桜撮影業務委託 (通し番号 143)

担当課	総合政策部秘書課
契約の目的	宮崎市にある天神山公園の桜が開花している様子
	等を撮影する。
執行伺書起案日	令和 5 年 3 月 8 日
予定価格(設計金額)	※「宮崎市入札の公告及び結果等の公表に関する取
	扱要綱」により、一般委託及び賃貸借の予定価格は
	公表しないこととなっている。以下同じ。

当初契約額(最終額)	99,880 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書:無し
無、見積業者数、業	見積業者数:1者
者選定の理由等	業者選定の理由:随契理由書なく不明
契約の相手方	株式会社よしみカメラ
契約日(変更契約日)	令和 5 年 3 月 15 日
始期、終期、完了検	始期: 令和5年3月15日
查日	終期: 令和5年3月31日
	検査日:令和5年3月31日(業務完了届日)
請求日、代金支払日	請求日: 令和5年3月31日
	代金支払日:令和5年4月14日(ただし予定日)

ア 随契理由書の添付について

令和 4 年度庶務研(物品等) 21 頁には、設計金額 50 万円以下の業務委託について、随契理由書は「執行伺額が 10 万円以上で契約の相手方が一者に限られる場合に添付」と記載がある。

随契理由書の添付が省略されていることから、随意契約の理由 を事後的に検証することができない。

かかる運用は相当でなく、改善が望まれる。

具体的には、庶務研において、設計金額 10 万円未満の業務委託 であっても、随契理由書の添付を求める運用とすることが望まし い。

【意見】

庶務研において、設計金額 10 万円未満の業務委託(一般委託)であっても、随契理由書の添付を求める運用とすることが望ましい。

イ 代金支払関係書類について

令和4年度庶務研(物品等)21頁によると、一般委託において、 業務委託に係る添付書類として代金支払関係書類は求められて いない。

しかし、代金支払関係書類が記録上確認できなければ、代金支払いの事実の有無、代金支払い遅滞の有無、遅延損害金発生の有無等を確認することができない。

したがって、庶務研において、一般委託であっても、業務委託 に係る添付書類として代金支払関係書類の写しを求める運用に することが望ましい。

ヒアリングの結果、請求書及び支出命令書の原本は会計課に提出されるとのことであり、会計課においては支払遅延等の確認がなされていると考えられる。

しかしながら、支払遅延防止法第6条第1項により相手方から 適法な請求を受けた日から工事以外の給付については30日以内 に支払いをしなければならないことから、支払遅延等は厳格に確 認されるべきものであり、会計課のみならず担当課においても支 払遅延等を確認すべく、代金支払いの事実、代金支払日、支払遅 延の有無等を確認できる書類の写しを契約資料として記録に残 す運用とすることが望ましい。

【意見】

庶務研において、業務委託 (一般委託) に係る添付書類として代金支払関係書類の写しを求める運用とすることが望ましい。

【意見】

会計課のみならず担当課においても支払遅延等を確認すべく代金支払いの事実、代金支払日、支払遅延の有無等を確認できる書類の写しを契約資料として記録に残す運用とすることが望ましい。

- (2) 物販施設経営分析業務(通し番号144)
 - ① 契約の概要

担当課	総合政策部都市戦略局都市戦略課
契約の目的	物販施設経営分析業務
	(城の駅及び田野物産センター)
執行伺書起案日	令和 4 年 10 月 12 日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	5,599,000 円
随意契約の理由	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書 無し
見積業者数、業者選定	見積業者 1者
の理由等	本事業については、総務省の「外部専門家(地
	域アドバイザー)制度」の活用が前提で特定の相
	手(地域人材ネットワークに登録されており、事
	前に招聘について調整済みのアドバイザー)に業
	務を依頼する必要がある。
	株式会社船井総合研究所の杤尾圭亮氏について
	は、地域人材ネットワークに登録されたアドバイ
	ザーであり年度途中からというスケジュール調整
	が難しい中、対応可能であった。
契約の相手方	株式会社船井総合研究所
契約日 (変更契約日)	令和 4 年 10 月 12 日
始期、終期、完了検査	始期:令和4年11月1日
日	終期: 令和5年3月31日
	検査日: 令和5年3月31日
請求日、代金支払日	請求日: 令和5年4月3日
	代金支払日:確認できる書類なし

ア 随契理由及び業者選定について

執行伺日、予定価格書提出日、契約締結日が全て令和4年10月 12日となっている。契約締結までの手続きが1日で完了してい ることに本件業務に対する検討が十分にされているのか疑問である。

本件契約金額 5,599,000 円については、総務省外部専門家(地域力創造アドバイザー)制度の規定により交付される特別地方交付税 560 万円とほぼ同額であるため制度に合わせて実施したにすぎないものと疑念を抱かれる可能性を否定できない。

本件に関する当初の面談ヒアリングの際、本事業は令和3年度の施設評価において今後の施設のあり方や方向性について検討が必要であると判断した物販施設を本件対象とした旨の説明が担当課よりあった。しかし、令和3年度の施設評価にはそのような記載は見受けられず、むしろ田野物産センターはA評価(A~D評価による)となっており矛盾していると思われた。この点、担当課に再質問したところ前者については田野物産センターだけでなく道の駅田野総合案内施設も含めて方向性を検討しているとの回答であった。しかし、契約書類等からそのような内容まで読み取ることはできない。

また、本件事業は宮崎市全体の方針として物販施設についての対策の検討を必要とし、これを9月補正予算に間に合わせるために効果が期待できる専門家を選定する必要があったとの説明も担当課よりあった。つまり、このような背景のもと、契約相手方となる専門家をより綿密に比較検討する時間を省いてしまうことになったといえる。

2 度の面談ヒアリングを通して本件事業に関し一定の理解はできたが、事後的に検証できるよう随契理由書及び業者選定表(案)に本件事業に取り掛かった経緯及び業者選定までの経緯をより具体的に記載すべきである。

【意見】

本件事業について事後的に検証できるよう随契理由書及び業者 選定表(案)に詳細に記載すべきである。

(3) 宮崎市新地方会計財務書類作成支援業務委託 (通し番号 145)

担当課	総務部管財課
契約の目的	総務省が示す「統一的な基準による地方会計制度」
	導入にあたり財務書類 4 表(貸借対照表・行政コ
	スト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書)
	作成のための支援や助言を求める。
執行伺書起案日	令和 4 年 4 月 11 日
予定価格(設計金額)	※ (通し番号 143 を参照。)
当初契約額 (最終額)	6,176,093 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 2 号
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書 無し 見積業者 1者
見積業者数、業者選定	平成 28 年度に公募型プロポーザル方式により決
の理由等	定した株式会社新公会計研究所と「宮崎市新地方
	公会計制度導入支援業務委託」契約を締結。本委
	託業務は平成 28 年度の委託内容を踏まえた上で
	のシステム運用に係る支援であり、導入業者しか
	行えない。
契約の相手方	株式会社パブリック・マネジメント・コンサルテ
	イング
契約日 (変更契約日)	令和 4 年 4 月 18 日
始期、終期、完了検査	始期:令和4年4月18日
日	終期: 令和5年3月30日
	検査日:令和5年3月30日
請求日、代金支払日	4,012,849 円
	請求日: 令和 4 年 9 月 29 日
	代金支払日:確認できる書類なし
	2,163,244 円

請求日:令和5年3月31日 代金支払日:確認できる書類なし

② 監査結果

指摘及び意見はない。

(4) 剪定業務委託 (小戸) (通し番号 146)

① 契約の概要

担当課	地域振興部地域コミュニティ課
契約の目的	宮崎市青少年育成センター(小戸地域事務所)の庭
	木の剪定等を行うため。
執行伺書起案日	令和 4 年 8 月 17 日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	99,990 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書有。見積業者1者
無、見積業者数、業	設計金額 10 万円未満のため随契理由書なし。
者選定の理由等	
契約の相手方	有限会社文明園
契約日(変更契約日)	令和 4 年 8 月 17 日
始期、終期、完了検	始期:令和4年8月18日
查日	終期: 令和 4 年 9 月 30 日
	検査日:令和4年9月26日(業務完了届)
請求日、代金支払日	請求日: 令和 4 年 9 月 26 日
	代金支払日:令和4年10月7日(ただし予定日)

② 監査結果

ア 見積合わせ不実施について

設計金額 10 万円未満のため見積合わせが行われておらず、それ 自体は「物品調達申し合わせ事項」に沿うものである。しかし、 相場より高い金額で発注している可能性もあることや、発注相手 や発注金額が固定されていくものと考えられるので、定期的に見 積合せを行うべきである。

【意見】

発注相手や発注金額の固定化を防ぎ、競争性を確保するため定期的な見積合わせを実施すべきである。

(5) 令和 4 年度社会保障・税番号制度システム整備委託業務(戸籍事務 内連携のための機能の整備)(通し番号 147)

① 契約の概要

担当課	地域振興部市民課
契約の目的	令和 4 年度社会保障・税番号制度システム整備委
	託業務 (戸籍事務内連携のための機能の整備)
執行伺書起案日	令和 4 年 12 月 16 日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	19,371,000 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 2 号
見積合せ調書の有無、	無し 見積業者数 1者
見積業者数、業者選定	本改修業務は、現在運用中のベンダーでなければ
の理由等	対応が困難であり、他の連携システムや運用面に
	ついて熟知しているため、適切な改修作業を行う
	ことができるため。
契約の相手方	富士通 Japan 株式会社
契約日 (変更契約日)	令和 4 年 12 月 22 日
始期、終期、完了検査	始期: 令和 4 年 12 月 26 日
日	終期:令和5年3月31日
	検査日:令和5年3月31日
請求日、代金支払日	請求日: 令和5年3月31日
	代金支払日:令和5年4月14日(ただし予定日)
₩ ★ ¼ 田	

② 監査結果

指摘及び意見はない。

(6) こども 5R 学習事業業務委託 (通し番号 148)

担当課	環境部環境政策課
契約の目的	宮崎市立小学校4年生を対象とし、ゲーム形式で
	の買い物疑似体験において、食材に不可欠な容器
	や包装が扱い方によっては、ごみになることを気
	づかせ、ごみ減量について考える場を提供するこ
	とで、日常の家庭生活におけるごみの減量化・資
	源化の啓発を推進する。
執行伺書起案日	令和 4 年 4 月 12 日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額 (最終額)	当初 2,626,706 円、1 回目変更後 2,662,798 円、2
	回目変更後 2,883,770 円
	※実積払い契約のため実績増により増額。予定価
	格を超えたため 3 月補正で 2,884,000 円を計上。
随意契約の理由	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
	本事業では環境教育に関する高度な専門知識を要
	するところ、本契約の相手方は宮崎市ごみ問題海
	外研修訪問団派遣事業のヨーロッパ研修を受けた
	メンバーで構成され、平成 22 年度以降実施の本事
	業の講座を825回行った実績もあり、他に適切な
	団体がないため、その性質上、競争入札に適さな
	V>°
見積合せ調書の有無、	随意契約であるが、令和4年4月8日に入札を実
見積業者数、業者選定	施し、1者から見積書を提出させている。なお、
の理由等	1回目の見積書で予定価格を下回っている。
契約の相手方	特定非営利活動法人 みやざきエコの会

契約日 (変更契約日)	令和 4 年 4 月 25 日
始期、終期、完了検査日	始期:令和4年4月25日
	終期: 令和5年3月27日
	完了検査日:令和5年3月27日
請求日、代金支払日	(1回目:5~7月分実績1,601,370円)
	請求日:令和4年8月9日
	支払日:令和4年8月22日(ただし予定日)
	(2回目:8~11月分実績1,061,428円)
	請求日:令和4年12月8日
	支払日:令和4年12月23日(ただし予定日)
	(3回目:12~3月分実績220,972円)
	請求日: 令和 5 年 3 月 31 日
	支払日:令和4年4月14日(ただし予定日)

ア 代金支払関係書類について

前記宮崎市天神山公園の桜撮影業務委託(通し番号 143)②イに述べたとおりである。

【意見】

庶務研において、業務委託 (一般委託) に係る添付書類として代金支払関係書類の写しを求める運用とすることが望ましい。

【意見】

会計課のみならず担当課においても支払遅延等を確認すべく代金支払いの事実、代金支払日、支払遅延の有無等を確認できる書類の写しを契約資料として記録に残す運用とすることが望ましい。

イ 本事業の有用性について

本事業は小学4年生を対象とし、買い物ゲームを通じ、いかに 買い物時の包装物等によりごみが排出され、またごみ処分に費用 が掛かっていることを意識させ、もって環境問題について子ども に考えるきっかけを与えるものである。本事業実施後の学校、教 師及び保護者のアンケート結果はほぼ高評価であり、一件記録からも本事業の有用性がよく感じられた。経済面からすると予定価格よりも結果的に支出額が増えたが、これは本事業の有用性ゆえに希望クラスが増えたことによるものであり、将来的な効果を考えればマイナス評価にはならない。

(7) たらのき台不燃物埋立場外廃タイヤ処分業務委託 (通し番号 149)

① 契約の概要

担当課	環境部環境施設課
契約の目的	たらのき台に不法投棄されたと思われる廃タイヤ
	が放置されていたため、それを処分する。
執行伺書起案日	令和 4 年 12 月 2 日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	99,834 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有無、	見積合わせなし。また、10万円未満のため特命随契
見積業者数、業者選定	について、随契理由書の添付なし(令和4年度庶務
の理由等	研 14 頁、令和 5 年度庶務研 20 頁)
契約の相手方	有限会社原田運輸
契約日 (変更契約日)	令和 4 年 12 月 7 日
始期、終期、完了検査	始期: 令和4年12月9日
日	終期: 令和5年2月17日
	検査日:令和5年2月17日
請求日、代金支払日	請求日:令和5年3月14日
	代金支払日:令和5年3月27日(ただし予定日)

② 監査結果

ア 随契理由書の添付について

前記宮崎市天神山公園の桜撮影業務委託 (通し番号 143) ②アに述べたとおりである。

特に本件では、廃タイヤ撤去に使用する特殊車両の使用料単価 等は業者によって異なりうるので、せめて2者の見積合わせをし てもよいのではないかと思われる。

【意見】

庶務研において、設計金額 10 万円未満の業務委託(一般委託)であっても、随契理由書の添付を求める運用とすることが望ましい。

(8) たらのき台不燃物埋立場伐採業務委託 (通し番号 150)

① 契約の概要

担当課	環境部環境施設課
契約の目的	たらのき台不燃物埋立場の管理事務所に至る道路
	沿いに桜8本が倒れ掛かっているため、それを伐採
	して施設内の適正な維持管理を行う。
執行伺書起案日	令和 5 年 2 月 15 日
予定価格(設計金額)	※ (通し番号 143 を参照。)
当初契約額 (最終額)	95,700 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有無、	10 万円未満のため特命随契について、随契理由書
見積業者数、業者選定	の添付なし(令和4年度庶務研(工事等)14頁、令
の理由等	和 5 年度庶務研 (工事等) 20 頁)
契約の相手方	貴島緑地建設株式会社
契約日 (変更契約日)	令和 4 年 12 月 7 日
始期、終期、完了検査	始期: 令和5年2月21日
日	終期: 令和5年3月31日
	検査日:令和5年2月17日
請求日、代金支払日	支出命令書・請求書の写しなく、不明。

② 監査結果

ア 代金支払関係書類について

前記宮崎市天神山公園の桜撮影業務委託(通し番号 143)②イに述べたとおりである。

【意見】

庶務研において、業務委託 (一般委託) に係る添付書類として代金支払関係書類の写しを求める運用とすることが望ましい。

【意見】

会計課のみならず担当課においても支払遅延等を確認すべく代金支払いの事実、代金支払日、支払遅延の有無等を確認できる書類の写しを契約資料として記録に残す運用とすることが望ましい。

イ 随意契約理由書について

前記宮崎市天神山公園の桜撮影業務委託(通し番号 143)②アに述べたとおりである。

本件では高所作業車や作業員の単価は業者によって異なると思われるため、せめて2者の見積合わせを行ってもよいのではないかと思われる。

【意見】

庶務研において、設計金額 10 万円未満の業務委託(一般委託)であっても、随契理由書の添付を求める運用とすることが望ましい。

(9) 令和4年度旧宮崎市域公設浄化槽清掃業務委託(通し番号151)

担当課	環境部環境施設課
契約の目的	宮崎市合併前の旧宮崎市内にある公設浄化槽の清
	掃業務を委託するもの。
執行伺書起案日	令和4年4月1日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	当初 5,104,000 円、変更後 4,760,932 円

	※実積払い契約のため実績数減により減額。
随意契約の理由	 自治令 167 条の 2 第 1 項第 2 号
	 浄化槽清掃業、及び、浄化槽清掃に伴う浄化槽汚
	 泥の収集運搬のいずれも管轄市町村町の許可を要
	 する(浄化槽法第35条、廃棄物の処理及び清掃
	 に関する法律第7条第6項)。また、宮崎市合併前
	 から旧市町域ごとに特定の取扱事業者を特定して
	おり、合併後も安定的な処理を行うため、公共下
	 水道の普及に伴う浄化槽汚泥の発生量の減少等を
	考慮したうえで対象世帯に対する不要な混乱な回
	避する必要性があるため、その性質上、競争入札
	に適さない。
見積合せ調書の有無、	随意契約であるが、令和4年4月8日に入札を実
見積業者数、業者選定	施し、1者から見積書を提出させ、予定価格を下
の理由等	回るまで計4回の見積書を提出させている。
契約の相手方	株式会社宮崎環境開発センター
契約日 (変更契約日)	令和4年4月8日
始期、終期、完了検査日	始期:令和4年4月9日
	終期: 令和5年3月27日
	完了検査日:令和5年3月27日
請求日、代金支払日	(1回目:6か月分実績 1,831,775 円)
	請求日:令和4年10月3日
	支払日:令和4年10月17日(ただし予定日)
	(2回目:残6か月分実績2,929,157円)
	請求日:令和5年3月31日
	支払日:令和5年4月14日(ただし予定日)

ア 代金支払関係書類について

前記宮崎市天神山公園の桜撮影業務委託 (通し番号 143) ②イに述べたとおりである。

【意見】

庶務研において、業務委託 (一般委託) に係る添付書類として代金支払関係書類の写しを求める運用とすることが望ましい。

【意見】

会計課のみならず担当課においても支払遅延等を確認すべく代金支払いの事実、代金支払日、支払遅延の有無等を確認できる書類の写しを契約資料として記録に残す運用とすることが望ましい。

イ 契約方法について

本件契約では、自治令第167条の2第1項第2項の性質上競争 入札に適さないものとして、一者随意契約の方法が採用されてい る。しかしながら、契約金額の妥当性を図るため、予定価格を綿 密に設計し、予定価格を下回るまで委託見積書を業者に入れさせ ており、経済性を追求する担当課の努力と工夫がうかがわれる。

(10) 令和 4 年度田野町・高岡町・清武町域公設浄化槽清掃業務委託(通 し番号 152)

担当課	環境部環境施設課
契約の目的	宮崎市合併前の田野町・高岡町・清武町内にある
	公設浄化槽の清掃業務を委託するもの。
執行伺書起案日	令和4年4月1日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額 (最終額)	当初 17,944,707 円、変更後 18,042,222 円
	※実積払い契約のため実績増により増額。
随意契約の理由	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
	前記令和4年度旧宮崎市域公設浄化槽清掃業務委
	託 (通し番号 151) と同様、その性質上、競争入札
	に適さない。

見積合せ調書の有無、	随意契約であるが、令和4年4月8日に入札を実
見積業者数、業者選定	施し、1者から見積書を提出させている。なお、
の理由等	1回目の見積書で予定価格を下回っている。
契約の相手方	株式会社産商
契約日 (変更契約日)	令和4年4月8日
始期、終期、完了検査日	始期:令和4年4月9日
	終期: 令和 5 年 3 月 27 日
	完了検査日:令和5年3月27日
請求日、代金支払日	(1回目:6か月分実績 8,425,065 円)
	請求日:令和4年10月6日
	支払日:令和4年10月21日(ただし予定日)
	(2回目:残6か月分実績9,617,157円)
	請求日:令和5年4月3日
	支払日:令和5年4月17日(ただし予定日)

ア 代金支払関係書類について

前記宮崎市天神山公園の桜撮影業務委託 (通し番号 143) ②イに述べたとおりである。

【意見】

庶務研において、業務委託 (一般委託) に係る添付書類として代金支払関係書類の写しを求める運用とすることが望ましい。

【意見】

会計課のみならず担当課においても支払遅延等を確認すべく代金支払いの事実、代金支払日、支払遅延の有無等を確認できる書類の写しを契約資料として記録に残す運用とすることが望ましい。

イ 業務完了検査に関する代決について

市決裁規程第10条では、「緊急を要する事務に限り」事務の代 決ができると規定されている。 本契約において、業務完了届、委託業務検査命令書及び業務完了検査調書は、いずれも令和5年3月27日に作成かつ決裁されているところ、部長決裁を課長が、課長補佐決裁を係長が、それぞれ代決の決裁印を押している。そして、支払遅延防止法第5条により業務完了届提出後10日以内に完了検査を実施しなければならないが、本件では業務完了届と同一日に完了検査まで決裁が行われている。

しかし、本件に関する一件記録上、代決で対応しなければならないほどの緊急性があったとは思われない。むしろ、業務完了届及び業務検査命令が発出された日に直ちに完了検査が適正に実施されたのか否かもう少し慎重に検討する必要があるのではないかと思われる。かかる見地からすれば、本件では代決ではなく専決者の決裁により対応する方がよいといえる。

【意見】

市決裁規程第 10 条において、「緊急を要する事務に限り」事務の代決ができるとあるが、「緊急」性の判断にあたっては、事務の内容や性質等を慎重に検討し、業務完了検査をより実効的なものとするため、できる限り代決ではなく専決者による決裁を行うようにするのが望ましい。

(11) 令和4年度佐土原町域公設浄化槽清掃業務委託(通し番号153)

担当課	環境部環境施設課
契約の目的	宮崎市合併前の佐土原町内にある公設浄化槽の清
	掃業務を委託するもの。
執行伺書起案日	令和4年4月1日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額 (最終額)	当初 28,104,340 円、変更後 28,420,040 円
	※実積払い契約のため実績増により増額。

随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 2 号
	前記令和4年度旧宮崎市域公設浄化槽清掃業務委
	託 (通し番号 151) と同様、その性質上、競争入札
	に適さない。
見積合せ調書の有無、	随意契約であるが、令和4年4月8日に入札を実
見積業者数、業者選定	施し、1者から見積書を提出させている。なお、
の理由等	1回目の見積書で予定価格を下回っている。
契約の相手方	有限会社佐土原サニタリー
契約日 (変更契約日)	令和4年4月8日
始期、終期、完了検査日	始期:令和4年4月9日
	終期: 令和5年3月31日
	完了検査日:令和5年3月31日
請求日、代金支払日	(1回目:6か月分実績12,568,600円)
	請求日:令和4年10月7日
	支払日:令和4年10月26日(ただし予定日)
	(2回目:残6か月分実績15,851,440円)
	請求日:令和5年4月5日
	支払日:令和5年4月28日(ただし予定日)

ア 代金支払関係書類について

前記宮崎市天神山公園の桜撮影業務委託 (通し番号 143) ②イに述べたとおりである。

【意見】

庶務研において、業務委託 (一般委託) に係る添付書類として代金支払関係書類の写しを求める運用とすることが望ましい。

【意見】

会計課のみならず担当課においても支払遅延等を確認すべく代金支払いの事実、代金支払日、支払遅延の有無等を確認できる書

類の写しを契約資料として記録に残す運用とすることが望ましい。

イ 業務完了検査に関する代決について

前記令和 4 年度田野町・高岡町・清武町域公設浄化槽清掃業務 委託 (通し番号 152) に述べたとおりである。

【意見】

市決裁規程第 10 条において、「緊急を要する事務に限り」事務の代決ができるとあるが、「緊急」性の判断にあたっては、事務の内容や性質等を慎重に検討し、業務完了検査をより実効的なものとするため、できる限り代決ではなく専決者による決裁を行うようにするのが望ましい。

(12) 宮崎市障がい福祉窓口受付システム機能拡充 (タクシー券等)業 務委託 (通し番号 154)

担当課	福祉部障がい福祉課
契約の目的	現在運用中の窓口受付システム(+MARCH)に、
	重度障がい者福祉タクシー券・腎臓機能障がい者
	通院費助成事業に関する受付・管理機能を追加実
	装する。
執行伺書起案日	令和 4 年 12 月 6 日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	3,498,000 円
随意契約の理由	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
	現在運用中の窓口受付システム(+MARCH)を開
	発し保守を担当している株式会社オー・エム・シ
	ーでなければ機能追加や開発が困難であるため、
	その性質上、競争入札に適さない。

見積合せ調書の有無、	随意契約であるが、令和4年12月16日に入札を
見積業者数、業者選定	実施し、1 者から見積書を提出させている。ただ、
の理由等	同社は令和4年12月2日付けで参考見積(同額)
	を提出している。
契約の相手方	株式会社オー・エム・シー
契約日 (変更契約日)	令和 4 年 12 月 16 日
始期、終期、完了検査日	始期: 令和4年12月16日
	終期: 令和 5 年 2 月 28 日
	完了検査日:令和5年2月27日
請求日、代金支払日	請求日:令和5年2月27日
	支払日:令和5年3月10日(ただし予定日)

ア 設計書(予定価格)の作成について

本件で、令和4年12月6日作成の設計書の内容を見ると、当該随意契約先の業者が作成した同月2日付け参考見積書記載の数字をほぼそのまま転記しただけに見える。同業者作成見積書の備考欄には「時間外や休日を利用しての開発となるため、割増単価とさせていただいております。」との記載があり、単価×1.25にて単価増額になっているが、なぜ時間外や休日利用の開発になるのか記録上何も触れられていない。この点について上記設計書でも特に考慮された形跡はなく、上記割増単価が通常単価として記載されている。

特命随意契約(一者随意契約)として他に競争相手がない以上、 契約の相手方から出される参考見積書については、契約の相手方 の意向に流されないように、より慎重かつ厳正に吟味して設計書 (予定価格)を作成するようにすべきである。

もっとも、担当課ヒアリングの結果、当初は令和 5 年度実施に向けて本事業を計画していたところ、令和 4 年 11 月補正予算で年度内の迅速実施を進めることになり、ベンダーとの事前協議において時間外や休日対応でなければベンダーの対応が困難であった

ことから前記設計金額になったとの説明を受けた。しかし、予定 価格の適正さ確保の重要性に鑑みれば、そのような経緯や事情は 設計書の中で明確かつ具体的に記載されるべきである。

【意見】

特命随意契約(一者随意契約)の場合において、契約の相手方から参考見積書を受領して設計金額を検討作成する場合は、参考見積額は契約の相手方の意向が強く反映されやすいので、予定価格の適正さを確保すべく、参考見積内容をより慎重かつ厳正に吟味した上で設計書(予定価格)を作成されたい。また、十分な吟味をして設計書を作成したのであれば、その検討内容も記録上明確かつ具体的に記載すべきである。

(13) 宮崎市介護認定審査室エアコン清掃業務委託 (通し番号 155)

担当課	福祉部介護保険課
契約の目的	介護認定室のエアコンの清掃をするため。
執行伺書起案日	令和4年6月8日
予定価格(設計金額)	※ (通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	99,550 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書無。見積業者1者
無、見積業者数、業	設計金額10万円未満のため随契理由書なし。
者選定の理由等	
契約の相手方	株式会社栄建工業
契約日(変更契約日)	令和4年6月8日
始期、終期、完了検	始期: 令和 4 年 6 月 13 日
查日	終期: 令和 4 年 6 月 13 日
	検査日:令和4年6月13日(業務完了届)
請求日、代金支払日	請求日:不明

代金支払日:不明

② 監査結果

ア 見積合わせ不実施について

前記剪定業務委託(小戸)(通し番号 146)②アに述べたとおり である。

【意見】

発注相手や発注金額の固定化を防ぎ、競争性を確保するため定期的な見積合わせを実施すべきである。

イ 集中発注について

指摘及び意見ではないが、以下の点を付言する。

本件は、エアコンのクリーニング業務である。ほぼすべての行政施設においてエアコンが設置されている現状からすると、毎年相当量のクリーニング業務の委託契約が結ばれていることと予想される。これらを、個別に発注するのではなく、まとめて入札を行った方がより低額で品質を確保できる可能性がある。清掃や草刈りは、定期的な入札が実施されており、エアコンクリーニングも同様の仕組みを採用することも検討すべきである。

(14) 在宅の障がい者及び要介護者への PCR 検査事業検体採取業務委託(2022002801) (通し番号 156)

担当課	福祉部介護保険課
契約の目的	PCR 検査を受けることを希望する在宅の障がい
	者及び要介護者等(以下、「受検希望者」という。)
	から検査を受け、受検希望者宅へ訪問し、PCR 検
	査に係る検体採取、受検希望者への結果報告を行
	う。
執行伺書起案日	令和4年4月6日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)

当初契約額(最終額)	1 件あたり 15,000 円(2 件:30,000 円)
随意契約の理由	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書:無し 見積業者数:1 者
見積業者数、業者選定	業者選定の理由:PCR 検査を希望する在宅の要介
の理由等	護者が漏れなく事業をできるようにする必要があ
	る。このため、可能な限り多くの訪問看護事業者
	と契約を結ぶ必要があることから、公募に応じた
	事業所すべてと契約を行うため、競争入札には適
	さない。以上の理由により随意契約を締結する。
契約の相手方	医療法人社団三友会いしかわ内科
契約日 (変更契約日)	令和 4 年 4 月 26 日 (令和 5 年 2 月 28 日)
始期、終期、完了検査	始期: 令和 4 年 4 月 26 日
日	終期: 令和5年3月31日
	検査日:令和5年4月4日(業務完了届日)
請求日、代金支払日	実積払い(実施月の翌月に実施報告及び請求を受
	けて30日以内に支払い)

ア 決裁について

意見及び指摘はない。

本件における執行伺書、契約締結伺・支出負担行為書をみると、「担当者」「係長」「補佐」の欄には同一人物の決裁印が押印されている。

本来、4名によってチェックされるべき書類が2名のみでチェックされており、チェック機能が十分に果たされているかについて疑義が生じる。

担当課の人数や役職の配置等によりやむを得ない面があると は思われるが、本件の変更契約締結伺・変更支出負担行為書では 4 名のチェックがなされており、工夫の余地はあるものと考えら れる。 決裁にあたっては、担当者の割振り等を通じてできる限り複数 人でチェックできるよう体制を整えることが望ましい。

(15) 在宅の障がい者及び要介護者への PCR 検査事業検体採取業務委託(2022002802) (通し番号 157)

① 契約の概要

担当課	福祉部介護保険課
契約の目的	前記在宅の障がい者及び要介護者への PCR 検査
	事業検体採取業務委託(2022002801)(通し番号
	156) ①に述べたとおりである。
執行伺書起案日	令和 4 年 4 月 6 日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額 (最終額)	1件あたり 15,000円 (5件:75,000円)
随意契約の理由	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書:無し 見積業者数:1 者
見積業者数、業者選定	業者選定の理由:前記在宅の障がい者及び要介護
の理由等	者への PCR 検査事業検体採取業務委託
	(2022002801)(通し番号 156)①に述べたとおり
	である。
契約の相手方	医療法人健心会
契約日 (変更契約日)	令和 4 年 4 月 26 日 (令和 5 年 2 月 28 日)
始期、終期、完了検査	始期: 令和 4 年 4 月 26 日
日	終期: 令和5年3月31日
	検査日:令和5年4月18日(業務完了届日)
請求日、代金支払日	実積払い(実施月の翌月に実施報告及び請求を受
	けて30日以内に支払い)

② 監査結果

(16) 在宅の障がい者及び要介護者への PCR 検査事業検体採取業務委託(2022002803) (通し番号 158)

① 契約の概要

担当課	福祉部介護保険課
契約の目的	前記在宅の障がい者及び要介護者への PCR 検査
	事業検体採取業務委託(2022002801)(通し番号
	156) ①に述べたとおりである。
執行伺書起案日	令和4年4月6日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	1件あたり 15,000円 (0件:0円)
随意契約の理由	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書:無し 見積業者数:1 者
見積業者数、業者選定	業者選定の理由:前記在宅の障がい者及び要介護
の理由等	者への PCR 検査事業検体採取業務委託
	(2022002801) (通し番号 156) ①に述べたとおり
	である。
契約の相手方	有限会社ケアプロジェクト
	訪問看護ステーションケアふる宮崎
契約日(変更契約日)	令和 4 年 4 月 26 日 (令和 5 年 2 月 28 日)
始期、終期、完了検査	始期: 令和 4 年 4 月 26 日
日	終期: 令和5年3月31日
	検査日:令和5年4月4日(業務完了届日)
請求日、代金支払日	実積払い(実施月の翌月に実施報告及び請求を受
	けて30日以内に支払い)

② 監査結果

(17) 在宅の障がい者及び要介護者への PCR 検査事業検体採取業務委託(2022002804) (通し番号 159)

① 契約の概要

担当課	福祉部介護保険課
契約の目的	前記在宅の障がい者及び要介護者への PCR 検査
	事業検体採取業務委託(2022002801)(通し番号
	156) ①に述べたとおりである。
執行伺書起案日	令和4年4月6日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	1件あたり 15,000円 (6件:90,000円)
随意契約の理由	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書:無し 見積業者数:1 者
見積業者数、業者選定	業者選定の理由:前記在宅の障がい者及び要介護
の理由等	者への PCR 検査事業検体採取業務委託
	(2022002801)(通し番号 156)①に述べたとおり
	である。
契約の相手方	合同会社太陽
契約日 (変更契約日)	令和 4 年 4 月 26 日 (令和 5 年 2 月 28 日)
始期、終期、完了検査	始期: 令和 4 年 4 月 26 日
日	終期: 令和5年3月31日
	検査日:令和5年3月31日(業務完了届日)
請求日、代金支払日	実積払い(実施月の翌月に実施報告及び請求を受
	けて30日以内に支払い)

② 監査結果

(18) 在宅の障がい者及び要介護者への PCR 検査事業検体採取業務委託(2022002806) (通し番号 160)

① 契約の概要

担当課	福祉部介護保険課
契約の目的	前記在宅の障がい者及び要介護者への PCR 検査
	事業検体採取業務委託(2022002801)(通し番号
	156) ①に述べたとおりである。
執行伺書起案日	令和4年4月6日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額 (最終額)	1件あたり 15,000 円(2件:30,000円)
随意契約の理由	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書:無し 見積業者数:1 者
見積業者数、業者選定	業者選定の理由:前記在宅の障がい者及び要介護
の理由等	者への PCR 検査事業検体採取業務委託
	(2022002801) (通し番号 156) ①に述べたとおり
	である。
契約の相手方	有限会社オアシスクリエイト
契約日 (変更契約日)	令和 4 年 4 月 26 日 (令和 5 年 2 月 28 日)
始期、終期、完了検査	始期: 令和 4 年 4 月 26 日
日	終期: 令和5年3月31日
	検査日:令和5年3月31日(業務完了届日)
請求日、代金支払日	実積払い(実施月の翌月に実施報告及び請求を受
	けて30日以内に支払い)

② 監査結果

イ 業務完了届について

本件の委託契約書上、履行期間の始期は令和4年4月26日となっているところ(委託契約書第2条)、業務完了届上の履行期間の始期が令和4年4月1日となっており、不備があると思われるので、修正すべきである。

【意見】

本件の業務完了届における履行期間の始期を令和4年4月26日に修正すべきである。

(19) 在宅の障がい者及び要介護者への PCR 検査事業検体採取業務委託(2022002807) (通し番号 161)

担当課	福祉部介護保険課
契約の目的	前記在宅の障がい者及び要介護者への PCR 検査
	事業検体採取業務委託(2022002801)(通し番号
	156) ①に述べたとおりである。
執行伺書起案日	令和4年4月6日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額 (最終額)	1件あたり 15,000 円(2件:30,000円)
随意契約の理由	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書:無し 見積業者数:1 者
見積業者数、業者選定	業者選定の理由:前記在宅の障がい者及び要介護
の理由等	者への PCR 検査事業検体採取業務委託
	(2022002801) (通し番号 156) ①に述べたとおり
	である。
契約の相手方	リ・バース株式会社
契約日(変更契約日)	令和 4 年 4 月 26 日 (令和 5 年 2 月 28 日)

始期、終期、完了検査	始期: 令和 4 年 4 月 26 日
日	終期: 令和5年3月31日
	検査日:令和5年3月31日(業務完了届日)
請求日、代金支払日	実積払い(実施月の翌月に実施報告及び請求を受
	けて30日以内に支払い)

ア 決裁について

前記在宅の障がい者及び要介護者への PCR 検査事業検体採取業 務委託 (2022002801) (通し番号 156) ②アに述べたとおりである。

(20) 在宅の障がい者及び要介護者への PCR 検査事業検体採取業務委託(2022002808) (通し番号 162)

担当課	福祉部介護保険課
契約の目的	前記在宅の障がい者及び要介護者への PCR 検査
	事業検体採取業務委託(2022002801)(通し番号
	156) ①に述べたとおりである。
執行伺書起案日	令和 4 年 4 月 6 日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	1件あたり 15,000円 (0件:0円)
随意契約の理由	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書:無し 見積業者数:1 者
見積業者数、業者選定	業者選定の理由:前記在宅の障がい者及び要介護
の理由等	者への PCR 検査事業検体採取業務委託
	(2022002801) (通し番号 156) ①に述べたとおり
	である。
契約の相手方	認定特定非営利活動法人ホームホスピスたちばな
	訪問看護ステーションぱりおん
契約日 (変更契約日)	令和 4 年 4 月 26 日 (令和 5 年 2 月 28 日)

始期、終期、完了検査	始期: 令和 4 年 4 月 26 日
日	終期: 令和5年3月31日
	検査日:令和5年3月31日(業務完了届日)
請求日、代金支払日	実積払い(実施月の翌月に実施報告及び請求を受
	けて30日以内に支払い)

ア 決裁について

前記在宅の障がい者及び要介護者への PCR 検査事業検体採取業 務委託 (2022002801) (通し番号 156) ②アに述べたとおりである。

(21) 在宅の障がい者及び要介護者への PCR 検査事業検体採取業務委託(2022002809) (通し番号 163)

担当課	福祉部介護保険課
契約の目的	前記在宅の障がい者及び要介護者への PCR 検査
	事業検体採取業務委託(2022002801)(通し番号
	156) ①に述べたとおりである。
執行伺書起案日	令和4年4月6日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	1件あたり 15,000円 (0件:0円)
随意契約の理由	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書:無し 見積業者数:1 者
見積業者数、業者選定	業者選定の理由:前記在宅の障がい者及び要介護
の理由等	者への PCR 検査事業検体採取業務委託
	(2022002801)(通し番号 156)①に述べたとおり
	である。
契約の相手方	医療法人薩典会橋口医院
契約日(変更契約日)	令和 4 年 4 月 26 日 (令和 5 年 2 月 28 日)

始期、終期、完了検査	始期: 令和 4 年 4 月 26 日
日	終期: 令和5年3月31日
	検査日:令和5年4月1日(業務完了届日)
請求日、代金支払日	実積払い(実施月の翌月に実施報告及び請求を受
	けて30日以内に支払い)

ア 決裁について

前記在宅の障がい者及び要介護者への PCR 検査事業検体採取業 務委託 (2022002801) (通し番号 156) ②アに述べたとおりである。

(22) 在宅の障がい者及び要介護者への PCR 検査事業検体採取業務委託(2022002812) (通し番号 164)

担当課	福祉部介護保険課
契約の目的	前記在宅の障がい者及び要介護者への PCR 検査
	事業検体採取業務委託(2022002801)(通し番号
	156) ①に述べたとおりである。
執行伺書起案日	令和 4 年 4 月 23 日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	1件あたり 15,000円 (0件:0円)
随意契約の理由	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書:無し 見積業者数:1 者
見積業者数、業者選定	業者選定の理由:前記在宅の障がい者及び要介護
の理由等	者への PCR 検査事業検体採取業務委託
	(2022002801) (通し番号 156) ①に述べたとおり
	である。
契約の相手方	株式会社 GOOD LIFE
	訪問看護ステーションオハナ
契約日 (変更契約日)	令和 4 年 4 月 26 日 (令和 5 年 2 月 28 日)

始期、終期、完了検査	始期: 令和 4 年 4 月 26 日
日	終期: 令和5年3月31日
	検査日:令和5年3月31日(業務完了届日)
請求日、代金支払日	実積払い(実施月の翌月に実施報告及び請求を受
	けて30日以内に支払い)

ア 執行伺書について

本件の執行伺書においては、起案日が令和4月23日であると ころ、決裁日が令4年4月6日となっている。

単なる誤記のようにも思われるが、本件の執行伺書の記載のと おり起案の前に決裁がなされているとすれば手続上問題であっ て、手続の遵守が求められる。

また、かかる問題が生じないようにするため、下記のとおり決裁にあたってできる限り複数人でチェックできるよう体制を整えることが望ましい。

【指摘】

本件の執行伺書のうち、起案日及び決裁日の記載について、単なる誤記であれば修正し、起案の前に決裁がなされたのであれば手続を遵守されたい。

イ 決裁について

- (23) 在宅の障がい者及び要介護者への PCR 検査事業検体採取業務委託(2022002813) (通し番号 165)
 - ① 契約の概要

担当課	福祉部介護保険課
-----	----------

契約の目的	前記在宅の障がい者及び要介護者への PCR 検査
	事業検体採取業務委託(2022002801)(通し番号
	156) ①に述べたとおりである。
執行伺書起案日	令和4年4月6日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	1 件あたり 15,000 円(1 件:15,000 円)
随意契約の理由	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書:無し 見積業者数:1者
見積業者数、業者選定	業者選定の理由:前記在宅の障がい者及び要介護
の理由等	者への PCR 検査事業検体採取業務委託
	(2022002801) (通し番号 156) ①に述べたとおり
	である。
契約の相手方	医療法人社団誠友会
	訪問看護ステーションなんぶ
契約日 (変更契約日)	令和 4 年 4 月 26 日 (令和 5 年 2 月 28 日)
始期、終期、完了検査	始期: 令和 4 年 4 月 26 日
日	終期:令和5年3月31日
	検査日:令和5年3月31日(業務完了届日)
請求日、代金支払日	実積払い(実施月の翌月に実施報告及び請求を受
	けて30日以内に支払い)

ア 決裁について

- (24) 在宅の障がい者及び要介護者への PCR 検査事業検体採取業務委託(2022002799) (通し番号 166)
 - ① 契約の概要

担当課 福祉部介護保険課	担当課
--------------	-----

契約の目的	前記在宅の障がい者及び要介護者への PCR 検査
	事業検体採取業務委託(2022002801)(通し番号
	156) ①に述べたとおりである。
執行伺書起案日	令和4年4月6日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額 (最終額)	1件あたり 15,000 円(4件:60,000 円)
随意契約の理由	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書:無し 見積業者数:1 者
見積業者数、業者選定	業者選定の理由:前記在宅の障がい者及び要介護
の理由等	者への PCR 検査事業検体採取業務委託
	(2022002801) (通し番号 156) ①に述べたとおり
	である。
契約の相手方	株式会社 aini
契約日 (変更契約日)	令和 4 年 4 月 26 日
始期、終期、完了検査	始期:令和4年4月26日
日	終期: 令和5年2月28日
	検査日:令和5年3月10日(業務完了届日)
請求日、代金支払日	実積払い(実施月の翌月に実施報告及び請求を受
	けて30日以内に支払い)

② 契約の概要

ア 決裁について

- (25) 在宅の障がい者及び要介護者への PCR 検査事業検体採取業務委託(2022002805) (通し番号 167)
 - ① 契約の概要

担当課	福祉部介護保険課
-----	----------

契約の目的	前記在宅の障がい者及び要介護者への PCR 検査
	事業検体採取業務委託(2022002801)(通し番号
	156) ①に述べたとおりである。
執行伺書起案日	令和4年4月6日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額 (最終額)	1件あたり 15,000 円(1件:15,000 円)
随意契約の理由	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書:無し 見積業者数:1 者
見積業者数、業者選定	業者選定の理由:前記在宅の障がい者及び要介護
の理由等	者への PCR 検査事業検体採取業務委託
	(2022002801) (通し番号 156) ①に述べたとおり
	である。
契約の相手方	株式会社あいずのとも
契約日 (変更契約日)	令和 4 年 4 月 26 日
始期、終期、完了検査	始期:令和4年4月26日
日	終期: 令和5年2月28日
	検査日:令和5年3月10日(業務完了届日)
請求日、代金支払日	実積払い(実施月の翌月に実施報告及び請求を受
	けて30日以内に支払い)

ア 決裁について

- (26) 在宅の障がい者及び要介護者への PCR 検査事業検体採取業務委託(2022002811) (通し番号 168)
 - ① 契約の概要

担当課	福祉部介護保険課
-----	----------

契約の目的	前記在宅の障がい者及び要介護者への PCR 検査
	事業検体採取業務委託(2022002801)(通し番号
	156) ①に述べたとおりである。
執行伺書起案日	令和4年4月6日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	1件あたり 15,000 円 (0件:0円)
随意契約の理由	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書:無し 見積業者数:1 者
見積業者数、業者選定	業者選定の理由:前記在宅の障がい者及び要介護
の理由等	者への PCR 検査事業検体採取業務委託
	(2022002801) (通し番号 156) ①に述べたとおり
	である。
契約の相手方	医療法人芳明会
契約日 (変更契約日)	令和 4 年 4 月 26 日
始期、終期、完了検査	始期:令和4年4月26日
日	終期: 令和5年2月28日
	検査日:令和5年3月27日(業務完了届日)
請求日、代金支払日	実積払い(実施月の翌月に実施報告及び請求を受
	けて30日以内に支払い)

ア 執行何書について

本件の執行同書においては、起案日が令和4年4月23日であるところ、決裁日が令和4年4月6日となっている。

単なる誤記のようにも思われるが、本件の執行伺書の記載のと おり起案の前に決裁がなされているとすれば手続上問題であっ て、手続の遵守が求められる。

また、かかる問題が生じないようにするため、下記のとおり決 裁にあたってできる限り複数人でチェックできるよう体制を整 えることが望ましい。

【指摘】

本件の執行何書のうち、起案日及び決裁日の記載について、単な る誤記であれば修正し、起案の前に決裁がなされたのであれば 手続を遵守されたい。

イ 決裁について

- (27) 在宅の障がい者及び要介護者への PCR 検査事業検体採取業務委託(2022002814) (通し番号 169)
 - ① 契約の概要

担当課	福祉部介護保険課
契約の目的	前記在宅の障がい者及び要介護者への PCR 検査
	事業検体採取業務委託(2022002801)(通し番号
	156) ①に述べたとおりである。
執行伺書起案日	令和 4 年 4 月 6 日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額 (最終額)	1件あたり 15,000 円(2件:30,000 円)
随意契約の理由	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書:無し 見積業者数:1 者
見積業者数、業者選定	業者選定の理由:前記在宅の障がい者及び要介護
の理由等	者への PCR 検査事業検体採取業務委託
	(2022002801) (通し番号 156) ①に述べたとおり
	である。
契約の相手方	株式会社ララボンド
	看護とリハビリの訪問ステーションなちゅらる
契約日 (変更契約日)	令和 4 年 4 月 26 日
始期、終期、完了検査	始期:令和4年4月26日
日	終期: 令和5年2月28日

	検査日:令和5年3月10日(業務完了届日)
請求日、代金支払日	実積払い(実施月の翌月に実施報告及び請求を受
	けて 30 日以内に支払い)

ア 決裁について

前記在宅の障がい者及び要介護者への PCR 検査事業検体採取業 務委託 (2022002801) (通し番号 156) ②アに述べたとおりである。

(28) 宮崎市子ども食堂ネットワーク応援業務委託 (通し番号 170)

担当課	子ども未来部子育て支援課
契約の目的	・「子ども食堂」の取組を市内に広げるため、利用
	相談や開設相談への対応のほか、子どもの支援を
	行う専門家や関係団体等とのネットワーク構築を
	行うコーディネーターを配置する。
	・子ども食堂運営者や子どもの支援に関わる関係
	団体等による連絡会議を開催し、子ども食堂を入
	口とした、子どもを適切な支援につなぐ支援体制
	を構築する。
執行伺書起案日	令和4年4月1日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	6,798,000 円
随意契約の理由	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
	本業務は平成 30 年度から公募型プロポーザルで
	実施したが、応募者が同年度1者、平成31年度・
	令和元年度は1者のみの状況のもと、「支え合いの
	地域づくりネットワーク」は当初より受託者とし
	て業務を誠実に履行し、子ども食堂の数を30箇所
	超えるまでに増やし成果を上げており、伴走型の

	支援が可能な現状唯一の団体であるため、その性
	質上、競争入札に適さない。
見積合せ調書の有無、	随意契約であるが、1者から見積書を提出させ、
見積業者数、業者選定	予定価格より低い金額で契約できている。
の理由等	
契約の相手方	支え合いの地域づくりネットワーク
契約日 (変更契約日)	令和 4 年 12 月 16 日
始期、終期、完了検査日	始期:令和4年4月1日
	終期: 令和5年3月31日
	完了検査日:令和5年3月31日
請求日、代金支払日	請求日:令和4年4月4日
	支払日:令和4年4月13日(概算1回払い)
	(過不足額0円のため精算なし)

指摘及び意見ではない。ただし、実施報告書によると、本業務目的を達成すべく工夫を凝らした各種活動を意欲的に行っていることがうかがえることから、自治令第167条の2第1項第2号による随意契約とすることに何ら問題はないと思料する。

(29) みやざき恋文プロジェクト運営業務委託(通し番号 171)

担当課	子ども未来部子育て支援課
契約の目的	結婚する意欲のある「県内」在住の独身者を募集
	し、「みやざき共創都市圏(宮崎市、国富町、綾町)」
	在住の独身者とのペアリングを行い、「恋文」のや
	り取りを通して、交際や結婚につなげていき、将
	来的に出生数を増加させるとともに晩婚化を防ぐ
	(少子化対策)。
執行伺書起案日	令和4年4月1日

予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	2,475,000 円
随意契約の理由	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
	本事業は令和元年度に総合政策部企画政策課がプ
	ロポーザルにより実施し、カテナ株式会社が令和
	3年度まで受託し、本業務遂行に必要なノウハウ
	を有している。また、宮崎市移住センター運営業
	務との連携が必要不可欠であるところ同社が同運
	営業務も併せて受託しており並行して本業務遂行
	が可能な業者は同社しかないため、その性質上、
	競争入札に適さない。
見積合せ調書の有無、	随意契約であるが、1者から見積書を提出させ、
見積業者数、業者選定	予定価格より低い金額で契約できている。
の理由等	
契約の相手方	カテナ株式会社
契約日(変更契約日)	令和4年4月1日
始期、終期、完了検査日	始期:令和4年4月1日
	終期:令和5年3月31日
	ただし、①4~6月、②7~9月、③10~12月、④1~3
	月ごとに中間報告書を提出。
	完了検査日:①令和4年7月4日、②同年10月4
	日、③令和5年1月4日、④同年3月31日
請求日、代金支払日	618,750 円×4 回=2,475,000 円
	① 請求日:令和4年7月26日
	支払日:令和4年8月8日(予定日)
	② 請求日:令和4年10月18日
	支払日:令和4年10月31日(予定日)
	③ 請求日:令和5年1月6日
	支払日:令和5年1月20日(予定日)

④ 請求日:令和5年4月13日

支払日:令和5年4月26日(予定日)

② 監査結果

指摘及び意見はない。なお、少子化対策として必要な事業である と思われるが、その効果がどう現れるか見極めが難しい問題である ため、次年度以降、費用対効果の面から本事業内容の見直し・改善・ 工夫等を常に意識して事業遂行すべきであると考える。

(30) 宮崎市児童遊園等遊具等保守点検業務委託 (通し番号 172)

担当課	子ども未来部子育て支援課
契約の目的	宮崎市城の下児童遊園を含む児童遊園 14 か所、児
	童広場 6 か所におけるネジ調整や錆止め処理等の
	遊具等点検、フェンス等施設内の安全点検を年2回
	委託する。
執行伺書起案日	令和4年4月1日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額 (最終額)	211,200 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項第1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有無、	3者の見積合せ調書あり。
見積業者数、業者選定	(見積合わせ日:令和4年4月1日)
の理由等	「工事等随意契約締結伺書」あり。
契約の相手方	株式会社日光製作所
契約日 (変更契約日)	令和4年4月1日(委託請書)
始期、終期、完了検査	始期:令和4年4月1日
日	終期: 令和5年3月31日
	完了日:1回目点検報告・令和4年5月26日
	2回目点検報告・令和4年11月7日
請求日、代金支払日	請求日:令和4年11月7日

支払日:令和4年11月22日(ただし予定日)

② 監査結果

ア 仕様書の記載について

本契約における仕様書には、①委託業務名、②委託業務内容、 ③点検回数、④委託業務場所が明記されているが、まず②については、(1)遊具等の保守点検、(2)施設内の安全点検、(3)(1)(2)による異常個所の修理(部品代別途)とあるのみで、具体的な点検方法や点検報告の要否や方法、時期等に関する記載がない。また、 ③について「年2回(期日等については協議の上決定)」とあるのみで時期的な定めが全くない。

本契約の履行状況を確認すると、受託業者においてしかるべき 点検を実施し、点検報告書が提出されている。しかし、契約書作 成が省略される少額随意契約では、仕様書は、契約書の代わりとして合意内容を決定する重要な客観証拠となるため、受託業者の 履行状況が不適切であった場合に、担当課から業者に対し仕様書に従った適切な履行を指導することが困難になり、想定外のトラブルが生じるおそれがある。

また点検時期について履行状況をみると、1回目点検が5月、2回目が11月となっている。当年度の点検時期は前年度の点検時期との関係で調整されると思われるため、仕様書の作成段階において概ね5月と11月が想定されていたと考える。そうであれば、「期日等については協議の上決定」と記載するのではなく、「点検

時期 概ね5月と11月(ただし、状況に応じて協議する。)」といった記載をし、点検時期を可能な限り特定しておくべきであると考える。

さらに、本契約の履行期間が令和4年4月1日~令和5年3月31日であるのに、令和4年11月中に代金請求があり支払予定となっている。担当課にその理由をヒアリングしたところ、2回目の点検が同年11月7日に完了したため履行期間の終了前に支払

ったとのことだった。それであれば、仕様書の中には2回目の点 検完了後に委託料全額を支払う旨も記載すべきである。

【意見】

契約書が省略される少額随意契約においては、受託業者に提示 される仕様書が契約者間の合意内容を決定する重要な客観証拠 となるため、受託業者とのトラブルを回避するため、仕様書の内 容は可能な限り明確かつ特定して記載すべきである。

(31) 宮崎市児童遊園(児童広場)清掃業務委託(通し番号 173)

担当課	子ども未来部子育て支援課
契約の目的	平和が丘児童遊園外8か所の児童遊園(児童広場)
	の清掃業務を委託する。
執行伺書起案日	令和4年4月1日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額 (最終額)	1,247,739 円
随意契約の理由	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号(市規則第 133
	条の 2)
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書あるが、1者のみ。
見積業者数、業者選定	(見積合わせ日:令和4年4月1日)
の理由等	
契約の相手方	公益社団法人宮崎市シルバー人材センター
契約日(変更契約日)	令和4年4月1日
始期、終期、完了検査	始期:令和4年4月1日
日	終期: 令和5年3月31日
	完了検査日:令和5年3月31日
請求日、代金支払日	2回払い(契約書第14条第2項)
	①4~9月分 623,869円
	請求日:令和4年10月27日

支払日:令和4年11月9日(予定日)

②10~翌年3月分623,870円

請求日:令和5年4月10日

支払日:令和5年4月24日(予定日)

② 監査結果

ア 業務実施報告書の作成について

本契約の清掃業務の具体的内容は、①雑草等の除草・収集・処理等、②ごみの収集・処理等、③便所の清掃等であるところ、受託業者が提出した報告書の内容を見ると、作業内容として「園内清掃 1人」などとあるほか、特記事項として異常等の有無をチェックするというだけの内容となっている。このような内容の報告書だと、業務完了検査にあたっては担当課が各児童遊園等に赴き実地検査しなければ完了検査の履行が困難である。そのため、業務実施報告書には、除草等の作業開始前と作業完了後の写真や特記事項に関する写真も添付することを求めることとし、その旨を仕様書に明記する方がよいと考える。

なお、そのような写真を添付することとしても業者に過度な負担を課すとは考えられず、令和5年3月22日付け業務報告書では受託業者自身の判断で特記事項に関する写真が添付されている。

【意見】

契約の履行状況(業務完了状況)を適切かつ円滑に検査するため、本契約の業務実施報告書に作業開始前後の写真や特記事項に関する写真を添付することを求める仕様書にすべきである。

イ 随契理由書の記載内容について

指摘及び意見はない。ただし、随契理由書の随契理由欄に「児童遊園は、児童福祉法第35条の規定に基づく児童福祉施設として設置しており、また、児童広場は同施設に準じるものであり」と記載されているが、児童遊園については、児童福祉法第40条に「児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とす

る施設とする。」とあるので、児童遊園は、児童福祉法第 35 条ではなく、「児童福祉法第 40 条の規定に基づく児童厚生施設」として設置していると記載するのが適切であると思われる。

(32) 令和4年度旧生目児童館管理運営業務委託(通し番号174)

担当課	子ども未来部子育て支援課
契約の目的	令和4年4月1日に廃止された生目児童館におい
	て、宮崎市生目地区交流センターが開館する同年5
	月1日までの1か月間、同児童館を小学生に遊びの
	場として提供し、社会性を学ぶ機会を与えること。
	(委託業務内容)
	(1)管理業務(設備備品の保守・修繕等、実施場所内
	等の清掃、ゴミ廃棄)、(2)事業(児童の遊び指導、講
	座、相談等)
執行伺書起案日	令和4年4月1日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	458,000 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有無、	「工事等随意契約締結伺書」あるが、1者のみ見積
見積業者数、業者選定	実施。当該契約の相手方は、令和4年3月31日ま
の理由等	で当該施設を指定管理者として運営しており、同年
	4月1日から引き続き管理運営が可能な者は1者し
	かない。一者随契の必要性に関する随契理由書あ
	\mathfrak{b} .
契約の相手方	社会福祉法人宮崎市社会福祉事業団
契約日 (変更契約日)	令和4年4月1日
始期、終期、完了検査	始期:令和4年4月1日
日	

	終期:令和4年4月30日(ただし変更協議により
	令和4年6月10日に終期を変更。)
	完了検査日:令和4年6月10日
請求日、代金支払日	請求日:令和4年4月18日
	支払日:令和4年4月25日(ただし予定日)

ア 印紙について

本契約の委託契約書には印紙が貼られておらず、それに替えて「【印紙税】委任契約のため不課税」とのスタンプが押されている。しかし、本契約の業務内容は、設備の保守、清掃やゴミ廃棄、児童向け講座などの事業が含まれており、また、業務完了報告書の提出も契約上義務付けられている。このような仕事の完成を目的する内容も含まれているため、委任契約だけではなく、請負契約(課税対象)の要素も本契約には含まれていると思われる。

この点について担当課にヒアリングを行ったところ、「今回の契約においては、指定管理の委任契約を引き継ぐものであり、児童館の運営に関しては、登録を行っている児童の主に放課後における居場所として存在(児童の居場所として場を提供)し、児童を預かる行為自体が重要であることから、「請負(課税)」の契約ではなく、「委任契約(不課税)」と判断したところです。」との回答であった。つまり、本契約は、児童を預かるという行為を重視し、その重要な行為が委任であるから非課税であると判断していると思われる。

しかし、「印紙税の課税・非課税がわかる本(第5版)」(税理士 松本正春著)143頁によると、「民法上は典型契約としての請負契 約が規定されているが、印紙税法においては、その一部に請負に 関する事項が併記された契約書や請負とその他の事項が混然一体 として記載された契約書も請負に関する契約書に該当するものが ある。請負の目的物には、(中省略)機械の修理のような有形のも ののほか、機械の保守、建物の清掃のような無形なもののも含ま れる。」とある。そして、「請負とは、仕事の完成と報酬の支払い とが対価関係にあることが必要であるから、仕事の完成の有無に かかわらず報酬が支払われるものは請負契約とはならないものが 多」いとの記載もある。

かかる見地から本契約における「事業実施報告書」をみると、 児童館の利用状況として開館日の利用者数一覧、児童が行った遊 びの内容(鬼ごっこ、ぬりえ等)、その他の説明会や書類受付、引 継ぎ作業、片付け等が記載されている。そして、かかる委託業務 完了に対し完了検査命令のもと同検査も実施されている。

ただ、報酬の支払いは、上記報告書の完了検査前に支払われており、「仕事の完成」(成果物)である報告書に対して報酬を支払われているのではないとも思われる。しかし、契約上、委託料は「概算払い」とされ、「検査の結果、収支精算額が委託料を下回った場合には、その精算額をもって委託料とし、受注者は、発注者の指示によりその差額を返還するものとする。」と規定されており、結果的には成果物に対する報酬であると言わざるをえない。なお、請負契約と委任契約の区分につき前記「印紙税の課税・非課税がわかる本(第5版)」(税理士松本正春著)147頁を参照されたい。

以上のように検討すると、印紙税法上、本契約は「請負契約」 (課税文書)に該当すると言わざるを得ない。

もっとも、通常、「請負契約」になると言われている「設備の保守」や「清掃」については、本契約の業務に含まれているものの、付随的な業務内容となっており、「事業実施報告書」の中でも特段の報告がなされていないことから、本事業の実態としては「委任契約」と考えられなくもない。

ただし、本件契約書の実質的な意味としてそこまで解釈できるかどうかは難しい問題であるため、より専門的な意見を参考とすべく、税務署等専門機関に相談し、指導を受けることが望ましい。

【意見】

契約の主たる内容が「委任契約」であるとしても、「請負契約」 としての内容が部分的に含まれる場合は、課税文書として印紙 が必要となる場合があるので、税務署等専門機関に相談し、指導 を受けることが望ましい。

(33) 母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収業務委託 (通し番号 175)

担当課	子ども未来部子育て支援課
契約の目的	母子父子寡婦福祉資金貸付金債権について、専門
	的な知識と経験を有する事業者に回収業務を委託
	し、貸付制度の適正な運用の確保及び債権の回収
	促進を図る。
執行伺書起案日	令和 2 年 10 月 5 日
予定価格 (設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	令和 4 年度 633,000 円 (95,174 円)
	(参考:令和2年度774,000円(594円)、令和3
	年度 1,452,000 円(503,980 円))
随意契約の理由	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書の有無:無し
見積業者数、業者選定	見積業者数:1者
の理由等	業者選定の理由:本件業務委託にあたっては、公
	募型プロポーザルにより業者選定を行った。委託
	候補者選定委員会において、希望事業者を募集し、
	企画提案書及びプレゼンテーションによる審査を
	行い、最も優れていると判定された法人を優先交
	渉権者として選定。その後、仕様等の詳細を協議
	した結果、本業務の受注者として適任であると判
	断されたため、同法人と随意契約をするもの。
契約の相手方	弁護士法人ブレインハート法律事務所

契約日 (変更契約日)	令和3年1月20日
始期、終期、完了届日	始期: 令和3年1月20日
	終期: 令和 4 年 9 月 30 日
	完了届日:令和4年9月30日
代金支払日、代金支払	請求日:令和4年9月30日
日	代金支払日:令和4年10月17日

ア 代金支払関係書類について

前記宮崎市天神山公園の桜撮影業務委託(通し番号 143)②イに 述べたとおりである。

【意見】

庶務研において、業務委託 (一般委託) に係る添付書類として代金支払関係書類の写しを求める運用にすることが望ましい。

【意見】

会計課のみならず担当課においても支払遅延等を確認すべく代金支払いの事実、代金支払日、支払遅延の有無等を確認できる書類の写しを契約資料として記録に残すべきである。

(34) インバウンド受入体制整備事業業務委託(動画制作)(通し番号 176)

担当課	観光商工部観光戦略課
契約の目的	本市に訪れる訪日外国人旅行客をメインターゲッ
	トとした動画を作成し、WEB や SNS 等を活用し
	た動画による情報発信及び広告発信等により、認
	知度向上を図る。
執行伺書起案日	令和 5 年 1 月 24 日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	4,000,000 円

随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 2 号
見積合せ調書の有無、	無
見積業者数、業者選定	1 者
の理由等	プロポーザル方式により候補者を選定
契約の相手方	株式会社地球の歩き方
契約日 (変更契約日)	令和 5 年 1 月 26 日
始期、終期、完了検査	始期: 令和 5 年 1 月 27 日
日	終期: 令和 5 年 3 月 28 日
	検査日:令和5年3月28日
請求日、代金支払日	請求日:令和5年3月28日
	代金支払日:令和5年4月12日(ただし予定日)

ア 選定委員会について

本件業務は、インバウンド再開に向けたプロモーション映像の 作成である。プロポーザル方式が採られた理由については、外国 人旅行客に向けた、プロモーション戦略、ブランド戦略、観光地 マネジメント等の業務遂行に高度な知識や経験が必要であり、競 争入札に適さないとされている。すなわち、自治体のリソースで は、外国人旅行客に効果的に誘引できる高度なプロモーション戦 略等や映像制作が作成できないため、公募型プロポーザル方式に より受託事業者を募ったのである。しかし、公募のあった提案を 評価する選定委員会のメンバーは、宮崎市観光商工部長を委員長 とし、委員も、宮崎市秘書課長、観光戦略課長、商業政策課長と 宮崎市観光協会事務局長とほぼ宮崎市の職員で構成されている。 このような構成の選定委員会においては、2つの弊害が想起され る。1 つは、参加事業者の高度な提案を適切に評価できないこと である。2つ目は、市の観光戦略に沿った提案が採択されて、タ ーゲットである外国人旅行客の視点が排除されることである。極 論すると、市の職員が持つ価値観の押し付けになる可能性が高い。 需要者や潜在的需要者が評価に加わらなければ、真に目的を達す

るための提案がいずれなのかを評価することはできない。契約の 目的を達成するには、広告やプロモーションの専門家やターゲッ トである外国人を選定委員会のメンバーに加える必要がある。

【意見】

公募型プロポーザルを実施するのであれば、契約目的に即した 選定委員を選ぶべきである。

イ 審査について

受託候補者選定にあたっては、参加事業者すべてに対する評価点により上位3者を抽出し(一次審査)、3者に対し選定委員が順位点を付しその合計が最も高いものを受託候補者とするとされている(二次審査)。二次審査の結果を見ると、委員の一人が一次審査による上位3者以外に順位点を付けているが、特段やり直しなどは行われなかったようである。選定委員会を主宰する委員長としては、きちんと委員に審査方法を説明し、厳正に審査を行うよう指導すべきであった。また、本件では二次審査では上位2者が同点となり、選定委員の多数決による最終審査が行われた。このように拮抗した状況であったことから、二次審査の際に誤った参加者への順位点の配点がなければ、最終的な受託候補者が異なっていた可能性もある。なお、最終的な受託候補者は、一次審査では2番目の事業者であった。公正な審査の履行のために、二次審査は再度やり直すべきであった。

【意見】

審査基準書に定められた候補者の決定方法を遵守されたい。

- (35) 令和4年度「神武東遷」認知拡大・観光誘客推進事業業務委託(通 し番号177)
 - ① 契約の概要

担当課	観光商工部観光戦略課
-----	------------

契約の目的	神話の魅力を県内外に発信し観光誘客を促進する
	ため。
執行伺書起案日	令和 4 年 11 月 15 日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	8,498,600 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 2 号
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書無。見積業者1者
見積業者数、業者選定	公募型プロポーザル実施
の理由等	
契約の相手方	株式会社 MRT アド
契約日(変更契約日)	令和 4 年 11 月 17 日
始期、終期、完了検査	始期: 令和 4 年 11 月 17 日
日	終期: 令和5年3月31日
	検査日:令和5年3月13日
請求日、代金支払日	請求日: 令和5年3月16日
	代金支払日:令和5年3月29日(ただし予定日)

指摘及び意見はない。ただし、以下の点を付言する。

本事業は神武東遷の認知拡大とともに観光誘客の推進を目的とした事業である。完了検査の結果「良」とされているが、どの程度県外、又は外国からの誘客があったのか何らの検討もされていない。イベント自体の良否だけでなく、観光誘客にどの程度成果があったのか検査することが、次年度以降のイベントの成否に繋がると言える。

(36) 田野運動公園巨石等撤去委託 (通し番号 178)

担当課	観光商工部スポーツランド推進課
契約の目的	田野運動公園内の巨石、木くずを処分する。

執行伺書起案日	令和 4 年 12 月 2 日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	99,550 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項第1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書:無し
無、見積業者数、業	見積業者数:1者
者選定の理由等	業者選定の理由:随契理由書なく不明
契約の相手方	有限会社末原産業
契約日(変更契約日)	令和 4 年 12 月 9 日
始期、終期、完了検	始期: 令和 4 年 12 月 12 日
查日	終期: 令和5年1月31日
	検査日:令和5年1月26日(業務完了届日)
請求日、代金支払日	請求日: 不明
	代金支払日:不明

ア 随契理由書の添付について

前記宮崎市天神山公園の桜撮影業務委託(通し番号 143)②アに 述べたとおりである。

【意見】

庶務研において、設計金額 10 万円未満の業務委託(一般委託)であっても、随契理由書の添付を求める運用とすることが望ましい。

イ 代金支払関係書類について

前記宮崎市天神山公園の桜撮影業務委託(通し番号 143)②イに述べたとおりである。

【意見】

庶務研において、業務委託 (一般委託) に係る添付書類として代金支払関係書類の写しを求める運用にすることが望ましい。

【意見】

会計課のみならず担当課においても支払遅延等を確認すべく代金支払いの事実、代金支払日、支払遅延の有無等を確認できる書類の写しを契約資料として記録に残すべきである。

(37) 生目の杜運動公園臨時駐車場草刈業務委託 (通し番号 179)

① 契約の概要

担当課	観光商工部スポーツランド推進課
契約の目的	生目の杜運動公園臨時駐車場の草刈を行う。
執行伺書起案日	令和 4 年 10 月 3 日
予定価格(設計金額)	※ (通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	495,000 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項第1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有無、	3者の見積合せ調書あり。経験・実績が豊富で直ち
見積業者数、業者選定	に対応できるとして3者を選定。見積合わせを令和
の理由等	4年10月7日に実施。
契約の相手方	株式会社スカイフォレスト宮崎
	※令和4年 10 月 3 日付け参考見積書(税込み
	495,000円)を提出している。
契約日 (変更契約日)	令和 4 年 10 月 7 日 (委託請書)
始期、終期、完了検査	始期: 令和4年10月11日
日	終期:令和4年10月31日
	完了日: 令和 4 年 10 月 31 日
請求日、代金支払日	請求日:不明
	支払日:不明

② 監査結果

ア 代金支払関係書類について

前記宮崎市天神山公園の桜撮影業務委託 (通し番号 143) ②イに述べたとおりである。

【意見】

庶務研において、業務委託 (一般委託) に係る添付書類として代金支払関係書類の写しを求める運用にすることが望ましい。

【意見】

会計課のみならず担当課においても支払遅延等を確認すべく代金支払いの事実、代金支払日、支払遅延の有無等を確認できる書類の写しを契約資料として記録に残すべきである。

イ 予定価格の設定について

本契約では、見積依頼予定の業者から参考見積書を提出してもらい、その金額のまま予定価格を定めている。しかし、草刈業務の見積額については、一般的に、除草面積、作業時間、除草処分量などを基準として算定されるが、業者によって算定基準が異なっている。そのため、1 者のみではなく 2,3 者から参考見積書を提出してもらうのが妥当であると考える。

また1者のみから参考見積書を提出してもらう場合であっても、 樋口108頁において、事業者への参考見積依頼の基本ルールとし て、「業者の見積りに100%依存せず、担当としても積算する。」 とあるように、担当課において数量や単価等を具体的に検討して 予定価格を改めて積算すべきである。

なお、本契約の予定価格 495,000 円は、一般委託の少額随契上限 50 万円に僅に満たないものであるため、一般競争入札対象になることを回避した可能性も疑われる。かかる見地からも予定価格がいかに積算されたかが分かる記録を残すべきである。

【意見】

予定価格設定のため参考見積書を提出してもらう場合は、できる限り複数業者から見積書を提出してもらい、もし 1 者のみから提出を受ける場合は、担当課において見積の内訳を詳細に吟味して予定価格を改めて積算すべきである。

- (38) 宮崎市営住宅等指定管理料(通し番号 180)
 - ① 契約の概要

担当課	建設部建築住宅課
契約の目的	宮崎市営住宅等指定管理料
執行伺書起案日	令和 4 年 11 月 15 日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	15,000,000 円
随意契約の理由	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号(ただし変更理
	由書に明示の記載なし)
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書 無し 指定管理者による実施
見積業者数、業者選定	令和 4 年 9 月 14 日発生の台風 14 号による災害復
の理由等	旧や修繕
契約の相手方	宮崎市営住宅管理センター
契約日 (変更契約日)	令和 4 年 11 月 30 日
始期、終期、完了検査	始期:令和4年4月1日(令和4年11月30日契
日	約変更)
	終期: 令和5年3月31日
	検査日:令和5年3月31日
請求日、代金支払日	請求日: 令和4年12月2日
	代金支払日:令和4年12月6日

ア 随意契約の根拠条文について

建築住宅課担当者に対するヒアリングによると、本件工事は台 風災害の復旧のための支出であり、通常の修繕予算では不足する との指定管理者からの要望により議会での補正予算により宮崎 市営住宅等基金を財源として委託したものである。(指定管理料 については年間概算にて支払い余剰分は返戻を受けその全部又 は一部を市営住宅等基金に積み立てている。)

担当課にヒアリングしたところによると、台風災害による緊急の修繕等であるが、手続きとして指定管理料の増額によるもので

「宮崎市緊急工事及び緊急業務委託事務取扱要綱」に該当するものではないとの説明であった。

変更執行伺書には、契約区分が随意契約との記載があるが随意契約の根拠条文記載がない。(担当課によれば 2 号に該当するとのことである。)

【指摘】

随意契約については、その根拠条文及び理由等を明確にされたい。

(39) 水門等操作委託 (その1) (通し番号 181)

担当課	佐土原総合支所 農林建設課
契約の目的	大雨洪水時、津波発生時における浸水被害から地
	域住民の生命財産を守るために樋門操作を行う。
執行伺書起案日	令和4年4月1日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額 (最終額)	251,900 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 2 号
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書:無し 見積業者数:1 者
見積業者数、業者選定	業者選定の理由:福島樋門操作組合は、地域住民
の理由等	を中心として結成されており、有事の際は即時に
	参集し、操作対応が出来る。また、樋門操作につ
	いては、状況判断等の経験が必要となるが、これ
	まで確実に操作を履行している実績がある。本業
	務の性質上、迅速に初動体制を結成し、樋門操作
	に精通しているものが作業にあたる必要があり、
	競争入札に適さないことから随意契約を行うもの
	である。
契約の相手方	福島樋門操作組合

契約日 (変更契約日)	令和4年4月1日
始期、終期、完了検査	始期:令和4年4月1日
日	終期: 令和5年3月31日
	検査日:令和5年3月31日(業務完了届日)
請求日、代金支払日	請求日: 令和5年3月31日
	代金支払日:令和5年4月14日(ただし予定日)

ア 契約手続について

意見及び指摘はない。

ただし、本件の関係書類をみると、執行伺書の起案日・決裁日、 委託見積書の日付、契約締結伺・支出負担行為書の起案日・決裁 日、課税・免税事業者届出書の日付、委託業務・工事履行届の日 付、水門等操作委託(その1)契約書の日付がいずれも令和4年4 月1日である。

あまりに検討の時間が少ないことから、各関係書類が適切に作成されたかについて疑問が生じるところであり、疑義が生じない形で作成されることが望ましい。

イ 代金支払関係書類について

前記宮崎市天神山公園の桜撮影業務委託(通し番号 143)②イに述べたとおりである。

【意見】

庶務研において、業務委託 (一般委託) に係る添付書類として代金支払関係書類の写しを求める運用にすることが望ましい。

【意見】

会計課のみならず担当課においても支払遅延等を確認すべく代金支払いの事実、代金支払日、支払遅延の有無等を確認できる書類の写しを契約資料として記録に残すべきである。

ウ 添付書類チェック表について

指摘及び意見はない。

本件においては、添付書類チェック表が作成されている。これ は随意契約手続を適正・円滑に進める上で評価できる運用である。

(40) 水門等操作委託 (その2) (通し番号182)

① 契約の概要

担当課	佐土原総合支所 農林建設課
契約の目的	前記水門等操作委託(その 1) (通し番号 181) ①
	に述べたとおりである。
執行伺書起案日	令和4年4月1日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額 (最終額)	559,900 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 2 号
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書:無し 見積業者数:1 者
見積業者数、業者選定	業者選定の理由:前記水門等操作委託(その 1)
の理由等	(通し番号 181)①に述べたとおりである。
契約の相手方	追手川樋門操作組合
契約日 (変更契約日)	令和4年4月1日
始期、終期、完了検査	始期:令和4年4月1日
日	終期:令和5年3月31日
	検査日:令和5年3月31日(業務完了届日)
請求日、代金支払日	請求日: 令和5年3月31日
	代金支払日:令和5年4月14日(ただし予定日)

② 監査結果

ア 契約手続について

意見及び指摘はない。

ただし、本件の関係書類をみると、執行伺書の起案日・決裁日、 予定価格書の入札日、委託見積書の日付、契約締結伺・支出負担 行為書の起案日・決裁日、課税・免税事業者届出書の日付、委託 業務・工事履行届の日付、水門等操作委託(その 2) 契約書の日付がいずれも令和4年4月1日である。

あまりに検討の時間が少ないことから、各関係書類が適切に作成されたかについて疑問が生じるところであり、疑義が生じない 形で作成されることが望ましい。

イ 代金支払関係書類について

前記宮崎市天神山公園の桜撮影業務委託(通し番号 143)②イに述べたとおりである。

【意見】

庶務研において、業務委託 (一般委託) に係る添付書類として代金支払関係書類の写しを求める運用にすることが望ましい。

【意見】

会計課のみならず担当課においても支払遅延等を確認すべく代金支払いの事実、代金支払日、支払遅延の有無等を確認できる書類の写しを契約資料として記録に残すべきである。

ウ 添付書類チェック表について

指摘及び意見はない。

本件においては、添付書類チェック表が作成されている。これ は随意契約手続を適正・円滑に進める上で評価できる運用である。

(41) 水門等操作委託 (その3) (通し番号 183)

担当課	佐土原総合支所 農林建設課
契約の目的	前記水門等操作委託(その 1)(通し番号 181)①
	に述べたとおりである。
執行伺書起案日	令和4年4月1日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額 (最終額)	968,000 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 2 号

見積合せ調書の有無、	見積合せ調書:無し 見積業者数:1 者
見積業者数、業者選定	業者選定の理由:前記水門等操作委託(その 1)
の理由等	(通し番号 181)①に述べたとおりである。
契約の相手方	追手川放水路樋門操作組合
契約日 (変更契約日)	令和4年4月1日
始期、終期、完了検査	始期:令和4年4月1日
日	終期:令和5年3月31日
	検査日:令和5年3月31日(業務完了届日)
請求日、代金支払日	請求日: 令和5年3月31日
	代金支払日:令和5年4月14日(ただし予定日)

ア 契約手続について

意見及び指摘はない。

ただし、本件の関係書類をみると、執行伺書の起案日・決裁日、 予定価格書の入札日時、委託見積書の日付、契約締結伺・支出負 担行為書の起案日・決裁日、課税・免税事業者届出書の日付、委 託業務・工事履行届の日付、水門等操作委託(その3)契約書の日 付がいずれも令和4年4月1日である。

あまりに検討の時間が少ないことから、各関係書類が適切に作成されたかについて疑問が生じるところであり、疑義が生じない形で作成されることが望ましい。

イ 代金支払関係書類について

前記宮崎市天神山公園の桜撮影業務委託(通し番号 143)②イに述べたとおりである。

【意見】

庶務研において、業務委託 (一般委託) に係る添付書類として代金支払関係書類の写しを求める運用にすることが望ましい。

【意見】

会計課のみならず担当課においても支払遅延等を確認すべく代金支払いの事実、代金支払日、支払遅延の有無等を確認できる書類の写しを契約資料として記録に残すべきである。

ウ 添付書類チェック表について

指摘及び意見はない。

本件においては、添付書類チェック表が作成されている。これは随意契約手続を適正・円滑に進める上で評価できる運用である。もっとも、添付書類チェック表「18 請求書・支出命令書」の担当者チェック欄のチェックが欠けていることから改善が望まれる。

(42) 水門等操作委託 (その4) (通し番号 184)

担当課	佐土原総合支所 農林建設課
契約の目的	前記水門等操作委託(その 1)(通し番号 181)①
	に述べたとおりである。
執行伺書起案日	令和4年4月1日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	368,500 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 2 号
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書:無し 見積業者数:1 者
見積業者数、業者選定	業者選定の理由:前記水門等操作委託(その 1)
の理由等	(通し番号 181) ①に述べたとおりである。
契約の相手方	巨田樋門操作組合
契約日 (変更契約日)	令和4年4月1日
始期、終期、完了検査	始期:令和4年4月1日
日	終期:令和5年3月31日
	検査日:令和5年3月31日(業務完了届日)
請求日、代金支払日	請求日: 令和5年3月31日

代金支払日:令和5年4月14日(ただし予定日)

② 監査結果

ア 契約手続について

意見及び指摘はない。

ただし、本件の関係書類をみると、執行伺書の起案日・決裁日、 委託見積書の日付、契約締結伺・支出負担行為書の起案日・決裁 日、課税・免税事業者届出書の日付、委託業務・工事履行届の日 付、水門等操作委託(その4)契約書の日付がいずれも令和4年4 月1日である。

あまりに検討の時間が少ないことから、各関係書類が適切に作成されたかについて疑問が生じるところであり、疑義が生じない形で作成されることが望ましい。

イ 代金支払関係書類について

前記宮崎市天神山公園の桜撮影業務委託(通し番号 143)②イに述べたとおりである。

【意見】

庶務研において、業務委託 (一般委託) に係る添付書類として代金支払関係書類の写しを求める運用にすることが望ましい。

【意見】

会計課のみならず担当課においても支払遅延等を確認すべく代金支払いの事実、代金支払日、支払遅延の有無等を確認できる書類の写しを契約資料として記録に残すべきである。

ウ 添付書類チェック表について

指摘及び意見はない。

本件においては、添付書類チェック表が作成されている。これは随意契約手続を適正・円滑に進める上で評価できる運用である。

- (43) 水門等操作委託 (その5) (通し番号 185)
 - ① 契約の概要

担当課	佐土原総合支所 農林建設課
契約の目的	前記水門等操作委託(その 1) (通し番号 181) ①
	に述べたとおりである。
執行伺書起案日	令和4年4月1日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	323,400 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 2 号
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書:無し
見積業者数、業者選定	見積業者数:1者
の理由等	業者選定の理由:前記水門等操作委託(その 1)
	(通し番号 181)①に述べたとおりである。
契約の相手方	本部樋門操作組合
契約日 (変更契約日)	令和4年4月1日
始期、終期、完了検査	始期:令和4年4月1日
日	終期:令和5年3月31日
	検査日:令和5年3月31日(業務完了届日)
請求日、代金支払日	請求日: 令和5年3月31日
	代金支払日:令和5年4月14日(ただし予定日)

ア 契約手続について

意見及び指摘はない。

ただし、本件の関係書類をみると、執行伺書の起案日・決裁日、 委託見積書の日付、契約締結伺・支出負担行為書の起案日・決裁 日、課税・免税事業者届出書の日付、委託業務・工事履行届の日 付、水門等操作委託(その 5) 契約書の日付がいずれも令和 4 年 4月1日である。

あまりに検討の時間が少ないことから、各関係書類が適切に作成されたかについて疑問が生じるところであり、疑義が生じない形で作成されることが望ましい。

イ 代金支払関係書類について

前記宮崎市天神山公園の桜撮影業務委託(通し番号 143)②イに述べたとおりである。

【意見】

庶務研において、業務委託 (一般委託) に係る添付書類として代金支払関係書類の写しを求める運用にすることが望ましい。

【意見】

会計課のみならず担当課においても支払遅延等を確認すべく代金支払いの事実、代金支払日、支払遅延の有無等を確認できる書類の写しを契約資料として記録に残すべきである。

ウ 添付書類チェック表について

指摘及び意見はない。

本件においては、添付書類チェック表が作成されている。これ は随意契約手続を適正・円滑に進める上で評価できる運用である。

(44) 水門等操作委託 (その6) (通し番号186)

担当課	佐土原総合支所 農林建設課
契約の目的	前記水門等操作委託(その 1)(通し番号 181)①
	に述べたとおりである。
執行伺書起案日	令和4年4月1日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	249,700 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 2 号
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書:無し 見積業者数:1者
見積業者数、業者選定	業者選定の理由:前記水門等操作委託(その 1)
の理由等	(通し番号 181)①に述べたとおりである。
契約の相手方	11 部樋門操作組合
契約日 (変更契約日)	令和4年4月1日

始期、終期、完了検査	始期:令和4年4月1日
日	終期: 令和5年3月31日
	検査日:令和5年3月31日(業務完了届日)
請求日、代金支払日	請求日: 令和5年3月31日
	代金支払日:令和5年4月14日(ただし予定日)

ア 契約手続について

意見及び指摘はない。

ただし、本件の関係書類をみると、執行伺書の起案日・決裁日、 委託見積書の日付、契約締結伺・支出負担行為書の起案日・決裁 日、課税・免税事業者届出書の日付、委託業務・工事履行届の日 付、水門等操作委託(その6)契約書の日付がいずれも令和4年4 月1日である。

あまりに検討の時間が少ないことから、各関係書類が適切に作成されたかについて疑問が生じるところであり、疑義が生じない形で作成されることが望ましい。

イ 代金支払関係書類について

前記宮崎市天神山公園の桜撮影業務委託(通し番号 143)②イに述べたとおりである。

【意見】

庶務研において、業務委託 (一般委託) に係る添付書類として代金支払関係書類の写しを求める運用にすることが望ましい。

【意見】

会計課のみならず担当課においても支払遅延等を確認すべく代金支払いの事実、代金支払日、支払遅延の有無等を確認できる書類の写しを契約資料として記録に残すべきである。

ウ 添付書類チェック表について

指摘及び意見はない。

本件においては、添付書類チェック表が作成されている。これ は随意契約手続を適正・円滑に進める上で評価できる運用である。

(45) 田) 南原1号街区公園外8草刈業務委託(通し番号187)

① 契約の概要

担当課	田野総合支所 農林建設課
契約の目的	南原1号街区公園外8か所の草刈を行う。
執行伺書起案日	令和 4 年 4 月 19 日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	490,000 円
随意契約の理由	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133
	条)及び3号
見積合せ調書の有無、	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の高年齢者等の
見積業者数、業者選定	雇用の安定等に関する法律第 41 条第 2 項に規定
の理由等	するシルバー人材センターから役務の提供を受け
	る契約であるため、1 者随意契約としている。
契約の相手方	公益社団法人宮崎市シルバー人材センター
契約日 (変更契約日)	令和 4 年 4 月 21 日 (委託請書)
始期、終期、完了検査日	始期:令和4年4月21日
	終期: 令和4年5月20日
	完了日: 令和 4 年 5 月 20 日
請求日、代金支払日	請求日:不明
	支払日:不明

② 監査結果

ア 代金支払関係書類について

前記宮崎市天神山公園の桜撮影業務委託 (通し番号 143) ②イに述べたとおりである。

【意見】

庶務研において、業務委託 (一般委託) に係る添付書類として代金支払関係書類の写しを求める運用とすることが望ましい。

【意見】

会計課のみならず担当課においても支払遅延等を確認すべく代金支払いの事実、代金支払日、支払遅延の有無等を確認できる書類の写しを契約資料として記録に残す運用とすることが望ましい。

イ 予定価格の設定について

本契約では、自治令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に該当し、1 者随意契約を締結することが可能である。とはいっても、予定価格は適正・妥当な金額を設定する必要がある。ところが、当該シルバー人材センターから提出された参考見積書を見ると、数量欄に「一式」としかなく単価は空白となっており、見積内訳が実質的に不明なものとなっている。

業者から参考見積書を提出してもらう場合であっても、樋口 108 頁において、事業者への参考見積依頼の基本ルールとして、「業者の見積りに 100%依存せず、担当としても積算する。」とあるように、担当課において数量や単価等を具体的に検討して予定価格を改めて積算すべきである。

【意見】

自治令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に該当する場合であっても、 参考見積を提出してもらう場合は、参考見積書に 100%依存する のではなく、担当課においても見積内訳を詳細に検討して予定 価格を改めて積算すべきである。

(46) 田)公園通り線外7線草刈業務委託(通し番号188)

担当課	田野総合支所 農林建設課
契約の目的	公園通り線外7線の草刈を行う。
執行伺書起案日	令和 4 年 10 月 19 日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	494,000 円

随意契約の理由	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133
	条) 及び3号
見積合せ調書の有無、	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の高年齢者等の
見積業者数、業者選定	雇用の安定等に関する法律第 41 条第 2 項に規定
の理由等	するシルバー人材センターから役務の提供を受け
	る契約であるため、1 者随意契約としている。
契約の相手方	公益社団法人宮崎市シルバー人材センター
契約日 (変更契約日)	令和 4 年 10 月 19 日 (委託請書)
始期、終期、完了検査日	始期: 令和4年10月21日
	終期: 令和4年11月25日
	完了日: 令和 4 年 11 月 25 日
請求日、代金支払日	請求日:不明
	支払日:不明

ア 代金支払関係書類について

前記宮崎市天神山公園の桜撮影業務委託 (通し番号 143) ②イに述べたとおりである。

【意見】

庶務研において、業務委託 (一般委託) に係る添付書類として代金支払関係書類の写しを求める運用とすることが望ましい。

【意見】

会計課のみならず担当課においても支払遅延等を確認すべく代金支払いの事実、代金支払日、支払遅延の有無等を確認できる書類の写しを契約資料として記録に残す運用とすることが望ましい。

イ 予定価格の設定について

前記田) 南原 1 号街区公園外 8 草刈業務委託 (通し番号 187) ② イに述べたとおりである。

【意見】

自治令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に該当する場合であっても、 参考見積を提出してもらう場合は、参考見積書に 100%依存する のではなく、担当課においても見積内訳を詳細に検討して予定 価格を改めて積算すべきである。

(47) 田)中ノ原2号街区公園外8草刈業務委託(通し番号189)

① 契約の概要

担当課	田野総合支所 農林建設課
契約の目的	宮崎市田野町中ノ原 2 号街区公園外 8 か所の草刈
	を行う。
執行伺書起案日	令和 4 年 11 月 7 日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	499,000 円
随意契約の理由	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133
	条)及び第3号
見積合せ調書の有無、	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の高年齢者等の
見積業者数、業者選定	雇用の安定等に関する法律第 41 条第 2 項に規定
の理由等	するシルバー人材センターから役務の提供を受け
	る契約であるため、1者随意契約としている。
契約の相手方	公益社団法人宮崎市シルバー人材センター
契約日 (変更契約日)	令和 4 年 11 月 7 日 (委託請書)
始期、終期、完了検査日	始期:令和4年11月9日
	終期:令和4年12月16日
	完了日: 令和 4 年 12 月 16 日
請求日、代金支払日	請求日:不明
	支払日:不明
始期、終期、完了検査日	始期:令和4年11月9日 終期:令和4年12月16日 完了日:令和4年12月16日 請求日:不明

② 監査結果

ア 代金支払関係書類について

前記宮崎市天神山公園の桜撮影業務委託(通し番号 143)②イに述べたとおりである。

【意見】

庶務研において、業務委託 (一般委託) に係る添付書類として代金支払関係書類の写しを求める運用とすることが望ましい。

【意見】

会計課のみならず担当課においても支払遅延等を確認すべく代金支払いの事実、代金支払日、支払遅延の有無等を確認できる書類の写しを契約資料として記録に残す運用とすることが望ましい。

イ 予定価格の設定について

前記田) 南原1号街区公園外8草刈業務委託(通し番号187)② イに述べたとおりである。

【意見】

自治令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に該当する場合であっても、 参考見積を提出してもらう場合は、参考見積書に 100%依存する のではなく、担当課においても見積内訳を詳細に検討して予定 価格を改めて積算すべきである。

(48) 田) 天神ダム湖線外 2 線草刈業務委託 (通し番号 190)

担当課	田野総合支所 農林建設課
契約の目的	天神ダム湖線外8か所の路肩草刈を行う。
執行伺書起案日	令和 4 年 12 月 5 日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額 (最終額)	495,000 円
随意契約の理由	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133
	条)及び第3号

見積合せ調書の有無、	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の高年齢者等の
見積業者数、業者選定	雇用の安定等に関する法律第 41 条第 2 項に規定
の理由等	するシルバー人材センターから役務の提供を受け
	る契約であるため、1 者随意契約としている。
契約の相手方	公益社団法人宮崎市シルバー人材センター
契約日 (変更契約日)	令和 4 年 12 月 5 日 (委託請書)
始期、終期、完了検査日	始期:令和4年12月7日
	終期: 令和5年1月20日
	完了日: 令和 5 年 1 月 20 日
請求日、代金支払日	請求日:不明
	支払日:不明

ア 代金支払関係書類について

前記宮崎市天神山公園の桜撮影業務委託(通し番号 143)②イに 述べたとおりである。

【意見】

庶務研において、業務委託 (一般委託) に係る添付書類として代金支払関係書類の写しを求める運用とすることが望ましい。

【意見】

会計課のみならず担当課においても支払遅延等を確認すべく代金支払いの事実、代金支払日、支払遅延の有無等を確認できる書類の写しを契約資料として記録に残す運用とすることが望ましい。

イ 予定価格の設定について

前記田) 南原 1 号街区公園外 8 草刈業務委託 (通し番号 187) ② イに述べたとおりである。

【意見】

自治令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に該当する場合であっても、 参考見積を提出してもらう場合は、参考見積書に 100%依存する のではなく、担当課においても見積内訳を詳細に検討して予定 価格を改めて積算すべきである。

(49) 麓瓜田線草刈業務委託 (通し番号 191)

① 契約の概要

担当課	高岡総合支所 農林建設課
契約の目的	麓瓜田線草刈業務委託
執行伺書起案日	令和 4 年 11 月 15 日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	489,500 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書 無し
無、見積業者数、業	見積業者 3者
者選定の理由等	最も少額である。
契約の相手方	有限会社生目緑地建設
契約日(変更契約日)	令和 4 年 11 月 18 日
始期、終期、完了検	始期: 令和 4 年 11 月 21 日
查日	終期: 令和5年1月31日
	検査日:50万円以下のため検査調書なし
請求日、代金支払日	請求日: 令和5年1月19日
	代金支払日:令和5年2月19日(ただし予定日)

② 監査結果

ア 随意契約締結伺書の添付について

令和4年度庶務研(物品等)21頁では、設計金額50万円以下の契約の添付資料の1つとして「随意契約締結伺書」が参考例に挙げられている。しかし、本件業務委託では、3者の業者見積が行われているが、随意契約締結伺書が添付されていない。上記添付資料は見積手続の適正さを担保するため必要と思われるので、作成のうえ添付するようにされたい。

【意見】

令和 4 年度庶務研(物品等) 21 頁に従って、設計金額 50 万円以下の契約においても「随意契約締結伺書」を作成し添付されたい。

(50) 天ケ城公園南側法面草刈業務委託 (通し番号 192)

① 契約の概要

担当課	高岡総合支所 農林建設課
契約の目的	天ケ城公園南側法面草刈業務委託
執行伺書起案日	令和 4 年 11 月 28 日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	495,000 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書 無し
無、見積業者数、業	見積業者 3者
者選定の理由等	最も少額である。
契約の相手方	有限会社福富造園
契約日(変更契約日)	令和 4 年 11 月 29 日
始期、終期、完了検	始期: 令和 4 年 11 月 30 日
查日	終期: 令和5年1月31日
	検査日:50万円以下のため検査調書なし
請求日、代金支払日	請求日: 令和5年1月6日
	代金支払日:令和5年1月20日(ただし予定日)

② 監査結果

ア 随意契約締結伺書の添付について

令和4年度庶務研(物品等)21頁では、設計金額50万円以下の契約の添付資料の1つとして「随意契約締結伺書」が参考例に挙げられている。しかし、本件業務委託では、3者の業者見積が行われているが、随意契約締結伺書が添付されていない。上記添付

資料は見積手続の適正さを担保するため必要と思われるので、作 成のうえ添付するようにされたい。

【意見】

令和 4 年度庶務研(物品等) 21 頁に従って、設計金額 50 万円以下の契約においても「随意契約締結伺書」を作成し添付されたい。

(51) 参議院議員通常選挙における投票所交通誘導業務(通し番号 193)

① 契約の概要

担当課	選挙管理委員会選挙管理委員会事務局
契約の目的	投票所交通誘導(宮崎市恒久2丁目15番地4)
執行伺書起案日	令和 4 年 6 月 15 日
予定価格(設計金額)	※ (通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	92,400 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書 無し
無、見積業者数、業	見積業者 1者
者選定の理由等	
契約の相手方	八紘警備保障株式会社
契約日(変更契約日)	令和 4 年 6 月 21 日
始期、終期、完了検	始期: 令和 4 年 7 月 10 日
查日	終期: 令和 4 年 7 月 10 日
	検査日:令和4年7月10日(業務完了届)
請求日、代金支払日	請求日: 令和 4 年 7 月 19 日
	代金支払日:確認できる書類なし

② 監査結果

指摘及び意見ではないが、見積金額について本件及び参議院議員 通常選挙における投票所交通整理業務(202209381)(通し番号 194) 及び参議院議員通常選挙における投票所交通整理業務(202209388) (通し番号 195)の選挙当日の交通誘導業務に関しては業務場所に 区分して 10 万円未満の契約となっているが、業務内容及び業務実 施日が同一であるため1つの契約として検討すべき契約である。10 万円以下の契約として1者のみの見積とするために分割しているに 過ぎないとの疑いがある。

また1人当たりの単価は、本件が28,000円(消費税別途)、参議院議員通常選挙における投票所交通整理業務(202209381)(通し番号194)が28,600円(消費税別途)、参議院議員通常選挙における投票所交通整理業務(202209388)(通し番号195)が31,200円(消費税別途)となっており今後の業者選定について検討が必要である。

(52) 参議院議員通常選挙における投票所交通整理業務(202209381)(通 し番号 194)

担当課	選挙管理委員会選挙管理委員会事務局
契約の目的	投票所交通誘導(宮崎市佐土原町下田島 20308 番地
	10)
執行伺書起案日	令和 4 年 6 月 15 日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	62,920 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項第1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書 無し
無、見積業者数、業	見積業者 1者
者選定の理由等	
契約の相手方	株式会社九州ガードシステム
契約日(変更契約日)	令和 4 年 6 月 22 日
始期、終期、完了検	始期:令和4年7月10日
查日	終期: 令和 4 年 7 月 10 日
	検査日:令和4年7月10日(業務完了届)

請求日、代金支払日	請求日: 令和4年7月12日
	代金支払日:確認できる書類なし

前記参議院議員通常選挙における投票所交通誘導業務(通し番号 193)に述べたとおりである。

(53) 参議院議員通常選挙における投票所交通整理業務(202209388)(通 し番号 195)

① 契約の概要

担当課	選挙管理委員会選挙管理委員会事務局
契約の目的	投票所交通整理(宮崎市大字芳士 2345 番地 1)
執行伺書起案日	令和 4 年 6 月 17 日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	68,640 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書 無し
無、見積業者数、業	見積業者 1者
者選定の理由等	
契約の相手方	株式会社九州ガードシステム
契約日(変更契約日)	令和 4 年 6 月 22 日
始期、終期、完了検	始期:令和4年7月10日
查日	終期: 令和 4 年 7 月 10 日
	検査日:令和4年7月10日(業務完了届)
請求日、代金支払日	請求日: 令和4年7月12日
	代金支払日:確認できる書類なし

② 監査結果

前記参議院議員通常選挙における投票所交通誘導業務(通し番号 193)に述べたとおりである。 (54) 宮崎県知事選挙における投票所交通整理業務(2022025964)(通し番号 196)

① 契約の概要

担当課	選挙管理委員会選挙管理委員会事務局
契約の目的	投票所交通整理(宮崎市大字芳士 2345 番地 1)
執行伺書起案日	令和 4 年 11 月 9 日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	74,360 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書 無し
無、見積業者数、業	見積業者 1者
者選定の理由等	
契約の相手方	株式会社九州ガードシステム
契約日(変更契約日)	令和 4 年 11 月 18 日
始期、終期、完了検	始期: 令和 4 年 12 月 25 日
查日	終期: 令和 4 年 12 月 25 日
	検査日:令和4年12月25日(業務完了届)
請求日、代金支払日	請求日: 令和5年1月4日
	代金支払日:確認できる書類なし

② 監査結果

指摘及び意見ではないが、見積金額について本件及び宮崎県知事選挙における投票所交通整理業務(2022025965)(通し番号 197)及び宮崎県知事選挙における投票所交通誘導業務(通し番号 198)までの選挙当日の交通誘導業務に関しては業務場所に区分して 10万円未満の契約となっているが、業務内容及び業務実施日が同一であるため1つの契約として検討すべき契約である。10万円以下の契約として1者のみの見積とするために分割しているに過ぎないとの疑いがある。

また1人当たりの単価は、本件が33,800円(消費税別途)、宮崎県知事選挙における投票所交通整理業務(2022025965)(通し番号197)が31,200円(消費税別途)、宮崎県知事選挙における投票所交通誘導業務(通し番号198)が27,800円(消費税別途)となっており今後の業者選定について検討が必要である。

(55) 宮崎県知事選挙における投票所交通整理業務(2022025965)(通し番号 197)

① 契約の概要

担当課	選挙管理委員会選挙管理委員会事務局
契約の目的	投票所交通整理(宮崎市佐土原町下田島 20308 番地
	10)
執行伺書起案日	令和 4 年 11 月 9 日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	68,640 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書 無し
無、見積業者数、業	見積業者 1者
者選定の理由等	
契約の相手方	株式会社九州ガードシステム
契約日(変更契約日)	令和 4 年 11 月 18 日
始期、終期、完了検	始期: 令和 4 年 12 月 25 日
查日	終期: 令和 4 年 12 月 25 日
	検査日:令和4年12月25日(業務完了届)
請求日、代金支払日	請求日: 令和5年1月4日
	代金支払日:確認できる書類なし

② 監査結果

前記宮崎県知事選挙における投票所交通整理業務 (2022025964) (通し番号 196) に述べたとおりである。 (56) 宮崎県知事選挙における投票所交通誘導業務(通し番号 198)

① 契約の概要

担当課	選挙管理委員会選挙管理委員会事務局
契約の目的	投票所交通誘導(宮崎市恒久2丁目15番地4)
執行伺書起案日	令和 4 年 11 月 9 日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	91,740 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書 無し
無、見積業者数、業	見積業者 1者
者選定の理由等	
契約の相手方	株式会社富士総合サービス
契約日(変更契約日)	令和 4 年 11 月 18 日
始期、終期、完了検	始期: 令和 4 年 12 月 25 日
查日	終期: 令和 4 年 12 月 25 日
	検査日:令和4年12月25日(業務完了届)
請求日、代金支払日	請求日: 令和5年1月4日
	代金支払日:確認できる書類なし

② 監査結果

前記宮崎県知事選挙における投票所交通整理業務 (2022025964) (通し番号 196) に述べたとおりである。

(57) 期日前・不在者投票所機械警備業務委託(2022024532)(通し番号 199)

担当課	選挙管理委員会選挙管理委員会事務局
契約の目的	投票所機械警備業務委託 (県議会議員選挙)
執行伺書起案日	令和 4 年 10 月 3 日

予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	76,664 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書 有り
無、見積業者数、業	見積業者 5者
者選定の理由等	最も少額である。近接業者
契約の相手方	企業警備保障株式会社
契約日(変更契約日)	令和 4 年 10 月 29 日
始期、終期、完了検	始期: 令和 4 年 11 月 11 日
查日	終期:令和5年5月10日(予定)
	検査日:令和年月日(未完了のため業務完了届なし)
請求日、代金支払日	18,700 円
	請求日: 請求書なし
	支払日:令和 4 年 12 月 20 日
	28,982 円
	請求日:請求書なし
	支払日:令和5年1月23日
	28,982 円
	請求日:請求書なし
	支払日:令和5年2月20日

指摘及び意見はない。

(58) 期日前・不在者投票所機械警備業務委託 (2022024523) (通し番号 200)

担当課	選挙管理委員会選挙管理委員会事務局
契約の目的	投票所機械警備業務委託 (県議会議員選挙)
執行伺書起案日	令和 4 年 10 月 3 日

予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	41,632 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書 有り
無、見積業者数、業	見積業者 5者
者選定の理由等	最も少額である。近接業者
契約の相手方	企業警備保障株式会社
契約日(変更契約日)	令和 4 年 10 月 29 日
始期、終期、完了検	始期: 令和 4 年 11 月 11 日
查日	終期:令和5年5月10日(予定)
	検査日:令和年月日(未完了のため業務完了届なし)
請求日、代金支払日	13,094 円
	請求日: 請求書なし
	支払日:令和5年3月17日
	14,491 円
	請求日:請求書なし
	支払日: 令和 5 年 4 月 19 日
	14,047 円
	請求日:請求書なし
	支払日:令和5年5月22日

指摘及び意見はない。

(59) 期日前・不在者投票所機械警備業務委託(2022024524)(通し番号 201)

担当課	選挙管理委員会選挙管理委員会事務局
契約の目的	投票所機械警備業務委託(県議会議員選挙)
執行伺書起案日	令和 4 年 10 月 3 日

予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	50,939 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書 有り
無、見積業者数、業	見積業者 5者
者選定の理由等	最も少額である。近接業者
契約の相手方	企業警備保障株式会社
契約日(変更契約日)	令和 4 年 10 月 29 日
始期、終期、完了検	始期: 令和4年11月11日
查日	終期:令和5年5月10日(予定)
	検査日:令和年月日(未完了のため業務完了届なし)
請求日、代金支払日	①13,094 円
	請求日: 請求書なし
	支払日:令和5年3月17日
	②14,491 円
	請求日:請求書なし
	支払日:令和5年4月19日
	③14,004 円
	請求日:請求書なし
	支払日:令和5年5月22日
	④9,350 円
	請求日:請求書なし
	支払日:令和5年6月19日

指摘及び意見はない。

- (60) 宮崎県知事選挙に伴う駐車場整理業務(2022025961)(通し番号 202)
 - ① 契約の概要

担当課	選挙管理委員会選挙管理委員会事務局
契約の目的	生目地区交流センター期日前駐車場整理業務
執行伺書起案日	令和 4 年 10 月 25 日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	187,000 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書 有り
無、見積業者数、業	見積業者 3者(ただし1者辞退により実質2者)
者選定の理由等	最も少額である。近接業者
契約の相手方	南日本警備保障株式会社
契約日(変更契約日)	令和 4 年 11 月 10 日
始期、終期、完了検	始期: 令和 4 年 12 月 19 日
查日	終期: 令和 4 年 12 月 23 日
	検査日:完了日令和4年12月23日
請求日、代金支払日	請求日:令和5年1月5日
	支払日:確認できる書類なし

指摘及び意見はない。

(61) 宮崎県知事選挙に伴う駐車場整理業務(2022025954)(通し番号 203)

担当課	選挙管理委員会選挙管理委員会事務局
契約の目的	宮崎市役所駐車場
執行伺書起案日	令和 4 年 10 月 13 日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額 (最終額)	699,380 円

随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 2 号
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書 無し 見積業者 1者
見積業者数、業者選定	宮崎市役所本庁舎西側プレハブ活用時において多
の理由等	くの利用者が予想され障がい者への配慮等が求め
	られる本件においては、本庁舎の業務も把握して
	おり案内業務もできる業者が望ましく宮崎総合ビ
	ル管理株式会社がこれに該当する。
契約の相手方	宮崎総合ビル管理株式会社
契約日 (変更契約日)	令和 4 年 11 月 21 日
始期、終期、完了検査	始期: 令和 4 年 12 月 9 日
日	終期: 令和 4 年 12 月 25 日
	検査日: 令和 4 年 12 月 25 日
請求日、代金支払日	請求日:令和5年1月4日
	支払日:確認できる書類なし

指摘及び意見はない。

(62) 宮崎県知事選挙 投票用紙読取分類機点検業務委託(通し番号 204)

担当課	選挙管理委員会選挙管理委員会事務局
契約の目的	投票用紙読取分類機点検業務委託
執行伺書起案日	令和 4 年 12 月 5 日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	444,323 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 2 号

見積合せ調書の有無、	見積合せ調書 無し 見積業者 1者
見積業者数、業者選定	㈱ムサシの機器及びソフトを利用しているため、
の理由等	点検及び修理に対応できるのは㈱ムサシのみであ
	る。
契約の相手方	株式会社ムサシ 福岡支店
契約日 (変更契約日)	令和 4 年 12 月 5 日
始期、終期、完了検査	始期: 令和 4 年 12 月 12 日
日	終期:令和4年12月26日
	検査日:完了日令和4年12月26日
請求日、代金支払日	請求日:令和5年2月6日
	支払日:確認できる書類なし

指摘及び意見はない。

(63) 宮崎県知事選挙 投票用紙読取分類機設定業務委託 (通し番号 205)

担当課	選挙管理委員会選挙管理委員会事務局
契約の目的	投票用紙読取分類機設定業務委託
執行伺書起案日	令和 4 年 12 月 5 日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	301,400 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 2 号
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書 無し 見積業者 1者
見積業者数、業者選定	㈱ムサシの機器及びソフトを利用しているため、
の理由等	点検及び修理に対応できるのは㈱ムサシのみであ
	る。

契約の相手方	株式会社ムサシ 福岡支店
契約日 (変更契約日)	令和 4 年 12 月 5 日
始期、終期、完了検査	始期: 令和 4 年 12 月 12 日
日	終期: 令和 4 年 12 月 26 日
	検査日:完了日令和4年12月26日
請求日、代金支払日	請求日:令和5年2月6日
	支払日:確認できる書類なし

指摘及び意見はない。

(64) 選挙時臨時啓発業務委託「宮崎市議会議員選挙等啓発事業業務委 託」(通し番号 206)

担当課	選挙管理委員会選挙管理委員会事務局
契約の目的	宮崎市議会議員選挙等啓発事業業務委託
執行伺書起案日	令和5年1月6日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	4,599,760 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 2 号
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書 無し
見積業者数、業者選定	見積業者 1者
の理由等	プロポーザル指名型により選定
契約の相手方	株式会社 UMC エージェンシー
契約日 (変更契約日)	令和 5 年 1 月 10 日
始期、終期、完了検査	始期:令和5年1月6日
日	終期:令和5年5月31日

	検査日:令和5年5月31日
請求日、代金支払日	請求日:令和5年6月1日
	支払日:確認できる書類なし

指摘及び意見はない。

(65) 宮崎市立木花小学校屋内運動場アリーナ床石綿含有調査業務委託 (通し番号 207)

① 契約の概要

担当課	教育委員会学校施設課
契約の目的	小学校屋内運動場アリーナ床等改修事業の一環と
	して、木花小学校の屋内運動場内部アリーナ床の石
	綿含有調査を行う。
執行伺書起案日	令和 4 年 12 月 15 日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額 (最終額)	90,200 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項第1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有無、	10 万円未満のため特命随契について、随契理由書
見積業者数、業者選定	の添付は不要であるが、「随意契約業者選定資料」あ
の理由等	り。指名4回、発注2回あり、経験・実績が豊富で
	直ちに対応できる旨の記載あり。
契約の相手方	有限会社ヤマナ巧業
契約日 (変更契約日)	令和 4 年 12 月 19 日 (委託請書)
始期、終期、完了検査	始期: 令和 4 年 12 月 21 日
日	終期: 令和5年2月10日
	完了日:令和5年2月9日
請求日、代金支払日	支出命令書・請求書の写しなく不明。

② 監査結果

ア 契約方法(予定価格)について

本契約では、予定価格が 10 万円未満であるとして特命随意契約の方法が選択され、随意契約理由書の作成も省略されている (令和 4 年度庶務研(物品等) 21 頁「参考 業務委託に係る添付書類例(各課執行)」の※1 を参照。)。

しかし、学校の石綿含有調査業務委託である本件契約は、宮崎市立江平小学校外1校校舎石綿含有調査業務委託(通し番号208) と同じ契約内容(起案日も同じ)であり、本件契約の委託契約日と後者契約の見積合わせ日も同日であり、受注者も同じ業者が落札している。このように契約の内容、場所、時期等も同じ契約であれば、1件1契約のもと、分割せずに一つの契約として一般競争入札の方法によるのが相当である。「1件1契約」については、通し番号1②アを参照されたい。

予定価格が 50 万円を超える場合は契約書を作成する必要もあることから(令和 4 年度庶務研(物品等) 21 頁)、契約上の手間を省略するために分割発注を行っていると思われてもやむを得ない。

【指摘】

本件契約は他の業務委託と契約内容、対象場所及び時期等が同じであるから、1件1契約のもと、分割せずに一つの契約として一般競争入札の方法によるのが相当である。

イ 代金支払関係書類について

前記宮崎市天神山公園の桜撮影業務委託 (通し番号 143) ②イに述べたとおりである。

【意見】

庶務研において、業務委託 (一般委託) に係る添付書類として代金支払関係書類の写しを求める運用にすることが望ましい。

【意見】

会計課のみならず担当課においても支払遅延等を確認すべく代金支払いの事実、代金支払日、支払遅延の有無等を確認できる書類の写しを契約資料として記録に残すべきである。

(66) 宮崎市立江平小学校外 1 校校舎石綿含有調査業務委託 (通し番号 208)

① 契約の概要

担当課	教育委員会学校施設課
契約の目的	江平小学校の南校舎(4箇所)及び小戸小学校の北
	校舎(2箇所)について、防火設備改善工事に伴う
	校舎の石綿含有調査を行う。
執行伺書起案日	令和 4 年 12 月 15 日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	431,200 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有無、	3者の見積合せ調書あり。
見積業者数、業者選定	(見積合せ日:令和4年12月19日)
の理由等	「随意契約業者選定資料」あり。
契約の相手方	有限会社ヤマナ巧業
契約日(変更契約日)	令和 4 年 12 月 20 日 (委託請書)
始期、終期、完了検査	始期: 令和 4 年 12 月 21 日
日	終期: 令和5年2月10日
	完了日:令和5年2月9日
請求日、代金支払日	支出命令書・請求書の写しなく不明。

② 監査結果

ア 契約方法(予定価格)について

前記宮崎市立木花小学校屋内運動場アリーナ床石綿含有調査 業務委託(通し番号 207)②アに述べたとおりである。

【指摘】

本件契約は他の業務委託と契約内容、対象場所及び時期等が同じであるから、1件1契約のもと、分割せずに一つの契約として一般競争入札の方法によるのが相当である。

イ 代金支払関係書類について

前記宮崎市天神山公園の桜撮影業務委託(通し番号 143)②イに述べたとおりである。

【意見】

庶務研において、業務委託 (一般委託) に係る添付書類として代金支払関係書類の写しを求める運用にすることが望ましい。

【意見】

会計課のみならず担当課においても支払遅延等を確認すべく代金支払いの事実、代金支払日、支払遅延の有無等を確認できる書類の写しを契約資料として記録に残すべきである。

(67) 宮崎市立大淀中学校管理棟石綿含有調査業務委託 (通し番号 209)

担当課	教育委員会学校施設課
契約の目的	大淀中学校の管理棟の外壁及び軒天(4箇所)の石
	綿含有調査を行う。
執行伺書起案日	令和 5 年 2 月 27 日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額 (最終額)	315,700 円
随意契約の理由	自治令 167条の2第1項第1号(市規則第133条)
見積合せ調書の有無、	3者の見積合せ調書あり。
見積業者数、業者選定	(見積合わせ日:令和5年2月28日)
の理由等	「随意契約業者選定資料」あり。
契約の相手方	有限会社ヤマナ巧業
契約日 (変更契約日)	令和5年3月1日(委託請書)

始期、終期、完了検査	始期:令和5年3月1日
日	終期: 令和5年3月31日
	完了日: 令和 5 年 3 月 29 日
請求日、代金支払日	支出命令書・請求書の写しなく不明。

ア 契約方法(予定価格)について

本契約は、宮崎市立宮崎南小学校南・中校舎石綿含有調査業務委託 (通し番号 210) 及び宮崎市立小松台小学校北校舎石綿含有調査業務委託 (通し番号 211) との関係において、前記宮崎市立木花小学校屋内運動場アリーナ床石綿含有調査業務委託 (通し番号 207) ②アに述べたとおりである。

【指摘】

本件契約は他の業務委託と契約内容、対象場所及び時期等が同じであるから、1件1契約のもと、分割せずに一つの契約として一般競争入札の方法によるのが相当である。

イ 代金支払関係書類について

前記宮崎市天神山公園の桜撮影業務委託(通し番号 143)②イに述べたとおりである。

【意見】

庶務研において、業務委託 (一般委託) に係る添付書類として代金支払関係書類の写しを求める運用にすることが望ましい。

【意見】

会計課のみならず担当課においても支払遅延等を確認すべく代金支払いの事実、代金支払日、支払遅延の有無等を確認できる書類の写しを契約資料として記録に残すべきである。

- (68) 宮崎市立宮崎南小学校南・中校舎石綿含有調査業務委託(通し番号 210)
 - ① 契約の概要

担当課	教育委員会学校施設課
契約の目的	宮崎南小学校の南校舎外壁(1 箇所)及び内部の天
	井、壁、床(各1箇所)並びに中校舎外壁(1箇所)
	及び内部の天井(1 箇所)の石綿含有調査を行う。
執行伺書起案日	令和 5 年 2 月 27 日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	437,800 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有無、	3者の見積合せ調書あり。
見積業者数、業者選定	(見積合わせ日:令和5年2月28日)
の理由等	「随意契約業者選定資料」あり。
契約の相手方	有限会社ヤマナ巧業
契約日(変更契約日)	令和5年3月1日(委託請書)
始期、終期、完了検査	始期:令和5年3月1日
日	終期: 令和5年3月31日
	完了日: 令和 5 年 3 月 29 日
請求日、代金支払日	支出命令書・請求書の写しなく不明。

ア 契約方法(予定価格)について

本契約は、宮崎市立大淀中学校管理棟石綿含有調査業務委託 (通し番号 209) 及び宮崎市立小松台小学校北校舎石綿含有調査 業務委託(通し番号 211) との関係において、前記宮崎市立木花 小学校屋内運動場アリーナ床石綿含有調査業務委託(通し番号 207) ②アに述べたとおりである。

【指摘】

本件契約は他の業務委託と契約内容、対象場所及び時期等が同じであるから、1件1契約のもと、分割せずに一つの契約として一般競争入札の方法によるのが相当である。

イ 代金支払関係書類について

前記宮崎市天神山公園の桜撮影業務委託 (通し番号 143) ②イに述べたとおりである。

【意見】

庶務研において、業務委託 (一般委託) に係る添付書類として代金支払関係書類の写しを求める運用にすることが望ましい。

【意見】

会計課のみならず担当課においても支払遅延等を確認すべく代金支払いの事実、代金支払日、支払遅延の有無等を確認できる書類の写しを契約資料として記録に残すべきである。

(69) 宮崎市立小松台小学校北校舎石綿含有調査業務委託(通し番号 211)

担当課	教育委員会学校施設課
契約の目的	小松台小学校の北校舎外壁(2 箇所)の石綿含有調
	査を行う。
執行伺書起案日	令和 5 年 2 月 27 日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額 (最終額)	161,700 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有無、	3者の見積合せ調書あり。
見積業者数、業者選定	(見積合わせ日:令和5年2月28日)
の理由等	「随意契約業者選定資料」あり。
契約の相手方	有限会社ヤマナ巧業
契約日 (変更契約日)	令和5年3月1日(委託請書)
始期、終期、完了検査	始期:令和5年3月1日
日	終期: 令和5年3月31日
	完了日: 令和 5 年 3 月 29 日
請求日、代金支払日	支出命令書・請求書の写しなく不明。

ア 契約方法(予定価格)について

本契約は、宮崎市立大淀中学校管理棟石綿含有調査業務委託 (通し番号 209) 及び宮崎市立宮崎南小学校南・中校舎石綿含有 調査業務委託(通し番号 210) との関係において、前記宮崎市立 木花小学校屋内運動場アリーナ床石綿含有調査業務委託(通し番 号 207) ②アに述べたとおりである。

【指摘】

本件契約は他の業務委託と契約内容、対象場所及び時期等が同じであるから、1件1契約のもと、分割せずに一つの契約として一般競争入札の方法によるのが相当である。

イ 代金支払関係書類について

前記宮崎市天神山公園の桜撮影業務委託(通し番号 143)②イに述べたとおりである。

【意見】

庶務研において、業務委託 (一般委託) に係る添付書類として代金支払関係書類の写しを求める運用にすることが望ましい。

【意見】

会計課のみならず担当課においても支払遅延等を確認すべく代金支払いの事実、代金支払日、支払遅延の有無等を確認できる書類の写しを契約資料として記録に残すべきである。

(70) 宮崎市立小学校樹木安全点検業務委託(北部)(通し番号 212)

担当課	教育委員会学校施設課
契約の目的	小学校の樹木の安全性等の診断を行うため。
執行伺書起案日	令和 4 年 12 月 19 日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	447,700 円

随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書有。見積業者3者。
無、見積業者数、業	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。
者選定の理由等	見積最低額。
契約の相手方	有限会社守田造園土木
契約日(変更契約日)	令和 4 年 12 月 21 日
始期、終期、完了検	始期: 令和 4 年 12 月 22 日
查日	終期: 令和5年1月31日
	検査日:令和5年1月31日
請求日、代金支払日	不明

ア 予定価格の設定について

本業務委託と宮崎市立小学校樹木安全点検業務委託(南部)(通 し番号 213)とは、少額随意契約となるように分割された疑いがあ る。

契約の単位は、1件1契約とすべきである。「1件1契約」につき、通し番号1②アを参照されたい。

本業務委託と宮崎市立小学校樹木安全点検業務委託(南部)(通 し番号 213)とは、令和 4 年 12 月から令和 5 年 3 月の間に続けて 行われた、同一業務を内容とする委託業務であり、同一会社が受 託している。対象となる小学校は、大淀川を挟んで北に位置する か、南に位置するかによって 2 つの契約に分けられているが、大 淀川を起点に対象小学校を分ける合理的な理由はない。本業務委 託と宮崎市立小学校樹木安全点検業務委託(南部)(通し番号 213) は、その委託業務単位を合わせて 1 件として予定価格を定める必 要があった。

【指摘】

本来実施されるべき入札手続きを回避するために 1 件として設定されるべき業務及び予定価格が分割されたものである。1 件 1 契約による適正な予定価格を設定されたい。

イ 見積合わせについて

予定価格(設定金額)算定のための参考見積りを取っているが、 同一会社が見積合わせにも参加している。一方、随意契約業者選 定資料作成の翌日には見積合わせが行われており他の見積参加 者の検討は正味1日もない。参考見積作成業者と他の見積り業者 との検討期間及び情報格差については、前記住吉公民館管理棟屋 根防水改修工事(通し番号34)②イに述べたとおりである。

【意見】

予定価格(設計金額)算定にあたって見積書を提出した業者を見積合わせに参加させた場合には他の業者にも十分な情報と検討期間を確保すべきである。

(71) 宮崎市立小学校樹木安全点検業務委託(南部)(通し番号 213)

担当課	教育委員会学校施設課
契約の目的	小学校の樹木の安全性等の診断を行うため。
執行伺書起案日	令和 5 年 1 月 30 日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	447,700 円
随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 1 号(市規則第 133 条)
見積合せ調書の有	見積合せ調書有。見積業者3者。
無、見積業者数、業	経験・実績が豊富で直ちに対応できる。
者選定の理由等	見積最低額。
契約の相手方	有限会社守田造園土木
契約日(変更契約日)	令和5年2月6日

查日	終期: 令和 5 年 3 月 23 日 検査日: 令和 5 年 3 月 23 日
	不明

ア 予定価格の設定について

前記宮崎市立小学校樹木安全点検業務委託(北部)(通し番号 212)②アに述べたとおりである。

【指摘】

本来実施されるべき入札手続きを回避するために 1 件として設定されるべき業務及び予定価格が分割されたものである。1 件 1 契約による適正な予定価格を設定されたい。

イ 見積合わせについて

前記宮崎市立小学校樹木安全点検業務委託(北部)(通し番号 212)②イに述べたとおりである。

【意見】

予定価格(設計金額)算定にあたって見積書を提出した業者を見積合わせに参加させた場合には、他の業者にも十分な情報と検討期間を確保すべきである。

(72) 令和4年度ふるさと文化学習支援事業委託(通し番号214)

担当課	教育委員会生涯学習課
契約の目的	宮崎市内に拠点を置き文化芸術に秀で、個性豊か
	な人生経験を持つ専門家を市内小中学校に講師と
	して派遣し、生徒の表現力や郷土愛を醸成する。
執行伺書起案日	令和4年4月6日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	4,000,000 円

随意契約の理由	自治令 167 条の 2 第 1 項第 2 号
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書無。見積業者1者。
見積業者数、業者選定	子どもと文化を熟知しており、永年に渡って本事
の理由等	業に携わり、講師や学校とのネットワークが構築
	されているため。
契約の相手方	特定非営利活動法人みやざき子ども文化センター
契約日 (変更契約日)	令和 4 年 4 月 15 日
始期、終期、完了検査	始期:令和4年4月15日
日	終期:令和5年3月31日
	検査日:令和5年3月31日
請求日、代金支払日	請求日:令和4年6月1日
	代金支払日:令和4年6月15日(ただし予定日)

指摘及び意見はない。

4 一般委託契約に対する個別監査実施について(小括)

- (1) 指摘及び意見等の概況
 - ① 個別監査を実施した一般委託契約の件数 72件
 - ② 指摘 10 件、意見 73 件
 - ③ 指摘項目について

指摘項目は、予定価格に関するものが7件であった(通し番号207~213)。その他は、執行伺書に関する指摘項目が2件で、いずれも起案日と決裁日の日付誤記に関するものであった(通し番号164,168)。また、随意契約の根拠条文に関するものも1件あった(通し番号180)。

④ 意見項目について

意見項目は、支払関係が 62 件で(通し番号 143,148,150~153,175,178,179,181~190,207~211)、その他は、随契理由書に関するものが 3 件(通し番号 143,149,150)、随契理由及び業者選定に関するものが 1 件(通し番号 144)、代決に関するものが 2 件(通し番号 152,153)、設計書の作成に関するものが 1 件(通し番号 154)、業務

完了届に関するものが 1 件 (通し番号 160)、仕様書の記載に関するものが 1 件 (通し番号 172)、業務実施報告に関するものが 1 件 (通し番号 173)、印紙に関するものが 1 件 (通し番号 174)、選定委員会に関するするものが 1 件 (通し番号 176)、受託候補者審査に関するものが 1 件 (通し番号 176)、随契理由書の添付に関するものが 1 件 (通し番号 178)、予定価格に関するものが 5 件 (通し番号 179, 187~190)、随意契約締結同書に関するものが 2 件 (通し番号 191, 192)、見積合わせに関するものが 4 件 (通し番号 146, 155, 212, 213) であった。

- (2) 一般委託契約に関する小括意見(所感)
 - ① 一般委託契約の指摘項目は、上記のとおり予定価格に関するものが7件であり(通し番号207~213)、1件1契約の原則違反が多い傾向がみられた。改善が望まれる。
 - ② 一般委託契約の意見項目は、支払関係に関するものが最も多く、 62 件であった (通し番号 143,148,150~153,175,178,179,181~ 190,207~211)。

支払遅延防止法第6条第1項により相手方から適法な請求を受けた日から工事以外の給付については30日以内に支払いをしなければならないことからすれば、支払遅延等は厳格に確認されるべきものである。

したがって、庶務研において、一般委託契約に係る添付書類として代金支払関係の写しを求める運用とすることが望ましく、また、会計課のみならず担当課においても支払遅延等を確認すべく、代金支払いの事実、代金支払日、支払遅延の有無等を確認できる書類の写しを契約資料として記録に残す運用とすることが望ましい。

③ PCR 検査関連の契約 (通し番号 156~169) について、予定価格と 最終契約額に相当な乖離がみられるが、これは委託業務の実施件数 に応じて代金が支払われるという PCR 検査関連の契約の特殊性によ るものであった。 ④ なお、一般委託契約の中には、件名から契約内容が読み取りにくく、分かりづらいものがあった。契約資料の整理等に際して契約件名により即座に内容を判断ができるよう工夫されたい。

第5 賃貸借契約

1 重点的監査対象の選定について

令和4年度庶務研(物品等)12頁では、物品の賃貸借は、①複写機(コピー機)賃貸借契約(長期継続契約)、②ファイナンスリース契約(債務負担行為)、③再リース契約、及び④レンタル契約に分類され、①及び②は契約課執行、③及び④は担当課執行とされている。

そのうち①~③については、コピー機のほか、システム機器、FAX専用機、AED等が目的物とされ、④については、プレハブやトイレ等賃貸人所有の物件が目的物とされている。

本件監査においては、前者①~③は業者間の市場における価格競争性が一定程度担保されていると考えられるのに対し、後者④については、どのようにして賃借物件を選定し、いかなる基準で賃料を定めるのかなどがブラックボックス状態にあると考えて、④のレンタル契約に分類される賃貸借契約を監査対象とすることとした。

このような見地から、宮崎市東京事務所が担当課となる研修生・派遣職員等の職員宿舎における賃貸借、市民サービスコーナーとするための賃貸借、コロナワクチン集団接種会場とするための賃貸借、宮崎市運営の青島パークゴルフに関する賃貸借等を重点的監査対象として選定した。

2 監査の視点

賃貸借契約については主に次の視点をもって監査に当った。

- ①契約目的に沿った契約内容となっているか
- ②随意契約の理由は適正か
- ③賃貸借物件・業者選定の理由は適正か
- ④業務完了の時期・内容は適正か
- ⑤賃料等支払いの遅れはないか
- ⑥転貸借等契約がある場合、その内容や手続きが適正か

- ⑦その他に法令違反はないか
- ⑧その他に令和4年度庶務研(物品等)の手続違反はないか
- ⑨何らかの問題が発見された場合、適切にフィードバックされているか
- 3 監査対象契約の検討
 - (1) 研修生・派遣職員等の職員宿舎賃借料(ステージグランデ台東根岸 アジールコート 1101 号)(通し番号 215)
 - ① 契約の概要

担当課	総合政策部企画政策課宮崎市東京事務所
契約の目的	研修生・派遣職員等の職員宿舎に関する賃貸借契
	約
執行伺書起案日	令和 5 年 3 月 14 日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	2,556,000 円
随意契約の理由	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書:無し
見積業者数、業者選定	見積業者数:1者
の理由等	業者選定の理由:首都圏では物件の流動性が高く
	比較検討する猶予がないこと、自治体独自の契約
	に関する要件や必要な提出書類等により敬遠され
	ることが多いこと、複数の物件候補から選択する
	ことが非常に困難であること等
契約の相手方	株式会社合田工務店東京本店
契約日(変更契約日)	令和 5 年 3 月 17 日
始期、終期	始期: 令和5年3月28日
	終期: 令和7年3月27日
賃料等の支払時期、支	前月末日までに翌月分支払
払方法等	

ア 随意契約の理由について

指摘及び意見はない。

本件契約締結伺・支出負担行為書の備考欄に、「随契理由(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)」との記載があるところ、随意契約の法的根拠の記載があるのみで、それ以上の記載はない。

ヒアリングの結果、①首都圏では物件の流動性が高く比較検討する猶予がないこと、②自治体独自の契約に関する要件や必要な提出書類等により敬遠されることが多いこと、③複数の物件候補から選択することが非常に困難であること等具体的な随意契約の理由が確認できたが、随意契約の理由を事後的に検討する上では、随意契約の理由として「自治令第167条の2第1項第2号」と記載するだけでは足りず、記録上、具体的な随意契約の理由を記載するのが望ましい。

イ 賃料支払いについて

指摘及び意見はない。

賃料支払いに関する書類として、支出命令書は確認できる。

しかし、上記支出命令書には支払予定日が記載されるのみであって、その他賃料支払いや賃料支払日等が記載された書面が記録 上確認できないことから、賃料支払いの事実の有無、支払遅延の 有無、遅延損害金発生の有無等を確認することができない。

ヒアリングの結果、支出命令書の原本は会計課に提出されると のことであった。会計課においては支払遅延等の確認がなされて いると考えられる。

しかしながら、支払遅延防止法第6条第1項により相手方から 適法な請求を受けた日から工事以外の給付については30日以内 に支払いをしなければならないことから、支払遅延等は厳格に確 認されるべきものであり、会計課のみならず担当課においても支 払遅延等を確認すべく賃料支払いの事実、賃料支払日、支払遅延 の有無等を確認できる書類の写しを契約資料として記録に残す 運用とすることが望ましい。 なお、担当課からは、「複数回払いの支払いについては、契約 ごとに支払状況一覧表を作成し、支払額、支払日、執行残額等を 確認しているところです。」、「毎月、全庁的に『財務会計システ ムに係る歳入・歳出状況の月次確認』(会計課所管)を行うこと で、支払遅延等が発生しない運用としているところです。」との 説明があったが、上記のとおり、支払遅延等は厳格に確認される べきものであることから、上記担当課説明にある運用にとどまら ず、会計課のみならず担当課においても支払遅延等を確認すべく 賃料支払いの事実、賃料支払日、支払遅延の有無等を確認できる 書類の写しを契約資料として記録に残す運用とすることが望ま しい。

(2) 研修生・派遣職員等の職員宿舎賃借料(AXAS 駒込アジールコート703号)(通し番号 216)

担当課	総合政策部企画政策課宮崎市東京事務所
契約の目的	研修生・派遣職員等の職員宿舎に関する賃貸借契
	約
執行伺書起案日	令和 5 年 3 月 15 日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額 (最終額)	3,036,000 円
随意契約の理由	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書:無し 見積業者数:1 者
見積業者数、業者選定	業者選定の理由:前記研修生・派遣職員等の職員
の理由等	宿舎賃借料(ステージグランデ台東根岸アジール
	コート 1101 号)(通し番号 215) ①に述べたとお
	りである。
契約の相手方	服部こずえ
契約日 (変更契約日)	令和5年3月17日

始期、終期	始期: 令和5年3月30日
	終期: 令和7年3月29日
賃料等の支払時期、支	前月末日までに翌月分支払
払方法等	

ア 随意契約の理由について

前記研修生・派遣職員等の職員宿舎賃借料(ステージグランデ 台東根岸アジールコート 1101 号)(通し番号 215) ②アに述べた とおりである。

イ 賃料支払いについて

前記研修生・派遣職員等の職員宿舎賃借料(ステージグランデ 台東根岸アジールコート 1101 号)(通し番号 215) ②イに述べた とおりである。

(3) 研修生・派遣職員等の職員宿舎賃借料(プラウドフラット品川大井町 406号)(通し番号 217)

担当課	総合政策部企画政策課宮崎市東京事務所
契約の目的	研修生・派遣職員等の職員宿舎に関する賃貸借契
	約
執行伺書起案日	令和 5 年 3 月 22 日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	3,176,515 円
随意契約の理由	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書:無し 見積業者数:1 者
見積業者数、業者選定	業者選定の理由:前記研修生・派遣職員等の職員
の理由等	宿舎賃借料(ステージグランデ台東根岸アジール
	コート 1101 号)(通し番号 215)①に述べたとお
	りである。

契約の相手方	野村不動産パートナーズ株式会社
契約日 (変更契約日)	令和 5 年 3 月 22 日
始期、終期	始期: 令和5年3月30日
	終期: 令和7年3月31日
賃料等の支払時期、支	前月末日までに翌月分支払
払方法等	

ア 随意契約の理由について

前記研修生・派遣職員等の職員宿舎賃借料(ステージグランデ 台東根岸アジールコート 1101 号)(通し番号 215) ②アに述べた とおりである。

イ 賃料支払いについて

前記研修生・派遣職員等の職員宿舎賃借料(ステージグランデ 台東根岸アジールコート 1101 号)(通し番号 215) ②イに述べた とおりである。

(4) 研修生・派遣職員等の職員宿舎賃借料 (クレイシア森下ステーションサイト 412 号) (通し番号 218)

担当課	総合政策部企画政策課宮崎市東京事務所
契約の目的	東京都内施設への研修生・派遣職員等の職員宿舎
	賃借のため。
執行伺書起案日	令和 5 年 3 月 14 日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	2,736,000 円
随意契約の理由	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
賃貸借物件、業者選定	クレイシア森下ステーションサイト
の理由等	勤務地と宿舎の移動距離、借上げ料上限、建物の
	耐震基準や周辺の治安等も考慮した。

契約の相手方	プロパティエージェント株式会社
契約日 (変更契約日)	令和 5 年 3 月 14 日
始期、終期	始期:令和5年3月17日
	終期: 令和7年3月16日
賃料等の支払時期、支	(前月末までに翌月分支払)
払方法等	口座振込

指摘及び意見はない。

(5) 研修生等・派遣職員等の職員宿舎賃借料 (セルビシエ白金 801 号) (通し番号 219)

① 契約の概要

担当課	総合政策部企画政策課宮崎市東京事務所
契約の目的	東京都内施設への研修生・派遣職員等の職員宿舎
	賃借のため。
執行伺書起案日	令和 5 年 2 月 22 日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額 (最終額)	3,140,970 円
随意契約の理由	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
賃貸借物件、業者選定	セルビシエ白金 801 号
の理由等	勤務地と宿舎の移動距離、借上げ料上限、建物の
	耐震基準や周辺の治安等も考慮した。
契約の相手方	東急住宅リース株式会社
契約日 (変更契約日)	令和 5 年 3 月 23 日
始期、終期	始期: 令和 5 年 3 月 27 日
	終期:令和7年3月31日
賃料等の支払時期、支	(前月末までに翌月分支払)
払方法等	口座振込

② 監査結果

指摘及び意見はない。

(6) 研修生・派遣職員等の職員宿舎賃借料(プリームス青柳 903 号)(通 し番号 220)

① 契約の概要

総合政策部企画政策課宮崎市東京事務所
東京都内施設への研修生・派遣職員等の職員宿舎
賃借のため。
令和 5 年 3 月 14 日
※(通し番号 143 を参照。)
3,020,160 円
自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
プリームス青柳
勤務地と宿舎の移動距離、借上げ料上限、建物の
耐震基準や周辺の治安等も考慮した。
東急住宅リース株式会社
令和 5 年 3 月 10 日
始期: 令和5年3月27日
終期: 令和7年3月31日
(前月末までに翌月分支払)
口座振込

② 監査結果

指摘及び意見はない。

- (7) 自治体専用チャットツール利用料 (通し番号 221)
 - ① 契約の概要

担当課	総務部情報政策課
契約の目的	自治体チャットツール「LoGo チャット」の利用
執行伺書起案日	令和 5 年 3 月 27 日

※(通し番号 143 を参照。)
9,702,000円 (実績により変更あり)
自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
自治体専用チャットツール「LoGo チャット」
本事業は、今後職員数の減少が予想される中で、
ワーク・ライフ・バランスを考慮しながら、持続
可能な行政運営を構築するため、ICT 活用の観点
から業者選定
株式会社オーイーシー
令和 5 年 3 月 31 日
始期:令和5年4月1日
終期: 令和6年3月31日
7月31日 2,175,250円
(3月毎に利用アカウント数により計算)
4月 単価 350 円×1650 アカウント
5月 単価 350 円×1900 アカウント
6月 単価 350 円×2100 アカウント

指摘及び意見はない。

(8) 宮交シティ市民サービスコーナー賃借料 (通し番号 222)

担当課	地域振興部市民課
契約の目的	戸籍・住民登録・税証明事務サービスを行う事務
	所を賃借するため。
執行伺書起案日	令和5年3月8日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	3,277,560 円
随意契約の理由	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

賃貸借物件、業者選定	宮交シティ
の理由等	多くの市民が利用する施設である。
契約の相手方	株式会社宮交シティ
契約日 (変更契約日)	平成24年4月1日(平成26年4月1日)
始期、終期	始期:令和5年4月1日
	終期: 令和6年3月31日
賃料等の支払時期、支	(前月末までに翌月分支払)
払方法等	口座振替

指摘及び意見はない。

(9) 東部市民サービスコーナー賃借料 (通し番号 223)

① 契約の概要

担当課	地域振興部市民課
契約の目的	戸籍・住民登録・税証明事務サービスを行う事務
	所の賃借のため。
執行伺書起案日	令和5年3月8日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	808,500 円
随意契約の理由	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
賃貸借物件、業者選定	イオン宮崎ショッピングセンター
の理由等	多くの市民が利用する施設である。
契約の相手方	イオンモール株式会社
契約日 (変更契約日)	平成 17 年 6 月 29 日
始期、終期	始期:令和5年4月1日
	終期: 令和6年3月31日
賃料等の支払時期、支	(前月末までに翌月分支払)
払方法等	口座振替

② 監査結果

指摘及び意見はない。

(10) 新型コロナワクチン集団接種会場設置に伴う定期建物賃貸借契約 (2022020326) (通し番号 224)

担当課	健康管理部新型コロナウイルスワクチン対策課
契約の目的	令和4年10月1日から令和5年2月28日まで新
	型コロナワクチン集団接種会場を設置する場所を
	確保する。
執行伺書起案日	令和 4 年 9 月 27 日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額 (最終額)	24,494,800 円
随意契約の理由	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
	新型コロナウイルス感染症の特例臨時接種の実施
	期間が令和4年9月30日から令和5年3月31日
	まで延長することになり、これまで実施した人数
	と同程度収容できる会場で市民が来場しやすい環
	境としては、カリーノ宮崎以外の物件は見当たら
	ないので、性質上、競争入札に適さない。
賃貸借物件、業者選定	賃借物件:宮崎市橘通東4丁目8番1号(カリー
の理由等	ノ宮崎 6 階)
	業者選定理由:上記随意契約の理由のとおり。
	賃借期間の補足:上記臨時接種期間は令和5年3
	月 31 日までであるが、接種者の減少等により本会
	場が不要になる可能性を見据え、コスト面に配慮
	して同年 2 月 28 日までの賃借とした(令和 5 年 8
	月 30 日担当課ヒアリングによる。)
契約の相手方	株式会社カリーノ
契約日 (変更契約日)	令和 4 年 9 月 30 日

始期、終期	始期:令和4年10月1日
	終期: 令和 5 年 2 月 28 日
賃料等の支払時期、支	当月分を当月末までに振込。
払方法等	①令和4年10月12日請求、同月26日支払予定
	②令和 4 年 11 月 4 日請求、同月 18 日支払予定
	③令和4年12月12日請求、同月26日支払予定
	④令和5年1月12日請求、同月25日支払予定
	⑤令和5年2月13日請求、同月27日支払予定

ア 随意契約理由書の記載について

随意契約理由書の記載だけを見ると、臨時予防接種期間が6か月延長されたにもかかわらず、なぜ賃貸借契約の期間は5か月のみになっているのかについて何ら触れられておらず、理由が分からなかった。そのため、前記①契約の概要「賃貸借物件、業者選定の理由等」の「賃借期間の補足」記載内容を、担当課にヒアリングする必要があった。随意契約の必要性・相当性を事後的に検証するため、随意契約理由書の記載は誰が見ても分かりやすいように作成すべきである。

【意見】

随意契約の必要性・相当性を事後的に検証するため、随意契約理由書の記載は、誰が見ても分かりやすいように作成すべきである。

- (11) 新型コロナワクチン集団接種会場設置に伴う定期建物賃貸借契約(2022039588) (通し番号 225)
 - ① 契約の概要

ſ	担当課	健康管理部新型コロナウイルスワクチン対策課
- 1		

契約の目的令和5年3月1日から同月31日まで新型コロラフクチン集団接種会場を設置する場所を確保する。執行何書起案日令和5年1月30日予定価格(設計金額)※(通し番号143を参照。)	
る。 執行伺書起案日	
執行伺書起案日 令和 5 年 1 月 30 日	
予定価格(設計金額) ※(通し番号 143 を参照。)	
当初契約額(最終額) 4,898,960 円	
随意契約の理由 自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号	
本市では新型コロナワクチンの接種率が低く、「	
クチン接種の推進を図るため、より多くの接種様	
会を提供できるように、引き続き集団接種会場と	
してカリーノ宮崎を借用する必要があるため、性	
質上、競争入札に適さない。	
賃貸借物件、業者選定 賃借物件:宮崎市橘通東4丁目8番1号(カリ	
の理由等 ノ宮崎 6 階)	
業者選定理由:上記随意契約の理由のとおり。	
賃借期間の補足:コスト面を考慮して令和5年	
月 28 日まで賃借していたが、ワクチン接種回数の	
違いやワクチン種類別の接種会場の配置等を考え	
ると、市保健所での集団接種は困難と判断して、	
引き続き令和5年3月1日以降も収容人数が多く	
アクセスがしやすいカリーノ宮崎を賃借すること	
となった(令和5年8月30日担当課ヒアリンタ	
による。)。	
契約の相手方 株式会社カリーノ	
契約日(変更契約日) 令和 5 年 1 月 31 日	
始期、終期 始期:令和5年3月1日	
終期:令和5年3月31日	
賃料等の支払時期、支 当月分を当月末までに振込。	
払方法等 令和 5 年 3 月 14 日請求、同月 24 日支払予定	

ア 随意契約理由書の記載について

随意契約理由書の記載だけを見ると、なぜ市保健所を利用せず、引き続きカリーノ宮崎を借りる必要があったのかについて、抽象的な説明しかなく、随意契約の理由が明らかではなかった。そのため、前記①契約の概要「賃貸借物件、業者選定の理由等」の「賃借期間の補足」記載内容を、担当課にヒアリングする必要があった。随意契約の必要性・相当性を事後的に検証するため、随意契約理由書の記載は誰が見ても分かりやすいように作成すべきである。

【意見】

随意契約の必要性・相当性を事後的に検証するため、随意契約理由書の記載は、誰が見ても分かりやすいように作成すべきである。

(12) 新型コロナワクチン集団接種会場使用料 (通し番号 226)

担当課	健康管理部新型コロナウイルスワクチン対策課	
契約の目的	令和5年2月にワクチン接種の促進を図るため、	
	カリーノ宮崎以外にも集団接種会場を確保する。	
執行伺書起案日	令和 5 年 1 月 26 日	
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)	
当初契約額(最終額) 1,674,200 円(日額 418,550 円×4 日分)		
随意契約の理由	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号	
	本市では新型コロナワクチンの接種率が低く、ワ	
	クチン接種の推進を図るため、カリーノ宮崎以外	
	にも追加で集団接種会場を設けるにあたって、収	
	容規模やアクセスを考慮し、かつ、令和5年2月	
	の週末に使用可能な会場は、宮交シティ(紫陽花	

	ホール)以外にはなかったため、性質上、競争入	
	札に適さない。	
賃貸借物件、業者選定	賃借物件:宮崎市大淀4丁目6番28号(宮交シ	
の理由等	ティ紫陽花ホール)	
	業者選定理由:上記随意契約の理由のとおり。	
契約の相手方	株式会社宮交シティ	
契約日 (変更契約日)	令和 5 年 1 月 31 日	
始期、終期	令和5年2月3日、4日、17日、18日(全4日	
	間)	
賃料等の支払時期、支	完成払い。	
払方法等	令和5年2月21日請求、同年3月6日支払予定	

指摘及び意見はない。なお、賃料の妥当性について市内の同規模 会場の使用料と比較して調査したが特段問題はなかった。

(13) 青島パークゴルフ場賃借料 (土地) (通し番号 227)

担当課	観光商工部スポーツランド推進課
契約の目的	市民の健康の増進、スポーツの振興及び世代間の
	交流の促進を図る。
執行伺書起案日	令和 5 年 3 月 20 日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額(最終額)	1,081,000円 (年額)
随意契約の理由	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書:無し
見積業者数、業者選定	見積業者数:1者
の理由等	業者選定の理由:記載無し
契約の相手方	宮崎交通株式会社
契約日 (変更契約日)	令和 5 年 3 月 28 日

始期、終期	始期:令和5年4月1日
	終期:令和8年3月31日
賃料等の支払時期、支	毎年1月、4月、7月、10月
払方法等	

ア 随意契約の理由について

樋口90頁には、「随意契約には、見積書の聴取による複数事業者の競争による随意契約と、一者随契(特命随意契約)がある。特に、特命随意契約においては、随意契約の必要性と理由、根拠法令を明確にする必要がある。」と記載されているところ、本件契約においては、随意契約の必要性と理由、根拠法令を記載した記録が確認できなかった。

随意契約の理由等を事後的に検証する上では、記録上、具体的な随意契約の必要性と理由、根拠法令を記載した書面を残すべきである。

【意見】

随意契約の理由等を事後的に検証する上では、記録上、具体的な随意契約の必要性と理由、根拠法令を記載した書面を残すべきである。

イ 賃料支払いについて

指摘及び意見ではないが、前記研修生・派遣職員等の職員宿舎 賃借料(ステージグランデ台東根岸アジールコート 1101 号)(通 し番号 215)②イに述べたとおりである。

(14) 青島パークゴルフ場賃借料(駐車場)(通し番号 228)

担当課	観光商工部スポーツランド推進課
契約の目的	市民の健康の増進、スポーツの振興及び世代間の
	交流の促進を図る。

執行伺書起案日	令和 5 年 3 月 20 日
予定価格(設計金額)	※(通し番号 143 を参照。)
当初契約額 (最終額)	3,000,000円 (年額)
随意契約の理由	自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
見積合せ調書の有無、	見積合せ調書:無し
見積業者数、業者選定	見積業者数:1者
の理由等	業者選定の理由:記載無し
契約の相手方	宮崎交通株式会社
契約日 (変更契約日)	令和 5 年 3 月 28 日
始期、終期	始期:令和5年4月1日
	終期: 令和8年3月31日
賃料等の支払時期、支	毎年1月、4月、7月、10月
払方法等	

ア 随意契約の理由について

前記青島パークゴルフ場賃借料(土地)(通し番号 227)②アに述べたとおりである。

【意見】

随意契約の理由等を事後的に検証する上では、記録上、具体的な 随意契約の必要性と理由、根拠法令を記載した書面を残すべき である。

イ 賃料支払いについて

指摘及び意見ではないが、前記研修生・派遣職員等の職員宿舎 賃借料(ステージグランデ台東根岸アジールコート 1101 号)(通 し番号 215)②イに述べたとおりである。

ウ 契約金額について

意見及び指摘はない。

本件契約金額を決定するにあたっては、宮崎市の算定額と宮崎 交通株式会社の提示額が同額の3,000,000円であった。宮崎市の 算定額は年間大人利用者数 25,000 人を基礎としており、宮崎交通株式会社の提示額は年間利用者数 30,000 人を基礎としている。

しかし、実際の利用者数は、令和 2 年度が 21,328 人、令和 3 年度が 20,114 人、令和 4 年度が 24,619 人である。

特に、令和2年度、令和3年度の利用者数に着目すると、仮に令和2年度から令和4年度の平均値をとったとしても、宮崎市及び宮崎交通株式会社が基礎とする利用者数とは乖離があることから、契約金額が異なった可能性がある。

次回の契約においては、実際の利用者数を基礎として算定した 賃料に基づいて契約交渉することが望ましい。

(15) 青島パークゴルフ場賃借料 (建物) (通し番号 229)

観光商工部スポーツランド推進課
市民の健康の増進、スポーツの振興及び世代間の
交流の促進を図る。
令和 5 年 3 月 20 日
※(通し番号 143 を参照。)
2,323,200 円(年額)
自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
見積合せ調書:無し
見積業者数:1者
業者選定の理由:記載無し
宮崎交通株式会社
令和 5 年 3 月 28 日
始期:令和5年4月1日
終期: 令和8年3月31日
毎年1月、4月、7月、10月

ア 随意契約の理由について

前記青島パークゴルフ場賃借料(土地)(通し番号 227)②アに述べたとおりである。

【意見】

随意契約の理由等を事後的に検証する上では、記録上、具体的な 随意契約の必要性と理由、根拠法令を記載した書面を残すべき である。

イ 賃料支払いについて

指摘及び意見ではないが、前記研修生・派遣職員等の職員宿舎 賃借料(ステージグランデ台東根岸アジールコート 1101 号)(通 し番号 215)②イに述べたとおりである。

ウ 契約金額について

意見及び指摘はない。

本件契約金額について、宮崎交通株式会社の提示額が宮崎市の 算定額より高額であるところ、宮崎交通提示額が採用されている。 宮崎市、宮崎交通株式会社の双方が不動産鑑定士による評価に基 づいて交渉を行ったとのことであるが、いかなる経緯で宮崎交通 株式会社の提示額が採用されたかについて記載された交渉記録 等は確認できず、交渉経緯は不明である。

契約金額の相当性等を事後的に検証する上では、契約に関する 交渉記録等を残すことが望ましい。

なお、青島パークゴルフ場の賃貸借契約は、土地、駐車場、建物の3件存在するところ、全て宮崎交通株式会社の提示額で契約が締結されており、契約交渉が適正になされたか、契約金額が相当か等について疑義が生じるおそれがある。この点からも契約に関する交渉記録を残すことが望ましい。

4 賃貸借契約に対する個別監査実施について(小括)

(1) 指摘及び意見等の概況

- ① 個別監査を実施した賃貸借契約の件数 15 件
- ② 指摘0件、意見5件
- ③ 意見項目について

意見項目については、随契理由に関するものが 5 件であった(通 し番号 224, 225, 227~229)。

- (2) 賃貸借契約に関する小括意見(所感)
 - ① 今回個別監査の対象となった賃貸借契約は、すべて、自治令第167 条2第1項第2号(性質又は目的が競争入札に適さない)を随意契 約の根拠とする1者随契であった。

特に、東京の賃貸物件については、行政上の契約手続の要請に柔軟に応じられる仲介業者は宮崎県出身者が代表者を務める業者 1 者のみであった(通し番号 215~220)。

賃貸借契約の性質上、競争性の確保が難しいことは理解できると ころであるが、できる限り競争性を確保する体制を整えることが望 ましい。

② 賃貸借契約については、随意契約理由書が残されていないケース のほか(通し番号 227~229)、記載が不十分であったり、不明確であ ったりするケースがみられた(通し番号 215~217, 224, 225)。

随意契約の必要性・相当性を事後的に検証するため、随契理由書が記録として残されること、随契理由書が必要かつ十分に記載されること、随契理由書が明確に記載されることが望ましい。

第4章 監査の結果

第3章の個別契約に対する監査の実施による監査結果を指摘及び意見に分けた上で、監査対象部署ごとに次のとおり整理する。

第1 指摘

対象部署	指摘の内容	通し番号
① 全 庁	なし	
(契約課)		

②総合政	なし	
策部		
③総務部	【指摘1】予定価格について(管財課)	1, 2
	宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事と宮	
	崎市本庁舎第二庁舎間外渡り廊下屋根修繕工事につ	
	き	
	場所、時期及び種類を大体において同じくするもの	
	で、現に契約をしようとする分量と契約を必要とする	
	ことが予定されるものについては、一括して、1 件と	
	して算出された予定価格の金額とすべきである。	
	【指摘2】予定価格について(管財課)	6, 7
	宮崎市本庁舎 5 階女性相談室間仕切設置工事と宮崎	
	市本庁舎5階地域振興部長室遮音間仕切外改修工事に	
	つき	
	場所、時期及び種類を大体において同じくするもの	
	で、現に契約をしようとする分量と契約を必要とする	
	ことが予定されるものについては、一括して、1件と	
	して算出された予定価格の金額とすべきである。	
	【指摘3】見積依頼の方法等について(管財課)	13
	契約締結日前に契約保証金の受入調定書起案をし	
	て納入書を作成している。執行伺から契約締結、契約	
	保証金の手続きについて時系列が不自然である。事業	
	選定について公平さが担保されているか疑わしい。	
	【指摘 4】契約締結伺・支出負担行為書と契約締結日	20
	について (管財課)	
	契約締結を、契約締結伺に対する決裁前に行うのは	
	手続違反であり、その経緯や原因を明らかにしたうえ	
	で、将来に向けての対策を講ずるべきである。	
	【指摘 5】執行伺及び業者よりの見積提出について(管	28

	財課)	
	 契約保証金が必要な契約について執行伺から見積	
	書提出、契約保証金の収受及び契約締結までの適正な	
	 手続きが管理されているか疑いのある工事である。文	
	書における手書きによる日付訂正はいつの時点で訂	
	正されたのかも判定できないため、簡単に訂正印によ	
	る訂正をするべきではない。	
	【指摘6】執行伺及び業者よりの見積提出について(管	29
	財課)	
	契約保証金が必要な契約について執行伺から見積	
	書提出、契約保証金の収受及び契約締結までの適正な	
	手続きが実施されるよう管理されたい。	
	【指摘7】特命随契の場合について(管財課)	30
	特命随契の場合に必要な書類である業者選定表	
	(案)が不足している。	
4危機管	【指摘8】参考見積受付日について(地域安全課)	117
理部	令和4年度庶務研(物品等)に基づき、参考見積書	
	には参考見積受付日が記載されるべきである。	
⑤地域振	【指摘9】予定価格の設定について(地域コミュニテ	32, 33
興部	イ課)	
	宮崎西地区交流センター会議室空調更新工事と宮	
	崎西地区交流センター空調設備用電気工事につき	
	場所、時期及び種類を大体において同じくするもの	
	で、当然予定される複数の工事は工事全体を1件とし	
	て契約することとして、適正な予定価格を設定された	
	٧١°	
	【指摘 10】予定価格の設定について(地域コミュニテ	34, 35
	イ課)	

		1
	住吉公民館管理棟屋根防水改修工事と住吉公民館	
	管理棟爆裂等補修工事につき	
	本来実施されるべき入札手続きを回避するために 1	
	件として設定されるべき工事及び予定価格が分割さ	
	れたものである。1件1契約による適正な予定価格を	
	設定されたい。	
	【指摘 11】工事期間について(地域コミュニティ課)	35
	成果物を正しく評価するためにも、金額、期間、工	
	事の質は重要な指標である。実際の工事期間を記載さ	
	れたい。	
	【指摘 12】予定価格について(地域コミュニティ課)	36, 37
	西部地区農村環境改善センターテニスコート照明	
	改修工事と西部地区農村環境改善センターテニスコ	
	ートの LED 更新工事につき	
	場所、時期及び種類を大体において同じくするもの	
	で、当然予定される工事は1件として契約することと	
	して、適正な予定価格を設定されたい。	
	【指摘 13】予定価格について(地域コミュニティ課)	38, 39
	宮崎西地区交流センター玄関ホール空調更新工事	
	と宮崎西地区交流センター遊戯室東側空調改修工事	
	につき	
	場所、時期及び種類を大体において同じくするもの	
	で、当然予定される工事は1件として契約することと	
	して、適正な予定価格を設定されたい。	
⑥環境部	なし	
⑦福祉部	【指摘 14】執行伺書について(介護保険課)	164、168
	本件の執行伺書のうち、起案日及び決裁日の記載に	
	ついて、単なる誤記であれば修正し、起案の前に決裁	
	がなされたのであれば手続を遵守されたい。	

⑧子ども	なし	
未来部		
9健康管	なし	
理部		
⑩農政部	【指摘 15】物品購入に係る選定理由書について(農業	119, 120
	振興課)	
	物品名「口蹄疫対策を目的とした消毒剤」と物品名	
	「口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ対策を目的とし	
	た消毒剤」につき	
	令和4年度庶務研(物品等)2頁に従って、物品購	
	入に係る選定理由書を作成、添付されたい。	
⑪観光商	なし	
工部		
迎建設部	【指摘 16】参考見積受付日について(用地管理課)	121
	令和4年度庶務研(物品等)に基づき、参考見積書	
	には参考見積受付日が記載されるべきである。	
	【指摘 17】随意契約の根拠条文について(建築住宅課)	180
	随意契約については、その根拠条文及び理由等を明	
	確にされたい。	
③都市整	【指摘 18】予定価格の設定について(公園緑地課)	46, 47
備部	天神山公園土羽整形等工事と天神山公園支障木撤	
	去工事につき	
	本来実施されるべき入札手続きを回避するために 1	
	件として設定されるべき工事及び予定価格が分割さ	
	れたものである。1件1契約による適正な予定価格を	
	設定されたい。	
4位生原	なし	
総合支所		

15田野総	なし	
合支所		
16高岡総	【指摘 19】契約の目的・対象等の明確化について(農	108
合支所	林建設課)	
	不当な分割発注の疑いが持たれぬように、透明性の	
	見地より、執行伺や随契理由書等の中で、契約の目的	
	を具体的に記載し、各業務を分けて別々に委託発注す	
	る理由や必要性を明確にすべきである。	
①選挙管	【指摘 20】参考見積受付日について	123
理委員会	令和4年度庶務研(物品等)に基づき、参考見積書	
	には参考見積受付日を記載されたい。	
⑧教育委	【指摘 21】予定価格について(学校施設課)	52, 53
員会	宮崎市立大宮中学校南校舎2階爆裂補修工事と宮崎	
	市立大宮中学校南校舎3階爆裂補修工事につき	
	場所、時期及び種類を大体において同じくするもの	
	で、現に契約をしようとする分量と契約を必要とする	
	ことが予定されるものについては、一括して、1 件と	
	して算出された予定価格の金額とすべきである。	
	【指摘 22】予定価格について(学校施設課)	54, 55
	宮崎市立西池小学校少人数1組間仕切り設置工事と	
	宮崎市立西池小学校特別支援教室間仕切り設置工事	
	につき	
	場所、時期及び種類を大体において同じくするもの	
	で、当然予定される工事は1件として契約することと	
	して、適正な予定価格を設定されたい。	
	【指摘23】予定価格の設定について(学校施設課)	58, 59
	宮崎市立生目台中学校職員男女便所様式化改修工	
	事と宮崎市立生目台中学校屋内運動場男女便所様式	
	化改修工事につき	

本来実施されるべき入札手続きを回避するために 1	
件として設定されるべき工事及び予定価格が分割さ	
れたものである。1件1契約による適正な予定価格を	
設定されたい。	
【指摘24】予定価格の設定について(学校施設課)	60, 61
宮崎市立生目台東小学校中校舎2階女子便所洋式化	
改修工事と宮崎市立瓜生野小学校外1校衛生器具設備	
改修工事について	
本来実施されるべき入札手続きを回避するために 1	
件として設定されるべき工事及び予定価格が分割さ	
れたものである。1件1契約による適正な予定価格を	
設定されたい。	
【指摘 25】予定価格の設定について (学校施設課)	62, 63
宮崎市立大淀小学校北側便所棟埋設給水管改修工	
事と宮崎市立大淀小学校外1校給水管改修工事につき	
本来実施されるべき入札手続きを回避するために 1	
件として設定されるべき工事及び予定価格が分割さ	
れたものである。1件1契約による適正な予定価格を	
設定されたい。	
【指摘 26】予定価格について (学校施設課)	73, 74
宮崎市立那珂小学校正門北側樹木工事と宮崎市立	
那珂小学校屋外運動場樹木伐採工事につき	
場所、時期及び種類を大体において同じくするもの	
で、現に契約をしようとする分量と契約を必要とする	
ことが予定されるものについては、一括して、1件と	
して算出された予定価格の金額とすべきである。	
【指摘 27】予定価格について (学校施設課)	76, 77

宮崎市立広瀬北小学校防音機械室屋上防水改修工	
事と宮崎市立広瀬北小学校空調機械室屋上防水改修	
工事につき	
場所、時期及び種類を大体において同じくするもの	
で、現に契約をしようとする分量と契約を必要とする	
ことが予定されるものについては、一括して、1 件と	
して算出された予定価格の金額とすべきである。	
【指摘 28】予定価格の設定について(学校施設課)	78, 79
宮崎市立清武小学校渡り廊下西面補修工事と宮崎	
市立清武小学校渡り廊下東面補修工事につき	
本来実施されるべき入札手続きを回避するために 1	
件として設定されるべき工事及び予定価格が分割さ	
れたものである。1件1契約による適切な予定価格を	
設定されたい。	
【指摘 29】予定価格の設定について(学校施設課)	80, 81
宮崎市立西池小学校非常放送設備取替工事と宮崎	
市立西池小学校電話設備改修工事につき	
本来実施されるべき入札手続きを回避するために 1	
件として設定されるべき工事及び予定価格が分割さ	
れたものである。1件1契約による適切な予定価格を	
設定されたい。	
【指摘30】予定価格について(学校施設課)	82, 83
宮崎市立久峰中学校売店横男女洋式化改修工事と	
宮崎市立久峰中学校女子職員便所改修工事につき	
場所、時期及び種類を大体において同じくするもの	
で、現に契約をしようとする分量と契約を必要とする	
ことが予定されるものについては、一括して、1 件と	
して算出された予定価格の金額とすべきである。	
【指摘 31】添付書類について(学校施設課)	83

	T .
宮崎市立久峰中学校女子職員便所改修工事につい	
て、検査調書等の必要な添付資料を作成すべきであ	
る。	
【指摘32】予定価格について(学校施設課)	84, 85
宮崎市立宮崎北中学校西側渡り廊下屋根部分改修	
工事と宮崎市立宮崎北中学校南校舎渡り廊下屋根部	
分改修工事につき	
場所、時期及び種類を大体において同じくするもの	
で、現に契約をしようとする分量と契約を必要とする	
ことが予定されるものについては、一括して、1 件と	
して算出された予定価格の金額とすべきである。	
【指摘33】予定価格について(学校施設課)	113, 114
宮崎市佐土原小学校外3校空調設備改修工事基本方	
針策定業務委託と宮崎市佐土原中学校外2校空調設備	
改修工事基本方針策定業務委託につき	
場所、時期及び種類を大体において同じくするもの	
で、当然予定される契約は1件として契約することと	
して、適正な予定価格を設定されたい。	
【指摘34】契約方法(予定価格)について(学校施設	207, 208
課)	
宮崎市立木花小学校屋内運動場アリーナ床石綿含	
有調査業務委託と宮崎市立江平小学校外1校校舎石綿	
含有調査業務委託につき	
本件契約は他の業務委託と契約内容、対象場所及び	
時期等が同じであるから、1件1契約のもと、分割せ	
ずに一つの契約として一般競争入札の方法によるの	
が相当である。	
【指摘35】契約方法(予定価格)について(学校施設	209~211
課)	

	宮崎市立大淀中学校管理棟石綿含有調査業務と宮	
	崎市立宮崎南小学校南・中校舎石綿含有調査業務委託	
	と宮崎市立小松台小学校北校舎石綿含有調査業務委	
	託につき	
	本件契約は他の業務委託と契約内容、対象場所及び	
	時期等が同じであるから、1件1契約のもと、分割せ	
	ずに一つの契約として一般競争入札の方法によるの	
	が相当である。	
	【指摘36】予定価格の設定について(学校施設課)	212, 213
	宮崎市立小学校樹木安全点検業務委託(北部)と宮	
	崎市立小学校樹木安全点検業務委託(南部)につき	
	本来実施されるべき入札手続きを回避するために 1	
	件として設定されるべき業務及び予定価格が分割さ	
	れたものである。1件1契約による適正な予定価格を	
	設定されたい。	
	【指摘37】見積書の日付について(文化財課)	115
	市規則上、また、契約事務の手続経緯を明確化する	
	ため、業者提出の見積書には日付を必ず明記するよう	
	業者に指導すべきである。	
	【指摘 38】参考見積受付日について(保健給食課)	133
	令和4年度庶務研(物品等)に基づき、参考見積書	
	には参考見積受付日を記載されたい。	
19上下水	なし	
道局		
20消防局	【指摘 39】予定価格の設定について(総務課)	90, 91
	宮崎市消防団田野分団第 10 部車庫 樹脂窓取付工	
	事と宮崎市消防団田野分団第 10 部車庫 構造補強工	
	事につき	
	本来実施されるべき入札手続きを回避するために 1	

件として設定されるべき工事及び予定価格が分割さ	
れたものである。1件1契約による適切な予定価格を	
設定されたい。	
【指摘 40】一部再委託について (総務課)	116
一部再委託先を承諾するにあたっては、契約の相手	
方と再委託先との間で締結される契約書等の内容を	
確認し、個人情報取扱規程や暴力団排除条項等が定め	
られているかどうかなどの妥当性を検討したうえで	
再委託承諾の可否を判断すべきである。	
【指摘41】予定価格の設定について(総務課)	135~138
物品名「貸与品購入:作業靴紐有静電」と物品名「貸	
与品購入:ミドリ安全編上靴(異動・選択貸与品)」と	
物品名「貸与品購入:作業靴紐無(選択貸与品)」と物	
品名「貸与品購入:作業靴紐無静電(選択貸与品)」に	
つき	
本来実施されるべき入札手続きを回避するために 1	
件として設定されるべき物品及び予定価格が分割さ	
れたものである。1件1契約による適正な予定価格を	
設定されたい。	
【指摘 42】参考見積受付日について (総務課)	141
令和4年度庶務研(物品等)に基づき、参考見積書	
には参考見積受付日を記載されたい。	
指摘合計 42 件	

第2 意見

対象部署	意見の内容	通し番号
①全庁	【意見1】請求書及び支出命令書について	1~21,
(契約課)	請求書及び支出命令書の写しが添付されていない	23~31, 33,
	ので、支払日の二重チェックのため各書面の写しも契	36 ∼ 38,
	約資料として綴じるように指導されたい。	44, 50,

	52~57, 64,
	$69 \sim 77,$
	$82 \sim 85, 88,$
	102, 106,
	111,
	113, 114
【意見 2】添付書類チェック表について	110, 114
【息兄2】終刊音頻/エック表について ① 添付書類の添付漏れがないようにチェックする	33, 93, 97,
ため、添付書類チェック表などのチェックリストを	107
できる限り利用するように推奨されたい。	101
② 添付書類チェック表へチェックがある書類の確	101
認をすべきである。	100 110
【意見3】添付資料チェックリストのチェック項目に	108~110
ついて	
契約資料ファイルにチェックリストを添付してい	
る点は評価できるが、チェック項目の中に任意である	
ものの「見積合せ調書」も盛り込んだうえで、同調書	
もできる限り作成するようにする旨を記載されたい。	
【意見4】代金支払いないし代金支払関係書類につい	43, 51, 117,
て(支払遅延等防止目的において共通するため次の①	121,
②を同一意見として扱う。)	129~133
① 会計課のみならず担当課においても支払遅延等	143, 148,
を確認すべく代金支払いの事実、代金支払日、支払	$150 \sim 153$,
遅延の有無等を確認できる書類の写しを契約資料	175, 178,
として記録に残すべきである。	179,
② 庶務研において、業務委託(一般委託)に係る添	181~190,
付書類として代金支払関係書類の写しを求める運	207~211
用とすることが望ましい。	
【意見5】随契理由書について	45

		1
	随意契約の理由については、令和4年度庶務研(工	
	事等)7頁における工事の随意契約ガイドラインに沿	
	った形式で検討し、分かりやすく記載することが望ま	
	LVO	
	【意見6】随契理由書の添付について	143, 149,
	庶務研において、設計金額 10 万円未満の業務委託	150, 178
	(一般委託) であっても、随契理由書の添付を求める	
	運用とすることが望ましい。	
	【意見7】見積合わせ不実施について	146, 155
	発注相手や発注金額の固定化を防ぎ、競争性を確保	
	するため設計金額が 10 万円未満の場合も定期的な見	
	積合わせを実施すべきである。	
	【意見8】随契理由書について(契約課執行)	103
	随契理由書には、修正設計の必要性が生じた事情ま	
	で記載されたい。	
	【意見9】見積参加者について(契約課執行)	142
	納入可能な複数業者によって見積合わせを実施さ	
	れたい。	
②総合政	【意見 10】随契理由及び業者選定について(都市戦略	144
策部	局都市戦略課)	
	本件事業について事後的に検証できるよう随契理	
	由書及び業者選定表(案)に詳細に記載すべきである。	
③総務部	【意見 11】見積依頼の方法等について(管財課)	$1 \sim 3, 5 \sim 11,$
	見積提出依頼をした業者に対してどのような連絡	14, 17, 19,
	方法で見積依頼をし、見積依頼をした業者のうち回答	20, 24, 25, 31
	があった業者を把握管理する手続きを整理されたい。	
	【意見 12】契約保証金について(管財課)	13
	契約保証金に係る請求書及び払出命令書について	
	も、契約金額に係る請求書及び支出命令書と同じく支	

	払日の二重チェックのため各書類の写しを契約書類	
	に綴じるように指導されたい。	
	【意見 13】契約の目的の明確化について(管財課)	92
	契約の件名等だけで契約の目的が明らかでない場	
	合は、執行伺書等において契約の目的や必要性を明記	
	しておくべきである。	
	【意見14】請求書及び支出命令書について(管財課)	92
	契約事務の一件記録の中に、請求書及び支出命令書	
	の写しを綴じて保管すべきである。	
④危機管	なし	
理部		
⑤地域振	【意見 15】添付書類チェック表について(地域コミュ	33
興部	ニティ課)	
	添付書類の添付漏れがないようにチェックするた	
	め、添付書類チェック表などのチェックリストをでき	
	る限り利用するように推奨されたい。	
	※全庁(契約課)に対する意見2①と同じ内容である	
	が、担当課にも向けられた意見として別途取扱う。	
	【意見 16】見積合わせについて(地域コミュニティ	34, 35
	課)	
	住吉公民館管理棟屋根防水改修工事と住吉公民館	
	管理棟爆裂等補修工事につき	
	予定価格(設計金額)算定にあたって見積書を提出	
	した業者を見積合わせに参加させた場合には、他の業	
	者にも十分な情報と検討期間を確保すべきである。	
	【意見17】工事検査について(地域コミュニティ課)	35
	分割されなければ完成検査が実施されていたはず	
	の工事である。分割により設計金額 50 万円を下回っ	
	た場合にも、工事検査を実施すべきである。	

		,
	【意見 18】契約保証金について(地域コミュニティ	36~38
	課)	
	契約保証金に係る請求書及び払出命令書について	
	も、契約金額に係る請求書及び支出命令書と同じく支	
	払日の二重チェックのため各書類の写しを契約書類	
	に綴じるように指導されたい。	
⑥環境部	【意見 19】添付書類チェック表について(環境施設	93
	課)	
	添付書類の添付漏れがないようにチェックするた	
	め、添付書類チェック表などのチェックリストをでき	
	る限り利用するように推奨されたい。	
	【意見 20】業務完了検査に関する代決について(環境	152, 153
	施設課)	
	市決裁規程第10条において、「緊急を要する事務に	
	限り」事務の代決ができるとあるが、「緊急」性の判断	
	にあたっては、事務の内容や性質等を慎重に検討し、	
	業務完了検査をより実効的なものとするため、できる	
	限り代決ではなく専決者による決裁を行うようにす	
	るのが望ましい。	
⑦福祉部	【意見 21】設計書(予定価格)の作成について(障が	154
	い福祉課)	
	特命随意契約(一者随意契約)の場合において、契	
	約の相手方から参考見積書を受領して設計金額を検	
	討作成する場合は、参考見積額は契約の相手方の意向	
	が強く反映されやすいので、予定価格の適正さを確保	
	すべく、参考見積内容をより慎重かつ厳正に吟味した	
	上で設計書(予定価格)を作成されたい。また、十分	
	な吟味をして設計書を作成したのであれば、その検討	
	内容も記録上明確かつ具体的に記載すべきである。	

	【意見 22】業務完了届について(介護保険課)	160
	本件の業務完了届における履行期間の始期を令和4	
	年4月26日に修正すべきである。	
8子ども	【意見 23】予定価格の設定について(子育て支援課)	94
未来部	設計金額(予定価格)を設定するために参考見積書	
	の提出を求める場合は、同見積書の内訳について、「一	
	式」等ではなく、具体的な明細や数量、単価等を提出	
	させるなどして、見積書の金額が妥当なものであるか	
	どうかを慎重に検討したうえで、設計金額を定めるべ	
	きである。	
	【意見 24】仕様書の記載について(子育て支援課)	172
	契約書が省略される少額随意契約においては、受託	
	業者に提示される仕様書が契約者間の合意内容を決	
	定する重要な客観証拠となるため、受託業者とのトラ	
	ブルを回避するため、仕様書の内容は可能な限り明確	
	かつ特定して記載すべきである。	
	【意見 25】業務実施報告書の作成について(子育て支	173
	援課)	
	契約の履行状況(業務完了状況)を適切かつ円滑に	
	検査するため、本契約の業務実施報告書に作業開始前	
	後の写真や特記事項に関する写真を添付することを	
	求める仕様書にすべきである。	
	【意見 26】印紙について(子育て支援課)	174
	契約の主たる内容が「委任契約」であるとしても、	
	「請負契約」としての内容が部分的に含まれる場合	
	は、課税文書として印紙が必要となる場合があるの	
	で、税務署等専門機関に相談し、指導を受けることが	
	望ましい。	
9健康管	【意見 27】随意契約理由書の記載について(新型コロ	224, 225

理部	ナウイルスワクチン対策課)	
	随意契約の必要性・相当性を事後的に検証するた	
	め、随意契約理由書の記載は、誰が見ても分かりやす	
	いように作成すべきである。	
⑩農政部	【意見 28】事業目的(農村整備課)	95
	契約の当否や事後的検証のため、事業の目的等を簡	
	潔に記録されたい。	
	【意見 29】契約選定方法(農村整備課)	95
	公平性・経済性の見地より自治令第 167 条の 2 第 1	
	項第 2 号により契約の相手方を選定している理由と	
	して妥当か否かを厳正に判断されたい。	
⑪観光商	【意見30】選定委員会について(観光戦略課)	176
工部	公募型プロポーザルを実施するのであれば、契約目	
	的に即した選定委員を選ぶべきである。	
	【意見31】審査について(観光戦略課)	176
	審査基準書に定められた候補者の決定方法を遵守	
	されたい。	
	【意見32】予定価格の設定について(スポーツランド	179
	推進課)	
	予定価格設定のため参考見積書を提出してもらう	
	場合は、できる限り複数業者から見積書を提出しても	
	らい、もし1者のみから提出を受ける場合は、担当課	
	において見積の内訳を詳細に吟味して予定価格を改	
	めて積算すべきである。	
	【意見33】随意契約の理由について(スポーツランド	227~229
	推進課)	
	随意契約の理由等を事後的に検証する上では、記録	
	上、具体的な随意契約の必要性と理由、根拠法令を記	
	載した書面を残すべきである。	

迎建設部	【意見34】見積合わせの実施方法について(土木課)	96
	見積合わせを実施する際、見積指名通知を交付して	
	見積合わせ実施までの見積作成期間の設定について	
	は、参考見積業者の見積書作成期間との公平性に配慮	
	しつつ、見積業者が競争性のある見積書を作成できる	
	期間を考慮して、見積合わせを実施するのが望まし	
	V'o	
	【意見35】添付書類チェック表の確認印について(土	96
	木課)	
	添付書類チェック表への押印漏れがないように徹	
	底されたい。	
	【意見36】添付書類チェック表について(土木課)	97
	添付書類の添付漏れがないようにチェックするた	
	め、添付書類チェック表などのチェックリストをでき	
	る限り利用するように推奨されたい。	
③都市整	【意見37】見積合わせについて(公園緑地課)	46, 47
備部	天神山公園土羽整形等工事と天神山公園支障木撤	
	去工事につき	
	予定価格(設計金額)算定にあたって見積書を提出	
	した業者を見積合わせに参加させた場合には、他の業	
	者にも十分な情報と検討期間を確保すべきである。	
	【意見38】工事検査について(公園緑地課)	46
	分割されなければ完成検査が実施されていたはず	
	の工事である。分割により設計金額 50 万円を下回っ	
	た場合にも、工事検査を実施すべきである。	
	【意見39】参考見積算定根拠(公園緑地課)	101
	参考見積金額のうちに諸経費等の内容不明の金額	
	がある場合は、その内容を精査したうえで予定価格を	
	算定すべきである。	

	【意見 40】随契理由書について(市街地整備課)	103
	随契理由書には、修正設計の必要性が生じた事情ま	
	で記載されたい。	
4年土原	【意見 41】見積合わせについて(地域市民福祉課)	49
総合支所	予定価格(設計金額)算定にあたって見積書を提出	
	した業者は見積合わせに参加させないことが望まし	
	く、参加させた場合には他の業者にも十分な情報と検	
	討期間を確保すべきである。	
15田野総	【意見 42】建設工事・修繕・設計委託チェックシート	50
合支所	について (農林建設課)	
	請求書、支出命令書が記録上確認できず、建設工事・	
	修繕・設計委託チェックシートに基づき手続が進めら	
	れたか否かの検証ができないため、かかる点は改善す	
	るのが望ましい。	
	【意見43】予定価格の設定について(農林建設課)	187~190
	自治令第167条の2第1項第3号に該当する場合で	
	あっても、参考見積を提出してもらう場合は、参考見	
	積書に 100%依存するのではなく、担当課においても	
	見積内訳を詳細に検討して予定価格を改めて積算す	
	べきである。	
16 高岡総	【意見 44】添付書類チェック表について(農林建設	107
合支所	課)	
	添付書類の添付漏れがないようにチェックするた	
	め、添付書類チェック表などのチェックリストをでき	
	る限り利用するように推奨されたい。	
	【意見 45】添付資料チェックリストのチェック項目に	110
	ついて (農林建設課)	
	契約資料ファイルにチェックリストを添付してい	
	る点は評価できるが、チェック項目の中に任意である	

7	ものの「見積合せ調書」も盛り込んだうえで、同調書	
	もできる限り作成するようにする旨を記載されたい。	
	また、チェック項目のチェック及び確認印の実施も適	
Į	切に行ってほしい。	
	【意見 46】随意契約締結伺書の添付について(農林建	191, 192
i i	設課)	
	令和4年度庶務研(物品等)21頁に従って、設計金	
著	額 50 万円以下の契約においても「随意契約締結伺書」	
1	を作成し添付されたい。	
①選挙管 7	なし	
理委員会		
18教育委	【意見47】設計金額について(学校施設課)	64
員会	共通仮設費、現場管理費、一般管理費を一式として	
	算定している数か所の工事は、それぞれ1区分の工事	
	とすべきである。	
	【意見48】請求書の日付について(企画総務課)	131
	請求書に日付が記載されていない場合、担当課にお	
l	いて請求書に日付を記載するよう業者に対し指導す	
	べきである。	
	【意見49】見積合わせについて(学校施設課)	212, 213
	宮崎市立小学校樹木安全点検業務委託(北部)と宮	
Ц	崎市立小学校樹木安全点検業務委託(南部)につき	
	予定価格(設計金額)算定にあたって見積書を提出	
	した業者を見積合せに参加させた場合には他の業者	
	にも十分な情報と検討期間を確保すべきである。	
19上下水	【意見50】契約保証金の返還について(水道部営業所	88
道局	工務課)	
	契約保証金を受領した場合は、その返金の有無・時	
	期をファイル内で明確に記録しておくべきである。	

20消防局	【意見 51】見積参加者について(総務課)	142
	納入可能な複数業者によって見積合わせを実施さ	
	れたい。	
	意見合計 51 件	

第5章 総括

第1 指摘及び意見の数 指摘42件、意見51件

第2 個別契約ごとに見た指摘及び意見の数(巻末資料参照)

契約の種別 (対象数)	指摘数(割合:約)	意見数(割合:約)
工事(91)	45 (49%)	92 (101%)
設計委託(25)	5 (20%)	21 (84%)
物品購入(26)	11 (42%)	9 (34%)
一般委託(72)	10 (14%)	73 (101%)
賃貸借(15)	0 (0%)	5 (33%)
合計(229)	71 (31%)	200 (87%)

(補足) 個別契約ごとに見た指摘及び意見のうち、内容が共通するものを1件としてカウントした件数を上記第1の指摘及び意見の数として挙げている。ただし、内容が共通するが別の部署に向けられた指摘又は意見は、部署ごとに件数をカウントしている。

第3 監査要点ごとの包括外部監査人の所感

1 合法性(合規性)・有効性に関する検討について

重大な法律違反や規程違反はなかったが、執行伺書等の中で契約の目的や必要性が明確かつ具体的に記載されていないものが多かった。契約の目的等が明確でなければ、契約の仕様や予定価格等を適切に設定できず、契約の有効性判断自体(1件1契約の判断も含む。通し番号1②アを参照。)が困難となるため、契約の目的等の明確化が求められる。

2 競争性・経済性に関する検討について

- (1) 参考見積業者は一定期間の中で十分な調査検討のもと見積書を作成できるのに対して、他の見積業者は実質1日しか猶予がないといった見積合わせの実施方法が多くあり、500万円未満の工事の見積期間は1日以上という規定により、形式的に見積期間1日と設定する傾向があった。全ての見積業者において実質的な競争性を確保できるようある程度余裕をもった見積期間を設定することが求められる。
- (2) 担当課が随意契約に際しての見積合わせ又は業者との交渉により予定価格(設計金額)から契約額を減額できた割合について、監査実施内容一覧表(巻末資料)記載の金額から減額割合を算出すると、工事では約2%減額、設計委託では約1.5%減額、物品購入では約4%減額、一般委託では約4.6%減額、賃貸借では減額なしであった。随意契約においても可能な限り経済性を図るようにするため、予定価格からの減額割合をそれぞれ1~2%程度上げることをいわゆる KPI として達成度を評価等することが望ましい。
- 3 公平性・透明性に関する検討について
 - (1) 前述のような見積期間の設定といった見積合わせの実施方法は、見 積業者間の実質的公平を図るためにも重要であり、見積合わせを実施し てもほとんど参考見積業者が落札してしまうといった事態が常態化し ないように工夫等することが求められる。
 - (2) 透明性の見地では、予定価格設定の経緯や1件1契約の例外となる 分割発注の理由が記録上明確に書かれていないものが多くみられた。分 割発注等の疑いが持たれぬよう合理的理由を明確に記載し、事後的検証 が可能なように記録化をより徹底することが求められる。
- 4 PDCA サイクルを意識した業務の質向上に関する検討について
 - (1) 令和5年度庶務研(工事等)及び同(物品等)は、令和4年度庶務研のそれらを改善修正したものであるが、それでも随意契約の事務処理手続きを容易に理解できる内容になっているとは言い難い。担当課における事務処理の円滑・適正を全庁的に確保するためは、一般競争入札等のマニュアルとは独立した「随意契約ガイドライン」としてシンプルかつポイントを押さえたマニュアルの作成が求められる。

(2) また、事務処理上の過誤防止策としての必要書類の添付漏れ防止の チェックリストの活用や、支払遅延防止対策として支出命令書及び請求 書の写しを担当課でも保管して期限内支払いの二重チェックをするな どの工夫等も求められる。 監沓実施内容一覧表

١	知	有田	利田	毎田	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	H	田田田	H H	H	利田	中田	有田	中田	有田	利田	4田	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	E I	H H	E H	1 日田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	H H H	田田 1	4田	有田	甲田	有田	利田	有田	甲田	塩	室三	磯野	磯野	甲田	田田	田田	田田	田田	田田	磯野	田田	田
	意見項目③ 持	W-	#	₩.	# 1	# ·	# 4	r. w	*	44-	#	李	*	单	#	#: 1	W- 1	fr: 14	fr: 4	F 4	fr 44	- 4	- 14	#	#	#	#	#	#	#	_=_		75	750	#	#	#	#	#	#	755	158	197
	意見項目②	支払関係	支払関係	支払関係	-41 BB (5)	文拉阅讯	支払関係 士が 囲 を	文 拉 图 原 专 拉 图 係	払関係	支払関係	支払関係		契約保証金	支払関係			支払関係	20 E ++	対図状士 配合	XAMM			支払関係	支払関係						支払関係		チェック表		工事検査	契約保証金	契約保証金	契約保証金						
	意見項目①	見積依頼方法支	П	ガケ			見積依頼方法 支ョ 二華休橋七年							4.	関係		州			Z Z	刘林	温(後)	力法		関係	関係	関係	関係	関係	見積依頼方法 支			中中									関係	関係
	意見数 鴻	2 見積(2 見積(2 見積(1支払関係	2 元便1	2 見積化	2 原籍(2 見積化	2 見積化	2 見積(1支払関係	2 支払関係	2 見積(1支払関係	1支払関係	2 見積依頼	1 X MA	2 元(県)	2 元俱改教、	1 × 144	1 专 北 闡係	2 見積(2 見積(1 支払関係	1支払関係	1 支払関係	1支払関係	1支払関係	2 見積(2 支払関係	1 見積合せ	2 見積合せ	2 支払関係	2 支払関係	2 支払関係				\vdash	1支払関係	1 支払関係
	指播項目②																																	工事期間									
	指摘項目◎	予定価格	予定価格			and Asses 1 fe	→ 所 信 施 以 り 角 表	AC IMULE					見積依頼方法						120000000000000000000000000000000000000	P. J. Reform III							執行何·見積提出	執行何・見積提出	特命随契必要書類		予定価格	予定価格	予定価格	予定価格	予定価格	予定価格	予定価格	予定価格					
		1	1		\dagger	į.	H +	4		t		H	1周		1	1	1	\dagger	1 107	iŘ		t					1執:	1 執:	1 特		1	1 7	1	2 季:	1	1 7	1 4	1 7			+	H	H
	整 類	総務部管財課	総務部管財課	総務部管財課	総務部管財課	吃防即官別課	総勢部官財課	総務部管財課	総務部管財課	総務部管財課	総務部管財課	総務部管財課	総務部管財課	総務部管財課	総務部管財課	総務部管財課	総務部管財課	8000000000000000000000000000000000000	IS 50 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	吃奶 ID III Nak	185分 195	8.務部管財票	総務部管財課	総務部管財課	総務部管財課	8務部管財課	総務部管財課	8務部管財課	総務部管財課	総務部管財課	地域振興部地域コミュニ ティ課	地域振興部地域コミュニ ティ課	地域振興部地域コミュニ ティ課	も域振興部地域コミュニ ディ課	地域振興部地域コミュニ ティ課	地域振興部地域コミュニティ課	地域振興部地域コミュニティ弾	地域振興部地域コミュニティ課	地域振興部文化・市民活動課(型約課執行)	地域振興部文化・市民活動課(契約課動行)	要貨部環境政策課(契約 関連部行	味秋(1) 建設部土木課	建設部道路維持課
		総務部	総務部	総務部	総勝田	#C75 II	総数曲	2022年	総勝曲	総務部	総務部	総務部	総務部	総務部	総務部	総勝曲	影響品	#C35	100 (00) III	おこのがに	のがまた。	が 報報	総務由	総務部	総務部	総務部	総務部	総務部	総務部	総務部	地域振ティ弾	地域振	地域振	地域振り	地域版 下~鞢	お域間	地域版	地域版	地域指	地域指	環境部	確設部	建設部
監査実施内容一覧表	件名(※件名が同じ場合は、契約番号を付している。)	宮崎市本庁舎第二庁舎間渡り廊下屋根修繕工事	宮崎市本庁舎第二庁舎間外渡り廊下屋根修繕工事	宮崎市第二庁舎一部シーリング打替え工事	国商市本庁舎屋上越間對極藩工争合は、中央は十十十个の際々なるの間にいる。	国际中本厅岩/箱行政式间江900016711事一十二十十十个500011111111111111111111111111111111	宮崎 中本庁舎5階文任相談室間仕划設置工事 宮崎 中本庁舎5隊事情振闘期 宮崎 井本門 石内 予修工事	日記 17477 日の日で多3次米川大土海日日日に3777-次アエナ 空路市太广舎5路7音で支援課間仕が改像工事	宮崎市本庁舎2階社民党間仕切撤去工事外	宮崎市本庁舎5階介護保険課外レイアウト変更に伴う電気工事	宮崎市第二庁舎8階市街地整備課外レイアウト変更に伴う電気工事	宮崎市本庁舎5階福祉総務課間仕切新設工事外	宮崎市本庁舎3階市長室内装改修工事	宮崎市本庁舎5階福祉総務課空調機設置工事外	宮崎市本庁舎南面懸垂幕設置工事	宮崎市第5駐車場一部アスファルト舗装改修工事外	四崎市第二庁舎3階工業政策課ファンコイルユニット設置工事外 中はは十十十个4下五十間作々、15円を10世の20世代を1	呂馬中本庁市に国文 天文イルの河町の表工事 中京大学 上の口袋が同しままる。	宮崎 中邦一汀古口 暗印像工物 次メノン や 小昌 工事 外で は オーブコロ 暗印像工物 ガメーン や 小昌 工事 かっぱい まんか エー・エータ かんしょう	四個 [147] [15] [16] [16] [16] [16] [16] [16] [16] [16	四周 中小丁二四 上海 / 秋書 物改 二十十八十二四 上海 / 秋書 / 柳改 二十十八秒 会注而 的	3- は日が出り十一 日が出す 空降市高田級合支 所地域市民福祉課の調整備増設し事	ントン	宮崎市北地域センターサイクルボート更新工事	観光商工部執務室移転に伴う電話設備工事	宮崎市第四庁舎外消防設備不具合改善工事	宮崎市高岡総合支所授乳室新設工事	宮崎市本庁舎地下1階間仕切改修工事	宮崎市電話交換機長距離內線增設工事	宮崎市本庁舎1階休憩室新設工事	宮崎西地区交流センター会議室空調更新工事	宮崎西地区交流センター空調設備用電気工事	住吉公民館管理棟屋根防水改修工事	住吉公民館管理棟爆裂等補修工事	西部地区農村環境改善センターテニスコート照明改修工事	西部地区農村環境改善センターテニスコートのLED更新工事	宮崎西地区交流センター玄関ホール空調更新工事	宮崎西地区交流センター遊戯室東側空開改修工事	宮崎市民プラザ特定天井改修工事	宮崎市民プラザリモートユニット更新工事 (その4)	宮崎市葬祭センター地下タンク改修工事	長溝川河川維持工事	折生迫停車場線道路維持工事(但し区画線工)
	契約相手方	有限会社児玉板金	有限会社児玉板金	株式会社スイケン	三桜電気工業株式会社 七四へ計工に滞む	有限芸仕入川建設::::::::::::::::::::::::::::::::::::	株式会社アートイプス 株式会社アートイプス	休式会社とラヌマ	有限会社天神建設	有限会社時任電設	有限会社小戸電工	有限会社山下建設	株式会社三舟建設	江坂設備工業株式会社	株式会社宮崎総合スポーツ	有限会社天神建設	江坂設備工業株式会社 本部へ計・ダキン・コング	個扱訳位に × カンーリンツ 打作時 維工兼本 計合社		体 サクなフート イプラ	体式会社のどき注画	深たな 正から き返回 ゴガ砂値工業株式会社	江坂設備工業株式会社	オーゾノ建材株式会社	株式会社山田電設	株式会社エレック日栄	株式会社八幡屋内装工業	宮崎ユニット工業株式会社	OKIクロステック株式会社	有限会社天神建設	セイコー電気	セイコー電気	株式会社さつき工業	株式会社さつき工業	セイコー電気	セイコー電気	セイコー電気	セイコー電気	株式会社鴻池組 南九州支店	アズビル株式会社	ナンテック株式会社	貴島綠地建設株式会社	有限会社アクティブ
	見積合わせ の有無、参 加者数等	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	(2) ↓	#(3)	(c) (#	年(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	無	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	兼	無	単	有(3)	有(3)
	随契理由 (自治令 167条の2 第1項の 号数)	0	Θ	Θ	∋ (9 (∋ (∈	9 (Θ	Θ	0	Θ	Θ	⊕	Θ	0	9 6	∋ (∈	∋ ∈	€	€	9 (0	0	Θ	Θ	Θ	Θ	Θ	Θ	Θ	Θ	Θ	Θ	0	Θ	Θ	Θ	@	@	@	Θ	Θ
	予定価格と契約額の計差額	009'9	0	9,900	71,500	34,100	106,700	62,700	111,430	37,400	85,800	38,500	70,600	80,300	61,600	70,785	57,200	29,400	100 100	100001	8 800	2.200	42,900	72,600	31,900	44,550	53,900	62,700	3,300	54,450	38,830	0	20,600	0	53,900	63,800	49,060	14,300	2,662,000	594,000	0	0	0
	契約額 (最終)	1,287,000	264,000	1,287,000	902,000	187,000	1,190,200	968.000	976,470	1,258,400	830,500	812,900	836,000	707,300	206,000	687,115	880,000	825,000	002,1200	1 227 500	616,000	1.296.900	697,400	1,221,000	1,265,000	692,450	770,000	852,500	635,800	761,750	1,182,170	154,000	1,155,000	396,000	1,159,400	1,131,900	1,165,340	1,161,600	95,700,000	34,100,000	26,631,000	1,299,100	1,298,000
	予定価格 (設計金額)	1,293,600	264,000	1,296,900	973,500	821,700	1,296,900	1.030,700	1,087,900	1,295,800	916,300	851,400	009'906	787,600	567,600	757,900	937,200	384,400	706,200	1 250 700	624 800	1.299.100	740,300	1,293,600	1,296,900	737,000	823,900	915,200	639,100	816,200	1,221,000	154,000	1,205,600	396,000	1,213,300	1,195,700	1,214,400	1,175,900	98,362,000	34,694,000	26,631,000	1,299,100	1,298,000
	類 種 番 別 号 号	1	2	3	4	n o	9 1	- 00	6	10	11	12	13	14	15	16	17	T I O	13	202	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
	数含	無日	土井	土井	###	⊥		# ## H		井日		Ш	東 丁		Ц	\perp		# #		# #	\perp	┸	┸		#H	東工	#H	±Τ	# H	#H	#H	無日	卅	無日	掛日	₩ H	# H	# H	# H	# H	卅	東工	十二
	週	1	2	m	4	Ω	φ 1	- 00	6	10	11	12	13	14	15	16	17	, c	S 00	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44

監 本 実 施 内 容 一 覧 表

	型	田田	磯野	機野	磯野	機野	田田	田田	田田	田田	4田	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	田 田	日盤	機野	機野	磯野	磯野	磯野	田 麗 田	50次 当了 20体 相采	破野	磯野	空	山崎	有田	有田	田田田	田田	田田	田	磯野	機野	機器	出	田	田	英田	磯野	磯野	雪日	磯野	磯野	磯雷
	意見項目③																																											
	意見項目②		工事検査				チェック表												No. of the Control	文払阅除																					契約保証金			
	意見項目①	锥																					l				<i>y</i>						1							+		Н	+	_
		1 随契理由書	2 見積合せ	1 見積合せ		1 見積合せ	2 支払関係	1支払関係	1 支払関係	1支払関係	1 支払関係	1 支払関係	1文弘関係	1 X 12 (12 (13 (13 (13 (13 (13 (13 (13 (13 (13 (13					o c	2 設計運搬	1		L	1支払関係	1支払関係	1支払関係	1支払関係	1支払関係	1 文松関係	1支払関係	1 支払関係		-		1支払関係	1支払関係	1 支払関係	1支払関係		4	2支払関係	Ц	_	_
	指摘項目② 意見数											1								1	+		l						+							京				+		\parallel	+	_
			<u> </u>									1									1		L						+		<u> </u>		1			添付資料			+	+		H	$\frac{1}{1}$	_
	指摘項目①		予定価格	予定価格					予定価格	予定価格	予定価格	予定価格		予定価格	予定価格	予定価格	予定価格	予定価格	予定価格									予配信格	小 定	予定価格	予定価格	予定価格	予配価格	1.4.目在	予定価格	予定価格	予定価格	予定価格					予定価格	水砂 市 ー <
	潜 数		Ľ	1					1	_	-		1	ľ		1	1	1	_		1								1			1		1		2				_		Ц		
	加工業	都市整備部公園綠地課(契約課執行)	都市整備部公園緑地課	都市整備部公園綠地課	都市整備部市街地整備課	佐土原総合支所 地域市 民福祉課	田野総合支所 農林建設 課	高岡総合支所 農林建設 環	教育委員会学校施設課	教育委員会学校施設課	教育委員会学校施設課	教育委員会字校施設課	教司教司犯予校施授課者者来自今追求指導目	X = 安貝式子仪 施政課 教育委員会学校施設課	教育委員会学校施設課	教育委員会学校施設課	教育委員会学校施設課	教育委員会学校施設課	教育委員会学校施設課	教育安貞完子校施設課券を表自今等技権問題	教司委員五十代/// // 教育教育表面合學技術設置	教育委員会学校施設課	教育委員会学校施設課	教育委員会学校施設課	教育委員会学校施設課	教育委員会学校施設課	教育委員会学校施設課	教育委員会学校施設課	教育委員会字校施設課教育委員会学校施設課	教育委員会学校施設課	教育委員会学校施設課	教育委員会学校施設課	教育委員会学校施設課	数百岁 具式十位 脂改 联数首参 自会学校 施設 肆	教育委員会学校施設課	教育委員会学校施設課	教育委員会学校施設課	教育委員会学校施設課	教育委員会保健給食課	教育委員会保健給食課	上下水道局水道部営業所 工務課	消防局総務課	消防局総務課	当时影然
監査実施内容一覧表	件名(※件名が同じ場合は、契約番号を付している。)	令和4年フェニックス自然動物圏メリーゴーランド外1施設改修工事	天神山公園土羽整形等工事	天神山公園支障木撤去工事	113街区外整地工事	観光案内陶板移設工事	令和4年度田野町平田1地区(水路)外3市単独災害復旧工事	令和4年度高岡町古園地区(水路)外4地区市単独災害復旧工事	宮崎市立大宮中学校南校舎2階爆裂補修工事	宮崎市立大宮中学校南校舎3階爆裂補修工事	宫崎市立西池小学校少人数1組間仕切り設置工事	国崎市立西池小学校特別支援教室間仕切り設置工事一件は十十十一中十半十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	国际中卫果大宫甲子校甲子舍3路女子更所外并或化成修工事后这五十五十百十百十百十四十四十二十二十	呂間 中工 果 人名 中子 农 照 り 欧 剛 以 廖 工 事 宮崎 市 工 年 日 台 中 学 校 聯 昌 里 女 便 所 梯 式 化 改 修 工 事	12 12 12 13 14 15 15 15 15 15 15 15	宮崎市立生目台東小学校中校舎2階女子便所洋式化改修工事	宮崎市立瓜生野小学校外1校衛生器具設備改修工事	宮崎市立大淀小学校北側便所棟埋設給水管改修工事	宮崎市立大淀小学校外1枚給水管改修工事	国际中卫小位后小学校外2校漏水以停上争合格士小人公司,当共同大道等自由于国际企业,	日間中立小佐口小子仅度的理影場男女民別年記に以修工事団は古い大人な小学校を参加部議工事に伴うの題終語工事	呂崎 ID エクバムログ・女女 目来至 生調改 開工 争に 下 7 生調 珍政 工 争 宮崎 市立 生 目歯 中 学校 北校舎 2階 男 女便 所 洋式 化工 事	宮崎市立宮崎西中学校管理棟1階男女便所洋式化改修工事	宮崎市立生目中学校南校舎2階女子便所洋式化改修工事	宮崎市立大塚中学校職員女子便所洋式化改修工事	宮崎市立加納小学校東校舎1階女子便所洋式化改修工事	宮崎市立加納小学校職員室手洗器取替外工事	宮崎市立那珂小学校正門北側樹木伐採工事一六十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	呂崎巾立那珂小字校座外建勤陽倒不伐採工事 空崎市立那珂小学校安陽前構浩物聯共工事	宮崎市立広瀬北小学校防音機械室屋上防水改修工事	宮崎市立広瀬北小学校空調機械室屋上防水改修工事	宮崎市立清武小学校渡り廊下西面補修工事	四崎市立清武小学校渡り廊下東面補修工事舎以十十正治:京林中尚井、北海神田寺十十		国語に近日から、これ時間は必需なアニナ国路市立久峰中学校売店横男女洋式化改修工事	宮崎市立久峰中学校女子職員便所改修工事	宮崎市立宮崎北中学校西側渡り廊下屋根部分改修工事	宮崎市立宮崎北中学校南校舎渡り廊下屋根部分改修工事	宮崎市立住吉小学校給食室渡り廊下屋根改修工事	佐土原学校給食センター重油タンク通気管取替工事	県道日南高岡線道路舗装復旧工事	宮崎市消防団田野分団第10部車庫外改修工事	宮崎市消防団田野分団第10部車庫 樹脂窓取付工事	図路市道防守田野分団第10 報告 権 結構 第二十二
	契約相手方	株式会社谷口製作所	有限会社守田造園土木	有限会社守田造園土木	株式会社坂口組	株式会社戸敷開発	有限会社高添組	有限会社宮崎植木市場	株式会社三愛工業	株式会社三愛工業	有限会社三和インテリア	有限会社三和インテリア ギ匠エ崇集され	聚瓦二米尔马尔卢伯克弗米韦士令	当时 电米尔 以对位 右限 会并 長 沿 設 備	有限会社長沼設備	有限会社長沼設備	有限会社長沼設備	有限会社長沼設備	有限会社長沼設備	有限宏柱板沿設備有限公共同分配	有吸云杠灰冶成開右開合外長辺勢備	有限会社長沼設備有限会社長沼設備	有限会社長沼設備	有限会社長沼設備	有限会社長沼設備	株式会社宮崎衛生公社	株式会社宮崎衛生公社	有限会社清山園芸場	有限安性清山園去場有限令外清山園共編	株式会社宮防	株式会社宮防	有限会社カワコウ	有限会社カワコウ #オク社ウ帽	体乳虫性口疹株式会社白腸	株式会社ミヤスイ	株式会社ミヤスイ	有限会社郡山板金工業所	有限会社郡山板金工業所	有限会社郡山板金工業所	巴設備工業株式会社	株式会社金本組	有限会社鶴本建設	有限会社鶴本建設	有限令并稿本鏈影
	見積合わせ の有無、参 加者数等	無	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	年(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)	有(3)
	随契理由 (自治令 167条の2 第1項の 号数)	(2)	⊕	(I)	(I)	Θ	Θ	Θ	Θ	⊕	0	∋ 6	∍ ∈	9 ⊝	0	Θ			Θ 6	€	€			Θ	Θ	0		Θ 6	9 (⊕	①	⊖ 6	9 ∈	9 0	Θ	Θ		(I)	Θ	Θ	Θ		9
	予定価格と 契約額の 差額	0	0	8,030	0	0	1,100	0	33,000	11,000	5,500	5,500	1,100	1,100	29,700	5,500	34,100	1,100	5,500	1,100	001,1	27.500	24,200	51,700	26,400	27,500	10,340	1,100	2,200	44,000	22,000	13,000	-269,718	68.200	7,700	34,100	99,550	66,550	4,990	0	0	22,000	25,000	31.000
	契約額 (最終)	37,004,000	126,500	1,289,970	1,299,100	705,100	1,298,000	1,298,000	1,144,000	1,287,000	1,292,500	1,292,500	1,298,000	1.163.800	1,164,900	1,290,300	1,086,800	958,100	987,800	1.298,000	1,117,600	1,053,800	987,800	1,122,000	1,051,600	1,246,300	280,060	1,296,900	735.900	1,155,000	1,232,000	1,120,000	1,402,718	1.067.000	958,100	445,500	1,110,450	1,110,450	1,190,506	1,298,000	1,298,000	1,276,000	462,000	1,210,000
	予定価格 (設計金額)	37,004,000	126,500	1,298,000	1,299,100	705,100	1,299,100	1,298,000	1,177,000	1,298,000	1,298,000	1,298,000	1,299,100	1,239,100	1,194,600	1,295,800	1,120,900	959,200	993,300	1 209 100	1181 400	1,161,400	1,012,000	1,173,700	1,078,000	1,273,800	290,400	1,298,000	759,100	1,199,000	1,254,000	1,133,000	1,133,000	1.135.200	965,800	479,600	1,210,000	1,177,000	1,195,496	1,298,000	1,298,000	1,298,000	487,000	1 241 000
	数 華 後 記 哈	45	46	47	48	49	20	51	52	53	54	22	00	0 00	29	09	61	62	63	0 4	00 9	00	89	69	7.0	71	72	73	75	76	77	78	79	81	82	83	84	85	98	87	88	88	90	6
	契約種別	# 1	# H	≢工 /	東工 8	# H	# H	1 # H	Ш	3 T#			\perp	# #			Ш		\perp	# #	┸		┖		#I 0	Ш	\Box		# #		L	Ц		# #	┸	#H H	Ш			1 工業	# H	Ш		H
	通し	45	46	47	48	49	20	51	52	23	54	22	20	200	59	09	61	62	63	94	0 9	00	9	69	70	7.1	72	73	75	192	7.7	78	79	8	82	83	84	85	98	87	88	88	90	6

2 契約の目的 支払関係 1 チェック表 1 子ェル関係 2 事業目的 契約選定方法 2 見積合わせ 第四 1 チェック表 8回 2 チェック表 参考見模算定 1 支払関係 数
2 契約の目的 1 チェック表 1 予定価格 2 募業目的 2 見積合わせ 1 チェック表 1 チェック表 2 チェック表 1 支払関係
1 チェッ 1 子を価 2 見精合 1 チェッ 1 チェッ 1 大エッ
字ども未来部子育で支 展頭 展頭 開設成計入課 建設部上大課 建設部通路維持課 建設部通路維持課 確設部通路維持課 都市整備的公園器地調 都市整備的公園器地調
無效影響,對整備課 (契 的課款,行) 建設部土木課 建設部土木課 建設部工水課 建設部系統特別 建設的部級維持課 確認的部級維持課 確於所認於維持課
建投部土木票 建投部道路維持票 建投部道路維持票 建投部道路維持票 据投部道路維持票 衛市整備部公園聯地票 都市整備部公園聯地票
準用河川線江川流域調査業務委託 令和A4年度道路橋定期点検業務委託 看所備橋線修護修正設計業務委託 加江田地区里道排水調査業務委託 合和4年フェニックス自然動物園マッドマウス設計業務委託 マエニックス自然動物園メリーゴーランド等設計業務委託
サータン サータン イナータン 大十十分 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 土 土 大 大 土 土 土 土
設計 設計 サルタント株
株式会社協済 株式会社協谷 株式会社協谷 株式会社協谷
有(3) 株式会社 有(3) 株式会社
495,000 0
00000
製計奏 託

- 1	ЯП	bb	m			m		m.	m	ш	m.	4te	m	DB-	16.	bb	bb-	26-	bb	n4-	b\$	П		ш	m	nt-		ate:	44	45F	de
	3 相票	磯野	利田	4田	申田	相田	利田	展田	展	桜田	桜田	上廊	申田	磯野	磯野	磯野	磯野	磯野	磯野	磯野	磯野	Н	多田	有田	有田	磯野	作田	空	П		聖王
	意見項目③																						支払関係							随契理由書	
	意見項目②									支払関係													支払関係					支払関係		支払関係	支払関係
	意見項目①							能	能	請求書の日付支	能	旋									加者		\neg	随契理由及び業者 選定		見積合わせの不実 施			豊の添付		
								1支払関係	1支払関係	2 請水書	1支払関係	1支払関係									1 見積参加者	6	3 隨契理	随契理 1選定		1 施		2 支払関係	1 随契理	3 支払関係	2. 文払例
	2 意見数																					Н							H	+	4
	指摘項目②																														
	指摘項目①	参考見積受付日										参考見積受付日		予定価格	予定価格	予定価格	予定価格			参考見積受付日										1	
	左 左	1										1		1	1	1	1			1		11								floor]
	14 元	選挙管理委員会事務局 (契約課執行)	選挙管理委員会事務局 (契約課執行)	選挙管理委員会事務局 (契約課執行)	選挙管理委員会事務局 (契約課執行)	選挙管理委員会事務局 (契約課執行)	選挙管理委員会事務局 (契約課執行)	教育委員会企画総務課 (契約課執行)	教育委員会企画総務課 (契約課執行)	教育委員会企画総務課 (契約課執行)	教育委員会企画総務課 (契約課執行)	教育委員会保健給食課 (契約課執行)	消防局総務課(契約課 執行)	消防局総務課(契約課 執行)	消防局総務課(契約課 執行)	消防局総務課(契約課 執行)	消防局総務課(契約課 執行)	消防局総務課(契約課 執行)	消防局総務課(契約課 執行)	消防局総務課(契約課 執行)	消防局総務課(契約課 執行)		総合政策部秘書課	総合政策部都市戦略局都 市戦略課	総務部管財課	地域振興部地域コミュニ ティ課	地域振興部市民課	環境部環境政策課	環境部環境施設課	環境部環境施設課	環境部環境施設課
監査実施内容一覧表	件名(※件名が同じ場合は、契約番号を付している。)	> 物品名「投票用紙計数機」	ボスター梅示場設置・投票立会人投票箱送数・地区別啓発推進員離礼 (2022004458)	ボスター梅示場設置・投票立会人投票箱送数・地区別啓発推進員謝礼 (2022020687)	ポスター掲示場設置駒礼	投票立会人投票箱送致謝礼	地区別啓発推進員跡礼	物品名「全自動洗濯機、衣類乾燥機外」(2022031373)	物品名「全自動洗濯機・衣類乾燥機外」(2022029118)	物品名「ドラム式洗濯乾燥機」	物品名「サーフボード」	物品名「ガス自動技飯器購入(宮崎小)」	貸与品購入 (夏牧急服上下:異動賞与,年次貸与)	海品名「貸与品購入:作業報紐有静電(選択貸与品)」	第 物品名「貸与品購入:ミドリ安全編上靴(異動・選択貸与品)」	第 物品名「貸与品購入:作業幣紐無(選択貸与品)」	第 物品名 [貸与品購入:作業報紐無辦電(選択貸与品)]	海品名「鎮与品購入:運動靴 (選択鎮与品)」	(3)	海品名「貸与品購入 (防火靴:規程貸与品)」 事	初品名「貸与品購入:アシックス編上靴(選択貸与品) 物品名「貸与品購入:アシックス編上靴(選択貸与品)		宮崎市天神山公園の桜撮影業務委託	物販施設経営分析業務 精	宮崎市新地方会計財務書類作成支援業務委託	期定業務委託 (小戸)	令和4年度社会保障・税番号制度システム整備委託業務 (戸籍事務内 連 携のための機能の整備)	エコ こども5R 学習事業業務委託 現	分業務委託	たらのき台不燃物埋立場伐採業務委託	
	契約相手方	株式会社ムサシ	有限会社橋本商会	株式会社ギフトショップまつざ き	株式会社ギフトショップまつざ き	株式会社あじさいギフト	有限会社橋本商会	有限会社こんにちは電器	宮尾電技商会	株式会社マツシタ電器	井内銃砲火薬店	有限会社丸一厨房	株式会社クリエイトコーポレ- ション	株式会社エイコー	株式会社KOEI	株式会社K0EI	株式会社K0EI	有限会社かわにし	シューズのオニツカ	株式会社武田ポンプ店	株式会社キシヤ		株式会社よしみカメラ	株式会社船井総合研究所	株式会社パブリック・マネジメ ント・コンサルティング	有限会社文明圖	富士通Japan株式会社 宮崎支店	特定非営利活動法人みやざきエ の会	有限会社原田運輸	貴島綠地建設株式会社	株式会社宮崎環境開発センター
	見積合わせ の有無、参 加者数等	#	有(5)	有(5)	有(3)	有(2)	有(3)	有(3)	有(2)	有(2)	有(3)	棋	有(2)	有(3)	(9) 単	有(7)	有(7)	(9) 単	(9) 単	有(3)	有(8)		兼	#	#	#	#	#	兼	# 1	#
	随契理由 (自治令 167条の2 第1項の 号数)	Θ	Θ	Θ	Θ	Θ	Θ	Θ	Θ	Θ	Θ	@	Θ	Θ	Θ	Θ	Θ	Θ	Θ	Θ	Θ		Θ	@	@	Θ	@	@	Θ	⊖ @	9
	予定価格と 契約額の 差額	0	161,766	107,800	13,200	29,604	24,816	25,762	3,410	8,800	5,500	44,000	0	6,600	59,400	33,264	29,755	67,782	0	0	0	698,493	-		ı	_	-	-		1	
	契約額 (最終)	704,000	406,054	483,340	231,000	404,236	376,464	132,638	134,750	319,000	321,750	1,320,000	760,760	240,900	512,050	568,656	568,656	505,758	507,650	610,500	758,230	16,606,472	088'66	5,599,000	6,176,093	066'66	19,371,000	2,883,770	99,834	95,700	4,760,932
	予定価格 (設計金額)	704,000	567,820	591,140	244,200	433,840	401,280	158,400	138,160	327,800	324,500	1,364,000	760,760	247,500	571,450	601,920	628,100	573,540	507,650	610,500	758,230	17,331,904	※本文参照	田上	山上	二日	干田	中国	国上	P.F.	丁田
	数	7	00	6	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	Ц	1	2	co	4	2	9	7	00 0	ກ
	契約種別	物品購入	物品購入	物品購入	物品購入	物品購入	物品購入	物品購入	物品購入	物品購入	物品購入	物品購入	物品購入	物品購入	物品購入	物品購入	物品購入	物品購入	物品購入	物品購入	物品購入	小計	一般委託	一般委託	一般委託	一般委託	一般委託	一般委託			一颗物品
	通し	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	Ш	143	144	145	146	147	148	149	150	151

2П	ъ	₄₀	,MD	Nb-	-														uto.	ut-	ut-	ut-	ut-		NE.	Nb.	-
## M# ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## #	三	日時	雪田	磯野	松田	敬田	嵌田田	安田	安田	敬田	嵌田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	安田	张田	田田	故田	多田	张田	张田	中崎	正	正	上廊	日曜	松田	磯野	磯野	英田
意見項目③	悉七	米米																							<u>Ş</u> ded		支払関係
意見項目②	支払関係	支払関係																						支払関係	受託候補者審査		支払関係
意見項目①	支払関係	支払関係	設計書の作成	見積合わせの不実 施					業務完了届												仕様書の記載	業務実施報告	印紙	支払関係	選定委員会		施契理由書の添付 支払関係
意見数	m	m	133																		1		1	2 2	2 强		3
指緧項目②																											
指蓋項目①													執行何書				執行何書										
指 数													٦				-										
扣当職	環境部環境施設課	環境部環境施設課	福祉部障がい福祉課	福祉部介護保健課	福祉部介護保健課	福祉部介護保健課	福祉部介護保健課	福祉部介護保健課	福祉部介護保健課	福祉部介護保健課	福祉部介護保健課	福祉部介護保健課	福祉部介護保健課	福祉部介護保健課	福祉部介護保健課	福祉部介護保健課	福祉部介護保健課	福祉部介護保健課	子ども未来部子育て支援 課	子ども未来部子育て支援 課	子ども未来部子育て支援 課	子ども未来部子育て支援 課	子ども未来部子育て支援 課	子ども未来部子育て支援 課	観光商工部観光戦略課	観光商工部観光戦略課	観光商工部スポーツラン ド推進課
(※年名が同じ離合は、契約番号を付している。)	令和4年度田野町·高岡町·清武町域公設浄化槽清掃業務委託	令和 4 年度佐土原町域公設浄化槽清掃業務委託	宮崎市障がい福祉窓口受付システム機能拡充(タクシー券等)業務委 託	宮崎市介護認定審査室エアコン清掃業務委託	在宅の障がい者及び要介護者へのPCR検査事業検体採取業務委託 (2022002801)	在宅の障がい者及び要介護者へのPCR検査事業検体採取業務委託 (2022002802)	在宅の障がい者及び要介護者へのPCR検査事業検体採取業務委託 [2022002803]	在宅の障がい者及び要介護者へのPCR検査事業検体採取業務委託 (2022002804)	在宅の障がい者及び要介護者へのPCR検査事業検体採取業務委託 (2022002806)	在宅の障がい者及び要介護者へのPCR検査事業検体採取業務委託 (2022002807)	市在宅の障がい者及び要介護者へのPCR検査事業検体採取業務委託 (2022002808)	在宅の障がい者及び要介護者へのPCR検査事業検体採取業務委託 (2022002809)	在宅の隔がい者及び要介護者へのPCR検査事業検体採取業務委託 (2022002812)	在宅の障がい者及び要介護者へのPCR検査事業検体採取業務委託 (2022002813)	在宅の備がい者及び要介護者へのPCR検査事業検体採取業務委託 (2022002799)	在宅の開がい者及び要介護者へのPCR検査事業検体採取業務委託 (2022002805)	在宅の障がい者及び要介護者へのPCR検査事業検体採取業務委託 (2022002811)	在宅の障がい者及び要介護者へのPCR検査事業検体採取業務委託 (2022002814)	- 宮崎市子ども食堂ネットワーク応援業務委託	みやざき恋文プロジェクト運営業務委託	宮崎市児童遊園等遊具等保守点検業務委託	7 宮崎市児童遊園(児童広場)清掃業務委託	令和 4 年度旧生目児童館管理運営業務委託	日子父子專婦福祉資金貸付金債權回収業務委託	インパウンド受入体制整備事業業務委託(動画制作)	令和 4 年度「神武東遷」認知拡大・観光誘客推進事業業務委託	田野運動公園巨石等撤去委託
契約相手方	株式会社産商	有限会社佐土原サニタリー	株式会社オー・エム・シー	株式会社栄建工業	医療法人社団三友会いしかわ内科	医療法人健心会	有限会社ケアプロジェクト 訪問看護ステーションケアふる宮 崎	合同会社太陽	有限会社オアシスクリエイト	リ・バース株式会社	認定特定非営利活動法人ホームホ スピスたちばな 訪問看護ステーションばりおん	医療法人薩典会橋口医院	株式会社GOOD LIFE 訪問看護ステーションオハナ	医療法人社団誠友会 訪問看護ステーションなんぶ	株式会社aini	株式会社あいずのとも	医療法人芳明会	株式会社ララボンド	支え合いの地域づくりネットワ- ク	カテナ株式会社	株式会社日光製作所	公益社団法人宮崎市シルパー人材 センター	社会福祉法人宮崎市社会福祉事業団	弁護士法人プレインハート法律事 務所	株式会社地球の歩き方	株式会社MRTアド	有限会社末原産業
児積合わせ の有無、参 加者数等	無	無	#	#	#	無	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	#	有(3)	単	#	#	プロボーザ ル	プロボーザ ル	無
商契理由 (自治令 167条の2 第1項の 号数)	@	©	@	Θ	@	©	@	©	©	©	@	©	6	2	3	@	©	8	3	©	Θ	(m)	Θ	3	3	3	Θ
予定価格と 契約額の 1 滞額 弾	ı	-	ı	ı	-	ı	I	1	1	I	I	1	I	I	_	ı	I	I	1	ı	ı	ı	ı	ı	ı	1	ı
契約額 (最終)	18,042,222	28,420,040	3,498,000	99,550	30,000	75,000	0	90,000	30,000	30,000	0	0	0	15,000	000'09	15,000	0	30,000	6,798,000	2,475,000	211,200	1,247,739	458,000	95,174	4,000,000	8,498,600	99,550
契約 子定価格 種別 (設計金額) 番号	10 同上	11 同上	12 周上	13 周上	14 同上	15 同上	16 周上	17 同上	18 周上	19 同上	20 周上	21 周上	22 同上	23 同上	24 同上	25 周上	26 同上	27 同上	28 周上	29 周上	30 同上	31周上	32 周上	33 周上	34 同上	35 同上	36周上
契約種別	一般委託	一般委託	一般發託	一般委託	一般泰託	一般奏託	一般委託	一般委託	一般委託	一般委託	一般委託	一般委託	一般奏託	一般委託	一般委託	- 微奏託	一般奏託	一般奏託	一般泰託	一般奏託	一般奏託	一般奏託	一般泰託	一般委託	一般奏託	一般委託	一般奏託
通し	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	170	171	172	173	174	175	176	177	178

細	塩田	有田	田田	田田	田田	田田	田田	田田	山崎	山崎	塩	室日	利田	田田	申田	甲田	甲田	甲田	田田	甲田	甲田	用田	甲田	甲田	利田	単田	田田	単田	山崎	空 :
		極	松	₽X	₩	₩	₽X	₩					柜	柜	柜	極	極	柜	柜	作	柜	作	柜	作	極	極	柜	極	П	∃ -
意見項目③	予定価格								予定価格	予定価格	予定価格	予定価格																	L	\perp
意見項目②	支払関係		支払関係	支払関係	支払関係	支払関係	支払関係	支払関係	支払関係	支払関係	支払関係	支払関係																	支払関係	支払関係
意見項目①	支払関係		支払関係	支払関係	支払関係	支払関係	支払関係	支払関係	支払関係	支払関係	支払関係	支払関係	随意契約締結何書 の添付	随意契約締結何書 の添付															支払関係	支払関係
意見数	m	Ц	2	2	2	2	2	2	m	m	m	m		П															2	2
指摘項目②																														
指摘項目①		1 随契根拠条文																											1 予定価格	1 予定価格
描 教		Н	del	46	del l	del l	ell	en en	ŝĸ	šĸ	έX	s×.	ŝĸ	ŝΧ	⊞H	BH	BH	BH BH	BH BH	⊞H	⊞н	⊞H	BH	BH	BH	⊞H	BH	EH!		\dashv
開開	観光商工部スポーツラン ド推進課	建設部建築住宅課	佐土原総合支所 農林建設課	佐土原総合支所 農林建設課	佐土原総合支所 農林建設課	佐土原総合支所 農林建設課	佐土原総合支所 農林建 設課	佐土原総合支所 農林建設課	田野総合支所 農林建設 課	田野総合支所 農林建設 課	田野総合支所 農林建設 課	田野総合支所 農林建設 課	高岡総合支所 農林建設 課	高岡総合支所 農林建設 課	選挙管理委員会選挙管理 委員会事務局	選挙管理委員会選挙管理 委員会事務局	選挙管理委員会選挙管理 委員会事務局	選挙管理委員会選挙管理 委員会事務局	選挙管理委員会選挙管理 委員会事務局	選挙管理委員会選挙管理 委員会事務局	選挙管理委員会選挙管理 委員会事務局	選挙管理委員会選挙管理 委員会事務局	選挙管理委員会選挙管理 委員会事務局	選挙管理委員会選挙管理 委員会事務局	選挙管理委員会選挙管理 委員会事務局	選挙管理委員会選挙管理 委員会事務局	選挙管理委員会選挙管理 委員会事務局	選挙管理委員会選挙管理 委員会事務局	教育委員会学校施設課	教育委員会学校施設課
件名(※件名が同じ場合は、契約番号を付している。)	生目の杜運動公園臨時駐車場草刈業務委託	宮崎市営住宅等指定管理料	水門等操作委託 (その1)	水門等操作委託 (その2)	水門等操作委託 (その3)	水門等操作委託 (その4)	水門等操作委託 (その5)	水門等操作委託 (その6)	7 田) 南原1号街区公園外8草刈業務委託	オ田) 公園通り線外7線草刈業務委託	^才 田) 中ノ原2号街区公園外8草刈業務委託	オ田)天神ダム湖線外2線草刈業務委託	麓瓜田線草刈業務委託	天ケ城公園南側法面草刈業務委託	参議院議員通常選挙における投票所交通誘導業務	参議院議員通常選挙における投票所交通整理業務(2022009381)	参議院議員通常選挙における投票所交通整理業務(2022009388)	宮崎県知事選挙における投票所交通整理業務(2022025964)	宮崎県知事選挙における投票所交通整理業務(2022025965)	宮崎県知事選挙における投票所交通誘導業務	期日前・不在者投票所機械警備業務委託 (2022024532)	期日前,不在者投票所機械警備業務委託 (2022024523)	期日前,不在者投票所機械警備業務委託(2022024524)	宮崎県知事選挙に伴う駐車場整理業務(2022025961)	宮崎県知事選挙に伴う駐車場整理業務(2022025954)	宮崎県知事選挙 投票用紙読取分類機点檢業務委託	宮崎県知事選挙 投票用紙読取分類機設定業務委託	選挙時臨時啓発業務委託「宮崎市議会議員選挙等啓発事業業務委託」	宮崎市立木花小学校屋内運動場アリーナ床石綿含有調査業務委託	宫崎市立江平小学校外1校校舎石綿含有調査業務委託
契約相手方	株式会社スカイフォレスト宮崎	宮崎住宅管理センター	福島樋門操作組合	追手川樋門操作組合	追手川放水路樋門操作組合	巨田樋門操作組合	本部樋門操作組合	11部種門操作組合	公益社団法人宮崎市シルバー人材 センター	公益社団法人宮崎市シルバー人材 センター	公益社団法人宮崎市シルバー人材センター	公益社団法人宮崎市シルバー人材センター	有限会社生目線地建設	有限会社福富造園	有限会社末原産業	株式会社九州ガードシステム	株式会社九州ガードシステム	株式会社九州ガードシステム	株式会社九州ガードシステム	株式会社富士総合サービス	企業警備保障株式会社	企業警備保障株式会社	企業警備保障株式会社	南日本警備保障株式会社	宮崎総合ビル管理株式会社	株式会社ムサシ 福岡支店	株式会社ムサシ 福岡支店	株式会社UMCエージェンシー	有限会社ヤマナ巧業	有限会社ヤマナ巧業
見積合わせ の有無、参 加者数等	有(3)	兼	#	無	#	#	#	#	#	#	#	#	有(3)	有(3)	#	#	#	#	#	無	有(5)	有(5)	有(5)	有(3)	#	#	#	#	無	有(3)
随契理由 (自治令 167条の2 第1項の 号数)	Θ	©	@	@	@	@	@	@	© (D	000	8	© 000	Θ	Θ	Θ	⊖	⊖	Θ	⊖	⊖	0	0	⊖	Θ	@	@	@	@	Θ	Θ (
予定価格と 契約額の 1 差額 第	ı	ı	ı	I	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı	ı	I	ı	ı	ı	ı	ı	1	1	ı	ı	ı	-	I
契約額 (最終)	495,000	15,000,000	251,900	559,900	000'896	368,500	323,400	249,700	490,000	494,000	499,000	495,000	489,500	495,000	92,400	62,920	68,640	74,360	68,640	91,740	76,664	41,632	50,939	187,000	699,380	444,323	301,400	4,599,760	90,200	431,200
契約 予定価格 種別 (設計金額) 番号	37 周上	38 同上	39 周上	40 同上	41 同上	42 同上	43 同上	44 同上	45 同上	46 同上	47 同上	48 周上	49 同上	50 周上	51 同上	52 同上	53 同上	54 同上	55 同上	56 同上	57 同上	58 周上	59 周上	子世 09	61 周上	62 同上	10 日上	64 同上	65 同上	王国 99
契約種別 種	一般委託	一般委託	般泰託	殼麥託	般委託	一般委託	一般委託	一般委託	穀委託	一般委託	一般委託	一般委託	一級泰託	一般委託	一般委託	一般委託	一般委託	般委託	一般委託	般委託	一般委託	一般委託	一般委託	一般泰託	一般委託	一般奏託	一般奏託	一般委託	一般委託	一般委託
周	179 -	180	181	182	183	184	185	186	187	188	189	190	191	192	193	194	195	196	197	198	199	200	201	202	203	204	205 -	- 506		208

1. 1. 1. 1.									監 宜美灺內容一覧表								
1982 1982	通			契約額 (最終)	予定価格と 契約額の 差額		見積合わ の有無、 加者数等		件名(※件名が同じ場合は、契約番号を付している。)			指摘项目①		頁目 ①	意見項目②	意見項目③	加
19 1 1 1 1 1 1 1 1 1	210		干国 89	437,800	ı	Θ	有(3)	有限会社ヤマナ巧業	宮崎市立宮崎南小学校南・中校舎石綿含有調査業務委託	教育委員会学校施設課	1 75	5価格	2 支払		支払関係		上廊
19 12 12 12 12 12 12 12	211		干២ 69	161,700	ı	Θ	有(3)	有限会社ヤマナ巧業	宮崎市立小松台小学校北校舎石綿含有調査業務委託	教育委員会学校施設課	1 75	5価格	2 支担		支払関係		三路
	212		70 同上	447,700	ı	Θ	有(3)	有限会社守田造園土木	宮崎市立小学校樹木安全点検業務委託(北部)	教育委員会学校施設課	1 43	ご価格	1 見利	長合せ			幾野
18 18 18 18 18 18 18 18	213		71 同上	447,700	1	Θ	伸(3)	有限会社守田造園土木	宮崎市立小学校樹木安全点検業務委託(南部)	教育委員会学校施設課	1 75	2価格	1 見得	[음년			幾野
1852-06-268 1255-02-268 1255-02-269 2 2 2 2 2 2 2 2 2	217		72 同上	4,000,000	ı	8	兼	特定非営利活動法人みやざき子 ども文化センター	令和4年度ふるさと文化学習支援事業委託	教育委員会生涯学習課							機野
1		北部	155,046,368	147,874,972	7,171,396		Ц				10		73				
京京橋 2 同上 3.03 × 0.00 一 ② 前 2.05 × 0.00 一 ③ 前 2.05 × 0.00 一 ④ 前 2.05 × 0.00 一 ⑥ 前 2.05 × 0.00 × 0.00 一 ○ ⑤ 前 2.05 × 0.00 × 0.00 一 ○ ⑥ 前 2.05 × 0.00 × 0.00 一 ○ ⑥ 前 2.05 × 0.00 × 0.00 一 ○ ⑥ 前 2.05 × 0.00 × 0.00 一 ○ ⑥ 前 2.05 × 0.00 × 0.00 一 ○ ⑥ 前 2.05 × 0.00 × 0.00 一 ○ ⑥ 前 2.05 × 0.00 × 0.00 × 0.00 × 0.00 一 ○ ⑥ 前 2.05 × 0.00 × 0.00 × 0.00 一 ○ ⑥ 前 2.05 × 0.00 ×	216		1 ※本文参照	2,556,000	I	@	#	株式会社合田工務店東京本店	研修生・派遣職員等の職員宿舎賃借料(ステージグランデ台東根岸ア ジールコト1101号)	総合政策部企画政策課宮 崎市東京事務所							田田
現実 3 12 2.75,500 一 ② 解	216	l	2 周上	3,036,000	ı	@	#	服部こずえ	研修生・派遣職員等の職員宿舎賃借料(AXAS駒込アジールコート703 号)	総合政策部企画政策課宮 崎市東京事務所							田田
項目	217		3 9 9	3,176,515	I	@	無	野村不動産パートナーズ株式会社	・派遣職員等の職員宿舎賃借料(プラウドフラット品川大井町	総合政策部企画政策課宮 崎市東京事務所							田田
算算備 5 m. 2.00.310 一 ② 前 無 施出作の つ 次表が企社 所作生事、活躍職務等の職員宿金費機材(セルビンコームス解的の場」を発展的所	218		[[]	2,736,000	ı	@	兼	プロパティーエージェント株式 会社	研修生・派遣職員等の職員宿舎賃借料(クレイシア森下ステーションサイト412号)	総合政策部企画政策課宮 崎市東京事務所							幾野
資金額 日本 3.00.01.00 日本 企業を建立してきたいる。 日本	216	l	5周上	3,140,970	ı	@	兼	東急住宅リース株式会社	研修生等・派運職員等の職員宿舎賃借料(セルビシエ白金801号)	総合政策部企画政策課室 崎市東京事務所							幾野
算貨機 7 同上 9.70 LOO 一 条 株式会社マーイーシー 自当体体期等イマリシール利用料 地路部階級的額 日本 1 2	220		平国9	3,020,160	ı	@	兼	東急住宅リース株式会社	研修生・派遣職員等の職員宿舎賃借料(プリームス青柳903号)	総合政策部企画政策課室 崎市東京事務所							幾野
貨幣価 日間上 3.271.560 一 ② 無 株式会社交シティ 定数ティ用サーレスコーナー資価料 地域膨脹的質量 の インスワチン所質	221		7周上	9,702,000	ı	©	無	1	自治体専用チャットツール利用料	総務部情報政策課							有田
資貨価 9 回上 808.500 - ② 無 イインモール株式会社 販売コロナワクテン素団接種会職長置に伴う定期建物賃借契約 地域無限部本に出まる。 地域無限部本に出まる。 地域無限部本に出まる。 (2022,020.20.20.20.20.20.20.20.20.20.20.20.20.	222		7世8	3,277,560	-	3	無	株式会社宮交シティ	宮交シティ市民サービスコーナー賃借料	地域振興部市民課							幾野
資金信 10 日本のおおおのののである。 第 株式会社カリー/ (202202026) 新型コロナワケチン集団接種会場設置に伴う定期建物賃貸借契約 油産管理部部型コロナワケチン対策課 本ルスワケナン対策課 1 協意契約の理由 2 協意契約の理由 2 協定支給未式会上がリーノ 2 関係を表示するテンスののの理します。 3 関係を表示を表示を表示を表示を表示を示すると示さると示さると示さると示さると示さると示さると示さると示さると示さると示さ	223	ш	7回6	808,500	_	3	無	イオンモール株式会社	東部市民サービスコーナー賃借料	地域振興部市民課							幾野
資産権 11 同上 4.888.560 一 ② 無 株式会社カリー/(2022039588) 所型コロナワクチン集団接種会場設置に伴う定期建物賃貸借契約 建康管理邮売型コロナク 1.634.260 1.674.260 一 ② 無 株式会社カリー/(2022039588) 1.632.03 1.634.260 一 ② 無 株式会社宮シティ 新型コロナワクチン集団接種会場使用料 性難等理酬が配置 日本人のファン対策課 1.682.03 <th< td=""><td>777</td><td></td><td>10 日上</td><td>24,494,800</td><td>I</td><td>@</td><td>熊</td><td>株式会社カリーノ</td><td>新型コロナワクチン集団接種会場設置に伴う定期建物賃貸借契約 (2022020326)</td><td>健康管理部新型コロナウ イルスワクチン対策課</td><td></td><td></td><td>1 图</td><td>※契約の理由</td><td></td><td></td><td>塩</td></th<>	777		10 日上	24,494,800	I	@	熊	株式会社カリーノ	新型コロナワクチン集団接種会場設置に伴う定期建物賃貸借契約 (2022020326)	健康管理部新型コロナウ イルスワクチン対策課			1 图	※契約の理由			塩
賃貸借 12 同上 1.674.200 一 ② 株式会社窓交シティ 新型コロナワクチン集団接職会場使用科 推進度 イルスワクテン対策器 イルスワクテン対策器 賃貸借 14 同上 3.000,000 一 ② 無 高級交通株式会社 書島パークゴルフ場質価料(計車) 財産 日本選 1 随意契約の理由 1 随意契約の理由 賃貸借 15 同上 3.000,000 一 ② 無 高級交通株式会社 書島パークゴルフ場質価料(計車) 財産 財産 1 随意契約の理由 1 随意契約の理由 小計 68.925,865 0 無 窓 施売業ま会社 書島パークゴルフ場質価料(建物) 財産 1 随意契約の理由 1 随意契約の理由 小計 681,089,477 766,992,458 0 年 20 第	225			4,898,960	I	@	無	株式会社カリーノ	新型コロナワクチン集団接種会場設置に伴う定期建物賃貸借契約 (2022039588)	健康管理部新型コロナウ イルスワクチン対策課			1 遊湯	※ 契約の理由			上崎
資資信 13 同上 1.081,000 一 ② 無 含体交通株式会社 書島パークゴルフ場資借料(注車場) 経過速度 1 施意契約の理由 1 施意契約の理由 質貨信 14 同上 3,000,000 一 ② 無 宮崎交通株式会社 書島パークゴルフ場賃借料(注車場) 総投稿 1 施意契約の理由 1 施意契約の理由 資貨信 15 同上 2,323,200 一 ③ 無 宮崎交通株式会社 青島パークゴルフ場賃借料(建地場) 採推進度 1 施意契約の理由 1 施意契約の理由 小計 68,925,865 0 第 宮崎交通株式会社 青島パークゴルフ場賃借料(建地) 1 施達契約の理由 1 施意契約の理由 1 施意契約の理由 合計 7 766,992,475 1 4,070,080 1 4,070,080 1 4,070,080 5 1	226		12周上	1,674,200	ı	@	無	株式会社宮交シティ	新型コロナワクチン集団接種会場使用料	健康管理部新型コロナウ イルスワクチン対策課							塩
資价信 14 同上 3.000,000 一 ② 無 合成交通株式会社 青島パークゴルフ場資借料(建物) 供指進票 P指進票 1 隔差契約の理由 資資借 15 同上 2,323,200 一 ② 無 商校运機式会社 青島パークゴルフ場質借料(建物) 指指票 1 隔差契約の理由 1 隔差契約の理由 小計 68,925,865 0 5 5 合計 1,41,70,080 14,070,080 </td <td>227</td> <td></td> <td>13 同上</td> <td>1,081,000</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>兼</td> <td>宮崎交通株式会社</td> <td>青島パークゴルフ場賃借料(土地)</td> <td>観光商工部スポーツラン ド推進課</td> <td></td> <td></td> <td>1 随湯</td> <td>対数約の理由</td> <td></td> <td></td> <td>田田</td>	227		13 同上	1,081,000	1	0	兼	宮崎交通株式会社	青島パークゴルフ場賃借料(土地)	観光商工部スポーツラン ド推進課			1 随湯	対数約の理由			田田
賃貸借 15 同上 2.323.200 一 ② 無 自時人で一クゴルフ場賃借料(建物) 提出業業 上指業業 1 協意契約の理由 上報業業 上報業業 上報業業 日本	328		14 同上	3,000,000	1	0	兼	宮崎交通株式会社	青島パークゴルフ場賃借料(駐車場)	観光商工部スポーツラン ド推進課			1 随着	抗契約の理由			田田
68,925,865 68,925,865 68,925,865 68,925,865 0 0 781,089,477 766,992,458 14,070,080 281 71 71	225		15 岡上	2,323,200	ı	@	#	宮崎交通株式会社	青島パークゴルフ場賃借料 (建物)	観光商工部スポーツラン ド推進課			1 随湯	対約の理由			田
781,089,477 766,924,458 14,070,180		사람	68,925,865	68,925,865	0	_					0		2				
	╝	恒	781,089,477	766,992,458	14,070,080					中	7.1		200				П